

令和4年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和4年3月1日 開会

}

令和4年3月22日 閉会

吉田町議会

令和4年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 3
○議案第3号～議案第34号の一括上程、説明	1 5
○報告第2号の報告	6 0
○散会の宣告	6 3

第 2 号 (3月4日)

○開議の宣告	6 4
○議事日程の報告	6 4
○議案第13号の質疑、討論、採決	6 4
○議案第15号の質疑、討論、採決	6 8
○散会の宣告	6 8

第 3 号 (3月9日)

○開議の宣告	6 9
○議事日程の報告	6 9
○議案第14号の質疑	6 9
○議案第16号の質疑	6 9
○議案第17号の質疑	7 0
○議案第19号の質疑	7 0
○議案第20号の質疑	7 0
○議案第21号の質疑	7 0
○議案第22号の質疑	7 3

○議案第23号の質疑	73
○議案第24号の質疑	74
○散会の宣告	82

第 4 号 (3月11日)

○開議の宣告	83
○議事日程の報告	83
○議案第18号の質疑	83
○散会の宣告	150

第 5 号 (3月15日)

○開議の宣告	151
○議事日程の報告	151
○一般質問	151
増田剛士	151
平野積	164
山内均	178
楠元由美子	192
山口一博	203
○散会の宣告	215

第 6 号 (3月22日)

○開議の宣告	216
○議事日程の報告	216
○議案第14号の討論、採決	216
○議案第16号の討論、採決	216
○議案第17号の討論、採決	217
○議案第18号の討論、採決	217
○議案第19号の討論、採決	218
○議案第20号の討論、採決	218

○議案第21号の討論、採決	219
○議案第22号の討論、採決	219
○議案第23号の討論、採決	219
○議案第24号の討論、採決	220
○議案第3号の質疑、討論、採決	222
○議案第4号の質疑、討論、採決	223
○議案第5号の質疑、討論、採決	224
○議案第6号の質疑、討論、採決	224
○議案第7号の質疑、討論、採決	225
○議案第8号の質疑、討論、採決	225
○議案第9号の質疑、討論、採決	228
○議案第10号の質疑、討論、採決	231
○議案第11号の質疑、討論、採決	234
○議案第12号の質疑、討論、採決	234
○議案第25号の質疑、討論、採決	237
○議案第26号の質疑、討論、採決	238
○議案第27号の質疑、討論、採決	238
○議案第28号の質疑、討論、採決	239
○議案第29号の質疑、討論、採決	239
○議案第30号の質疑、討論、採決	240
○議案第31号の質疑、討論、採決	240
○議案第32号の質疑、討論、採決	241
○議案第33号の質疑、討論、採決	241
○議案第34号の質疑、討論、採決	242
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	243
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	244
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	246
○議会閉会中の継続調査について	259
○町長挨拶	259
○議長挨拶	260

○閉会の宣告.....	260
-------------	-----

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんのお元気な顔に接してうれしく思っております。

本議会は令和4年度の方角を決定する会議でございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和4年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、11番、河原崎昇司君、12番、平野 積君を指名します。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月22日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関することについてであります。2月2日水曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会、政策研修会がオンラインで開催されました。研修会では東急株式会社、交通インフラ事業部Ma a S戦略課長で合同会社うさぎ企画代表の森田 創氏による「Ma a Sが切り開く地方観光地の未来」と題した講演が行われました。

2月15日火曜日、令和3年度静岡県町村議会議長会総会、議長会議がウェブ会議方式で開催されました。総会では今後の本会の運営、会費の在り方等について令和4年度静岡県町村議会議長会事業計画及び一般会計歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。特に今後の本会の運営、会費等の在り方については、これまで会費の増額及び事業の見直しを時間をかけて協議してきたことを踏まえ、収入面では本会の運営が持続可能なものとなるよう令和4年度の会費から増額を図る一方、支出面では事業の廃止、隔年開催、開催方法の変更及び物件費や人件費の見直しなどを行うこととし、引き続き5年単位で収支の見直しを実施し、財政の健全化を行うことといたしました。

また、報告事項として全国町村議会議長会、自治功労者表彰について及び公益財団法人静岡県消防協会からの要望書について報告がありました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

最後に、常任委員会に付託した請願について報告します。

本日までに受理した請願はお手元にお配りしました請願文書表のとおり会議規則第87条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託しました。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種施策の方針や概要等についてお話申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返しながら世界中で猛威を振るい、いまだ収束の見通しが立っていない状況でございます。年明け以降感染力が極めて高いオミクロン株が全国的に流行し、県内においてもかつてない感染の拡大と医療が逼迫した状況が続いており、1月27日に適用された蔓延防止等重点措置が3月6日まで延長される事態となっております。

当町におきましても新規感染者数の増加に歯止めがかからず、感染の拡大が収まらない状況でございます。特に家庭内において感染が拡大する事例が多発しており、オミクロン株の強力な感染力に驚愕しております。

こうした難局を乗り越えるためには、やはり町民の皆様と町が一丸となって感染防止対策に取り組んでいかなければなりません。皆様におかれましては引き続き3密を避け、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛をお願いするとともに家庭内における換気や手指消毒などを徹底していただき、自らと大切な家族や友人を守るためにも感染拡大防止への協力をお願いする次第でございます。

町といたしましても新型コロナワクチン接種を希望する町民の皆様が安心して速やかに接種できる体制を維持するとともに、ワクチンの有効性と副反応について正しい情報を広く周知し、皆様の不安を取り除きながら3回目の接種を含むワクチン接種を迅速かつ円滑に実施してまいります。さらにワクチン接種以外の感染防止対策につきましても、国や県、医療機関等と緊密な連携を図りながら万全を期してまいります。

さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災以降当町は最悪に備え、最善に期待する災害対策の基本テーマにのっとり、まずは町民の皆様を守り、次いで町民の皆様の財産を守るとともに、企業の皆様の生産活動を守ることを可能にすべく津波防災対策を町の最重点政策として位置づけ、千年に一度の大津波に対応した津波防災町づくりを強力に推し進めてまいりました。

まずは平成23年11月に作成しました津波ハザードマップに基づき、町民の命を守る対策として津波浸水想定区域内にお住まいの町民約1万7,000人が5分以内で避難できる15キロ津波避難タワーをいち早く完成させるとともに、避難路や防災公園の整備を迅速に進めてまいりました。さらに平成29年度からは町民の財産と企業の生産活動を守る対策として千年に一度の大津波を海岸線で食い止めるため、既存の防潮堤を高さ11.8メートルまでにかさ上げし、被災しない町の創出を目指してまいりました。この第1期工事としまして、国や県の協力の下、当町の海岸線の半分の距離となります約2.5キロメートルの川尻海岸において防潮堤のかさ上げに着手し、いよいよ3月末に完成する運びとなりました。

また、併せて川尻海岸防潮堤の東端に位置する国の河川防災ステーションと町の水防センターも同時期に完成しますことから、これら施設の供用開始に合わせ、5月14日に国と合同で完成式典を開催することが決定したところでございます。

当町の海岸は吉田漁港の区域を除けば国の直轄海岸であり、国の協力が得られなければ町はどうすることもできない海岸でございましたが、強力に、そして粘り強く国に働きかけました結果、全国でも例を見ない国直轄海岸における事前防災モデルとして千年に一度の大津波をブロックする防潮堤が皆様の目に見える形で完成するわけでございます。この防潮堤の

完成は町にとって新たな安全の具現化でございます。そして、この防潮堤の背後地は安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想において、県営吉田公園と合わせた癒やし空間の創出やレジャーとスポーツゾーンに位置づけられたエリアとなりますので、令和4年度はこのエリアのにぎわい創出のための調査を実施し、シーガーデンシティ構想の具現化に向けて力を尽くしてまいります。

この川尻海岸防潮堤の完成は、町の新たな安全の第一歩となるわけでございますが、今後は吉田漁港や坂口谷川の左岸堤防のかさ上げを含めた住吉海岸の津波対策、そして大井川の右岸堤防のかさ上げと軸足を移してまいります。住吉海岸における千年に一度の大津波をブロックする高さ11.8メートルの防潮堤整備につきましては現在国と協議中でございますが、この防潮堤が完成いたしますと残すところは、大井川の右岸堤防のかさ上げとなります。そして、これらが全て完成の日の目を見たとき、南海トラフで発生する巨大地震が引き起こすと言われる千年に一度の大津波をブロックすることができる安全な町を名実ともに手にすることができ、この町の安全は揺るぎないものになると確信しておりますので、この確固たる安全を一日でも早く手にすることができるよう引き続き強力に粘り強く国に働きかけてまいります。

こうしたシーガーデンシティ構想取組をさらに加速させることで安全・安心でにぎわいのある町土を築き、教育環境は充実、子育て支援、健康づくりといった心を魅了する施策の展開に加え、新型コロナウイルス感染症対策を初め治水対策、交通安全対策、生活道路整備、自治体DXなどの日常生活に関わるきめ細やかな事業を実施するため、令和4年度の一般会計当初予算につきましては歳入歳出それぞれ119億4,900万円と過去最高の額となる予算を編成いたしました。

それでは、令和4年度の主な事業につきまして第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりに関連する事業についてでございます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、東臨港橋から東に約1キロメートルの区間において側道の整備工事を進めており、本年度中に完成する予定でございます。このうち東臨港橋から第2号橋梁までの防潮堤側道1号線と町道認定をした区間につきましては、5月に国と合同で開催する完成式典に合わせて供用を開始いたします。また、防潮堤の天端道において両側に苗木の植栽を行う準備を進めており、この植栽には吉田中学校の生徒の皆様にも参加していただけるよう計画をしているところでございます。令和4年度におきましては側道整備をさらに東側へと進めていく予定でございます。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。吉田漁港多目的広場につきましては、本年度は天端の海側部分をかさ上げする盛土工事を実施しており、3月末の完了後には川尻海岸防潮堤と同じ11.8メートルの高さとなります。令和4年度におきましては天端部分において芝生広場整備に着手し、緊急時のヘリポートや緊急物資の一時保管場所などとなる広場の整備を進め、町民の皆様にも御利用いただけるよう調整を図ってまいります。

次に、吉田漁港におけるレベル2の津波対策についてでございます。吉田漁港におけるレベル2の津波対策につきましては、胸壁や陸閘などの海岸保全施設と多目的広場などの漁港施設との多重防御により、千年に一度の大津波に対応するため整備を進めております。令和4年度におきましては測量や地質調査、設計業務を実施し、事業の進捗を図ってまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。本年度中に県が策定します2級河川、坂口谷川水害対策プランに基づき、令和4年度は住吉地区における浸水被害軽減に向けた排水施設の設計に着手する予定でございます。また、2級河川湯日川に合流する町が管理する河川につきましても、近年多発する大雨によって浸水や道路冠水などが発生しておりますことから、浸水被害軽減に向けて流域の浸水原因の調査に着手し、対策の検討を進めていく予定でございます。そのほかの治水対策としましては、町内河川のしゅんせつ工事を進めてまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。大幡川水系の準用河川であります大窪川につきましては、国の交付金を活用しながら河川の流れをよくするための改修事業を実施しております。令和4年度におきましても国の防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策に係る事業として引き続き護岸整備を上流側へ進めてまいります。

次に、交通安全対策事業についてでございます。交通安全対策事業につきましては、これまでの交通安全施設の整備に加え、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、昨年7月に吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムを策定いたしました。このプログラムに基づき、抽出した危険箇所について道路管理者や学校、警察など関係者が合同で点検を実施し、順次区画線の復旧や路面標示などの設置などの交通安全対策を講じている状況でございます。令和4年度におきましては予算額を増額し、引き続き関係機関と連携を図りながらグリーンベルトを整地するなど子供の移動経路における交通安全対策を推進してまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。「TOUKAI-0」事業につきましては、県は令和7年度を静岡県耐震改修促進計画における最終年度と定め、耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」の取組を一層強化することとしております。町といたしましても地震災害時における家屋等の倒壊における犠牲者を一人でも少なくするため、木造住宅の耐震補強やブロック塀等の耐震化を強力に進める必要がございます。このため、今後も引き続き県と連携しながら、耐震化の重要性や負担軽減のための補助制度について町民の皆様に御理解いただけるよう戸別訪問などによるPRを積極的に展開するとともに、対象者のさらなる掘り起こしを行い、それぞれの状況に合った幅広い命を守る対策を提案することで災害に強く安全で安心な町づくりを推進してまいります。

次に、消防団小型動力ポンプ付積載車の更新についてでございます。南海トラフ大地震等の大規模災害の発生が危惧され、全国各地で風水害等が多発する中、自然災害に的確に対応する消防団の使命はますます重要視されております。こうした消防団活動の重要性を鑑み、さらなる地域防災力充実強化を図るため、令和4年度は吉田町消防団第2分団と第4分団の小型動力ポンプ付積載車を更新する予定でございます。

次に、令和4年度消防防災訓練についてでございます。令和4年度の静岡県総合防災訓練は9月4日に、県と島田市、牧之原市、川根本町、吉田町の共催により実施が予定されております。この訓練は大規模地震の発生を想定した実動訓練を県と県内市町が共同で実施することで県と市町が連携した災害応急対策に係る計画や地域防災計画などを検証するほか、訓練の準備から実施までを通して住民の皆様は大規模地震の被害や自助共助の重要性などについて認識を深めていただくとともに、消防署、警察署、自衛隊などの応援部隊と市町とが顔の見える関係を構築することを目的としております。当地におきましては吉田中学校のグラ

ウンドをメインとして防災公園や整備中の吉田漁港多目的広場など複数の訓練会場を設け、災害協定を活用した道路啓開、緊急物資の受入れや搬送訓練など町内全域で約30種類の訓練を行う予定でございます。この大規模な訓練を通して町の災害応急対策力の向上を図ってまいります。

続きまして、誰もが健康でいきいきと暮らせる町づくりに関連する事業について御説明申し上げます。

初めに、新型コロナワクチン接種についてでございます。新型コロナワクチン接種につきましては、2月末時点で希望する町民の皆様の82.9%が2回目までの接種を終えている状況でございます。こうした状況の中、新型コロナウイルスの変種であるオミクロン株への感染が年明けから急速に拡大したことを受け、3回目の追加接種を前倒しして実施するよう国から要請があったところでございます。これを受け、町では医療従事者を皮切りに吉田町総合体育館において1月12日から追加接種を実施しており、さらに2回目の接種から6か月以上が経過した後に接種できる体制を整えるとともに、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化が懸念される65歳以上の高齢者につきましては、接種に係る手続きの負担軽減やより早く接種できる機会を提供するため、接種日時や使用するワクチンをあらかじめ町で指定して実施したことにより、昨日までに希望する高齢者への接種がおおむね完了したところでございます。

今後この新型コロナワクチン接種は希望する64歳以下の方への追加接種へと移行していくこととなりますが、当町におけるワクチン接種の体制につきましては、今後も総合体育館における集団接種を核とし、町内医療機関における個別接種でそれを補完する方法により、引き続き安全を十分に確保しながら迅速に実施してまいります。

次に、そのほかの感染症対策の推進についてでございます。町では伝染のおそれのある病気の発生や蔓延防止のため、予防するため、予防接種法に基づき定期予防接種を実施しております。そのうち子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防止するためのHPVワクチンにつきましては、小学6年生から高校1年生まで相当の女性を対象に実施するもので、平成25年度の厚生労働省通知により積極的な勧奨が控えられておりましたが、その後昨年11月の厚生科学審議会において4月から再び積極的に勧奨されることとなりました。これを受け、当町では令和4年度から中学1年生と高校1年生の女性を対象に、HPVワクチンについて個別通知を行うなど情報提供に努めながら予防接種を推進してまいります。

また、風疹の追加対策につきましては、平成30年度以降に風疹の感染拡大したことを受け、国は令和元年度から本年度までの間、過去に予防接種を受ける機会がなかった世代の男性に対し、時限的措置として市町村が実施主体となり、抗体検査や予防接種を実施してきたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えなどの影響により、対象世代の男性抗体検査や予防接種が当初の見込みどおり進んでいないことから、国はこの時限的措置を3年間延長したものでございます。こうした国の方針を受け、当町では令和4年度の対象者のうち抗体検査を受けていない方に対してクーポン券を送るなど、引き続き抗体検査及び予防接種を推進してまいります。

次に、第4期吉田町地域福祉計画策定についてでございます。少子高齢化による家族機能低下や地域のつながりの希薄化などから、地域において個人や世帯を取り巻く課題はますます複合化や多様化しており、このような課題に対応するためには分野横断的、包括的な施策

の推進を図り、地域福祉を一層推進する必要があるとございます。このような状況の中、令和4年度に第3期吉田町地域福祉計画の計画期間が最終年度を迎えますことから、新たに令和5年度から令和9年度までの5年間を期間とする第4期吉田町地域福祉計画を策定いたします。この計画は町における地域福祉施策の方向性を示すもので、町が目指す共に支え合いいつまでも住み慣れた地域で暮らせる町を基本理念とし、これに基づき子供から高齢者、障害者など誰もが地域で助け合う関係性を強めていけるような地域づくりを育む仕組みづくりを目指し、各種福祉施策を推進してまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。当町の1月末における65歳以上の人口は7,611人で総人口の約26%を占めており、近隣市町と比較しますと高齢化率は低い状況ではあるものの確実に高齢化の波は押し寄せております。町では高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう介護予防の取組を進めておりますが、利用者の多様なニーズに対応するため、これまでと同様に運動器の機能向上を目的とした教室や、栄養改善を目的とした教室など様々な介護予防教室を開催してまいります。本年度から住民主体の通いの場に取り組んでおります介護保険の地域支援事業と高齢者の保健事業を一体的に実施する施策につきましては、さらに内容を充実させて取り組んでまいります。

また、高齢者福祉及び介護保険事業の指針となります高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては3年ごとの見直し義務づけられており、令和5年度には次期計画である第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定することとなりますことから、令和4年度においては65歳以上の高齢者が要介護状態になる前の日常生活や、社会参画の状況について調査する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や住宅における介護の実態を調査する在宅介護実態調査を実施いたします。これらの結果を次期計画に反映させ、高齢者の皆様が住み慣れた場所で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉の福祉の向上に努めてまいります。

次に、こども発達支援事業所すみれにおける新たな障害福祉サービスの提供についてでございます。平成26年4月に開設しましたこども発達支援事業所すみれでは、障害児が通所利用する児童発達支援事業として日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、現在は40人の児童に対して障害児福祉サービスを提供しております。令和4年度におきましては障害児相談支援といたしまして、こども発達支援事業所すみれに相談支援専門員を常駐させ、課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを提供することにより、心身の発達などに特性がある児童の健やかな成長と発達を総合的に支援してまいります。今後悩みを抱える保護者にとって、こども発達支援事業所すみれが自ら相談の場となり、保育、医療、保健などの関係機関と連携しながら地域の中核的療育施設として包括的な児童発達支援センターの機能を担っていけるようさらなる充実に努めてまいります。

次に、子供支援における新たな取組のうち小規模保育施設整備の補助についてでございます。共働き世帯や核家族の増加に伴い、安心して子供を預けることができる施設は子育て中の保護者の皆様にとって特に重要な社会基盤の一つとなっております。当町ではこれまでに待機児童を出すことなく保育園を運営してまいりましたが、低年齢児保育の需要は年々高まっている状況でございます。特に母親の育児休業が終了するゼロ歳児と1歳児の入所希望が増加し、対策を講じる必要が生じておりましたところ、町内において2歳児までをお預かりする小規模保育施設を運営したいという3社の民間事業者から申出がございましたことから、

町といたしましてはこのような民間施設の整備に対して補助を行うことにより施設の設置を推進し、安心して子育てができる環境を整備してまいります。

次に、ならし保育の環境整備についてでございます。子供たちは集団生活の中で様々な経験を重ねながら成長してまいります。その中で最初に入園する保育園での生活は子供を預ける保護者にとっても、入園する子供にとっても大変不安であることと推察されます。そこで、その不安を少しでも解消し、初めて保育園を利用する親子が集団生活をスムーズにスタートできるよう、保護者の就労開始や育児休業復帰の1か月前からならし保育が無償で利用できる体制を整えてまいります。

次に、移動児童館についてでございます。中央児童館は子供たちに健全な遊びを提供し、誰でも自由に利用することができる子供の居場所としての役割を担っておりますが、立地の関係上平日の放課後に来館できるのは中央小学校の児童が大半でございました。こうした状況もあり、児童館から離れた場所に住む児童も利用できるよう、本年度の途中から月に1回程度住吉小学校や自彊小学校の学区に出向き、試行的に移動児童館を実施してまいりましたが、令和4年度からは内容などをさらに充実させ、本格的に実施する予定でございます。令和4年度も引き続き保護者の多様なニーズを的確に捉えながら、きめ細やかな子育て支援サービスを提供してまいります。

続きまして、活力あふれる産業振興の町づくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、水産物供給基盤機能保全事業により実施いたします港内泊地しゅんせつ工事についてでございます。港内泊地しゅんせつ工事につきましては、計画水深である3メートルを確保するため、令和元年度より港口部から段階的に実施をしており、令和4年度におきましては湯日川の河口東側の水域を実施する計画でございます。これにより吉田漁港の機能が保全され、地域水産業の振興につながることを期待しております。

次に、耕作条件改善事業についてでございます。近年農業従事者の高齢化や農産物の市場価格の低迷など、農業を取り巻く情勢が大きく変化している中でより安定した農業経営に向けた生産物の向上や消費者が求める農作物の栽培への取組が求められているところでございます。そこで町では効率的かつ安定的な農業経営を維持、持続していくために実施する基盤整備に対する支援といたしまして令和4年度に耕作条件改善事業補助制度を創設し、ハイナン農業協同組合が実施します荒廃農地を含む茶園の果樹等の高収益作物に転換するための基盤整備に対して、その整備に係る経費の一部を補助することにより、荒廃農地の解消に努めるとともに農業従事者の経営改善を支援してまいります。

続きまして、魅力あふれる多様な交流を生む町づくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、町内の道路整備事業についてでございます。通学路であります中央幹線につきましては、児童・生徒の安全を確保するため歩道整備に向けた測量設計及び用地調査を実施する予定でございます。大幡川幹線につきましては事業の着手に向けてこれまでも道路計画線の検討を重ねておりますが、令和4年度におきましては道路の概略設計を実施する予定でございます。下片岡山通り線につきましては中央幹線と同様に児童・生徒の安全を確保するため、延長約70メートルの歩道改良工事を実施する予定でございます。このほか、三軒屋西の宮線と問屋堤線につきましては安全な道路環境を構築するため、令和4年度は測量設計業務

や用地取得を実施する予定でございます。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。町では橋梁の適切な維持管理のため国の補助を受けながら画期的な点検業務や、失礼、定期的な点検業務やその結果に基づく保守業務を実施しております。令和4年度におきましては東名高速道路に係る4つの歩道橋の点検と愛宕歩道橋などの補修を実施する予定でございます。

次に、第2期吉田町公営住宅等長寿命化計画の策定についてでございます。町の4つの町営住宅において入居する皆様が安全で快適に生活することができる住宅とするため、予防的な点検を充実させ、長期間の維持管理を行うことを目的とする吉田町公営住宅等長寿命化計画が令和4年度をもって終了します。このため、令和4年度は新たに令和5年度から10年間を計画期間とする第2期吉田町公営住宅等長寿命化計画を策定いたします。この計画の策定に当たりましては、国が示す公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、近年の社会情勢の変化に伴う財政状況や、町が策定しました吉田町公共施設等総合管理計画個別計画と整合性を図りながら、長期的な事業費の平準化やライフサイクルコストの縮減も進めてまいります。

次に、生活交通の確保と推進についてでございます。現在町では町民の皆様が不便なく町内を移動することができるような公共交通の仕組みを構築するため、既存のバスやタクシーなど地域の輸送資源を活用しながら、町づくりと連携した公共交通ネットワークの構築を目指した吉田町地域公共交通計画の策定に取り組んでいるところでございます。

この計画では、住民の生活を支える生活交通の確保された町の実現に向け、既存のバス路線の利用促進、公共交通拠点の整備、町内移動のための新しい交通の導入を基本方針として、町民の皆様が快適に利用いただける公共交通ネットワークの構築に取り組むこととしております。

策定に当たりましては、路線バスの利用実態等の調査と交通に関するアンケート調査により、町の公共交通における現状の分析や課題の抽出を行うとともに、地区ごとに複数回にわたって開催しました住民懇談会では、町民の皆様から生活交通に関する貴重な御意見や御提案をいただいております。令和4年度はこの計画に沿って各種事業を展開してまいります。

既存バス路線の利用促進につきましては近隣市町と連携し、地域間幹線系統の補助金などを交付しながら引き続き既存路線を維持していくとともに、利用者のニーズや利便性、道路環境を踏まえたバス路線の経路変更につきましては事業者と協議を進めてまいります。

公共交通拠点の整備につきましては、しずおか中部連携中枢都市圏事業を活用しながらバス事業者と連携し、バス停の上屋や待合所の整備をしていくほか、小山城前駐車場の既存施設の一部を改修し、路線バスの待合スペースと地域住民との交流拠点を兼ねたコミュニティスペースを整備するとともに、吉田インター入口バス停の拠点整備に向けた計画の策定にも取り組み、町の公共交通における待合環境の整備を進めてまいります。

町内を移動するための新しい交通の導入につきましては、既存のバス路線だけでは対応できない町内の移動や、バス停留所から遠い地域とバス停留所との移動を確保するための新しい交通の柱となるデマンド型乗合タクシーの導入に向け、専門家のアドバイスをいただきながらこの町に合った仕組みづくりに着手してまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

本年度4月から1月までのふるさと納税寄附額は8億8,913万8,000円で、昨年度の同時期と比較しますと約31%増加しております。これは事業者の皆様から魅力ある返礼品を安定的

に供給していただいたことに加え、新たに昨年10月から航空会社のANAが運輸するふるさと納税サイトを追加したことや、返礼品PRの強化に取り組んだことが金額の増加につながったものと考えております。

事業者の皆様にはそのほかにも寄附者のニーズが高い定期便への対応や新たな返礼品を提案していただくなど御協力をいただいているところでございます。また、現在は特産品のプロモーションや地域資源の有効活用などを共同で取り組む川根本町と連携し、両町特産品のコラボレーションによる新たな返礼品の提供に向け準備を進めているところでございます。

令和4年度も引き続き地域産業の活性化を目的とし、寄附者のニーズに沿った返礼品を取りそろえて寄附額の増加を図るとともに全国に向けて町の魅力を発信してまいります。

続きまして、次代を担う心豊かな人を育む町づくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、吉田町教育元気物語、TCP Triwins Planにおける令和4年度の主な取組についてでございます。プランの3つの柱であります子供の確かな学力を保障する環境づくり、教職員が授業等に専念できる環境づくり、保護者、家庭の教育ニーズに向けた環境づくりを掲げております。それぞれの事業につきましては引き続き推進するとともに、令和4年度は本年度から本格的にスタートいたしましたGIGAスクール構想の実現に向け、さらに力を入れて取り組んでまいります。

この3つの柱を支える基盤整備としましては、これまでに町内全ての小・中学校の教室へのWi-Fi環境や児童・生徒一人一台の学習用端末を整備し、全小学校に電子黒板など大型モニターを整備してまいりました。令和4年度におきましては、これらのICT機器を効果的に活用できるよう教職員を対象とした研修会を継続的に実施するとともに、引き続き学校のICT化を実践的に支援するICT支援員を配置してまいります。また、新たなICT機器の環境整備としましては、小・中学校の体育館にWi-Fi環境を整備してまいります。これは、体育館で行う授業や学校行事等でWi-Fiを活用することに加え、災害時に避難所として使用する際にも通信機器等を使用する環境を整備することでスマートフォンなどから災害情報を取得することができ、町民の皆様のさらなる安全・安心の確保につながるものと考えております。さらに小学校においては現在普通教室に設置している43型のモニターを65型の電子黒板に更新していく予定でございます。

次にコミュニティ・スクールについてでございます。コミュニティ・スクールは学校運営協議会が設置された学校のことで、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、協議会の設置が努力義務化されたものでございます。

文部科学省は令和4年度までに全ての公立小学校に学校運営協議会を設置することを目指しており、当地においても令和4年度からの設置に向け、町内全ての小・中学校で準備を進めております。この学校運営協議会はこれまでの学校評議員制度に比べ地域の考えが学校運営に反映しやすく、また、学校が地域への協力を依頼しやすくなるメリットもあり、学校と地域とのさらなる連携が期待をされております。このコミュニティ・スクールの導入により学校、家庭、地域との連携を強化するとともに、ICT環境のさらなる充実でGIGAスクール構想が目指す多様な子供たちを誰一人取り残すことなく一人一人に公正に個別最適化され、資質や能力を一層確実に育成できる教育の実現に努めてまいります。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。子供から高齢者までの幅広い世代が

いつでもスポーツに親しめるよう安全で安心して利用できる施設環境の整備進めるとともに、運動の基本となる走ることの楽しさを知っていただくためのソフトランニング教室や、誰もが取り組みやすいファミリーバドミントンなどのニュースポーツをスポーツ推進委員が主体となって展開するスポーツサークルなどを開催し、スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを推進してまいります。令和4年度は高齢者の皆様がスポーツに参加する機会の拡充を図るとともに環境や嗜好、適正に応じて無理なく日常的に取り組むことができる運動の機会を継続して提供するほか、いつまでも若々しく元気に年を重ねていただく契機としてパワーエイジングのための高齢者スポーツに係る講演会も開催も予定しております。

次に、少子化対策の取組についてでございます。県では広域かつ総合的に結婚支援に取り組むふじのくに結婚応援協議会を昨年11月に設立し、1月には結婚相談対応や結婚支援に係る情報発信のほか、成婚に結びつためのイベントやセミナーなどを開催するふじのくに出会いサポートセンターを静岡市内に開設いたしました。このふじのくに出会いサポートセンターでは4月からマッチングシステムを活用した出会いの場の提供を行うこととして既に事前登録の受付を開始し、予想を上回るペースで登録者が増加している状況となっております。この協議会は県内市町が会員として参画しておりますことから、当町においても町民の皆様に積極的な情報発信を行い、結婚を希望される方々の活動の一助となりますよう取り組んでまいります。

また、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚世帯の住居費などを補助する吉田町新婚生活応援補助金のほか、子育て世帯などの新築住宅の取得を支援する吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金を継続して実施し、当町への若年世帯の移住、定住を促進することにより少子化対策を進めてまいります。

続きまして、豊かな自然と共生する町づくりに関連する事業について御説明申し上げます。

初めに、上水道事業についてでございます。水道事業は町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持するための重要な役割を果たすものであり、災害時においても安定して水を供給し続ける必要がございますことから、令和4年度につきましても引き続き基幹管路の耐震化に重点を置き、整備を進めてまいります。基幹管路の耐震化事業として実施いたします測量設計業務委託につきましましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、第1配水池から応急給水拠点となる避難所までの路線を耐震化する設計業務を予定しており、単独事業としましては川尻配水池から大幡川を渡る配水本管の布設替えに伴う基礎調査業務委託などを予定しております。また、老朽化布設替え事業として塩谷上川原1号線ほか2路線配水管布設替え工事などを実施する予定でございます。

次に、下水道事業についてでございます。下水道事業の施設整備につきましましては、未普及対策事業として浜田土地区画整理事業地内の川尻南部污水幹線工事を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づく浄化センターの沈砂池・管理棟の建築設備、電気設備や水処理施設などの改築工事などを実施する予定でございます。また、地震対策事業といたしましては、浄化センター自家発電機設備設置工事を令和4年度と令和5年度の2か年で実施する予定でございます。そのほか、昨年度に策定いたしました污水处理ビジョンの污水处理ビジョン及び経営戦略に基づき、下水道全体計画や事業計画の見直し業務を引き続き実施するほか、令和4年度は下水道料金の改定に向けて下水道料金等審議会を開催し、下水道経営の効率化と健全化に取り組んでまいります。

次に、浄化槽設置補助金交付事業についてでございます。浄化槽設置補助金交付事業につきましては、本年度単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、宅内配管の工事費や単独浄化槽の撤去費を新たに補助対象として追加しましたところ、転換の申請件数が大きく伸びましたことから、令和4年度は予算が大幅に増額してさらなる転換の促進を図ってまいります。

続きまして、行政と住民が一体となって取り組む町づくりに関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、第6次吉田町総合計画の策定について申し上げます。町では将来にわたって町が計画的かつ効果的に施策を進めるための将来都市像や、行政の全ての分野にわたる施策の基本的な指針となる総合計画を策定し、町政の運営を行っております。

現計画であります第5次吉田町総合計画は平成28年度を初年度とした8年間の計画で、令和5年度を目標年度とし、残り2か年となっておりますので、町政運営について令和6年度からの方向性を示す第6次吉田町総合計画の策定に向け、令和4年度から事業に着手してまいります。

町を取り巻く社会情勢は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症対策などの新たな課題を初め南海トラフ大地震への備えや人口減少社会への対応、加速するICT化への適用など多種多様な課題を抱えております。令和4年度におきましては現状の分析や住民の皆様からの御意見を伺う住民意識調査を実施し、計画を策定する基礎資料の収集に努めてまいります。

次に、第4次吉田町国土利用計画の策定についてでございます。社会経済情勢の変化に対応し、さらなる産業の発展や住みやすく安全・安心な町づくりを実現するため、平成28年2月に策定しました第3次吉田町国土利用計画を令和4年度と令和5年度の2か年をかけて見直し、第4次吉田町国土利用計画を策定いたします。

この計画は自然、社会、経済、文化といった様々な状況を十分に考慮しながら総合的、長期的な観点に立って公共の福祉を優先し、自然環境の保全と調和、健康で文化的な生活環境の確保、地域産業の振興など地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とした土地利用に関する町の指針となるものでございます。

次期計画策定に当たりましては、国や県などの国土利用計画の動向を注視するとともに民間の開発動向や町民の皆様土地利用に関する意向、土地が有する自然的、社会的条件などを様々な角度から検討し、第5次吉田町総合計画との整合性を図りながら地域の実情に即した質の高い計画となるよう努めてまいります。

次に、自治体DXの推進についてでございます。ICTの進歩や新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体においてデジタル化が不可欠なものとして求められており、こうした状況の中、令和2年12月に国のデジタル・ガバメント実行計画を閣議決定し、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、各省庁による支援策を取りまとめた自治体DX推進計画を策定いたしました。

この計画では各自治体がDXの推進体制を構築するとともに、6点の重点取組事項を中心に地域社会のデジタル化に取り組むことを指針として示しております。さらに昨年7月には国から自治体DX推進手順書が示され、自治体は計画的かつ着実にDXに取り組むことが求められておりますことから、当町におきましてもデジタル技術を活用することにより、行政サービスの充実や事務の効率化などを目指して町の制度や組織を変革しながら町民の皆様

とって利便性の向上につながるDXを推進していくことが必要であると考えております。

このDXの推進は町が行う全ての業務に関係するものであり、全庁的に取り組む必要がありますことから、組織におけるIT戦略の策定執行責任者であるCIO、最高情報責任者を副町長とし、専門的な知識を有し、国や自治体の動向などに詳しい人材をCIOを補佐するCIO補佐官として配置し、助言や提言をいただきながら当町の実情に合う形でDXを着実に進めてまいりたいと考えております。

令和4年度におきましては、役場窓口での申請手続についてインターネットを經由して行うことができるオンライン申請の整備を進めてまいります。このオンライン申請において国が運用するぴったりサービスが利用できる業務についてはこれを活用し、それ以外についてはしずおか中部連携中枢都市圏5市2町における共通システム、LOGOフォームを導入することにより様々な申請をオンラインで手続することができる体制を整えてまいります。そのほか、町が行う業務全体を見直し、必要な分野から迅速かつ計画的にデジタル化を進め、業務の共通化を図るとともに住民サービスの向上に努めてまいります。

以上、令和4年度を迎えるに当たり第5次吉田町総合計画の将来都市像である人が集い、未来にはばたく魅力あふれる町吉田町の実現に向けて実施いたします各種施策の方針や概要等について述べさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響は長期化する中ではございますが、今後も引き続き感染防止対策に万全を期すとともに町民皆様が安心して心豊かに暮らせることができ、また、多くの皆様に訪れていただけるような魅力あふれる町をつくり上げ、この町の洋々たる未来を切り開いていくため組織力を強化し、全力で町政運営に取り組んでまいります。

議員各位を初め町民の皆様におかれましては、ぜひともこうした当町の町づくりに御理解をいただき、今後もより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

○議長（大石 巖君） 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

初めに、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

8番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 山内です。

第1回定例会総務文教常任委員会委員長報告を行います。

総務文教常任委員会より議会閉会中の調査活動について報告します。

総務文教常任委員会への所管事務調査は、国民健康保険事業についてであります。

令和4年1月18日9時から10時25分まで委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。協議事項は1、令和3年12月8日に町民課から国民健康保険税の説明に対して町民課から受けた説明に対し、再度説明を求めるとについて協議し、追加質問を加えた。

1、国民健康保険給付等に関することについて保険給付の実態。

ア、国民健康保険事業基金積立金の取崩しについて。

イ、年齢別年齢階層別一人当たりの医療費、2020年度の中で45歳から入院、通院が増加したことに對し、主な病名または要因を加える。また、特定検診の受診率については近隣市町との比較、分析をしているかを加えることとした。

2、保険者努力支援制度について。健康寿命を高めるための施策は、を追加する。

ア、ジェネリック医薬品について。

イ、保険者努力支援制度については重点として進めるものは何か。また、健康寿命を高めるための施策は、を追加した。

3、特定検診については追加はありませんでした。

令和4年2月14日13時30分から15時25分まで出席議員6名、欠席1名、事務局2名の出席で委員会を開催した。協議事項は町民課に提出した質問事項について詳細説明を受けた。

質問事項は、1、国民健康保険給付等に関することについて。

(1)保険給付の実態。

ア、国民健康保険事業基金積立金について。年度末基金保有額決定年度中取崩し額の差額の原因は。

イ、特定検診の受診率を上げるための町の考えについて。年齢階層別一人当たりの医療費の中で45歳から入院、通院が増加したことに関して、主な病名及び要因は何か、また、特定検診の受診率が近隣市町より低く感じるが取組を考えているか。近隣市町との比較、分析をしているか。

(2)保険者努力支援制度について。

ア、ジェネリック医薬品について。ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組についての考えは。

イ、保険者努力支援制度市町村取組評価簿について、指標の点数に對し何を重点として進めるのか、また、健康寿命が高まるための施策は。

(3)特定検診について。令和3年度保険者努力支援制度国採点結果において当町は特定検診、特定保健指導、メタボの点数が低い。特定検診をしてもらうための取組を考えているか。また、近隣市町との分析をしているか。

以上の委員会からの質問に對し、町民課から十分な説明をいただいた。まとめは正副委員長で詳細について後日連絡をすることとした。

以上が総務文教常任委員会の報告であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に對して質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

産業建設常任委員会は議会閉会中に委員会を2回開催いたしました。

令和4年1月20日木曜日、吉田町役場4階第2会議室において午前9時から午前11時50分まで、出席者は議員5人、欠席1人、事務局2人、番外1人、当局5人で行われました。

協議事項は1、所管事務調査について。

(1)分野。水産業の中の目標、多目的広場の整備及びシーガーデンシティ構想について4年後の姿の現実化について調査するため産業課と企画課に出席をいただきました。

まず、企画課長よりシーガーデンシティ構想について現状説明を、産業課課長より多目的広場の現状と今後の計画についての説明を受け、その後シーガーデンシティ構想及び多目的広場についての意見交換を行いました。

(2)今後のスケジュールについて。3月定例会にて報告できるよう委員長案を基に報告書内容を協議してまとめていくことといたしました。

2、その他として地域との懇談会での報告内容について協議いたしました。

議会改革推進会議から出された報告内容案に従い、現在調査中の件について正副委員長でまとめたものを1月24日の議会改革推進会議に提出することとしました。

以上を決定し、委員会を終了いたしました。

令和4年2月10日木曜日、吉田町役場4階第2会議室において午前9時から午前10時3分まで。出席者は議員6人、番外1人、事務局2人で行われました。

協議事項は1、所管事務調査について。

活力あふれる産業振興の町づくりについて、正副委員長がまとめた報告書案について協議いたしました。各分野の委員会としての意見を充実させるため、3月定例会での報告はせず、引き続き調査を行い委員会の意見をまとめていくことといたしました。また、各分野の中で農業、水産業、商工業、観光の4つの分野までを委員会の意見をつけて報告書に載せることを決定いたしました。

2、その他において9番議員よりプレミアム付商品券第4弾の1月31日までの回収状況についての中間報告の情報提供がありました。

以上を決定し、委員会を終了いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第3号～議案第34号までの一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 次に、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第3号議案から日程第36、第34号議案までの32議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 令和4年第1回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要について御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について9件、条例の制定について1件、補正予算について5件、当初予算について7件、役場変更について1件、指定管理者の指定について8件、時事案件1件の合計32件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第3号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国の制度改正に準じて、一般職の職員及び任期付職員の期末手当の支給割合を引き下げる内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国の法律改正に伴いまして、未就学児の被保険者均等割額の減額等について規定する内容を条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げることに伴いまして、これに準じて特別職の職員につきましても期末手当の支給割合を引き下げる内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国の制度改正に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を引き下げる内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国の法律改正に伴いまして、消防団員等公務災害補償を受ける権利の担保について所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は消防団員の処遇を改善し、消防団員の確保につなげるため、報奨及び費用弁償の改定等を行なう内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は行政サービスを維持するため、職員の定数外の規定に所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国において職員に育児休業等の取得要件が緩和されたことに伴いまして、地方公

務員法の趣旨に従い、同様の緩和を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は国の基準が改正されたことに伴いまして、当町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等をその趣旨に沿った内容とする条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は当町の行政手続における押印の見直しに伴いまして、条例で規定されている押印手続を廃止するため、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は令和3年度の一般会計の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億216万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億7,419万6,000円と定めるとともに繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は令和3年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,504万円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は令和3年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,671万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,054万円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は令和3年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,390万7,000円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は令和3年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,594万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億5,294万2,000円と定める補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、令和4年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億4,900万円と定めるほか、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,739万4,000円と定めるほか、歳入歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,502万9,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、令和4年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,487万1,000円と定めるほか、歳出予算の流用について定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、令和4年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の水道事業会計予算につきまして、収益収入の総額を6億1,025万2,000円とし、収益的支出の総額を5億3,817万6,000円とするとともに資本的収入の総額を1億3,562万円とし、資本的支出の総額を4億8,719万7,000円として資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億5,157万7,000円は減債積立金などで補填するものと定めるほか、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算についてでございます。

本議案は令和4年度の公共下水道事業会計予算につきまして、収益収入の総額を6億7,819万円とし、収益的支出の総額を6億6,628万6,000円とするとともに資本的収入の総額を8億4,961万5,000円とし、資本的支出の総額を8億7,522万円として資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2,560万5,000円は引継金などで補填するものと定めるほか、債務負担行為、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は駿遠学園管理組合において共同処理する事務の一部を変更することとなりましたことから、同組合の規約の変更をすることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は神戸集落センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりその指定管理者に北区自治会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は大幡会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりその管理者に北区自治会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は川尻浜丁会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によ

りその指定管理者に川尻区自治会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第29号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は住吉会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりその指定管理者に住吉区自治会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は吉田町健康福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりその指定管理者に社会福祉法人、吉田町社会福祉協議会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第31号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は吉田町老人福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりその指定管理者に社会福祉法人、吉田町社会福祉協議会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第32号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町北区いきいきセンターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定管理者にアサヒサンクリーン株式会社を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第33号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町デイサービスひまわりの家の管理につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定管理者に社会福祉法人杉の子を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第34号議案は、吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、吉田町教育委員会教育長であります山田泰巳氏が本年3月31日をもって前任者の在任期間が終了することから、引き続き吉田町住吉530番地の1、山田泰巳氏を吉田町教育委員会教育長に任命することについて御同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします32議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会に上程いたします2議案につきまして、早期の議決をお願いするものでございます。

第13号議案の令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）についてにつきましては、大幡川改修事業におきまして、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る事業として国の補正予算に呼応して早急に事業着手する必要がございますことから、また、第15号議案の令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、療養給付費の増加に伴い、3月中に支払い予定の保険給付費が不足することから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第3号議案、第5号議案、第6号議案、第9号議案、第10号議案、第12号議案、第26号議案から第29号議案及び第34号の計11議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第3号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから3ページまで及び参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、本年度の人事院勧告により、国家公務員のボーナスが引き下げられたことに伴いまして、人事委員会を持たない当町におきましては、一般職の職員の体系は基本的に国家公務員と同じであること、また勤務条件につきましてもこれまで人事院勧告に基づく国家公務員の制度改正と同様の改正を行ってきておりますことから、これまでと同様に国家公務員の制度改正に準じて期末手当の支給割合を引き下げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、まず第1条の吉田町職員に給与に関する条例の一部改正は、第15条の5第2項に規定する一般職員の期末手当の支給率について、100分の127.5を100分の120に、同条第3項に規定する再任用職員の期末手当の支給率について、100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

次に、第2条の吉田町職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第8条第2項に規定する特定任期付職員の期末手当の支給率について、100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は交付の日とし、特例措置としまして、本年6月に支給する期末手当の額を改正後の吉田町職員の給与に関する条例等の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、一般職員は127.5分の15を、特定任期付職員は167.5分の10を、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

続きまして、第5号議案 特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の7ページ、8ページ及び参考資料ナンバー3を御覧ください。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の期末手当について年間の

支給率を0.15月分引き下げることとしましたので、一般職の職員の支給率に準じております特別職の期末手当につきましても年間支給率を0.15月分引き下げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第2項に規定する町長等の期末手当の支給率について、100分の222.5を100分の215に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は交付の日とし、特例措置としまして本年6月に支給する期末手当の額を、改正後の特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に225.5分の15を乗じて得た額を減じた額と規定するものでございます。

続きまして、第6号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の9ページ、10ページ及び参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、国では一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、ボーナスの支給率を0.1月分引き下げておりますことから、当該支給率に準じております当町の議会議員の期末手当につきましても、年間の支給率を0.1月分引き下げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、第4条第2項に規定する議会議員の期末手当の支給率について、100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は交付の日とし、特例措置としまして本年6月に支給する期末手当の額を、改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額と規定するものでございます。

続きまして、第9号議案 吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の15ページ、16ページ及び参考資料ナンバー7を御覧ください。

本議案は、当町において育児休業を取得する職員が微増傾向にあること、さらに1人当たりの育児休業取得期間が長くなっている状況にありますことから、今後育児休業取得職員が一定程度発生することを前提とした人事配置を行い、行政サービスを維持していくため、育児休業取得職員を吉田町職員定数条例の定数外の職員として規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、第4条第1項に規定する定数外の職員として、新たに育児休業の承認を受けた職員を加えるものでございます。

なお、この条例の施行日は本年4月1日とするものでございます。

続きまして、第10号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の17ページ、18ページ及び参考資料ナンバー8を御覧ください。

本議案は、国において職員の育児休業、介護休暇等の取得要件が緩和されることに伴いまして、地方公務員法において地方公共団体の職員においても国家公務員の措置と変更を踏まえることが求められておりますことから、その趣旨に従いまして当町においても職員の育児

休業、介護休暇等の取得要件の緩和等を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、まず第2条の改正は、第3号アに規定しております非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、アの在職1年以上という要件の規定を削るものでございます。

次に、第19条の改正は、部分休業をすることができない職員の規定を号建てとしまして、第1号に短時間勤務をしている職員、第2号に勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員と規定するものでございます。

次に、第23条の改正は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等について新たに規定するものでございまして、第1項は職員が妊娠または出産の事実を申し出たときは、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないと規定するもので、第2項は妊娠等を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならないと規定するものでございます。

次に、第24条の改正は、勤務環境の整備に関する措置について新たに規定するものでございまして、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置として、第1号には職員に対する育児休業に係る研修の実施と、第2号には育児休業に関する相談体制の整備と、第3号には育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置と規定するものでございます。

なお、この条例の施行日は本年4月1日とするものでございます。

続きまして、第12号議案 吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案書の24ページ、25ページ及び参考資料ナンバー10を御覧ください。

本議案は、国において抜本的な押印の見直しが行われたことを踏まえ、当町においても行政手続における町民の負担を軽減し、また町民の利便性の向上を図ること目的として押印の見直しを進めているところでありますことから、今般条例で規定されている押印手続を廃止するため、関係する条例に所要の改正を行おうとする内容の整備条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

この整備条例により改正する条例は、吉田町職員のサービスの宣誓に関する条例、固定資産評価審査委員会条例及び吉田町火入れに関する条例の3条例でございます。

改正の内容でございますが、まず第1条の吉田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正は、別記様式サービス宣誓書中の押印部分を削ろうとするものでございます。

次に、第2条の固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、同条例の第4条第4項に規定する審査申出の押印、第7条第3項に規定する意見陳述調書の押印、第8条第5項に規定する口頭審理口述書の署名押印、同条第8項に規定する口頭審理調書の押印、第9条第2項に規定する実地調査調書の押印及び第10条第2項に規定する議事調書の押印についての規定を削ろうとするものでございます。

次に、第3条の吉田町火入れに関する条例は、様式第1号火入れ許可申請書中の押印部分を削ろうとするものでございます。

なお、この条例の施行日は本年4月1日とするものでございます。

続きまして、第26号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の61ページ及び参考資料ナンバー15を御覧ください。

本議案は、吉田町立集落センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、神戸集落センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に北区自治会を指定しようとするものでございます。

指令管理者の選定理由でございますが、神戸集落センターは農業集落の地区住民のコミュニティの醸成を図る施設でございます。このため、施設の設置目的をより効果的に達成するためには、地域の特性について熟知し、地元精通している北区自治会が運営管理を総括することが最適であると判断し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度の指定管理料は年額5万円とするものでございます。

続きまして、第27号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の62ページ及び参考資料ナンバー16を御覧ください。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、大幡会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に北区自治会を指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、大幡会館は地区住民の自治意識の向上及び生活文化の振興を積極的に推進するための施設でございます。このため、コミュニティ施設としての設置目的をより効果的に達成するためには、主体的な地域コミュニティの促進や活性化を図ることができ、地元精通している北区自治会が運営管理を総括することが最適であると判断し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度の指定管理料は年額10万円とするものでございます。

続きまして、第28号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の63ページ及び参考資料ナンバー17を御覧ください。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、川尻浜丁会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に川尻区自治会を指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、川尻浜丁会館も大幡会館と同様に、地区住民の自治意識の向上及び生活文化の振興を積極的に推進するための施設でございます。このため、コミュニティ施設としての設置目的をより効果的に達成するためには、主体的な地域コミュニティの促進や活性化を図ることができ、地元精通している川尻区自治会が運営管理を総括することが最適であると判断し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度の指定管理料は年額10万円とするものでございます。

続きまして、第29号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の64ページ及び参考資料ナンバー18を御覧ください。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、住吉会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に住吉区自治会を指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、住吉会館も大幡会館、川尻浜丁会館と同様に、地区住民の自治意識の向上及び生活文化の振興を積極的に推進するための施設でございます。このため、コミュニティー施設としての設置目的をより効果的に達成するためには、主体的な地域コミュニティーの促進や活性化を図ることができ、地元精通している住吉区自治会が運営管理を総括することが最適であると判断し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度の指定管理料は年額60万円とするものでございます。

続きまして、第34号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の69ページを御覧ください。

本議案は、現在吉田町教育委員会教育長であります山田泰巳氏が本年3月31日をもって前任者の在任期間を終了することから、引き続き山田氏を吉田町教育委員会教育長に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

山田氏の住所は吉田町住吉530番地の1、氏名は山田泰巳、生年月日は昭和34年9月21日、現在62歳でございます。山田氏の主な経歴を申し上げますと、昭和57年4月に静岡県公立学校教員に採用され、掛川市立東中学校教諭として着任されました。以来、榛原中学校、相良中学校などで教壇に立たれ、平成23年には川根本町立中川根第一小学校の校長に就任されました。平成26年には静岡県教育委員会事務局総括管理主事、平成27年には同主席総括管理主事として御活躍され、平成29年には静岡西教育事務所長に就任されました。その後、平成30年4月から牧之原市立榛原中学校の校長として御活躍され、令和2年3月をもって定年退職を迎えられた後、令和2年4月1日から吉田町教育委員会教育長として当町の教育行政を担っていただいているところでございます。山田氏は教育行政に関し高い識見と豊富な経験を持って、皆様御存じのとおり現在当町で進めております吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランの推進について尽力していただいている状況でございます。こうしたことから、山田氏は引き続き教育長として当町の教育行政を担っていただかなければならない方でありますので、今般吉田町教育委員会教育長として任命させていただこうとするものでございます。

なお、教育長の任期でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定されております3年間でありまして、令和4年4月1日から令和7年3月31日となります。

以上、総務課からの11議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

〔防災課長 柳原真也君登壇〕

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

防災課からは、第7号議案 吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてと第8号議案 吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について御説明申し上げます。

初めに、第7号議案について御説明申し上げます。

議案書の11ページ、12ページ及び参考資料ナンバー5を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる保証を受ける権利をこれらの公庫に担保に供するものが廃止されることとなるため、本条例の一部を改正する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、第3条第2項のただし書きを削除するものでございます。

また、附則につきましてはこの条例は令和4年4月1日から施行することとし、この条例の施行の際、現に担保に供される傷病補償年金または年金である傷害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後もなお従前の例により担保に供することができる経過措置を定めるものでございます。

次に、第8号議案について御説明申し上げます。

議案書の13ページ、14ページ及び参考資料ナンバー6を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、消防団員の処遇を改善し、消防団員の確保につなげるため、報酬及び費用弁償の改定等を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

消防団員の活動内容につきましては、火災出動や訓練のほか、地震、大雨、台風などの自然災害が発生した際の出動、消火活動、災害防除、住民の避難誘導など多岐にわたり、地域の消防防災体制の中核的な役割を担っております。しかしながら、近年消防団員数は減少傾向にあり、憂慮すべき危機的な状況になってございます。一方、近年特に風水害を中心とする災害が多発化、激甚化する中、消防団員に求められる役割は多様化、複雑化しており、消防団員個人の負担も心身ともに増加をしております。こうした中、消防庁では消防団員の労苦に報いるため、消防団員の適正な処遇の在り方について検討を行い、非常勤消防団員の報酬等の基準を策定いたしました。これを受け、町では消防団員の処遇の改善を行い、消防団員の確保につなげるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第8条ただし書き中の「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

第12条では、消防団員の報酬を年額報酬と出動報酬とし、年額報酬につきましては団員の階級にある者の報酬を2万円から3万6,500円に改め、団員より上位の階級で副団長までの者の報酬をそれぞれ改めるものでございます。また、出動報酬につきましては、その活動内容に応じて災害の場合は1日につき8,000円とし、その出動時間が4時間未満の場合は4,000円とするものでございます。その他、警戒または訓練の場合は1日につき3,000円とするものでございます。

第13条第1項につきましては、費用弁償である出動手当の支給を第12条の出動報酬に改めたことから、支給額の規定を削除し、新たに職務に従事するために必要となる費用弁償を支給する旨を定めたものでございます。

また、附則につきましては、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上が吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてと吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第13号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）について、第14号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について、第18号議案 令和4年度吉田町一般会計予算について、第19号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての4議案について御説明申し上げます。

それでは、まず第13号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書を御覧ください。

1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億216万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億7,419万6,000円とするものでございます。また、第2項にございましておとり款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。令和3年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を6ページに掲げる第2表繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、7ページから9ページに掲げる第3表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で4事業につきまして総額2億5,476万6,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして事業ごとに申し上げます。

まず、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料352万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次に、職員人件費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る時間外勤務手当177万2,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る事業費1億9,857万7,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

最後に、大幡川改修事業費につきましては、大幡川水系大窪川の河川改修に係る委託料及

び工事請負費5,089万7,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましてもそのルールに従って御報告させていただきます。

続きまして、7ページから9ページの地方債補正につきまして御説明を申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして追加、変更及び廃止をお認めいただくとするものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して3,190万円減額となります。

続きまして、別冊の令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

2款地方譲与税から6ページの8款環境性能割交付金につきましては、いずれも県から示された決算見込みによりまして、地方譲与税及び各種県税交付金等についてそれぞれ増減するものでございます。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、250万円の増額でございます。これは2項1目民生費負担金におきまして決算見込みにより施設型給付費町外在住者広域入所分250万円を増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、13款使用料及び手数料につきましては、331万9,000円の減額でございます。これは1項6目教育使用料におきまして、決算見込みにより総合体育館及び体育センターに係る体育館使用料を331万9,000円減額するものでございます。

次に、14款国庫支出金につきましては、6,907万3,000円の増額でございます。

まず、1項1目民生費国庫負担金につきましては、3,662万4,000円の増額でございます。これは社会福祉費負担金、保険基盤安定制度負担金、そして8ページの児童福祉費負担金におきまして決算見込み等によりましてそれぞれ増額するものでございます。

次に、2項衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3,393万9,000円の増額でございます。

次に、3目教育費国庫負担金につきましては、過年度分の精算に伴い1万8,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金につきましては、352万円の増額でございます。これは国の令和3年度第1次補正予算に伴いまして、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金住基システム分について352万円を計上するものでございます。

次に、9ページの2目民生費国庫補助金につきましては、33万5,000円の減額でございます。これは社会福祉費補助金におきまして交付決定に伴い254万3,000円を減額、また児童福祉費補助金におきましては、こちらは決算見込みにより220万8,000円を増額するものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金につきましては、430万8,000円の減額でございます。その内

訳でございますが、まず道路橋梁費補助金におきまして、交付決定に伴い447万8,000円を減額するものでございます。次の河川費補助金におきましては、交付決定及び国の令和3年度第1次補正予算に伴いまして、社会資本整備総合交付金800万円を増額するものでございます。また、次の都市計画費補助金におきましては、決算見込みにより713万円を減額するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金につきましては、決算見込みにより37万5,000円の減額でございます。

10ページを御覧ください。

続きまして、15款県支出金につきましては、3,804万3,000円の減額でございます。

まず、1項1目民生費県負担金につきましては、1,376万9,000円を増額でございます。これは、社会福祉費負担金、保険基盤安定制度負担金、児童福祉費負担金におきまして、決算見込み等によりましてそれぞれ増額するものでございます。

次に、2目衛生費県負担金につきましては、決算見込みにより101万3,000円を増額するものでございます。

次に、3目教育費県負担金につきましては、過年度分の精算に伴い9,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目総務費県補助金につきましては、4,829万円の減額でございます。これは、総務管理費補助金におきまして、静岡空港隣接地域にぎわい空間創成事業費補助金について事業の実績に伴い4,829万円を減額するものでございます。

次に、2目民生費県補助金につきましては、20万3,000円を増額でございます。これは、社会福祉費補助金におきまして、交付決定に伴い100万1,000円を減額、また児童福祉費補助金におきましては、こちらは決算見込みにより120万4,000円を増額するものでございます。

12ページを御覧ください。

次に、5目土木費県補助金につきましては、決算見込みにより都市計画費補助金474万7,000円の減額でございます。

続きまして、16款財産収入につきましては、10万1,000円を増額でございます。これは、1項2目利子及び配当金収入におきまして、当初予定しておりました金額以上の利子額を収入できることになりましたことから、財政調整基金等についてそれぞれ増額するものでございます。

次に、18款繰入金につきましては、120万1,000円の減額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、120万1,000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、まず地域福祉基金繰入金については、地域福祉基金の利子の増額に伴う財源振替として地域福祉基金繰入金1,000円を減額するものでございます。また、次の新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成基金繰入金につきましては、決算見込みにより120万円を減額するものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

20款諸収入につきましては、5万7,000円を増額でございます。これは、5項2目雑入につきまして5万7,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、決算見込み等によりまして、総務費雑入におきましては214万3,000円を増額、衛生費雑入におきましては295万2,000円を増額、消防費雑入におきましては532万9,000円を減額、また教育費雑入

におきましては29万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

21款町債につきましては、3,190万円の減額でございます。

まず、1項1目総務債につきましては、交付税措置のない起債を取りやめるもので、220万円の減額でございます。

次に、3目土木債につきましては、180万円の増額でございます。その内訳でございますが、道路橋梁債におきましてはそれぞれの事業実績に応じて2,070万円を減額するもので、次の河川債におきましては大幡川改修事業について事業実績に応じて1,080万円を減額、また大幡川改修事業国補成分については国の補正予算に呼応した大幡川水系大窪川の河川改修に伴いまして3,330万円を計上するもので、河川債全体としては2,250万円の増額となるものでございます。

次に、4目消防債につきましては、事業実績に応じて3,150万円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページを御覧ください。

まず、1款議会費につきましては、111万5,000円の減額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、決算見込みにより111万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、47万5,000円の増額でございます。

まず、1項5目財産管理費におきましては、庁舎管理費について子供家庭総合支援拠点整備事業220万円の起債を取りやめましたことから220万円を一般財源へ振り替えるものでございます。

次に、決算見込み等によりまして、6目企画費におきましては140万円を減額、また2項2目賦課徴収費におきましては143万円を減額するものでございます。

18ページを御覧ください。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、戸籍住民基本台帳事務費について国の令和3年度第1次補正予算に伴い、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料352万円を計上するものでございます。なお、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、令和4年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

また、次に6項1目監査委員費におきましては、事業実績により21万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、1億202万5,000円の増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、福祉介護手当支給事業について歳入における地域福祉基金の利子の増額に伴う財源振替となっております。

次に、3目国民健康保険費におきましては、37万8,000円の増額でございます。これは、20ページの国民健康保険事業会計操出金について、決算見込みにより37万8,000円を増額するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費におきましては、5,931万6,000円の増額でございます。これは、心身障害者自立支援事業費について給付費の増額に伴い、扶助費をそれぞれ増額、また、

過年度事業の精算に伴い、県補助金等返還金826万8,000円を増額するものでございます。また、地域生活支援事業費につきましては、国庫補助金及び県補助金の交付決定に伴う財源振替となっております。

次に、7目介護保険費におきましては、決算見込みにより介護保険事業会計繰出金を284万3,000円減額するものでございます。

また、次に2項1目児童福祉総務費におきましては、職員人件費について歳入の保育対策総合支援事業費補助金の計上に伴う財源振替のほか、児童福祉費については過年度事業の精算に伴いまして補助金等返還金873万8,000円を増額するものでございます。

次に、3目保育所費におきましては、3,643万6,000円を増額でございます。これは、21ページから22ページにかけての保育園管理費について、わかば保育園の用地取得に係る用地鑑定評価手数料25万2,000円、測量調査委託料62万円を計上、また決算見込みによりまして保育士等処遇改善臨時特例補助金、施設型給付費、地域型保育給付費それぞれ増額、また過年度事業の精算に伴いまして県補助金等返還金1,053万4,000円を増額するものでございます。また、さくら保育園運営費、すみれ保育園運営費、さゆり保育園運営費、そしてわかば保育園運営費につきましては、歳入の施設型給付費の計上に伴う財源振替となっております。

23ページを御覧ください。

続きまして、4款衛生費につきましては、4,042万7,000円を増額でございます。

まず、1項2目予防費におきましては、3,392万9,000円を増額でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費について、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る予防接種委託料3,392万9,000円を増額するものでございます。

次に、3目環境衛生費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費について、広域施設組合補正予算第2号に伴う増額を構成市町で案分した164万7,000円を増額するものでございます。

次に、7目老人保健事業費におきましては、485万1,000円を増額でございます。これは、24ページの後期高齢者医療事業事務費について、決算見込み等によりまして485万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、587万4,000円の減額でございます。

まず、決算見込みによりまして1項1目農業委員会費におきましては65万7,000円を減額、また3目農業振興費におきましては182万6,000円を減額するものでございます。

次に、4目畜産業費におきましては、47万7,000円を増額でございます。これは、26ページの食肉センター再編に伴う負担金について、国の令和3年度第1次補正予算に伴いまして47万7,000円を計上するものでございます。

次に、決算見込みによりまして、5目農地費におきましては350万9,000円を減額、また3項1目水産振興費におきましては35万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。

7款商工費につきましては、1,215万9,000円の減額でございます。これは決算見込みによりまして、1項2目商工業振興費におきましては120万円を減額、また3目観光費におきましては1,095万9,000円の減額するものでございます。

28ページを御覧ください。

続きまして、8款土木費につきましては、9,441万1,000円の減額でございます。

まず、1項1目土木総務費におきましては、防潮堤整備事業費について、決算見込みにより天端整備に係る施設整備6,235万8,000円を減額、側道整備に係る道路改良3,372万2,000円を減額するものでございます。

次に、決算見込み等によりまして、2項1目道路維持費におきましては864万3,000円を減額、また3目橋梁維持費におきましては24万円を減額するものでございます。

また、次に3項3目河川新設改良費におきましては、大幡川改修事業について2,641万1,000円を増額するものでございます。これは、国の令和3年度第1次補正予算に伴いまして、設計委託料を858万円を増額し、河川改修については当初計上していた事業費の確定に伴う減額分2,448万6,000円と、国補成分4,231万7,000円を合わせますと、計1,783万1,000円を増額となるものでございます。なお、大幡川改修事業につきましては、令和4年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

また、次に4項1目都市計画総務費におきましては、1,585万9,000円の減額でございます。これは、30ページのTOUKAI-0促進事業について、決算見込みにより1,585万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、9款消防費につきましては、545万3,000円の減額でございます。これは、事業実績等に基づきまして、1項2目非常備消防費におきましては345万3,000円を減額、また5目災害対策費におきましては200万円を減額するものでございます。

続きまして、10款教育費につきましては、296万2,000円の減額でございます。

まず、1項1目教育委員会費におきましては、決算見込みにより教育委員会費を29万9,000円減額するものでございます。

次に、32ページの2目事務局費におきましては、こちらも決算見込みによりまして事務局事務費を24万7,000円減額するものでございます。なお、そのうち口座振替手数料につきましては、決算見込みによる増額となっております。

次に、3目教育諸費におきましては、379万5,000円を増額でございます。これは、決算見込みにより小・中学校健康診断費について267万7,000円を減額、教育振興事業費については55万7,000円を減額、また、教職員等負担金補助金につきましては8,000円を減額するものでございます。また、33ページから34ページにかけての幼児教育振興費につきましては、決算見込みにより事業費をそれぞれ減額するとともに、過年度事業の精算に伴いまして県補助金等返還金716万3,000円を増額するものでございます。また、小・中一貫教育振興事業費につきましては、決算見込みにより2万円を減額するものでございます。

また次に、2項小学校費1目学校管理費におきましては、205万8,000円の減額でございます。これは決算見込みにより、中央小学校維持管理費及び自彊小学校維持管理費についてそれぞれ減額するものでございます。

次に、2目教育振興費におきましては、50万円の減額でございます。これは決算見込みにより、中央小学校要保護・準用保護児童就学援助費及び自彊小学校要保護・準用保護児童就学援助についてそれぞれ増減するものでございます。

次に、3目特別支援学級費におきましては、35万円の減額でございます。これは、36ページの中央小学校特別支援学級費及び自彊小学校特別支援学級費について、決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

また次に、3項中学校費、1目学校管理費におきましては、107万円の減額でございます。

これは、吉田中学校維持管理費について、決算見込みにより冷暖房装置保守点検手数料を56万4,000円減額、また給食用エレベーターに係る設計委託料50万6,000円を減額するものでございます。

次に、決算見込みによりまして、2目教育振興費におきましては90万円の減額、また3目特別支援学級費におきましては40万円を減額するものでございます。

次に、5項2目給食施設費におきましては、145万9,000円の増額でございます。これは、吉田町牧之原市広域施設組合負担金給食施設費について、広域施設組合補正予算（第2号）に伴う増額を構成市町で案分した145万9,000円を増額するものでございます。

38ページを御覧ください。

次に、3目体育館運営費におきましては、239万2,000円の減額でございます。これは、総合体育館運営費について決算見込みにより燃料費239万2,000円を減額、また吉田町体育センター運営費につきましては歳入の体育館使用料の減額に伴う財源振替となるものでございます。

続きまして、12款公債費につきましては、14万5,000円の増額でございます。

まず、1項1目元金におきましては、185万8,000円の減額でございます。これは、減債基金の活用による繰上償還分に係る組替え等を行うものでございます。

次に、2目利子におきましては、200万3,000円の増額でございます。こちらも減債基金の活用による繰上償還分に係る組替え等を行うものでございます。

40ページを御覧ください。

最後に、13款諸支出金でございます。こちらは、8,107万円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、財政調整基金費について今回の補正に際しすぐに事業の財源とすることのない収入8,104万3,000円を財政調整基金に積み立てるための増額、また、減債基金費、小・中学校建設基金費、教育振興基金費、そしてふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、それぞれ歳入の基金利子が増額となったことに伴いまして、当初予定していた積立額よりも多くの積立ができる見込みとなりましたことから、それぞれ増減するものでございます。

以上、ただいま御説明申し上げました内容が第13号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）についての概要でございます。

なお、今回の補正予算のうち、8款土木費の3項3目河川新設改良費の大幡川改修事業費につきましては、国の補正予算に呼応した国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る事業であり、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

続きまして、第14号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）を御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,504万円とするものでございます。また、第2項にございましておおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、

第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

1款財産収入につきましては、1万5,000円の増額でございます。これは、土地開発基金における預金利子総額の見込額が1万8,000円となりますことから、基金利子1万5,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1款総務費につきましては、1万5,000円を増額するものでございます。これは歳入で計上いたしました基金利子1万5,000円を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上が第14号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

続きまして、第18号議案 令和4年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。

議案は、議案書の31ページからとなっております。

それでは、まず議案書の32ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億4,900万円とし、また、この款項区分ごとの金額は33ページから39ページまでに掲載していますとおり、第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、債務負担行為について、40ページに掲げました第2表債務負担行為のとおりお認めいただくとするものでございます。

第3条は、地方債について、41ページから42ページに掲げました第3表地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借入額の最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第5条は、歳出予算の款項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が令和4年度吉田町一般会計予算でございます。

それでは、詳細につきまして別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

お手元の予算に関する説明書1ページを御覧ください。

1款町税について御説明申し上げます。

令和4年度の町税予算額は54億6,522万5,000円でございます。前年度対比5億4,735万6,000円、11.1%の増となっております。

項目ごとに御説明申し上げます。

3ページから5ページを御覧ください。

1項町民税でございますが、21億8,010万4,000円を計上いたしました。前年度対比3億

8,350万円の増でございます。

1目個人町民税につきましては、15億9,073万4,000円、前年度対比7,428万4,000円の増でございます。現年度課税分は15億7,073万4,000円で、そのうち所得割額については15億1,214万8,000円で、前年度対比7,259万3,000円の増でございます。令和3年度の課税状況につきましては、課税標準額は前年より減少しているものの、納税義務者数は増加している状況でございます。経済動向も加味した上で、雇用、所得環境が安定していることなど令和3年分の所得状況等により判断し、令和4年度について増額と見込み、計上しております。均等割額は5,858万6,000円で、前年度対比169万1,000円の増で、納税義務者の増加によるものでございます。滞納繰越分につきましては、現年分の徴収を強化していることもあり、過年度分として繰り越される額が年々減少しているところでございます。令和3年度の決算見込額から前年度と同様の2,000万円を計上しております。

続きまして、2目法人町民税でございます。5億8,937万円を計上いたしました。前年度対比3億921万6,000円の増でございます。現年課税分は5億8,927万円で、そのうち法人税割額については4億8,787万5,000円で、前年度対比3億1,259万5,000円の増でございます。予定納税を含めた法人町民税申告の状況及び企業への見込み調査を行い、状況を判断し、令和3年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。

均等割額は1億139万5,000円、前年度対比337万9,000円の減でございます。令和3年度の課税状況に基づき予算計上いたしました。

滞納繰越分につきましては、前年度と同様の10万円を計上しております。

続きまして、2項固定資産税でございます。27億1,664万1,000円を計上いたしました。前年度対比1億3,713万円の増でございます。

1目固定資産税は27億1,424万9,000円、現年課税分は26億9,724万9,000円、前年度対比1億3,716万1,000円の増でございます。

土地につきましては、7月1日時点の地価調査を基に下落修正を行うとともに、地目変更等を含め試算を行い、7億9,009万9,000円を計上いたしました。前年度対比465万7,000円の減額でございます。

家屋につきましては11億8,196万1,000円、前年度対比8,790万9,000円の増でございます。令和3年減失処理分の減、新築家屋分の増を見込み、計上しております。

償却資産につきましては、経年の原価率、企業への見込み調査結果から新規投資分や新型コロナ特例の終了を勘案するとともに、令和3年度の課税状況から判断し7億2,518万9,000円、前年度対比5,390万9,000円の増となっております。

滞納繰越分につきましては、前年と同様、1,700万を計上しております。

2目国有資産等所在市町交付金及び納付金でございますが、県の算定基準を基に算定し、239万2,000円を計上、前年度対比3万1,000円の減でございます。

続きまして、3項軽自動車税でございます。1億871万6,000円を計上、前年度対比666万5,000円の増でございます。

1目環境性能割でございますが、639万円、前年度対比317万円の増でございます。令和3年度の決算額を見込み、計上しております。環境性能割の軽減措置が終了したことにより、増額となっております。

2目種別割でございますが、1億232万6,000円、前年度対比349万5,000円の増でございます。

す。現年課税分は1億172万6,000円で、令和3年度の登録台数を基に計上しております。

滞納繰越分につきましては、令和3年度の決算見込みにより60万円を計上いたしました。

続きまして、4項たばこ税でございます。現年課税分2億2,317万6,000円、前年度対比1,110万2,000円の増でございます。前年度の課税状況等により見込み本数を算出し、予算計上いたしました。販売本数は減少しておりますが、税率の改正により増額となっております。

続きまして、5項都市計画税でございます。2億3,658万8,000円、前年度対比895万9,000円の増でございます。現年課税分は2億3,528万8,000円を計上いたしました。土地につきましては、1億580万8,000円、前年度対比66万4,000円の減でございます。家屋につきましては、1億2,948万円を計上、前年度対比962万3,000円の増でございます。

滞納繰越分につきましては、令和3年度の決算見込みにより130万円を計上させていただきました。

以上が1款町税でございます。

予算に関する説明書の5ページから6ページを御覧ください。

2款地方譲与税は1億86万円でございます。これは地方財政計画の伸び率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,720万、2項自動車重量譲与税を7,050万円、また3項森林環境譲与税を316万円計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金は290万円でございます。これは県民税として利子等の額の5%が課税され、その収入額から事務費を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に利子割交付金として交付されるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

4款配当割交付金は2,510万円でございます。これは県民税として上場株式等の配当等の額の5%が課税され、その収入額から事務費を控除した額の5分の3に相当する額が、県から市町村に配当割交付金として交付されるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては3,440万円の計上となっております。これは県民税として源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得金額の5%が課税され、その収入額から事務費を控除した額の5分の3に相当する額が、県から市町村に株式等譲渡所得割交付金として交付されるものでございます。

次に、6款法人事業税交付金につきましては、こちらは1億1,220万円を計上しております。法人事業税交付金は、法人事業税、県税の収入額に7.7%を乗じて得た額、県から市町村に法人事業税交付金として交付されるものでございます。

次に、7款地方消費税交付金につきましては、7億1,390万円でございます。これは都道府県間における清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。市町に対する交付は、直近の国勢調査の結果による各市町の人口と経済センサス基礎調査において公表された結果による各市町の従業者数によって案分され、交付されます。

なお、別添の参考資料ナンバー11の19ページを御覧いただきますと、社会保障財源化分の内訳を計上させていただいております。総額として3億8,940万円を社会保障財源化分の予算となります。

続きまして、予算に関する説明書の9ページ、10ページを御覧ください。

8款環境性能割交付金につきましては、1,600万円の計上でございます。これは県に納付

された環境性能割収入額から徴税額を控除した額の43%相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は道路の延長及び面積によって案分されます。

次に、9款地方特例交付金につきましては、3,620万円の計上でございます。これは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金として3,620万円を計上するものでございます。

次に、10款地方交付税につきましては、4億6,900万円の計上でございます。普通交付税3億6,900万円のほか、特別交付税1億円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、440万円の計上でございます。これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通知書送付費、支出金相当額等を控除した額が、都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては、6,520万4,000円の計上で、1項分担金として264万、2項負担金として6,256万4,000円を計上しております。

12ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料につきましては7,240万5,000円の計上で、1項使用料として5,866万5,000円、2項手数料として1,374万円を計上しております。

16から19ページを御覧ください。

次に、14款国庫支出金につきましては、12億5,489万7,000円の計上でございます。新型コロナウイルスのワクチン接種に係る国庫負担金及び国庫補助金の増額などが主な要因となりまして、前年度と比較して3億2,572万円の増額となります。国庫支出金の内訳といたしましては、1項国庫負担金として8億2,157万2,000円、2項国庫補助金として4億2,421万8,000円、3項国庫委託金として910万7,000円を計上しております。

20ページを御覧ください。

次に、15款県支出金につきましては、8億4,007万3,000円の計上でございます。静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金の減額や水産業振興総合推進事業費補助金の減額が主な要因となりまして、前年度と比較して1億6,675万1,000円の減額でございます。県支出金の内訳といたしましては、1項県負担金として3億7,718万1,000円、2項県補助金として3億9,174万2,000円、3項県委託金として7,114万3,000円を計上しております。

26ページを御覧ください。

次に、16款財産収入につきましては2,144万2,000円の計上で、1項財産運用収入として844万2,000円、2項財産売払収入として1,300万1,000円を計上しております。

17款寄附金につきましては、10億1,300万円の計上でございます。そのうちふるさと納税分として、ふるさとよしだ寄附金10億1,200万円を計上しております。

28ページを御覧ください。

18款繰入金につきましては、7億4,086万4,000円の計上でございます。その内訳といたしましては、1項特別会計繰入金として92万6,000円、2項基金繰入金として7億3,993万8,000円を計上しておりまして、合計で、前年度と比較して2億987万1,000円の増額となっております。

29ページを御覧ください。

次に、19款繰越金につきましては2億円。

30ページ、20款諸収入につきましては、1億9,823万円の計上でございます。

次に、35ページ、36ページを御覧ください。

21款町債でございます。町債につきましては、5億6,270万円を計上するものでございます。まず、1項1目民生債につきましては、290万円を計上するものでございます。これは健康福祉センター空調設備整備事業に290万円を充てる起債でございます。

次に、2目農林水産業債につきましては、1,760万円を計上するものでございます。これは農業債として山崎頭首工補修事業に350万円充てる起債を、また、水産業債として漁港環境整備事業に1,410万円を充てる起債を計上しております。

次に、3目土木債は1億5,090万円の計上でございます。これは、道路橋梁債として防潮堤側道整備事業に1,710万円、吉田町内道路舗装修繕事業に2,510万円、問屋堤線整備事業に1,100万円、三軒屋西の宮線整備事業540万円、下片岡山通り線整備事業に1,450万円、そして吉田町内橋梁維持補修事業に2,920万円を充てる起債を計上し、また、河川債として坂口谷川流域治水対策事業に1,730万円、吉田町内河川浚渫事業に1,060万円を充てる起債を計上、また、都市計画債として調整池修繕事業に210万円、西の宮雨水幹線整備事業に1,800万円、中央幹線整備事業に60万円を充てる起債をそれぞれ計上しております。

次に、4目消防債は2,030万円の計上でございます。これは消防連絡車整備事業に110万円、消防積載車整備事業に1,920万円を充てる起債でございます。

次に、5目教育債は1,700万円の計上でございます。これは、小・中学校債として小・中学校体育館Wi-Fi環境整備事業に810万円、吉田中学校給食用エレベーター整備事業に440万円を充てる起債を計上し、また、社会教育債として総合体育館防火シャッター整備事業に450万円を充てる起債をそれぞれ計上しております。

最後に、6目臨時財政対策債でございます。これは国の地方交付税の財源不足分について国と地方との折半ルールに基づいて借入れを行う制度の下、町で地方債を発行するものでございます。制度の性格から、この起債につきましては全額一般財源となりますが、令和4年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を3億5,400万円と推計して計上しております。

続きまして、歳出でございますが、38ページを御覧ください。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、御苦労様です。

説明の途中ではありますが、ここでお昼の時間になりましたので暫時休憩としたいと思います。

再開は1時10分としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時07分

○議長（大石 巖君） お集まりですので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

それでは、引き続き、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

引き続きまして、令和4年度一般会計予算歳出の御説明をさせていただきます。

38ページを御覧ください。

1款議会費は9,483万4,000円と、対前年度費294万7,000円、3.0%の減でございます。

40ページを御覧ください。

2款総務費でございますが、18億4,498万6,000円と、前年度対比2億3,029万4,000円、14.3%の増でございます。1項総務管理費は15億5,099万5,000円と、前年度対比2億3,447万2,000円、17.8%の増でございます。

主な事業でございますが、52ページを御覧ください。

6目企画費の7の事業、ふるさと納税推進事業費は12節ふるさと納税推進業務委託料を、8の事業、生活交通確保対策費では、12節に新しい交通実証運行業務委託料を、11節、14節、16節にバス停留所の上屋整備にかかる経費を計上しております。

54ページを御覧ください。

13の事業、シーガーデンシティ推進事業費では、12節に吉田公園南側エリアの利活用に向けた調査業務及び東名吉田インター交通結節点整備計画策定に係る調査委託料、5月に国と合同で開催を予定しております川尻海岸防潮堤及び河川防災ステーションの完成式典に係る式典運營業務委託料を、14の事業、シティプロモーション事業費では、18節に路線バスの待合スペースと地域住民の交流拠点を兼ねたコミュニティスペースを整備するための経費等として吉田町賑わい創出事業費補助金を、15の事業、吉田町総合計画策定事業費では、12節令和6年度を初年度とする第6次吉田町総合計画の基本構想及び基本計画策定に向けた総合計画策定調査業務委託料を、16の事業、国土利用計画策定事業費では、12節総合計画と同様に令和6年度を初年度とする第4次吉田町国土利用計画策定に係る調査分析を行うための業務委託料を計上しております。

59ページを御覧ください。

9目の交通安全対策費の5の事業、交通安全施設整備費では、14節に吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づく通学路等における交通安全対策などに係る施設整備費を令和3年度より476万8,000円増額計上しております。

63ページを御覧ください。

11目事務改善対策費の3の事業、情報化推進費では、自治体DXの推進に係る経費として12節に電子申請に係る業務委託料、自治体標準システム移行に係る業務委託料、CIO補佐業務委託料、13節に電子申請システム使用料を計上しております。

65ページを御覧ください。

2項町税費は2億62万1,000円と、前年度対比1,190万1,000円と6.3%の増でございます。

68ページを御覧ください。

3項戸籍住民台帳費は6,711万7,000円と、前年度対比マイナス138万円、2%の減でございます。

71から74ページを御覧ください。

4項選挙費は2,408万4,000円と、前年度対比マイナス1,393万7,000円、36.7%の減でございます。令和3年度は県知事選、衆議院議員選、参議院議員補選がございましたが、令和4年度におきましては参議院議員選に係る経費と県議会議員選の準備に係る経費を計上してお

ります。

74から75ページを御覧ください。

5項統計調査費は82万1,000円と、前年度対比マイナス76万2,000円、48.1%の減でございます。令和3年度は経済センサス活動調査を実施いたしましたが、令和4年度につきましては就業構造基本調査及び住宅・土地統計の調査区設定業務に係る経費を計上しております。

76ページを御覧ください。

6項監査委員費は134万8,000円と、前年度と同額でございます。

77ページを御覧ください。

3款民生費は31億7,525万4,000円と、前年度対比2億2,402万9,000円、7.6%の増でございます。1項社会福祉費は14億4,004万1,000円と、前年度対比6,113万2,000円、4.4%の増でございます。

主な事業でございますが、79から80ページを御覧ください。

1目社会福祉総務費の8の事業、地域福祉計画策定事業費では、12節に令和5年度から9年度までの5年間の期間とし、第4期吉田町地域福祉計画策定に係る地域福祉計画策定業務委託料を計上しております。

85ページを御覧ください。

4目老人福祉費の10の事業、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業費では、12節に第10次高齢者保健福祉計画及び第9次介護保険計画策定のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅における介護の実態を調査する在宅介護実態調査に係る計画策定調査業務委託料を計上しております。

5目心身障害者福祉費の6の事業、心身障害者自立支援事業費では、19節に扶助費のデイサービス等給付費も計上しておりますが、施設利用の増加に伴い、令和3年度と比較して1,697万1,000円増額しております。

89ページを御覧ください。

8の事業、地域生活支援事業費では、12節にこども発達支援事業所「すみれ」に相談支援専門員を配置し、障害児相談支援として課題解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを実施する体制を整備するための障害児相談支援事業委託料を計上しております。

93ページを御覧ください。

2項児童福祉費は17億3,500万6,000円と、前年度対比1億6,289万7,000円、10.4%の増でございます。

99ページから101ページを御覧ください。

3目保育所費の3の事業、保育園管理費では、12節に慣らし保育環境の整備に係る保育園人材派遣業務委託料、18節の町内に整備される0歳から2歳児を預かる民間施設3施設の整備に係る補助金といたしまして、小規模保育施設整備事業費補助金を計上しております。

112ページを御覧ください。

3項生活保護費は20万3,000円と、前年度と同額でございます。

4項災害救助費は4,000円と、前年度と同額でございます。

113ページを御覧ください。

4款衛生費は20億2,063万3,000円と、前年度対比3億3,290万6,000円、19.7%の増でございます。

117ページから120ページを御覧ください。

2目予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費が主な増額要因でございますが、そのほかにも3の事業、感染症予防費では、12節に子宮頸がんや風疹等の予防接種委託料を計上しております。

122ページを御覧ください。

3目環境衛生費の5の事業、生活排水改善対策事業費では、18節に浄化槽の新設及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進のための浄化槽設置費補助金を令和3年度と比較して2,970万6,000円増額計上、123から124ページの初の事業、環境保全費では、11節に作業員の減少、高齢化に伴う労働環境の改善等を勘案し、草刈り手数料を令和3年度と比較して201万2,000円増額計上しております。

131ページを御覧ください。

5款労働費は296万5,000円と、前年度対比4,000円、0.1%の増でございます。

132ページを御覧ください。

6款農林水産業費は3億576万6,000円と、前年度対比マイナス2億1,585万9,000円、41.4%の減でございます。1項農業費は9,564万9,000円と、前年度対比364万7,000円、4.0%の増でございます。

135ページを御覧ください。

3目農業振興費の3の事業、農業振興費は、18節にハイナン農業共同組合が実施します荒廃農地を含む茶園を果樹園等の高収益作物に転換するための基盤整備に係る耕作上限改善事業補助金を計上しております。

138ページを御覧ください。

5目農地費の4の事業、用水路改良維持修繕費では、12節に山崎頭首工補修工事に係る測量設計業務委託料を計上しております。

2項林業費は910万4,000円と、前年度対比83万5,000円、10.1%の増でございます。

141ページを御覧ください。

3項水産業費は2億101万3,000円と、前年度対比マイナス2億2,034万1,000円、52.3%の減でございます。減額の主な要因は、令和3年度において実施いたしました吉田漁港の製氷機整備に係る補助金の減でございます。

主な事業でございますが、144ページを御覧ください。

2目漁港管理費の4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費では、14節に漁港内の航路に堆積する土砂を取り除くための港内しゅんせつ工事費を、5の事業、漁港環境整備事業では、14節に多目的広場の整備を行う漁港環境施設用地整備費を、6の事業、津波・高潮危機管理対策事業では、12節に吉田漁港におけるレベル2の津波対策に係る設計委託料、漁港内の測量業務及び地質調査業務に係る測量調査委託料を計上しております。

145ページを御覧ください。

7款商工費は1億4,618万5,000円と、前年度対比7,596万2,000円、108.2%の増でございます。

147ページを御覧ください。

2目商工業振興費の6の事業、企業立地振興費では、町内進出企業1社と町内移転企業1社の用地取得及び新規雇用に対する支援として、18節に企業立地促進事業費補助金を計上し

ております。

148ページを御覧ください。

3目観光費の3の事業、観光振興費は、12節に地域おこし協力隊業務委託料を計上しておりますが、本予算は、令和3年度までは2款1項6目の16の事業、地域おこし協力隊事業費に計上したものを所管替えしたものでございます。

150ページを御覧ください。

8款土木費は13億4,408万7,000円と、前年度対比マイナス1,086万円、0.8%の減でございます。1項土木管理費は1億4,300万8,000円と、前年度対比マイナス1億6,812万3,000円、54.0%の減でございます。主な減額の要因は、1目土木総務費の4の事業、防潮堤整備事業費において、令和3年度に実施いたしました防潮堤天端整備工事及び防潮堤側道整備工事費の減でございます。

153ページを御覧ください。

4の事業、防潮堤整備事業費の令和4年度実施事業といたしましては、12節に防潮堤側道の測量設計に係る業務委託料、吉田公園南側の官有無番地に係る測量業務委託料、14節に防潮堤側道整備に係る道路改良費を計上しております。

2項道路橋梁費は2億8,576万9,000円と、前年度対比7,197万6,000円、33.7%の増でございます。1目道路維持費の3の事業、道路維持費では、12節に植栽管理委託料を令和3年度と比較して580万1,000円増額計上しているとともに、14節に道路維持補修工事や植樹柵修繕工事を実施するための維持修繕費を計上しております。

2目道路新設改良費では、問屋堤線道路改良事業費、大幡川幹線道路整備事業費、三軒屋西の宮線道路改良事業費、下片岡山通り線道路改良事業費を計上しております。

3目橋梁維持費では、12節に東名高速道路に架かる歩道橋4橋の点検業務に架かる調査委託料、念仏橋撤去に係る橋梁補修設計業務委託料、14節に愛宕歩道橋ほか6橋の補修に係る維持修繕料を計上しております。

156ページを御覧ください。

3項河川費は7,034万4,000円と、前年度対比2,613万2,000円、59.1%の増でございます。1目河川総務費の3の事業、河川総務費では、12節に河川管理台帳作成業務委託料を、4の事業、治水対策推進事業費では、12節に坂口谷川の排水施設の設計業務及び湯日川流域における浸水対策に向けた調査を実施するための設計業務委託、13節に宮裏川などの河川水位監視システムに係る機械借上げ料、14節に町内河川のしゅんせつに係る維持修繕料を計上しております。

158ページを御覧ください。

4項都市計画費は8億2,401万3,000円と、前年度対比4,752万4,000円、6.1%の増でございます。1目都市計画総務費の5の事業、土地利用対策費では、14節に調整池修繕工事に係る工事費を計上しております。

2目土地区画整理事業費の3の事業、土地区画整理事業費では、18節に富士見土地区画整理事業の完了を目指し事業計画を変更したことに伴い、公共施設管理者負担金を含む富士見土地区画整理組合補助金を令和3年度と比較して2,223万1,000円増額計上し、4の事業、西の宮雨水幹線整備事業費は、14節に浜田土地区画整理地内の西の宮雨水幹線整備に係る用排水路改良費を計上しております。

162ページを御覧ください。

3目街路事業費の4の事業、中央幹線整備事業では、11節に用地取得に係る不動産鑑定評価手数料、12節に測量調査委託料を計上しております。

5目公園費の3の事業、公園維持管理費では、12節に公園の維持管理に係る管理委託料を令和3年度と比較して501万3,000円増額計上、14節に大井川清流緑地のトイレ撤去に係る公園整備費を計上しております。

164ページを御覧ください。

5項住宅費は2,095万3,000円と、前年度対比1,163万2,000円、124.8%の増でございます。1目住宅管理費の3の事業、町営住宅維持管理費では、12節の予防的な点検を充実させ、長期間の維持管理を行うことを目的とした令和5年度から10年間を計画期間とする第2期吉田町公営住宅等長寿命化の策定に係る業務委託料を計上しております。

166ページを御覧ください。

9款消防費は5億885万4,000円と、前年度対比2,361万5,000円、4.9%の増でございます。2目非常備消防の3の事業、消防団運営費では、1節に消防団員の処遇改善を図り、団員の確保につなげるための経費として、条例改正に合わせ消防団員報酬を増額計上しております。

169ページを御覧ください。

3目消防施設費の3の事業、消防施設整備事業費では、17節に消防団第2分団及び第4分団の小型動力ポンプつき積載車2台の購入にかかる備品購入費を計上しております。

4目水防費の3の事業、水防費では、13節に大雨対策に係る排水ポンプ借り上げ料、新規事業として排水ポンプ車の借り上げ料を一括計上しております。

5目災害対策費の173ページ、6の事業、情報伝達充実強化事業費では、10節に同報無線子局バッテリー更新に係る修繕料及びJアラート自動起動装置改修修繕料等を、7の事業、静岡県総合防災訓練事業費では、9月4日に、県と島田市、牧之原市、川根本町、吉田町の共催により実施いたします静岡県総合防災訓練に係る事業費を計上しております。

175ページを御覧ください。

10款教育費は10億7,300万8,000円と、前年度対比1億2,660万5,000円、13.4%の増でございます。1項教育総務費は3億6,285万1,000円と、前年度対比1,513万3,000円、4.4%の増でございます。

3目教育諸費の179ページ、4の事業、教育振興事業費では、7節に令和4年度から導入いたします学校運営協議会制度の円滑な運営及び学校と地域の連携強化を図るためのコミュニティ・スクールディレクターの配置に係る謝礼金、12節に小・中学校の体育館へのWi-Fi環境整備に係る設計委託料及び14節に整備工事費、12節に老朽化が進む学校施設を適切に維持管理することを目的とした既存施設の劣化状況を把握するための調査に係る町内小・中学校劣化診断調査業務委託料、17節に中学校用電子黒板23台分とパソコン教室で使用していたウィンドウズ端末のリースアップに伴う端末の更新として小学校1年生用クロームブック60台分の購入に係る教材備品費を、181ページ、6の事業、教職員等負担金・補助金では、18節に部活動の県大会以上の大会出場に対する補助金でございますが、これまでの実績を勘案し、小・中学校活動補助金を増額計上、7の事業、確かな学力定着事業費では、10節の図書費につきまして例年の計上のほか、学校等の図書費を指定したふるさと納税指定寄附金がございますので、指定寄附金分の200万円を増額計上しております。

183ページを御覧ください。

2項小学校費は1億2,950万円、前年度対比マイナス1,610万1,000円、11.1%の減でございます。

193ページを御覧ください。

3項中学校費は8,370万6,000円と、前年度対比1,316万5,000円、18.7%の増でございます。1目学校管理費の3の事業、吉田中学校維持管理費では、10節の修繕料において通常の修繕のほか、給食用エレベーターの修理分を計上しております。

197ページを御覧ください。

4項社会教育費は2億6,893万4,000円と、前年度対比9,048万円、50.7%の増でございます。

204ページを御覧ください。

3目学習ホール費の3の事業、学習ホール運営費では、10節に通常の箇所無し修繕に加え、駐車場街灯修繕に係る経費を計上しております。

206から208ページを御覧ください。

4目図書館費の3の事業、図書館管理費では、16節に現在借地しております図書館用地の取得に係る用地費を計上しております。

210ページを御覧ください。

5項保健体育費は2億2,801万7,000円と、前年度対比2,392万8,000円、11.7%の増でございます。1目保健体育総務費の3の事業、社会体育振興費では、これまで4款1項6目健康づくり事業に計上しておりました健康体操運営費及びダンス健康づくり事業費を移行し、計上しております。

212ページを御覧ください。

4の事業、体育施設広場維持管理費では、10節の通常の修繕に加え、住吉コミュニティ広場の遊具修繕及び高島スポーツ広場の多目的広場兼サッカー場の芝修繕を計上しております。

213ページを御覧ください。

3目体育館運営費の3の事業、総合体育館運営費では、10節の通常の修繕に加え、防火シャッターの修繕も計上しております。

216ページを御覧ください。

11款災害復旧費は4,000円と、前年度と同額でございます。1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費は、それぞれ2,000円と、前年度と同額でございます。

218ページを御覧ください。

12款公債費は11億851万4,000円と、前年度対比2,875万5,000円、2.7%の増でございます。

220ページを御覧ください。

13款諸支出金は3億3,910万円と、前年度対比8,749万6,000円、40.4%の増でございます。1項普通財産取得費は2,000円と、前年度と同額でございます。

2項基金費は3億390万8,000円と、前年度対比8,749万6,000円、40.4%の増でございます。

222ページを御覧ください。

14款予備費は2,000万円と、前年度と同額でございます。

以上、御説明申し上げました内容が第18号議案 令和4年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。

続きまして、第19号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案は、議案書の43ページからとなっております。

それでは、まず議案書の44ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万円とし、また、この款項区分ごとの金額は45ページに掲載しております第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

それでは、令和4年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算の最終ページ、232ページの次の土地取得事業特別会計予算がございますので、そちらの1ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款財産収入につきましては1万8,000円を計上するものでございます。前年度と比較して1万3,000円の増額となっております。

次に、2款繰入金につきましては1,500万円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、3款繰越金につきましては1,000円、4款諸収入につきましては1,000円とそれぞれ計上しております。こうした内容で、合計1,502万円という歳入を立てております。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費につきましては1,502万円の計上でございます。前年度と比較して1万3,000円の増額となっております。

次に、2ページを御覧ください。

歳入についての詳細でございます。

1款財産収入の1万8,000円は、土地開発基金の基金利子1万6,000円と土地売払収入2,000円でございます。

2款繰入金の1,500万円は、土地開発基金繰入金でございます。

3款繰越金の1,000円は、前年度繰越金でございます。

次に、3ページから4ページにかけての4款諸収入1,000円は、土地取得事業特別会計の普通預金における預金利子でございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、歳出についての詳細でございます。

1款総務費の1,502万円は、土地開発基金積立金1万8,000円、用地先行取得1,500万円、そして土地開発基金への繰出金2,000円でございます。

以上が第19号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容でございます。

財政管理課からは、第13号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案の4議案について御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、町民課長、お願いたします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第4号議案、第15号議案、第16号議案、第20号議案、第21号議案の5議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の4ページから6ページの第4号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることとなったことに伴い、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー2の新旧対照表を御覧ください。

第2条及び第3条は、文言の修正及び明確化を図るための整備を行うものでございます。第5条の2及び2ページの第13条は、法改正に伴い改正するものでございます。

第23条は、第1項で法改正に伴う改正と明確化を図るための整備を行うとともに、未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額を5割軽減するための法改正に伴い、4ページから5ページにありますとおり第2項を追加し、第1号には基礎課税分に係る減額する額を、第2号には後期高齢者支援金等課税分に係る減額する額をそれぞれ規定するものでございます。

次に、第23条の2は、所要の規定の整備を行うとともに、法改正に伴う改正を行うものでございます。

次に、6ページの附則第2項から4項及び6項から11ページの第13項までは、法改正に伴う改正を行うものでございます。

次に、12ページの附則により、この条例は、公布の日から施行することとし、法改正に伴う改正規定であります第5条の2第1号及び第13条第1項の改正規定「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く第23条の改正規定並びに「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限った第23条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行することとするものでございます。

また、前項ただし書に規定する改正規定に限るこの条例の改正後の規定は、令和4年度以後の年度分について適用し、令和3年度分までについては、なお従前の例によることと適用区分を設けるものでございます。

以上が第4号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案書の28ページ、第15号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,671万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,054万円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして説明させていただきます。

別冊の令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、2ページの歳入でございます。

1款国民健康保険税は37万8,000円の減額でございます。保険基盤安定繰入金の確定による増額に伴い、軽減額が増額した分、国民健康保険税を減額するものでございます。

次に、3ページの4款県支出金は8,671万6,000円の増額でございます。歳出の保険給付費が想定以上に伸びていることから、今回増額することに伴い、県から交付される普通交付金を増額するものでございます。

次に、6款繰入金は37万8,000円の増額でございます。保険基盤安定繰入金の国・県の確定に伴い、一般会計の補正予算に合わせ増額するものでございます。

次に、5ページの歳出でございます。

2款保険給付費は8,671万6,000円の増額でございます。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えが見られ件数が減少したものの、本年度はその反動により、想定以上に支出が増加し予算不足となってしまうことから、1項1目一般被保険者療養給付費を7,300万9,000円、3目一般被保険者療養費を51万円、5目審査支払手数料を54万円、2項1目一般被保険者高額療養費を1,265万7,000円それぞれ増額するものでございます。

以上が第15号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

続きまして、議案書の29ページ、第16号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,390万7,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして説明させていただきます。

別冊の令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、2ページの歳入でございます。

3款繰入金は135万1,000円の増額でございます。保険基盤安定繰入金の県の確定に伴い、一般会計の補正予算に合わせ増額するものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は135万1,000円の増額でございます。歳入の繰入金の増額を受けまして、同額を増額し、後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上が第16号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

続きまして、議案書の46ページから49ページの第20号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

議案書の47ページを御覧ください。

まず、第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億2,739万4,000円と定めると、第2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額は48ページ、49ページの第1表歳入歳出予算によること及び第2条の地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、県給付費における同一管内での各項の間の流用ができることをお認めいただくものがございます。

では引き続き、その詳細を別冊になっております予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計を御覧いただきたいと存じます。

それでは、歳入から説明申し上げます。

2ページ、3ページの1款国民健康保険税は6億1,050万9,000円の計上でございます。前年度と比較し1,593万円、率にして2.7%の増額でございます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んでおりましたが、大きな影響は見られなかったことから令和4年度については考慮せず、現状を鑑みて計上したため、前年度よりも増額となっております。

次に、4ページの2款使用料及び手数料は、督促手数料の10万円の計上でございます。

次の3款国庫支出金は、災害臨時特例補助金1,000円の計上でございます。

次に、5ページの4款県支出金は19億1,827万4,000円の計上でございます。歳出予算の保険給付費に充当されます普通交付金と保険者努力支援分等の特別交付金でございます。

次に、5款財産収入は基金利子4万4,000円の計上でございます。

次に、6ページの6款繰入金は1億7,436万3,000円の計上でございます。1項1目一般会計繰入金は、低所得世帯対策のための保険基盤安定繰入金など、法定繰入金でございます。また、2項1目国民健康保険事業基金繰入金は、予算不足を補うため4,200万円の計上でございます。

次に、7ページの7款繰越金は1,000万円の計上でございます。

次に、8ページ、9ページの8款諸収入は1,410万3,000円で、延滞金、預金利子のほか、返納金等の雑入の計上でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

1款総務費は1,363万4,000円の計上でございます。内訳としましては、1項総務管理費933万3,000円、11ページの2項徴収費365万8,000円、12ページの3項運営協議会費64万3,000円でございます。いずれも補助事業分を除き一般会計から職員給与費等繰入金として充当されるものがございます。

次に、13ページから18ページにかけての2款保険給付費は18億8,032万円の計上でございます。過去の決算額及び令和3年度の決算見込みを踏まえ、前年度と比べ3,480万3,000円の増額でございます。内訳でございますが、13ページ、14ページの1項療養諸費は16億3,331

万5,000円で、療養給付費、療養費、審査支払手数料でございます。

14ページから16ページにかけての2項高額療養費は2億3,634万8,000円で、高額療養費と高額介護合算療養費でございます。

16ページの3項移送費は10万1,000円の計上でございます。

以上の1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費につきましては、全額県から普通交付金として充当されるものでございます。

次に、17ページの4項出産育児諸費の840万5,000円と次の5項葬祭諸費の215万円につきましては、過去の実績を踏まえた計上でございます。

18ページの6項傷病手当諸費につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染、または、感染の疑いがあり業務に服することができなかった場合に支給するもので、対象期間が令和4年6月30日まで延長されております。

次に、19ページから21ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は7億8,061万円の計上でございます。県が所得水準や医療費指数を基に算定し、各市町が県に納付するもので、被保険者数の減少に加え県の余剰金を一部充てたことにより、前年度と比較して1,049万1,000円、率にして1.3%の減額でございます。

次に、21ページの4款共同事業拠出金と22ページの5款財政安定化基金拠出金は、ともに1,000円の計上でございます。

次に、23ページ、24ページの6款保健事業費は3,315万3,000円の計上でございます。内訳でございますが、1項保健事業費は、医療費通知等の発送や人間ドックの助成事業などを実施するため980万円の計上でございます。

2項の特定健康診査等事業費は、2次審査への新たな勧奨通知の発送に加え、健診対象年齢前の年代への受診を実施するため、前年度と比較し430万8,000円の増額でございます。

次に、25ページの7款基金積立金は4万4,000円の計上でございます。

次に、25ページから27ページにかけての8款諸支出金は1,463万1,000円の計上でございます。所得構成などによる保険税の還付金や交付金の償還金の計上でございます。

最後に、28ページの9款予備費は500万円の計上でございます。

以上が、第20号議案令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

続きまして、議案書の50ページから52ページの第21号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、説明申し上げます。

議案書の51ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,502万9,000円と定め、第2項で款項の区分及び当該区分ごとの金額は、52ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

では、引き続き、別冊となっております予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の2ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、歳入から説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は2億6,220万5,000円の計上でございます。被保険者数の増加に伴い前年度と比較し1,669万9,000円の増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料等で2万1,000円の計上でございます。

3 ページの 3 款繰入金は5,139万2,000円の計上でございます。低所得世帯と社会保険元被扶養者に対する均等割額減額分で一般会計から保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。

4 款繰越金は1,000円の計上でございます。

次に、4 ページ、5 ページの 5 款諸収入は141万円の計上でございます。所得構成などにより被保険者に保険料を還付するため、後期高齢者医療広域連合から町へ返還していただくための還付金の予算計上が主なものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

6 ページの 1 款後期高齢者医療広域連合納付金は3億1,359万7,000円の計上でございます。被保険者から納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた均等割額減額分を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、7 ページ、8 ページの 2 款諸支出金は140万6,000円で、保険料の還付金等でございます。

最後に、8 ページの 3 款予備費は2万6,000円の計上でございます。

以上が、第21号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容でございます。

町民課から提出いたしました5議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第17号議案、第22号議案、第25号議案、第30号議案から33号議案の7議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の30ページ、第17号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

別冊の令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）及び補正予算（第3号）に関する説明書を御覧いただきたいと思います。

まず初めに、補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,594万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,294万2,000円にするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項区分の補正額補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおり、お認めいただくものでございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って説明させていただきます。

今回の補正は、第8期介護保険事業計画に沿った予算に対しまして歳出の地域支援事業の実施見込額により、歳入歳出それぞれの予算額を補正するものでございます。

補正予算（第3号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

2の歳入から申し上げます。

3款国庫支出金は461万6,000円を減額するもので、地域支援事業の介護予防事業包括任意事業の減額に伴い法定負担割合分を減額し、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程

度収入が下がった介護保険の被保険者について、保険者である市町村が行う第1号保険料の減免措置に対し、国より補助されます介護保険災害等臨時特例補助金を増額するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

4款支払基金交付金は546万2,000円を減額するもので、歳出の地域支援事業費の減額に伴い交付金を法定負担割合分減額するものでございます。

5款県支出金は284万3,000円を減額するもので、国庫支出金と同様に歳出の地域支援事業の減額に伴い法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

7款繰入金金は284万3,000円を減額するもので、これまでの国県支出金と同様に歳出の地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合分による繰入金を減額するものでございます。

5ページを御覧ください。

9款諸収入は18万1,000円を減額するもので、地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業利用者負担額を実績に合わせ減額するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

3の歳出でございます。

3款基金積立金は610万円を増額するものです。

次に、6ページから8ページまでの4款の地域支援事業費は2,204万5,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止策により研修会や講演会等を中止するなどがございましたことから、実績見込みにより減額するものでございます。

以上が、第17号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

次に、議案書の53ページから56ページまでの第22号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計予算について説明申し上げます。

初めに、議案書の54ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,487万1,000円と定め、また2項にありますとおり、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表歳入歳出予算」によることとし、第2条でございますが、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めることとお認めいただこうとするものです。

それでは、予算に関する説明書の1ページを御覧ください。

令和4年度は、第8期吉田町介護保険事業計画の2年目に当たります。予算案につきましては、過去3年間の給付費及び被保険者数等を基に、さらに団塊の世代が75歳になる令和7年度を見据えた計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で5,288万2,000円、率にして2.6%の増となっております。

2ページを御覧ください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で4億6,710万7,000円でございます。第8期の保険

料は、第1号被保険者の保険料を県内4番目に安価な保険料月額5,000円と設定しております。内容は、特別徴収保険料が4億525万6,000円、普通徴収保険料が6,078万8,000円、滞納繰越分が106万3,000円でございます。

2款使用料及び手数料は3万1,000円で督促手数料等でございます。

次に、3ページ、4ページの3款国庫支出金は4億2,972万6,000円で、介護給付費国庫負担金財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金は、それぞれ法定負担割合等により計上させていただいております。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付見込額により計上させていただいております。

5ページ、4款支払基金交付金は5億3,175万3,000円で、介護給付費を介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で第2号被保険者の負担分になります。

次に、6ページを御覧ください。

5款県支出金は2億9,837万7,000円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金で、法定負担割合により計上させていただいております。

7ページ、6款財産収入は2万6,000円で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、7ページから9ページまでの7款繰入金は3億5,262万3,000円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

8款繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

10ページ、11ページの9款諸収入は422万8,000円で、地域支援事業費の利用料が主な収入でございます。

以上が収入でございます。

次に、3の支出を申し上げます。

12ページから15ページまでを御覧ください。

1款総務費は4,091万8,000円で、会計年度任用職員1名分の人件費や介護保険事業運営に係る必要な経費、介護認定審査会事業費が主な事業費となっております。

次に、16ページから18ページまでの2款保険給付費は18億6,888万円で、1項介護給付費は、居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど、介護サービスに係る給付費。そして2項高額介護サービス等諸費は、サービス利用者が一定の上限を超えたときに支払われる給付費です。3項は、審査支払手数料。4項特定入所者介護サービス等諸費は、低所得者が施設サービスで支払った食費や居住費に対して限度額を超えた分を支給するものです。いずれも第8期介護保険事業計画に沿った給付見込額を計上させていただいております。

次に、19ページ、3款基金積立金は2万6,000円で、介護給付費準備基金への積立金になります。

20ページから26ページまでを御覧ください。

4款地域支援事業費は1億6,879万9,000円で、介護予防生活支援サービス事業、地域包括支援センター委託料を含む包括的支援事業費、一般介護予防事業費が主なものです。

次に、27ページの5款保健福祉事業費は332万2,000円で、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組として高齢者移動支援事業、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業、ワン

コインの500のサービスを実施しております。

28ページ、6款諸支出金は192万6,000円で、保険料の還付及び補助金等の償還金、一般会計繰出金でございます。

29ページ、7款予備費は100万円でございます。

以上が、第22号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

次に、議案書の59ページからの第25号議案 駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約について説明申し上げます。

本議案は、島田市にございます障害児入所施設駿遠学園管理組の規約の一部を変更することをお認めいただくとするものでございます。

静岡県障害児者地域療育支援センター事業の対象範囲が変更されたことに伴い、令和2年度末をもって駿遠学園管理組による事業受託を終了したため規約の一部を変更し、令和4年4月1日から施行することについて、関係地方公共団体で協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、参考資料のナンバー14の駿遠学園管理組規約の新旧対照表を御覧ください。

第3条の組合の共同処理する事務のうち、静岡県障害児者療育支援センター事業に関する事務を削除し、これによる号ずれを変更し附則において施行期日を令和4年4月1日と規定するものでございます。

以上が、第25号議案 駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約についてでございます。

次に、第30号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書は65ページ、参考資料ナンバー19を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町健康福祉センターの管理について、吉田町健康福祉センター設置条例第10条の規定に基づき、指定管理を行わせるものとし、その指定管理者として社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、健康福祉センターは、町民の健康増進及び地域福祉の向上を図ることを目的とする施設であり、地域福祉の推進を図ることを目的としている社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を引き続き、指定管理者とすることが最適と判断したことから指定管理者に選定しようとするものです。

指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度における指定管理料は年額3,088万7,083円を予定してございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として、施設の使用許可等に関する業務、施設の利用料徴取業務、施設の使用の相談及び案内、そして管理運営全般を総括する業務でございます。施設の管理に関する業務としましては、施設の保守点検や修繕及び安全管理、備品等の保守管理、施設内外の清掃及び警備でございます。

施設の利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として指定管理者が利用料を徴取し、指定管理者の収入とするものでございます。

次に、第31号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書は66ページ、参考資料ナンバーは20ページを併せて御覧ください。

本議案は、吉田町老人福祉センターの管理について、吉田町老人福祉センター設置条例第11条第1項の規定に基づき、指定管理を行わせるものとし、その指定管理者として社会福祉

法人吉田町社会福祉協議会を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、老人福祉センターは、老人に関する各種相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設で、地域福祉の推進を図ることを目的としております社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を引き続き、指定管理者とすることが最適と判断したことから指定管理者に選定しようとするものです。

指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度における指定管理料は年額94万2,183円を予定してございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として、高齢者に関する各種事業や老人クラブに関する業務、施設の使用許可等に関する業務、施設の管理に関する業務でございます。施設の利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として指定管理者が利用料を徴取し、指定管理者の収入とするものでございます。

次に、第32号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の67ページと参考資料21を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町北区いきいきセンターの管理について、吉田町いきいきセンター設置条例第8条第1項の規定に基づき、指定管理を行わせるものとし、その指定管理者としてアサヒサンクリーン株式会社を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、センターの設置目的である高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きと生活を送り、自立した日常生活を確保できるよう通所等による支援を行うことを達成し、適正な運営を確保するため当町の高齢者を取り巻く現状の把握をしていること。通所事業に精通していること。安定的な施設運営及び事業実施が可能な団体であることが求められることから、町内で通所事業を実施しており、事業を開始して10年以上たっている事業所が町内で3事業所ございましたので、これらの事業所に指定管理業務受注の意向確認を行いました。結果、受注の意思を示したアサヒサンクリーン株式会社を指定管理者とすることが最適であると判断し、指定管理者に選定しようとするものです。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度における指定管理料は年額157万1,600円を予定してございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として、介護予防に関する事業や施設の使用許可に関する業務などと施設管理に関する業務でございます。

施設の利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として指定管理者が利用料を徴取し、指定管理者の収入とするものでございます。

次に、第33号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書の68ページと参考資料ナンバー22を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町デイサービスひまわりの家の管理について、吉田町老人デイサービスセンター設置条例第8条第1項の規定に基づき、指定管理を行わせるものとし、その指定管理者として社会福祉法人杉の子を指定しようとするものでございます。

選定理由でございますが、吉田町デイサービスひまわりの家は、認知症の方が食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションや認知症のケアが受けられる地域密着型の施設であり、個別ケアを第一に考え、利用者が安心して穏やかな生活を送ることで、家族の介護負担の軽減が図られることを目的とする施設で、地域に根差した介護及び福祉サービスを展開し

ております社会福祉法人杉の子を引き続き、指定管理者とすることが最適と判断したことから指定管理者に選定しようとするものです。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、令和4年度における指定管理料は年額1万1,000円を予定してございます。

業務の範囲は、施設の運営に関する業務として、主に介護保険法に規定する認知症対応型の通所のデイサービス事業と施設の管理に関する業務でございます。

施設の利用料につきましては、センター設置条例に掲げる金額を上限として指定管理者が利用料を徴取し、指定管理者の収入とするものでございます。

福祉課から上程いたしました7件の議案につきましての説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） ここで暫時休憩とします。

再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時42分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第11号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案つづり19ページから23ページ、そして参考資料ナンバー9を御覧いただきたいと思います。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所が、特定地域型保育事業者と連携することができる施設として認められたことを受けての改正に加え、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、デジタル化の推進に伴い保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定、または想定されているものについて、電磁的方向による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正が行われましたことから、町の条例についても、府令に沿った内容に改正を行い、併せて軽微な文言修正を行うものでございます。

それでは、主要な改正内容につきまして、参考資料を基に御説明申し上げます。

参考資料2ページ、第5条第2項は、電磁的記録等について記載がありましたが、府令により9ページの第53条に改正されましたので削除いたしました。

3ページの第27条、第35条、4ページの第37条については、今回の条例改正に合わせ文言修正等を行いました。

5ページの第42条第1項は、条文を追加したことに伴う項ずれ等を修正することに加え、6ページから7ページにかけての第2項及び第3項は、特定地域型保育事業者が適切に確保しなければならない連携施設の代替保育の提供について条件を満たすことで連携施設の確保義務を緩和する内容を追加するとともに、7ページから8ページにかけての第5項は、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所が特定地域型保育事業者と連携することができる施設として認められたことを受けての改正をいたしました。

第8項は、保育所型事業所内保育事業についても、連携施設の確保義務を緩和する内容を追加いたしました。

9ページから11ページまでの第53条は、府令により電磁的記録等について改正を行いました。この条例の規定において、書面等により行うことが規定されているものについては、その書面に代えて電磁的記録により行うことができるように定めております。

12ページ、附則第4条は、連携施設に関する経過措置の期間について改正を行いました。

最後に、附則によりこの条例の施行日は、公布の日とすると定めております。

こども未来課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第23号議案、第24号議案の2議案につきまして説明申し上げます。

初めに、第23号議案 令和4年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

別冊の令和4年度吉田町水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数は1万3,995件、年間総配水量は443万8,000立方メートル。一日平均配水量は1万2,159立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、基幹管路耐震化事業として1,951万4,000円、水道施設更新事業として7,266万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は6億1,025万2,000円、支出の第1款水道事業費用は5億3,817万6,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は1億3,562万円、支出の第1款資本的支出は4億8,719万7,000円でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,157万7,000円は、減債積立金4,000万円、建設改良積立金1億500万円、過年度分消費税資本的収支調整額2,734万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,105万3,000円、当年度分損益勘定留保資金6,817万6,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、企業債として起債の目的を建設改良事業、限度額を1億400万円などとして措置するものでございます。

第6条は、一時借入金として限度額を2,000万円とするものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用として1及び2のとおり。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を7,774万8,000円とするもので定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産購入限度額を617万8,000円とするものでございます。

以上、令和4年度吉田町水道事業会計予算の内容をお認めいただくとするものでございます。その内容について、参考資料ナンバー12の1、令和4年度吉田町水道事業会計予算附属書類により主なところを中心に説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和4年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

初めに、水道事業収益でございます。

営業収益の給水収益は5億4,101万1,000円で、水道料金の算定根拠の基となる有収水量に供給単価を乗じて算出したものでございます。受託工事収益は150万円で、消火栓の修繕でございます。その他の営業収益は72万6,000円で、設計審査及び指定工事事業者給水装置、登録手数料などがございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は1万1,000円で預金利息でございます。他会計補助金は15万8,000円で、静岡県地震津波対策等減災交付金です。長期前置金戻入は6,196万5,000円で、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。雑収益は488万1,000円で、下水道使用料賦課徴収事務負担金などがございます。

次に、水道事業費用でございます。

営業費用の原水浄水及び配水給水費は1億5,817万7,000円で、職員人件費、漏水調査業務委託などの委託料や水道施設の修繕費、動力費などがございます。委託工事費は210万円で、消火栓の修繕などがございます。業務費は4,920万5,000円で、職員人件費、料金システム使用料、検針業務の委託料などがございます。総係費は2,971万3,000円で、職員人件費、令和3年度分の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などがございます。減価償却費は2億3,836万円で、配水管などの構築物、電気設備などの機械及び装置などの減価償却費でございます。資産減耗費は937万2,000円で、配水管などの布設替え工事による除却費でございます。その他、営業費用は10万1,000円で、公用車の車検に伴う重量税や代行料でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は3,733万8,000円で、借入金の利息でございます。雑支出は8万4,000円で、仕入控除できない仮払消費税などがございます。消費税は1,272万5,000円でございます。特別損失は1,000円、予備費は100万円でございます。

2 ページを御覧ください。

初めに、資本的収入でございます。

企業債は1億400万円で、建設改良事業に関わる起債でございます。他会計出資金は679万4,000円で、消火栓の設置費でございます。国庫（県）支出金は561万4,000円で、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金でございます。その他資本的収入の工事負担金1,156万1,000円は、道路改良工事に伴う補償費でございます。また、加入分担金765万1,000円は、量水器出庫に伴い給水申込者から徴収するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は3億2,098万7,000円で、委託料と工事請負費などでございます。固定資産購入費は47万円で、量水器を購入するための費用でございまして、企業債償還金は1億6,540万3,000円で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございまして、国庫（県）支出金返還金は33万7,000円で、補助事業に関わる消費税返還金です。

最後に、棚卸資産購入限度額でございまして、量水器購入限度額は47万円、薬品購入限度額は192万8,000円、材料購入限度額は378万円とするものでございまして、

3ページを御覧ください。

令和4年度吉田町水道事業会計固定キャッシュフロー計算書でございまして、

1の業務活動においては2億2,717万1,000円の現金が増える予定でございまして、また、2の投資活動においては2億6,854万3,000円、3の財務活動においては5,460万9,000円の現金がそれぞれ減る予定で、この結果、令和4年度は9,598万1,000円の現金が減り、令和4年度の資金期末残高は4億3,044万3,000円となる予定でございまして、

4ページから6ページは、給与費明細書でございまして、

7ページは、令和3年度吉田町水道事業会計予定損益計算書でございまして、下から4行目の当年度純利益は4,293万3,000円を予定しております。

8ページ、9ページは、令和3年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございまして、こちらは今年度末における水道事業の財政状況を示したものでございまして、

10ページ、11ページは、令和4年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございまして、10ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどキャッシュフロー計算書で説明したように4億3,044万3,000円でございます、資産合計として72億2,101万2,000円を予定しております。11ページの3の固定負債の企業債については19億3,323万6,000円でございます、負債合計として35億4,132万9,000円と予定しております。

7の(2)の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は1億9,570万7,000円でございます、資本合計として36億7,968万3,000円と予定しております。

12ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連などを記載してございまして、

13ページから17ページまでは、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出、資本的収入及び支出及び棚卸資産購入限度額の詳細でございまして、

続きまして、参考資料ナンバー12の2、令和4年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1ページは、予算実施計画書明細書比較でございまして、

2ページは、企業債の概況でございまして、

3ページは、令和4年度当初の資本的支出補填財源でございまして、

4ページから7ページまでは、令和4年度主要工事一覧表と工事箇所図でございまして、老朽管布設替事業、他事業関連事業、水道施設更新事業などでございまして、

以上が、第23号議案の説明でございまして、

続きまして、第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございまして、

第2条は、業務の予定量でございます。年間総処理水量は91万3,000立方メートル、1日平均処理水量は2,501立方メートルと予定しております。主要な建設改良事業は、管渠建設改良として2億6,800万円、処理場建設改良として7,400万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款下水道事業収益は6億7,819万円、支出の第1款下水道事業費用は6億6,628万6,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は8億4,961万5,000円、支出の第1款資本的支出は8億7,522万円でございます。また、資本的収入額から資本的支出額に対して不足する額2,560万5,000円は、引継金1,510万3,000円と3条企業債の借入額1,050万2,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、債務負担行為としまして、事項を処理場自家発電機設備設置工事及びこの工事に伴う管理業務で、期間を令和5年度、限度額をそれぞれ9,000万円と210万円とする債務負担を措置するものでございます。

第6条は、企業債としまして起債の目的を建設改良事業、限度額を2億5,520万円などとして措置するものでございます。

第7条は、一時借入金としまして限度額を3億円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用としまして営業費用と営業外費用との間で経費の流用ができるものとするものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,821万9,000円と定めるものでございます。

第10条の他会計からの補助金は9,783万6,000円とするものでございます。

以上が、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算の内容をお認めいただくこととさせていただきます。この内容について参考資料ナンバー13の1、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類により主なところを説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

これは令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、下水道事業収益でございます。

営業収益の下水道使用料は9,273万円とするもので、平均使用料と見込み件数に単価を乗じて算出したものに使用料の多い企業を加算したものでございます。

その他の営業収益は4万7,000円とするもので、排水設備指定工事店指定手数料と公共ますの代金などでございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は1,000円、他会計補助金は7,801万4,000円で、一般会計からの補助金でございます。

補助金は789万6,000円で、ストックマネジメント計画策定などに対する社会資本整備総合交付金でございます。

他会計負担金は7,708万8,000円で、企業債償還利子などに充てるものでございます。

長期前受金戻入は4億803万7,000円で、一般会計、国庫補助金、受益者負担金などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

消費税還付金は1,437万7,000円でございます。

次に、下水道事業費用でございます。

営業費用の管渠及び処理場費は1億4,243万5,000円で、処理場などに関わる光熱水費、運転管理などの委託料及び下水道施設の修繕費などがございます。

総係費は4,387万9,000円で、職員人件費、下水道事業全体計画等策定業務委託などの委託料及び下水道使用料賦課徴収負担金などがございます。

減価償却費は4億804万1,000円で、建物構築物及び機械及び装置などの減価償却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は7,093万円で、借入金の利息でございます。

特別損失は1,000円、予備費は100万円とするものがございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、資本的収入でございます。

企業債は2億5,520万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

受益者負担金は700万2,000円で、令和4年度に供用開始する土地に関わる負担金でございます。

他会計負担金は4億804万1,000円で、企業債償還元金に対するものがございます。

国庫（県）支出金は1億6,355万円で、公共下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

他会計補助金は1,982万2,000円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を一般会計から繰り入れる補助金でございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は4億4,735万7,000円で、委託料と工事請負費などがございます。

企業債償還金は4億2,786万3,000円で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

3ページを御覧ください。

令和4年度吉田町公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動においては、551万6,000円の現金が増える予定でございます。

また、2の投資活動においては1億5,963万1,000円が増え、3の財務活動においては1億7,266万3,000円の現金が減る予定で、この結果、751万6,000円の現金が減り、資金期末残高は4,575万1,000円となる予定でございます。

4ページから6ページは、給与費明細書でございます。

7ページは、債務負担行為に関する調書でございます。上段は当年度に係るもの、下段は過年度議決に係るものとして記載しております。

8ページは、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予定損益計算書でございます。下から3行目の当年度純利益は57万9,000円と予定しております。

9ページ、10ページは、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。これは今年度末における下水道事業の財政状況を示すものがございます。

11ページ、12ページは、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。11ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュフロー計算書で説

明したように4,575万1,000円を予定しております。未収金については、現年度分の下水道使用料及び消費税還付金などとして1,907万円、資産合計として125億6,253万6,000円と予定しております。

12ページの3の固定負債の企業債については44億3,363万9,000円でございます。4の流動負債の未払金については、業務委託などについて1,258万2,000円と予定しております。負債合計として120億4,526万6,000円と予定しております。7の剰余金の当年度未処分利益剰余金は124万5,000円でございます。資産資本合計として5億1,727万円と予定しております。

13ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表関連などを記載しております。

14ページから17ページまでが、先ほど説明しました令和3年度予算の実施計画明細書でございます。

続きまして、参考資料ナンバー13の2、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算資料について説明申し上げます。

1ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

2ページは、企業債の概況でございます。

3ページは、令和4年度当初の資本的支出補填財源でございます。

4ページから7ページまでは、令和4年度主要工事一覧表と工事箇所図でございます。管渠建設改良事業として川尻南部汚水幹線の管渠工事を施工延長1,245メートル、ストックマネジメント事業として、浄化センター内の建築設備、電気設備、水処理設備など、地震対策事業として浄化センターに設置する自家発電機設備設置工事でございます。

以上が、第24号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいまの説明がありました第13号議案及び第15号議案の2議案については、この後、全員協議会で内容確認を行い、4日に審議を行います。

そして、第14号議案、第16号議案、第17号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案、第23号議案及び第24号議案の9議案については9日に、また、第18号議案については11日に質疑を行い、最終日22日に討論、評決を行います。

その他の第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案、第29号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案及び第34号議案の20議案については、最終日22日に審議しますのでよろしくお願い申し上げます。

◎報告第2号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第37、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 専決処分事項の報告について（令和3年度防潮堤側道整備工事請負契約の変更について）、第3号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第4号報告 専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）の3件について町長から報告をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第1回吉田町議会定例会における報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回の報告事項は3件でございます。それぞれの概要につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、専決処分事項の報告について（令和3年度防潮堤側道整備工事請負契約の変更について）でございます。

本報告は、昨年6月に議会の議決をいただきました令和3年度防潮堤側道整備工事請負契約につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による変更期限の締結を専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により御報告するものでございます。

第3号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

本報告は、和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により御報告するものでございます。

第4号報告は、専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）でございます。

本報告は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上が報告事項3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、田邊 誠君。

〔建設課長 田邊 誠君登壇〕

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

建設課からは、1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告 専決処分事項の報告について（令和3年度防潮堤側道整備工事請負契約の変更について）でございます。

議案書の70ページから72ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

令和3年6月17日、議会の議決を経た令和3年度防潮堤側道整備工事の請負契約につきまして、工事内容の一部変更に伴い契約の金額を変更する必要が生じたため、令和4年2月7日に専決処分したものでございます。

議案書の72ページを御覧ください。

2の契約方法につきまして、変更後は一般競争入札による契約及び随意契約でございます。

3の契約の金額につきまして、変更前の契約金額8,679万円に対しまして変更後の契約金額は459万9,100円増額の9,138万9,100円でございます。

4の契約の相手につきましては、静岡県榛原郡吉田町住吉1964番地の1、たむら建設株式会社代表取締役田村久枝でございます。

続いて、参考資料ナンバー23を御覧ください。

工事内容の主な変更理由は、残土処理工と小型標識工の増工でございます。残土処理工につきましては、施工箇所において掘削した土砂の中に149立方メートルの瓦礫類が混じっていたため、これらを適正に運搬し処分したものでございます。また、小型標識工につきましては、道路整備に伴う静岡県公安委員会への意見聴取により、道路沿いに4基の規制標識を設置することとなったものでございます。

なお、これらの増工に伴い当初契約時に令和4年2月21日としていた完成期日を令和4年3月22日まで延長しております。

建設課からの報告事項についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大石 巖君） 続いて、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、2件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第3号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の73ページから75ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る2事案でございます。

議案書の74ページを御覧ください。

1事案目は、本年1月25日に専決処分したものでございます。

相手方は、牧之原市細江2737番地、静岡県牧之原警察署でございます。

事故の概要としましては、令和3年8月5日正午頃、片岡地内において吉田町の公用自動車と交差点を左折した際、相手方の所有する標識ポールに接触し破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は8万7,890円。過失割合は、町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額は8万7,890円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

続きまして、2事案目でございます。

議案書の75ページを御覧ください。

こちらは本年2月2日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和3年12月14日、神戸地内において除草作業中に小石が飛び、

隣接する民家の窓ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は4万7,850円。過失割合は、町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額は4万7,850円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

続きまして、第4号報告は、専決処分事項の報告について（静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）でございます。

議案書の76ページから78ページまで及び参考資料ナンバー24を御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体である養護老人ホームとよおか管理組合が本年3月31日付をもって解散することに伴いまして、同組合から脱退すること及び同組合規約の一部を変更しようとするについてでございます。規約の変更内容でございますが、同組合規約の別表第1及び別表第2中、養護老人ホームとよおか管理組合を削るものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日からの施行とするものでございます。

以上が、総務課から報告事項2点の御説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時27分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会4日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第13号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）
についてを議題とします。

これから13号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出については款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

- 2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

説明書の22ページをお願いします。

こちら、3の事業ですね、保育園管理費のところにあります18の保育士等処遇改善臨時特例補助金についてお聞きします。

先日、全協のほうでこちらのほうの人数、月のほうの確認をさせていただきました。国のほうの内容になりますと、こちらのほうの対象者のほうの事業者さんが、保育所と幼稚園と認定こども園ということになっております。この間お聞きしたところは、認定こども園のところかと思われます。ほかのところの保育所と幼稚園のほうの対応はどのようになったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町の保育園については、こちらのほうでお答えさせていただきますけれども、町の保育園の保育士等の処遇改善につきましては、今回、処遇改善をどうするかというところの議論もさせていただきました。その中で、近隣市町もどのような対応をするかというところも情報交換しながら、正規の職員については、一般行政職の給料表を使わせていただいて給料のほうを支給しています。会計年度任用職員につきましては、給料表を使いながら賃金のほうを決めさせていただいているんですが、一般行政職のほうの給料表を使っている正規の職員につきましては、どこの市町も今回の処遇改善は行わないということでは言われています。うちの町も同じように、処遇改善のための賃金改定はしないというところを考えています。民間で給料水準が低いところはそのような改定も行われると思いますけれども、うちのところの職員、一般行政職の職員については処遇改善は行わないというところで決めています。

会計年度任用職員につきましても、こここのところ近隣の給与水準を見させていただいたところ、うちの町はかなり水準が高い、賃金がかかりいいというところがございます。近隣の市町もいろいろ情報を聞かせていただいた中で、会計年度で低いところの市町は賃金アップするということは聞いていますけれども、うちの町は近隣と比較してもかなり賃金がいいというところになります。

そうすると、いずれにしても、今回、保育士等の処遇改善は行わないというところで決めています。その理由の一つに、保育士の関係で処遇改善するということにつきましては、コロナというところの話になりますとですね、保育士ばかりでなくて、全職員でもってコロナの対応に当たらせていただいています。そんな中で、先ほど言った理由もございまして、保育士ばかりではなくて、やっぱり全体を見据えてコロナに対して当たっているのも、そこばかりに焦点を当ててるのではなくて、全体を見たいというところもありまして、今回、特定のところは処遇改善しないというところの理由の一つ。

それと、やはり先ほども言いましたように、また、賃金改定、賃金アップが出たときには、またそのところの賃金アップをしなければいけないと思っていますので、そこでまた賃金の改定については見直しをしていきたいというふうに思っていますので、そういった理由で、今回は処遇改善を行わないとしております。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番です、楠元です。

町の保育園に関しての状況は理解しました。あと、働いていらっしゃる保育士さんのほうとかには十分な説明をしていただいて、やっぱり理解した上でモチベーションが下がらない

ような形で働いていただくように努めていただきたいと思います。

あとは、こちらのほうの対応の中には、児童クラブとかそういったものは入っていなかったんでしょか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

児童クラブも同じ理由でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

児童クラブさんのほうにも同じような理由ということで、十分な職員の方たちに説明していただいて、今後の仕事のモチベーションを上げていただくようお願いしたいと思います。

それでは、我が町には私立幼稚園のほうもでございます。そちらのほうの幼稚園のほうに対しての、こういった対応のほうはどのような形で町は対応したのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

私立幼稚園に関しましての所管が学校教育課になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

私立幼稚園2園、ひばり幼稚園とちどり幼稚園がございます。こちらにつきましては、所管が県ということになりますので、こちらの今回の処遇改善の補助金の窓口が県ということになっておりますので、こちらとしては、吉田町としての窓口は設けないということになるものですから、実際は掌握していないということになります。ですので、私立幼稚園のほうから補助金の申請は県のほうにさせていただくということになりますので、こちらとしてはその情報というところまでは理解していないということになりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

県のほうの管轄ということではありますが、同じ吉田町内の事業者でありますので、また、事業者さんのほうから何かしら相談があったときには、そちらの事業者さんにとってもいい形の何かしら情報が早く提供がされたときには、ぜひ幼稚園さんのほうにもいろいろと情報提供をしていただいて、寄り添っていただくような対応でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑はなしと認めます。
次に、7款商工費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
続いて、8款土木費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
次に、9款消防費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
次に、10款教育費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
次に、12款公債費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
次に、13款諸支出金についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終結したいと思いますが、まだ疑義があるようでしたら、全般にわたって質疑を許しますがいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
これをもって13号議案についての質疑を終結します。
これから、13号議案についての討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第15号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これら質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって第15号議案についての質疑を終結します。

これから、15号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時12分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会9日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、提出されました特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を行います。

初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

途中、説明員の入替えを行い、進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に対すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

◎議案第14号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第14号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第16号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第2、第16号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第17号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第3、第17号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第19号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第4、第19号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第20号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第5、第20号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第21号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第6、第21号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の2ページです。

後期高齢者医療保険料について、お伺いいたします。

料率が来年度から引き上げられ、令和4年度の保険料予算が2億6,220万5,000円。これは令和3年度に比べて1,669万9,000円、6.8%の増額になっています。

加えて、10月から個人負担が1割から2割になるということで、吉田町では約76%の方が1割負担のままであり、現役並の所得があるということで3割負担の方が約6%、18%の方が1割から2割に上がるとのことです。

これらは、その国や広域連合が決めるものですので、町としては致し方ないのかもしれないんですけども、町として、その後期高齢者医療に関して、この後期高齢者の負担を少しでも減らすというような策というのはないんでしょうかと、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今回ですね、後期高齢者の保険料率の改定により、料率は上昇、それから、今年度の10月から、医療機関での窓口負担が所得に応じて2割負担の創設がありまして、後期高齢者の負担は今のところ増える一方であるということになっております。

では、これが、被保険者数が年々増加していることに加えまして、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始めるということで、医療費の増大を見込んでの改定となっております。

この負担を少しでも抑える、減らすための策ということですけども、これにつきましては、医療費を賄うために負担が多くなっている、そのために保険料率を上げる、さらに倍負担にするということで、医療費をなるべく抑えるしかないと思っております。

そのために、後期高齢者にも健康診査、74歳以下の方に行っている特定健康診査、これと同様のものですね、こちらとあとは人間ドック等の助成も行っております。で、疾病の早期発見、早期治療につなげております。

また、町長の施政方針の中でも少し触れてはいたんですが、高齢者の健康増進を図るため、法改正によりまして、高齢者への保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制整備を図るということで、法律の改正が行われております。

このような生活習慣病等の重症化を予防する取組と、それから、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施をするという必要があるということで、福祉課と、当町では福祉課と町民課で協力をしまして、現在は通い型を活用した教室とか健康相談等の事業にも取り組み始めたところでございます。

以上のように、保健事業等行って少しでも医療費を抑えるように努力はしているんですが、ただ、一市町、この後期の場合は保険者が静岡県の後期高齢者医療広域連合でやっておりまして、一市町だけが幾ら努力をしても、他市町の医療費が上がってしまえば底上げがされて、幾ら当町が頑張っても結局は負担が増えてしまうということになってしまいますので、県全体でこの保健事業に取り組んで、医療費をなるべく抑えて、それによって保険料が少しでも減少できればということで、県全体で取り組んでいく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） おっしゃるとおりです。県全体で取り組んでいただきたいんですが、それに対して吉田町が何をするかということだと。でもまあそれはなかなか難しい話じゃな

いかなと思うんで、例えばですね、子供の医療費補助等ありますよね、それと同じように、料率の1割から2割に上がる方々に対してその1割分、上がる分その補助をすとか、そういうことはできないものなんでしょうかね。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今回の2割負担になるということにつきましては、法律改正によって全国共通でなっておりますことなんです、その1割分、例えばですね、今の話で言うと負担すとかということになりますと、これをやってはいけないかどうかというところがまた法律等で確認をしなければいけないと思いますけれども、やるとしたら全て町の負担費の補助ということになります。ですので、町としてもそこは確認をしなければいけないですし、あとは広域連合ですね、広域連合に皆さんから納めていただいた保険料を、広域連合に納貢するという形になっておりますので、そちらとの調整もあるかと思っておりますので、今ちょっと、ここでできるできないというようなはっきり申し上げられなくて、申し訳ありませんが、以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 一般会計からの、連合に対しての療養の給付負担金として、これはほぼ町単でやっているというふうに捉えておまして、町の決断かなと思ったんですが、まあそれは、まあ10月ぐらいまでに考えていただければというふうに思っております。

で、実は、1割から2割に上がる方の負担を減らすために補助金を出したらどうかという話をしたんですけれども、正直言って、その後期高齢者がどのぐらいの医療費というか、使っているかというのを我々は実は認識していない。まあ、私だけかもしれないけれども、認識していない。

後期高齢者の仕組みというのは、保険料を集めて、一般会計からの繰入金をして、それを広域にお渡しして、で、どれだけ使われたかということはこの予算とか決算には表れてこない。で、国保の場合は納付金を納めて、県から金をもらって、給付金として幾ら使ったかというのは分かるんですけれども、後期高齢者の場合はそれが分からない。そういう面で、ここからお願いなんですけれども、例えば決算のときに医療費がどのぐらい使われているのか、吉田町の後期高齢者はどのぐらいを使っているのかというのを、例えばその5年間ぐらいですね、増えているのか減っているのかを知るために、資料として提示していただくというようなことはできないものかなと思うんですが、そこはどうなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

まずですね、すみません、先ほど一般会計から支払いをしている療養給付費負担金ですけれども、こちらは法律で決まっております、広域連合が試算をする国庫負担金の金額が基になっているんですが、その12分の1を納めるということで、法律で決まっている金額になりますので、ちょっと町ではどうしようもないということだけを申し上げさせていただきます。

それから、医療費の、療養費の過去5年間分ぐらいのデータということで、当課でもいろいろ確認をしている中で、決算時の資料としては、後期高齢者医療については、確かに人間ドックの状況ぐらいしか、主要な施策と成果に関する説明書ですね、そちらに掲載をしていなかったということで、今後は、そのそちらの決算時の主要な施策と成果に関する説明書において、どのような形になるかはまだこれから検討いたしますけれども、どれぐらいの医療

費を使っているかというところのデータを、また掲載をしていくような、前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 町民課長、県の決算状況の報告をという話、質問じゃなかったですか。12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私が知りたかったのは、吉田町の後期高齢者に対して、どのぐらい医療費を使っているのかということです。

○議長（大石 巖君） 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結をします。

◎議案第22号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第7、第22号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時17分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名です。

◎議案第23号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第8、第23号議案 令和4年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第24号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第9、第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 全員協議会の際に、問題として投げかけておいたんですけれども、今回の下水道事業の中に、実は、今回の下水道事業の前段階で、令和3年度の吉田町公共下水道事業会計補正予算、そのときに、債務負担行為ということで、令和4年、要するにこの令和4年、今始まる、これからやる質問ですね。そのときに、確かにちょっと言ったことがあるんですけれども、債務負担行為であってもやっぱりそれは基本的には税金投入、お金が、細かいお金がかかっているはずなんです。それがやっぱりその、どこに当てはまっているか、しっかりしたつながりというか、それが必要だと私を感じていて、そういう発言したことがあったんですけれども、今回、債務負担行為の補正の中で、川尻南部汚水幹線工事、令和4年度の限度額が1億780万円なんです。これがあのときの、何ですか、議会で承認をした、時効なんですけれども。

この4年の中に、今度新しく、今後多分この下水道の中に、それがどこへね、1億780万円がどういう数字を意味をしているのか、どこを、限度額をもって1億780万円の限度額以外のものがどこに充当されているんですか、充てられているんですかということなんですけれども、その整合性をお伺いしたいんです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

債務負担行為の設定を12月補正でお認めいただいたものにつきましては、参考資料ナンバーの13の1の17ページの下段の支出の中の建設改良費の工事請負費が3億9,200万とあるんですけれども、その内訳の中で、1段目に管渠建設改良として2億6,800万、今、計上してあるんですけれども、この中に1億780万、12月補正した額が含まれているものになります。以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 前回、私が問題を出したときに、大体、私、そういうどこかでそのところに入ってくるんだろうとは分かっていたんですけれども、ただ、項目として1億780万円以下のものが、要するにこの中に、今、これでいくともう工事費として3億9,200万円、それで管渠が2億6,800万円でしょ、そうすると1億780万円を明らかに超えているわけですね。その中の要は、管渠、建設改良費の中の、因数分解してもらって、因数分解した中にそういう項目が出てくるはずですので、その中のどれかというやつを聞いたかったんですね。

要するに、これで、このままで、今の回答でいくと限度額が1億780万円で、請負工事改良費のほう2億6,800万円という、明らかに限度額をオーバーしているものですから、そ

ういう意味でお聞きをしたんですからね、分かるように、もし教えて、回答いただければ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

令和4年度予算として実施する管渠建設改良が2億6,800万で、3年度中、3年度の12月に補正したのはこの2億6,800万のうちの一部、12月のとき1億780万を上限として、3年度中に実施伺いをして契約を締結するという、今回、実際3本の工事を出したんですけれども、その限度額を1億780万円として設定したものであるもので、内数になっていきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう3回目で、あまりいきませんけれども、そうするとね、今言ったその建設改良費のどの部分、要するに言いたいことは、1億780万円を工事費としていかないですよ、以内で工事をやりますよという契約だったから、だって、その中で数字が今言った2億6,800万だかのどの部分なんですか、幾つですか、どこですかと聞きたかった。

これ、分解できるでしょう。多分、できるだろうこの幾つかありますんで。そういう一つのルールをつくっていかないと、これ、はっきり言って、この数字が、どこが正しいんだと、1億780万円がどこに、数字の中の正しさを持っているんだと言えなくなってくるわけですね。逆に言うと幾らでもいい話になっちゃうわけじゃないですか、今の感じでいくと。

そういう形で聞きたかったんですけれども、その辺はどうですか、これ最後にします。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 残念ながら、山内議員ちょっとまだ御理解をいただいて、制度を御理解いただいていると思うんですが、2億6,800万のうち1億780万を3年度補正で債務負担を起したと言っております、説明。そのほかに4年度当初で、予算としてお願いするのが1億6,200万あります。この差引き。2億6,800万から補正分を引いたものが1億6,200万あります。それは4年度当初で、予算としてお認めいただくというものです。ですから、因数分解なんて難しいことは要らなくて、引き算してもらえば分かります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうすると、一つだけ最後に聞きます。

1億780万円という金額の根拠ってどこにあるんですか、どこにあったんです、根拠。数字的根拠。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

12月のときもその話が出たと思うんですけれども、積算基準に基づいて、見積もって、その額を算定しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その積算基準という、ルールがちょっと分からないものですから、また、その部分はそれで終わりますね。

あのね、もう一つ大事なことを聞くことがあるんですけれども、第5条、よろしいですか、2ページですね。その中に、ここにも債務負担行為が出てきまして、これは処理場の電気施

設、それと機械施設、電気の電気施設ですよ。実はこの処理場の自家発電用の電気設備とかそういうものが今まで経過をたどっていて、一度あったことが、3年間、5,000万、5,000万、5,000万ってことがあったんですね。

そのときに今度9,000万と出てきますよね、しかも5年ですよ、令和の5年、来年、再来年、再来年ですね、この再来年度のこの時期的なものはいいんですけども、その中に、今まで浄化センターの契約、工事の契約をやってきた中で、確かに見積りを、入札はやるんですけども、必ずここになくても、入札の中に多分3社があつて2社下りましたよね、クボタだけが残ったでしょ。そういう意味は分かるんです。一番合理的で、随意契約であっても、私、いいと思うんですけども、ただし、こうなつて決めてきちゃうと、もうじゃ、そこにしか工事は行きませんよ、そここのところの関係ができちゃいますよというちょっと不信、不信という心配事があつたものですから、その辺でこの5年というのは何を意味するのか、そして5年間の間に、今まで言った同じ業者がもうずっとやっていくような形ができちゃうじゃないですか。実際過去、毎年3年間、5,000万、5,000万、5,000万で、何というのかな、ショックマネーじゃなかったかな、要するにやり替えをしたことがあつたんですけども、これを全て、この意味が非常に危ないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長(大石 巖君) 山内議員、これは工事内容としての質問になりますか。債務負担行為としての議案ですけども。

○8番(山内 均君) 議案の内容です。議案の中で聞いているんです。危ないですよという話。

○議長(大石 巖君) 副町長、平井光夫君。

○副町長(平井光夫君) ちょっと確認なんです、その実質、その1社になっているときに、この9,000万という数字を出すということがいいのか悪いのかという御質問の趣旨でしょうか。ちょっと確認させてください。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) あのですね、5年度、令和5年度のほうでしょ、今3年度ですね。4年、5年、2年先、2年先の工事を今ここで契約をやっているんですけども、契約、それは構わない、この数字が出るのはね。

9,000万の根拠は、私はもう善意の形で聞きますからね、正しいのだと思いますよ。

ただし、この9,000万というのは、本当はこの後改善するときに、その分その分をやっていくものですから、明らかにあまり金額が出ちゃうのはまずいと思うんですけども、私が言いたいことは、その5年度まで、2年先の工事を、今までの経験からいくと随意でやる。随意もいいんですけども、大体入札をやつて、入札をやつたときに、合理性を考えると2社は大体下りるんですね、必ず下ります。なぜかと言うと、そういう意味は分かっているんですけどもね。最初から言われて設計からやるともっと大きな金がかかりますから、そこでは随意契約でいいよと、随意契約が適当じゃないですかというのが私の意見なんですけれども、ただそのときにあらかじめ3年先までやっちゃうと、そのときのその業者でずっといくとその業者を守ることになりませんかという話なんです。

○議長(大石 巖君) 副町長、平井光夫君。

○副町長(平井光夫君) あの、これ、業者を守るとかそういう趣旨ではなくて、工事期間が4年度、5年度、2か年かかりますと、予算は原則単年度主義ですから、本当は単年度で予

算を計上して工事を発注していけばいいんですが、工事の期間が長期にわたる場合はこういう債務負担という形で、2か年、3か年という工事が、契約が、単年度主義の例外措置として制度上認められております。

ですがいまして、2か年かかる工事であるから、2か年、翌年度、5年度までの債務負担をお願いしますというこういう議案をお願いしているわけです、内容として。ですから、その業者を守るとかそういうことはなくて、あくまでも工事期間が2か年かかるので、これ4年度予算ですから、4年度から5年度までの2か年の契約、2か年にわたる、単年度主義の例外としての契約をお願いしますと、そういう趣旨の内容でございます。そこを御理解いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうするとですね、今言った、私が、言葉というのは適切ではないかと思えますけれども、こういう工事を実際にやったときに、1つの業者が、今までしかそういう形に入ってこないということ、いないということですよ。工事のやつ、工事を、設備業者がね。多分そうなっていると思います。それが普通、それはそこまでは分かるんです。そのときに、こんなんしてすると、工事、ものが、修繕しなきゃならなくなるときというのは、そのときにならないと分かんないじゃないですか。

特に、何で3年も、2年先までそういうものをやるかなという。2年ずっと永遠と続いていく修繕というのはないじゃないですか、基本的にはないはずなんです。その辺がちょっと、私の中では分かりにくい部分があったものですから、そういう姿勢をお聞きしたんですけれどもね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今の質問は、自家発電機の設備の設置工事を5年度の債務負担の設定、9,000万を設定させていただいて、4年度と5年度で合わせて実施するものになります。この工事につきましては、浄化センターの施設の災害時、停電するために設置するものであって、規模が、規格が今回大きいもの、大分、つきますんで、制作で6か月、設計、施工、制作、あと現場据付け等で日数を要するんで、2か年にしているものになりますんで、このような形にしてあるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 下水道事業全体計画策定業務附属書類の7ページと15ページです。

これも債務負担行為に関係するんですが、債務負担行為に関する記述が附属書類の7ページに、15ページには収益的支出の委託料として1,129万5,000円と記載されています。この債務負担行為の限度額は1,500万で、期間は令和4年までとなっています。

これ、昨年の予算ですけれども、同じ名目で1,000万が計上されていまして、今年の予算からすると、去年の執行率というのはかなり低いのではないかというふうに考えられるわけでありまして。

で、これ、3年度低かったのはなぜかというところをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

3年度、契約額が低い理由につきましては、うちが見込んだ設計金額に対しての比率が低かったために、落札率と言っていいんですかね、の関係で差が出ている部分があります。

また、3年度予算、4年度予算につきましては、どの業務をやって支払う、できた部分で払うかというので設定が均一じゃなくて、こういう形になっているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回の説明では、その令和3年度に関しては予定どおりであると、ただ入札額が低かったんで結構浮いたような形になっていますという話。で、ちょっとこれ確認になってしまうのかもしれませんが、7ページの債務負担行為の令和4年度の金額が1,080万になっているんですよ。ところが予算は1,129万5,000円になっている。この違い、何か意味があるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この下水道全体計画の策定業務としては、この額で設定してあるんですけれども、この下水道事業全体計画策定業務委託に関わる業務を別の委託として予算づけしてあるんで、この1,129万5,000円という形で増えているような形を行っているような形になっております。

この全体計画策定業務としては、この金額でお認めいただいたものになるんですけれども、それとは別にこれの業務に関わるものを単年度で実施しているために、ここに計上してあるものになります。別契約のものになってくるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、確認しますが、令和3年度は420万使いましたと、だから令和4年度に残っている金は1,080万ですと、債務負担行為、もう我々が認めたものに関してはそうです。で、令和4年度はそれに加えて別のものをお願い、委託しようとしていると、で、別契約なので予算上は増えていますという理解。その全体計画、最初に債務負担行為として考えていたものに加えて、来年度は、加えようというものは具体的にはどういうことをやろうとしているんでしょうか。もともと考えていたものに比べて追加というものは何なのかという。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、追加で新たに予算計上しているものにつきましては、下水道事業の区域の変更に関わるもので、都市計画決定の区域を県との協議にするに当たって必要になってくるものになります。

それは、町の審議会をかけた後に、県との協議に関わるものになるんですけれども、その資料作成に関わる作成業務委託として、追加で計上したものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そこは、そういうことにおきましよう。

で、建設改良費です。予算資料の4ページ。管渠建設に関して川尻南部汚水幹線工事に2億2,600万が計上されています。

全員協議会の内容確認におきまして、その工事によって単年度整備面積は5ヘクタールである。で、累積整備面積は295ヘクタールになるというふうにお伺いしました。

公共下水道事業経営戦略審議会の資料では、令和4年度は、単年度で7.66ヘクタール、累積整備面積は304.71ヘクタールというふうになっておりまして、これは、一般質問でも聞いたんですが、このままで令和8年度までに予定した計画している工事は終わるのかということについて、今の状況をお知らせください。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今年度予算でしている面積として、先ほどあったとおり5ヘクタール、審議会の資料で出た整備面積、ここは、予測のときに出した、多分、面積のことを言っていると思うんですけども、現在の見込みでいきますと、おおむね令和8年度のところでいけるのではないかと、今、算定しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、令和8年度までに335.31ヘクタール終わりますという説明でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

見込みであって、実際、このとき算定したものにつきましては当然、人件費、労務費、資材費も含めて同じ金額でできるとは思っていないので、そこは、実際どの程度、8年度概成に向けて今準備しているものになりますけれども、あくまでも見込みであって、この面積をやるために進めていくもので、8年度と限定できるものではないです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 要は、前から聞いているんですが、8年で工事はやめるのか。要するに、8年度までに予定した面積を全部やるのかどうか。で、やれない、今のペースでいけばやれないのであれば令和8年度以降も工事を続けるのかと、要は再三聞いているんですが、今と同じような答えで頑張りますとしか言わんわけですよ。で、一般質問のときもカーリングの話を出して、A案、B案、Aプラン、Cプラン、今の時点でどう進めていくのかということをしっかり考えていかないと、その場になったら考えますみたいな話じゃ進められないと思うんですよ。今の考えはどうなんですか。やめるんですか、続けるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この計画、経営戦略に基づいて、この下水道事業区域、下水道計画区域を進めるものであります。8年であって、概成しなかったとしてもこの区域をやるために実施していくものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) ということは、8年度以降もやると、管渠工事を続けます。この335ヘクタールを達成するまでは続けますということですね。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

その予定であります。

以上です。

○議長(大石 巖君) 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) 一般質問のときにはね、その浜田だから予算を抑えられてどんどん進められるんだと、だからやるんだという話なんだけれども、今の話じゃ同じような経費でいくとそんなに進みませんとおっしゃっているわけですよ。だから、あの浜田だからどんどん進めますと、安価で進められますと、舗装を剥がす必要がないので、その分管渠工事の費用は抑えられますというような答弁をされたと思うんですけども。

今、浜田をやっていて、それがどのぐらいの率、浜田をやる中において、舗装をしなくて、舗装を剥がす必要がなくて抑えられるというのは何%ぐらい、今の計画の中でね、何%ぐらいそういう話になっているのか、なるのか。ほとんどもう舗装されて一部土のところがあるんで舗装をしなくても済むという話なのか、そこを具体的にどのぐらい安く抑えられるんだという話になっているのか。要は正確な答弁をされていますかという話なんだけれども。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

区画整理の中で、同調してやって経費が抑えられると言っている部分につきましては、今後、道路を計画して造っていくところ、また、現在未舗装であって舗装の取壊し、本舗装の工事がなくところに対しての経費の削減ができるという意味の解釈であって、その面積が今、現状どのぐらいかということについて、今、数値がここで答えられないですけども、同調してできるところについてはやって、令和8年度に向けて整備をしていくものになります。

以上です。

○議長(大石 巖君) 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) で、予算とすれば今と同じぐらいのペースでやっていくと、で、多分今のままでは8年までには終わらないから、8年以降も続けますというのが今の時点での結論ですと理解していいですか。

○議長(大石 巖君) 副町長、平井光夫君。

○副町長(平井光夫君) そこはちょっと誤解があるといけませんので、私のほうから答えさせていただきますが、あくまでも現時点、その8年度に概成するというその面積なりきちんとやった上での計画でございます。その計画に沿って我々はやるということ、今、意思として示していますが、今後、その4年度、5年度、6年、7年、各年度のその財政事情もありますし、今後いろんなことが起こり得るかもしれません。あくまでも計画ということで御理解いただければと思います。

計画については、我々、計画を達成できるような形でやっていきますという意味ではおりますが、8年度になってその計画どおりにできたかどうかというのは8年度のところで、改めてもう一度判断しなきゃいけない部分があると思います。そのときで、例えば100やろうとしたとき、90しかできなかつた、それについてどうするんだと、9年度以降もやるのか、

いやいやその10はやらずに終了させるのかというのは、またそこで一旦意思決定というのをまた皆さんにもお諮りしてやっていく必要があると思っております。

ですから、現時点で、8年度できなかつたら9年度やるのかとかいうことについては、断定的なことは我々は言えなくて、我々現在言えるのは、計画に向かって8年度まで着実にやっていくと、そういうことかと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 計画に沿って進めていますという話に対して、その計画に対して随分遅れていませんかと、現状は。このギャップをどうするんですかということを知っているわけです。で、答えが計画に沿ってやっていますと言われても、現状実際は遅れているんだから、それをフォローするための策をやらないと計画は達成できないわけですよ。そういう策を考えているのか、今のままずっといって8年度以降も続けますよという話なのか、いや、8年で終わると言ったから計画の面積は全部やらないけれども8年度でやめますという話なのか、その辺をちょっとお伺いしているんですけれども。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 計画どおりに、多少その年度によって凸凹あるのかもしれませんが。ですから、今もし下回っているのであれば、5年度以降その遅れを取り戻す形の予算措置をすることもあり得ると思っております。ですから、そのままにしていこうということを行っているわけではなくて、今現在では少し下回っている部分があるかもしれませんが、それは最終的には8年度に、その計画に吸いつくような形のプランとしてはあります。

ただ、それが実際本当に、今、確実にやるということまでは、それはまだ4年、5年先の話を約束はちょっとできませんが、そういう計画であるということで、遅れている部分もあるかもしれませんがそれは取り戻す場合も当然あるというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 最後にします。

年度で計画オーバーしたり、出っ込み引っ込みがあるという話じゃないんですよ。

この計画ができたその令和2年からもうずっと遅れっぱなしなわけです。で、令和4年は頑張るのかなと思って予算を見たら、また下回る計画になっているというので、どうするのという質問をしているわけで、ここでこれ以上やっても意味がないのでやめますけれども、やっぱりしっかりそのフォロー、8年までに終わらせるんだという話になっているのであれば、そこが明確になるようなことを示していただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） ほかに質問は。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 副町長、ちょっとお伺いします。

先ほどですね、引き算すれば分かるよという話をしましたよね、どこの数字を引くんですか。

いやいや、笑い事じゃなくて、これ本当に、だって引いたら1億2,400万になるじゃないですか。1億780万でしょ、限度額が。それで、今言われた1億を引くと、単純に引くと1億2,400万になるんですよ。1億2,400万というのはその限度額以上にいっちゃうんじゃない

いですか、だから因数分解しなさいと言っているんですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

先ほどの答弁と同じになってしまうんですけれども、参考資料ナンバーの13の1の17ページのところに、下段の建設改良費の工事請負費の管渠建設改良として2億6,800万円あります。そのうち、3年度の補正予算でお認めいただいた金額が1億780万円。この2億6,800万から債務負担を引いた額1億6,020万円の部分に当たる、引き算するとその部分になるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 引き算の、ちょっとそれが、数字ってどこへ出てくるんですか。

今の数字が。だって出てこないじゃない。上書きして。

〔「債務負担をしないという工事の金額が1億」の声あり〕

〔「そしてこれだけだよ、そのうちの債務負担がこれだけだよ」の声あり〕

○8番（山内 均君） 債務負担じゃん。これだけじゃん。だから、分解して。

〔「分解する必要はない」との声あり〕

○議長（大石 巖君） 山内議員、当局にこの内容確認ではなしに、予算上での質問をお願いしたいんですが。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そういう回答をもらったものですからただけの話であって、さっきの延長戦になればよかったんですが、またしっかりと考えますからいいです。

私は違うと思っていますから。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結をします。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時54分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第18号の質疑

○議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第18号議案 令和4年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから18号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から11款及び21款についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めますため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から11款及び21款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番の山口です。

町税の説明書の3ページです。町民税でお聞きします。

副町長に全員協議会で聞いたことですので、副町長にお尋ねしたいと思います。

滞納金2,000万円についてです。これは御説明あったことで納得はしたんですけども、2年度の収入未済額が町税のうち1億825万ありました。そのうちの大口督促案件5件を滞納整理機構を利用して移管をしたんですけども、徴収率は43.4%だという担当課の説明がありました。時効が到来する不納欠損額が415万ということでしたけれども、私がお聞きしたいのは、課をまたいで、例えば同一人物が、例えば水道料金だったり、教育費だったり、町税だったりする方が、例えば、外国へ行かれる、いて不納欠損額があるという御指摘もあったもんですから、そういった場合、債権としてなかなか回収できない可能性が非常に高いと思います。

お聞きしたいのは、例えば、一般の民間ですと、例えば、役務を提供する会社ですと1か月間、2か月間、その支払いがなければ、多分役務をストップをしたり、例えば、生命保険ですと2か月間支払いがなければ失効状態になるということで、民間ですと結構厳しいというのが一般的な話ですけれども、それに対して、例えば、外国に行かれる方に対して、例えば、債権があった場合、何もこちらでは、町では何も手をつけられないとかというふうに言われたものですから、何とかこうそこで止められる方法がつかっていただければと思うんですが、そういうことはちょっとできないという御返事だったんですけれども、何か工夫されてやっていこうという気持ちはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） すみません、大変申し訳ないですが私、その事務の一つ一つまで詳細に承知しているわけではございませんで、この前、あくまで一般論としてお答えさせていただきました。個別の件につきましては、そういったなんか情報共有できるものであれば、もちろん情報共有したほうがいいのは当然多いと思いますので、それはでき得る範囲内であれば、我々もやっていったほうが当然効率いいかと思っておりますので、その辺は、この前、制度の壁というようなちょっと言い方をさせていただきましたが、制度の壁がそのない部分であれば、もちろん議員がおっしゃるような形で情報共有して効率的なその徴収というのは進めてまいりたいと思います。

一つ一つの詳細なところまでは、今、外国へ行った場合とかですね、そういった場合についてまで、ちょっと私、今承知、ここで答えできませんが、議員のおっしゃる趣旨は理解するつもりでございますので、そういった方向で我々も基本的には取り組んでいきたいと思いますが、繰り返しになりますが、どうしても制度の壁ということがあってできない部分もあるということは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

今、副町長が答弁なさっていたのは全般的なものでございまして、まず、滞納者につきましては、納付期限の内に納付された方々、そういった方々と不公平を生じますので、滞納処分を行っているというところでございます。

ただその滞納処分を行う以前に、催告等も行いまして、自主納付ですね、自主的な納付を喚起をしてというところでございます。そうしたことも踏まえまして、海外に転居する方々がいた場合は、町民課のほうからちょっと情報をいただきまして、その方が滞納があるかどうかという中で、滞納があれば、そのときに滞納の納付書とか、そういった明細書をお渡しして転居前に、出国する前にお支払いをいただきたいということで納付書をお渡しをしているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 私のほうも、例えば、水道の料金の支払いがないので止めろとか言っているわけじゃなくて、命に関わることですので、そういったことは多分規定もあると思うんですけれども、副町長がおっしゃるように制度の壁とおっしゃっているんですけれども、収入がこれもし逆転した場合、逆転というのは入ってくる町税が少なくて滞納が多いという

状態になってしまうと、町のほうでも予算も立てられないんじゃないかなということ、希望ですけれども制度の壁というものをまた御検討いただいて、何かこう町のためにもプラスになるようなことでできてほしいなというような気持ちです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

それこそ海外に出国された方につきましては、その後というのはちょっと追えないという現実がございます。ただ滞納処分をする中で執行停止もさせていただくことというようなところもあるんですけれども、そうした要件でありますので、そうした執行停止をした中でも、財産の調査とかそういったものを続けてやらせていただいております。そうした中で、またいろいろ今は税務顧問とかも、そういった方々も毎月来ていただきながら指導していただいておりますので、そうした方々、それからこの前の全協のときにお話をしましたけれども、職員の相互併任、そうした滞納整理の中で、そうした方々との連携を深めながら、また一番いい方法を見つけながらやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時10分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の55ページ、賑わい創出事業補助金ということで100万円が通常分というような説明を受けております。残りが小山城の駐車場のところのなでしこの売店を改修するというような話を聞いてございますが、この件に関しまして、あそこの土地にそうしたものをまず最初に建てるというか、今、小屋ですね。小屋を置いてある。そういう中で、今回はそこを改

修ということなただけけれども、まずJAハイナンのなでしこですよ。に今回補助するというんだけれども、あそこの利用に関して町としてどういった観点で考えているのか。

これから新しい交通の拠点みたいな話の中でも、あそこを活用していくよというような話もある中で、今回ここだけやる、しかも補助してやる。町としてあそこをどういうふうに関後やっていくのかということが見えてこないんですよ。一つだけ、こうぼんとやっただけでは、その賑わいの創出といってもなかなか進んでいかないのかな。だったら、ちゃんとしたものを町として施設を造ってね。今、小山城の売店はあるんだけれども、あそこだつてあの規模じゃ、もう賑わいの創出なんて言っている規模じゃない。そうした中で、あそこの駐車場をもともとは駐車場である。あそこをどういうふうに関わいの場として考えているのかというのがちょこちょこやっていくんじゃないかと、ぼんとちゃんとした施設を造って、そこに入ってくれる方は公募でも委託でも何でもいいんだけれども、そういう形をとってやっていくのが、そのほうがもっと町にとって、町民にとっても、あと観光、賑わいにとってもいいのかなと思うんだけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員から小山城前の広場、それから駐車場の件でお話がありました。当町としまして、議員がおっしゃられるように、あそこは観光の拠点ということで位置づけをしております。さらに、現在町が進めておりますシーガーデンシティ構想の中でも、あそこを、小山城のところを拠点として位置づけているところでございます。

そうした中で、確かに今回小さな規模ということでもありますけれども、現在、あそこのもともとのそもそも論の話をしますと、小山城のところにつきましては、やはり拠点としての計画というようなものが、これまでも幾つか議員も御承知だと思いますが、道の駅であるとか、そうしたお話が出てきているんですが、なかなかその土地の関係とか道路事情等を踏まえて、なかなかそこがこれまでも計画どおりにいかなかったという点があります。ただ町としましても、やはり小山城のところは賑わいの拠点ということで考えております。

現在の今、先ほどなでしこの話がありましたけれども、あそこは平成13年、2001年の静岡緑花祭のときに静岡吉田公園で開催されるという中で、当町にはそうしたお土産も踏まえて、町をPRする、特産品をPRする場所がないということの中で、緑花祭のときの臨時駐車場として小山城前が位置づけられていました。そのときに、町の中でも、町、それから産業4団体が一緒になってどうすべきかということで検討した中で、一つがJAさんのなでしこのところ、それから鰻の関係ですね。それと商工会のほうでは楽市を行うということで、あそこの活用ということでこれまでできておりました。

そうしたいきさつがもともとあって、これが今現在に来ているんですけれども。実際にはやはりこのところにつきましては、今後拠点としてしっかり計画のほうを立てていきたいというふうに思っております。

これは、観光協会含め町全体としての賑わいの場として位置づけをしまして、整備をしていくということを考えております。ただ今現在どうのというのは今ちょっとないものですから、今後の課題として今現在捉えておりますので、今後進めてまいりたいと考えております。

それから、あと今回の具体的な予算の関係です。こちらにつきましては、今の現状のなでしこのところが実際には日曜日しか使われていない。いわゆる既存施設をもう少し活用

しようということの中で、今回、この観光協会さんと一緒にあそこの改修をしまして、交流人口、交流の場をちょっと設けたいということの中で改修をさせていただきたい。いわゆる月曜日から土曜日までは今何もない、今シャッターが閉まっている状況ですので、そこに人が集うような改修を進めたいということで、今回進めさせていただくものでございます。

そうしたことから、今現在、ちょっと少しずつということになりますけれども、今後は町の拠点として町としても考えてまいりたいと思いますので、その点御理解のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回、そのなでしこの売店をという話の中で、観光協会も絡んでいるような御答弁をいただいたんですけども、じゃその隣でやっている、その鰻の売店もありますよね。これも一緒にやるというような、そのもともとがなでしこのほうからこれやりたいから、こういう補助金くれと言ってきたのか、町というか観光協会がもっていないからどうですかと声かけたのか、その辺ちょっと分からないんですが、もしそういうことがあったとしたら、何で鰻のほうも一緒にやらないのかというのがあるんですけども、その辺は予算的な問題でできないというのか、鰻のほうは一切そういったことに興味ないというのか、要するにただ現状でいいよという話の中で手をつけないというのか、そのところちょっと分からないんですけども、説明いただけますか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの御質問でございますが、今回、まず今のなでしこのところの利用については、なでしこさんから来たというものではございません。町としましても、私ども企画サイドと、それから観光というところで話し合いをした中で、そうした少しでも改修してということで、5市2町事業の中に位置づけをしまして、今回改修しましょうということでさせていただいています。

確かに、鰻も含めて全体でということもあるんですけども、今回、予算もこの1,000万のうちの500万を今現在予定をしているところでございますので、これは5市2町、どうしても負担の上限がございますので、そうした中で今回改修をしようということにさせていただいています。

当然、その鰻もそうですし、あそこ全体のもやはり考えていかなければならないということで、先ほども答弁させていただきましたけれども、そうした中で、今回は確かにきっかけとしてなりますけれども、今後、全体的に見ながら計画のほうを立てていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その全体的な計画を今後立てていく。5市2町の連携もあるというのは分かるんですけども、今回なでしこだけというのはすごく引っかかって、だったら一緒にやっちゃえばいい。じゃ今年は、今年度は、次年度は、4年度はこれをやります。じゃ次は鰻のほうやりますとかというのがあるのかないのかというところで、そこはちゃんと業者とも話をしていかないとできないことだと思ふので、そうしたちゃんとしたこう段階を踏んで

やっていくよというのがあれば、あ、なるほどねと思うんですけれども。何か言い訳っぽく聞こえちゃっていて、全体像はここをこういうふうに行く方向ですよというのは分かるんですけども、その辺が、まずなでしこにターゲットを絞りましたというところも。

当町の場合、今特産品という中で考えたときに、鰻のほうが、もっとなでしこの物よりも鰻というほうがインパクトあるし、今ふるさと納税の関係でいくと、マグロが上へ来ちゃっているけれども、もともとは鰻、吉田町は鰻とシラスの町だよみたいなど、レタスの町という中でやっている中で、鰻をもっと特化したほうがいいんじゃないかと非常に思ったんですよ。でも、今の話聞くとまずはなでしこさんだよ。そこの選択がね、どうなのかなというところが、もう一度お願いしたいと思っています。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 非常に施設自体がピンポイントのところでの改修ということになりますので、なかなか今のところが全体像としてあそこをこうしていくというところが今まだ計画がされていない、具体的な計画が出ていないものですから、私のほうもちょっとなかなか答弁が苦しいところもあるんですけれども、ただ、まずは今ある既存施設を活用して交流人口もそうですが、人のにぎわいもそうですし、コミュニケーション等も取れる場所をとにかく小山城に人を滞留させたいというのもちょっとありまして、そうしたことから今回、5市2町事業で活用しようということにしています。

確かに全体の計画となりますと、あの建物自体もどうなのかということも入ってきますので、まずは今の既存のところを全体計画の中でそこということではなくて、まだ今ない状態ですので、今の現状のところをまず既存施設の改修をして活用するというところで今回とどめさせていただいております。

ですので、全体については、今、議員の御指摘もそのとおりでと思いますので、まず全体計画のほうを今後整備のほうを進めさせていただく中で、周りも全部、全体もそうですが、考えていく中で整備のほうを進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質問。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の件でちょっとお聞きしたいんです。

水を差すつもりはないんですけれども、なかなか建築基準法上、公の土地に一つの建物、例えば、農協さんの建物、どこの所有になるか分からないけれども、建物つける、その造るときに、なかなか公益の土地にはその町長の判こがないと建築法上通らないと。必ずそういう基準法上の問題があるんですね。そうすると、その辺の管理の問題が、建築の管理という問題ではどのように考えているのかということと、それと例えば、改装をしたときに建築基準法上、特に最近災害とかそういうもので必ず出てくるのが避難路ですね。避難経路とそれと内装制限です。ひょっとしたらシャッターの本当は駄目かもしれない。そういう問題があるんですけれども、その辺のこれずっと思っていたんですよ。その辺の合理性というか、その辺はどんなような形で考えているんですか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

あそこの建築、なでしこさんが今使われている建物の建築につきましては、先ほど増田議

員からの御質問の中で、2001年静岡緑花祭等の中で建築ですね、そういうのをしていたという経緯がございます。実際にあそこの土地については、使用許可のほうを町長からも出しておきまして、協会につきましても、建築確認を出して建築をしているということがございますので、手続としましては、しっかり手続、適切な手続が取られております。

ですので、確かに今、所有物が観光協会の所有ということになります。使用料等についても許可の中で減免という形の中で全ての団体ですね。なでしこさんだけではなく、例えば、樂市の関係もそうですし、それから鰻の関係ですね、こちらについても、手続のほうさされておりますので、そうした中で進めておりますので、特に適正なものになっていると思います。

建物の建築的などということですが、先ほど建築法上というか建築確認をしっかりと出しますので、実際改修するときにはしっかりとその建築状況を見ていただいた中で改修というようなことになっていくかというふうに思いますので、その辺は特に安全面踏まえて、人がましてやここに来るといふことですので、その辺の安全面をしっかりと確認して事業のほうを進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 我々の業務の中で、たまたま防災監が隣におりますので、お聞きしますけれども、特に避難路、不特定多数の人間が使用するときにはかなり厳しい条件というか内装制限であるとか、その出てくるわけですよ。避難であるとかそういうもの確保しながらやっていくと。そういう面では防災監のほうから見たら、あそこの建物に対する法規的なイメージというのはどんなものですか。トレーラーハウスみたいなやつは、あれは自由に使えると、建物じゃありません。ただ建物のときにはそういう形が出てきますので、その辺は防災監としては、確実にあれを見ながらいい、いいですか。そういう私は いくと思うんですけれども、確認をしながらやっていただけるということですよ。

○議長（大石 巖君） 危機管理監、岸端孝典君。

○危機管理監（岸端孝典君） 避難の関係になるかと思えますけれども、建築基準法で適正に申請がされているということであれば、建築基準法にのっとって設備もしっかりされているかと思えます。

ですので、安全面については確保されているというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） ほかに。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

63ページです。情報化推進費のC I O補佐業務委託料761万4,000円ですけれども、これ内容確認したとき、常駐はしないよ、オンラインでやり取りをします、必要に応じて行うよということでしたよね。それで、これこの当初予算で1年間であれですけれども、何か自分が思うにそれだけの業務でいくと、ばかにその金額がいいんじゃないかなと思うわけですよ。その何ですか、そういう高い理由があるかなというのものもあるんですけれども、その辺が分からないもので、自分としたじゃね、もっと安くなるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺をちょっと伺いたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

C I Oの補佐業務の委託ということで、補佐業務の中には多くの事業を乗せさせていただいています。

まず、専門的な立場からC I Oの全般の活動全般に対して支援、助言をしていただくということがまず一つあります。そして、もちろん国の動向を踏まえて御支援いただくということで、国の情報もちゃんと取り入れていただいているというところもありますし、情報化の施策を推進するに当たりまして、今、町でD X推進計画を作成しているわけですが、そうした計画の中に、推進するための組織としてどのように機能させていくかといったところの各課への助言、もちろん支援もしていただく。そして、国の施策とか民間の状況もちゃんと把握していただきながら助言をいただくということもあります。

そして、システムを導入していくに当たりまして、そういうところの技術的な高い技術を持った人間が課の中にはいるわけではございませんので、そういったところの支援もいただくということ。そして、システムもそうですし、計画の中に計画を進めるに当たっての進捗管理もしていく中でそうした御助言もいただくというところ、あとセキュリティー関係の面でも実施していかなければならないので、そこもちゃんとこれでいいかどうかというところの支援もしていただく。そうした中で数々の御助言、支援をいただく中でもデジタルの人材の育成ということもしていただきながらやっていくというところで、私どもが考えている中では、月1回の情報化推進委員会が組織の体制の中で、まずC I O最高情報統括責任者が要る中で、その補佐するためにC I O補佐官がいます。そして、実動部隊として意思決定を決定していく組織としては、行革推進本部会議、各課長が、町長が本部長として行っている行革推進本部会議で意思決定をしながら、実動部隊として情報化推進委員会というものがありますので、その中の各課から選任された情報化推進委員のワーキンググループの中にも参加していただきながら、年間36回程度、そういったものを予定しながら支援をしていただくというところを考えております。

いずれにしても、常駐ではありませんけれども、こちらに来ていただくことがありますし、そうしたオンラインでの支援もしていただきながらやっていきます。そうした支援をしていただきながらも、成果物をつくらなければいけないというところでは業務委託はそのコンサルティング業者に業務委託をしますけれども、その中に専従者を置いていただいて、スタッフもやっぱり置いていただくということになりますので、それをひっくるめた中での760万円という業務委託をさせていただきますので、なかなか町のD Xを推進するに当たりましては、そうした専門的な知識を持った方を登用していきたいというところで、この計画を出させていただいたものです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ある程度、内容を今説明を受けましたがね。

それで、その中で実行部署ってあったですけれども、自分がちょっと調べたら、D X人材というのがあって、それが6つの職種に分けられているよというようなこと載っていました。それで、一つはプロデューサー、二つがビジネスデザイナー、三つがアーキテクト、四つがデータサイエンティスト、五つがU Xデザイナー、六つがエンジニアとなっていて、実行部署というのをつくるよというお話ですが、こういったこのD Xというのを進めるに当たってはこういう人材が必要だというふうに理解しているんですけども、こういうのにこういう

特殊な人材といえますかね、こういうのが必要になるというふうに一応調べたら載っていたもんですからね。その辺はどのように考えているかちょっと伺います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） C I O補佐官としての任務については、先ほど申し上げさせていただきました。今、議員がおっしゃっているのは、その人が持っていなければならない資格を調べられたわけですから、ちょっとそこのところがちょっとはつきりしなかったのですみません、もう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それらのことも、今回のそのC I Oの補佐官業務委託の中でそういうことの関係もね、しっかりと何というかな、話合いができるというんですか、助言をいただいてその組織づくりがちゃんとできるかどうかということ伺います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

まず、業務委託をお願いするに当たっては、業務の仕様書をしっかりとつくらせていただいて、その中にやっていただくことをしっかりと明記させていただきます。業務の内容、そして成果物をどういうふうに出すとか、どういうふうに進めていく作業の内容とか、とにかく仕様書の中に明記させていただきながら1年間の業務委託をさせていただきますので、これを国の交付金の御支援をいただきながらやらせていただく事業ですので、しっかりとそここのところは仕様書でもって業務の内容を示させていただいております。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の56ページ、自治振興費についてです。

その中に自治会運営費、町内会活動費が挙げられておりますけれども、令和3年度までは基本金額に世帯数を掛けて各自治会に支給していたのを令和4年度からは基本額に人口を掛けた額にするということでした。全協でもお伺いしたんですけれども、その狙いとか背景とかをもう少し説明していただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

この自治会への補助金につきましては、補助金を交付する目的、趣旨でございますけれども、相互扶助の精神に基づく地域の連携を増進し、良好な地域社会の維持及び形成に資するために補助金を交付するというにさせていただきます。

そういった中で、町では対応し切れないような問題、課題というところにつきましては、自治会の皆さんでお力をいただきながら地域で解決していただいて地域の底上げをしたいというところも思っております、そういった思いも含めて補助金のほうを交付させていただいております。

そうした中で、以前も平野議員から自治会費を払っている、自治会に加入している人に対して、もうちょっと増額したらどうかという御意見もいただいた中で、そういったところも御意見をいただく中で、そうはいつでも、自治会の皆さんに地域全体を御支援、見ていただ

きたいという思いがありましたので、今回、補助金の算定の仕方をもう一度見直させていただいて、今まで世帯数を掛けていて、人口が減っているのに世帯は伸びているというところでもあります。そうはいても、世帯の隣組、自治会に加入していただいている世帯については、微増ですけれども減っているわけではないんです。世帯分離が今ちょっと進んでいるのかなという形だと思っています。

加入世帯については、何年か、5年遡るぐらいで見させていただいたんですが、そうは減っていないというところがありました。そういった結果も見ながら、今回現状として実態に合うような形で、それでも自治会の皆さん、各自治会で、地区でお住いになっている皆さんの御支援をしていただきたいというところで人口割にさせていただいて、単価を設けながら単価に人口を掛けた形で補助金の算定の仕方を変えさせていただいた経過があります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今後、人口でということですと、基本金額のほうなんですけれども、これは毎年見直していくのか、令和4年度に決めた額でしばらくは据置きにしていくのかというところはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回の単価の出し方でございますけれども、補助金の出し方でございますけれども、基本的に令和3年度の補助額を基礎として、そこで人口、令和2年の10月31日の人口で割らせていただいて単価を決定しました。そのときの単価を来年度も使用していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうしますと、吉田町の今は人口と世帯の動向というのは、人口は減るけれども世帯数が増えているという状況です。これを人口でやっていると、総体的にこう下がってくるというふうに考えられるわけでありまして。それに対して何がしかの配慮というか、基本額はちょっとずつ上げていくとか、そういうことは当面はやらないということですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

単価の見直しを今年度させていただいて、その人口が減っていく、なるべく増えていけばいいと思うんですけれども、減っていくという中では確かに補助金額が少しずつちよつとずつ減っていくかもしれない。そういうところはありますけれども、今回、とにかく実態に合わせようというところで人口を基にしてやらせていただいたので、今後また何年かした後、また見直しをするということも考えながら、インセンティブまではちょっとどういうふうにしようかというところは今回も考えたんですけれども、取りあえず、今回、予算を4年度を出すに当たってはこれでやっていきます。

自治会の皆さんともお話をさせていただいて御理解をいただきながら、単価を決めてきましたので、見直しの時期も見据えながらやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは理解しました。

結局、言いたいのは、やっぱり先ほど答弁にもありましたけれども、自治会に加入する世帯が大体65%ぐらいじゃないかというふうに思います。これをいかに上げていくかというところが重要なポイントじゃないか、これは防災にも関係してくると思うので、それをうまくしばらくそんなに下がってもなく上がってもないという状況から、やっぱり上がる方向に持っていくために何がしか、その町として施策はないか。その施策として、ちょっと金を活動費ですからね。しっかり支給して頑張ってくださいというようなことはできないのかなという思いなんです、そこはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

地域の皆様の御理解をいただきながら活動していただくというところはすごく重要でありまして、本当に加入率から見たら本当にどんどん下がっていくという実情ありますけれども、そうはいいまして、自治会の皆さんとお話をする中で、加入していただくために何か私たちも支援できることがあればやらせていただくしというところも話しさせていただいて、今回、特にそれに向けての補助金をつけていませんけれども、今後やっていく中で自治会の皆さんと協力していくためにはどうしたらいいかというところをちゃんと話し合いながらやっていければいいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

63ページ、先ほど八木議員が聞いたところなんです、C I O補佐官業務委託料という中で、先ほどの答弁の中で町の中には情報化推進委員会というものを設けてやっていきますよという話なんだけれども、まずこの4年度においては、この支援いただく中でどういった方向のものをまずやっていこうとしているのかというのをまず1点、先にそこをお願いしたいと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

まず、4年度につきましては、国のほうでも重点化されていますオンライン申請を進めていくという中で、20項目ある中でオンラインをしていきたいと思いますところがありますので、そこを進めていく中で情報化推進委員会を核として各担当者が出てきてくれて、そこで話合いを持たれるということなので、そういうところでオンラインに向けて何が必要か、何をしたら一番に考えたらいいかというところを国の指針に基づきながらやっていく必要があると思っています。

もちろん、これについては5市2町の連携中枢都市圏の関係も関わっている問題ではありますので、そういうところの情報共有をしながら、今こういうふうに町が動こうとしているけれども、どうしたらいいとか相談に乗っていただくというのが一つと、あとDX計画を今策定している最中で、これがうまく推進していくためにはどのように施策を考えていったらいいかというところの御支援もいただきながらですね、4年度は考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今いただいた答弁の中で、オンライン申請ということで20項目をやっていますよ。それはまあある意味、町民向けのことだと思います。一方、業務、庁舎内の各課の業務に関して、DXというと全てをデータ化しなさいみたいに考えるんだけど、そうじゃないところも多分あると思う。この委託によってやるという中で、いろいろな自治体との関連を知っている方がやるとなると、すごく画一的なものになっていくのかなとも思うんですよ。国の指針に従って、これはもうこうしなきゃいけないみたいな感じでこうやっていく。そうじゃなくて町独自、田舎独特なものもある。そういう中で、どうそこをやっていくのかなというのがすごく思っていて、今年度に関しては、オンライン申請を主に、あとDX云々で、DXも腐るほどやることあると思うので、それが本当にこの1年度でできるとは思っちゃいないんですけれども、そういう中で、じゃこの先5年度、6年度となったときにどこまでこういった委託でやっていくのか。ある程度のところで支援は受けたところでもう、人材も育てて当町独自でそういう人間をちゃんと育てるにはどれぐらいかかるのかというところも疑問があるので、まずそこについてお答えいただけますか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

吉田町独自のものというところは、確かに考えなければいけないと思います。今DX計画の中で、町が目指す姿というところを何項目かつくらせていただいた中で、やっぱり職員の中からこう上がってきた中でこういう目指す姿をつくったほうがいいねというところで話し合いを持たせていただいていますので。国から出てきたものをそのまま使うのではなくて、町独自の姿というのを想像しながらつくっていききたいなというふうに思っていますので、そこは丸コピーじゃなくて町独自のものでやられればいいと思っていますので、そこはワーキンググループの中で、またちゃんと進めていかなければならないし、そこにやっぱり支援をしていただくCIO補佐の方に御助言をいただいきたいというふうに思っています。

どこまでそのCIOをというお話ですけれども、国のほうは交付税措置していただく期間が令和7年度までということですので、少なくともそこまでは交付税措置されるところまではやらせていただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、令和7年度までという答弁いただきました。そうした中で、自分が思うに、もうよその自治体の中では専門部署、DXに関してつくっているところも既にあります。そういう中で、令和7年を目指して、当町にもそういった専門部署、一つの課ですよ。を設けて、もうそこで全てを、全てと言ったらおかしいけれども、集約して情報収集並びにそのDX関連をやっていくというような計画は現在はあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

組織体制、組織ですね、どうするのといったところだと思います。確かに近隣市町は専門部・課を設けて推進しているところもございます。町の規模から考えても、今、課を設置するということはここ1年、来年はまだちょっと早いのかなというふうには考えます。ただ人材を育てなければならぬということもありますので、そうしたところの人材が育つような支援をしながら、町の規模に合わせたものというところでやっていきたいなというふう

に思っていますけれども、課までのところをどうするかというところは今まだそこまで検討はしておりませんが、その部門を強化するというところは考えております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書56ページの総合計画策定調査業務についてお伺いします。

内容確認での答弁では、総合計画策定に向けては現状分析や町民意向の把握、各種団体への団体ヒアリング、各地区でのタウンミーティング等を行い、庁舎内では統計分析や評価業務を実施するというようなお話でございました。

私、町が作成するその計画見せていただくんですが、私の思いとしては、分析甘いんじゃないですかという思いがあります。その中において、今回はどのような方がどのような形式で現状分析というのを進めていこうとされているのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員からの御質問ですけれども、総合計画を策定に当たりましては、今、議員がおっしゃったように、住民アンケートの意向調査等々行ってまいりますけれども、併せてその現状分析というところでございます。

当然、基礎的なところになりますので、分析につきましてはSWOTスワット分析、これは一般的に言われる形になりますけれども、現状分析の中ではSWOT分析であるとかテスト分析というような、そうした手法を入れながら分析を行っていきたいというふうに思っています。

まず、現状のほうについては、具体的には現在、国の内閣府であるとか経済産業省なんかでも出ていますけれども、ビッグデータの関係の地域経済分析システムというのがありますので、今回ちょっとこちらを活用させていただきながら、併せて町の現行の各種統計資料等に基づいて、町の人口、経済、産業等の現状、それから特性ですね、町の。その辺を基礎データのまず収集を行って、吉田町の強み、弱みであるとか、そうしたものをしっかりと明確にする。併せて、その分析に当たっては、先ほど申し上げましたテスト分析であるとかSWOT分析ですね。こちらをしっかりとかけてより実効性の高い計画作成にして、実効性というか、実効性を高く、また戦略等が明確な計画を立てていきたいというふうに考えております。

現在そうしたことを今考えているところですが、今後、その併せて住民意識調査もございしますので、こちらはこれまでのトレンドといいますか、これまでの住民の意識の単純集計、クロス集計等併せて行いながら、まず課題の抽出等をしっかりと上げていきたい。また、さらに今行われています現行の総合計画の評価等を受けながら、しっかりと課題を抽出して次期に向けた計画のほうを策定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう統計的な分析というのは当然やっていただくとして、その総合計画を例にすれば、数値目標とか4年後の姿というのをずっと記載されていますが、ほ

とんどと言っちゃまずい。多くの目標に対して未達を繰り返している。また同じように、次も同じような文章で4年後の姿が、前期・後期で、4次でも同じで、5次でも前期・後期、同じような文章が並んでいるのが多いというふうに思っています。今回は6次に関して言えば、そういう分析というのをしっかりしていただいて、やはり数値目標というのはしっかり達成できるという目標で、達成するためにはどうすればいいのか、できるだけその手段とか、そういうことも考えて計画を作成していただきたいというふうに思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員から未達が多いという、未達成ということで今おっしゃられましたが、全てが未達成ではないというふうには思っております。しっかり目標に向けて施策を展開していく、またPDCAサイクルを回しながら、若干方法を変えたりとかそうしたことをしながら、とにかく目的達成、いわゆる数値目標も達成できるようにはしていきたいというふうに思っています。

現状も今、行政評価システムに基づいて行っておりますので、次期計画につきましても、行政評価システムを活用しながら、その都度、PDCAサイクル回しながらしっかり目標に向けていきたいと思っておりますが、実際に具体的にはこれからの計画になりますので、今、議員からの御意見踏まえた、当然その辺も私たちも考えていかなければならないですし、考えていくものですので、そうしたことを念頭に次期計画のほう立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今答弁にありましたその行政評価とか、これ議論始めると終わらないので、これは置いておきます。

もう一つ、お願いになるかもしれないんですが、総合計画を作成するに当たって各種団体への団体ヒアリングやタウンミーティング等を実施するという事なんですが、議会の意見というのは聞いてもらえないのかなど。基本構想に関しては、議会の議決という話があるわけですけども、基本構想や総合計画をつくる過程において、例えば、町政懇談会というような形で議会の意見、議員の意見というのを聞く機会というのは設けてもらうことはできないものなのかということなんですが、どうでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

これまでも恐らく基本構想、それから基本計画、前期の基本計画を立てていくときには、調整連絡会等を開催をさせていただきまして、御説明とか御意見等もいただいているというふうに思っております。

今後、その策定していく中で、住民の皆さんからのまずこの意識調査を基に、また町の現状分析を基に、まず構想案を示しながらいきたいと思っております。その中で、議会の皆様にも、適時適切なきに御報告をさせていただきながら、そのときには御意見等をいただければというふうには思っております。

ただそうですね、そういった形で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 最後にしますけれども、大体、議会に出てくるときはもうこれで行くぞと決まったものを示されて、これでいいですねというような会議になっていると思うので、先ほど申しましたように、そういう案をつくる過程において、やっぱりその議会の意見というのを聞いてほしいと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしますとしか言えないので、よろしくお願ひします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時00分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

まず最初に、89ページの障害相談支援事業委託料についてお伺いいたします。

こちらの事業は、町長の施政方針にもありましたとおり、こども発達支援事業所すみれ、これを地域の中核的施設として包括的な児童発達支援センターの機能になっていくというような言葉がありました。

そうした中で1,300万余の予算をつけているんですが、これはまあ今回最初なものでこれくらいのまず額がついてきて、じゃ今後、次年度以降、どういった方向でこの金額がどう変動していくのかというようなことはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃられるように、1,300万の予算がついているんですが、こちらのほうは、令和4年のみではなく、これからも継続していくような予定であります。というのも、専門職を1.5人区配置をしまして常駐をして相談事業に当たっていただくということになりますので、定着していく様子を見ながら金額のほうをまた様子を変えていくということになっております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 継続事業という中で考えていったときに、その基本、相談支援という言葉がついているように、基本的にはもうこの分野に関して、この委託というふうに取りられるんだけど、その事業所全体への委託料と別個にまたこれがずっとついてくるという考え方でよろしいんですか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

事業所全体といいますと、今、発達支援事業所そのものは直営の事業でやっているので委託ではなく行っています。議員御質問いただいています相談支援という業務だけをやっていくのかということですが、相談支援といった中身につきましても、いろいろな、例えば、放課後等デイサービスであるとか、そういった子供の使うサービスのほうへ行かれる方と、あと発達支援事業所のようなところに通う方という形で、子供のサービスも福祉のところでもいろいろあるんですが、そういったサービスを利用する方に対しての計画を立てる、介護で言いますとケアマネジャーみたいなものがあります。そういった事業をやることと、あと特性のある子供さんを育てていてお母さんがこう悩んでいらっしゃるといった一般的な方、サービスを使わなくても子供の育て方とか促し方とか、そういったところの心配事なども相談に来るようなこともやっていただくような予定であります。

そのほかに、保育園へ通っていたりとか、幼稚園に通っているお子さんを様子を見に行っ

てもらいながら、気になるお子さんなどと、あと保育士さん等の指導です。このように声かけしたらこの子も少しうまくいくかもしれないよといった、事業所への指導といったようなことも訪問しながらやってもらうような予定であります。

ただ初年度になりますので、まずは町民へ周知をすることと、事業がどこまでできるか、ケースがどれくらい上がってくるかということもありますが、初年度と2年度とやっていくことはまただんだん変わっていくと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

訪問しながらいろいろやっていくよというお話があったんだけど、民生委員、児童委員ってありますよね。その児童委員の方との連携というのもこの中には入ってくるんでしょうか。民生委員、児童委員の方もいろいろ訪問活動とかされているんじゃないかなと思うんだけど、そういった方と、じゃ今回のこの相談員の方、そこの連携というのも全部入っての支援ということでよろしいんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

今回、委託料として採っている人材につきましては専門職となりますので、専門的な知識を持った人のアドバイスをする場所になるんですが、民生委員さんや主任児童委員さんになりますと専門職ではございませんので、広く町民のお宅に伺ったり、お宅から相談を受けたのをこういった専門員のところに相談をかけていくような形にはなりますので、もちろん町民に周知をするものもそうですが、民生委員さん、主任児童委員さんたちにもこういった職種の方がこのところに座りますよといった周知のほうをさせていただいて、連携が取れるようにも。また、保健センター等でも気になるお子さんとかの相談もあると思いますので、保健センターですとかそういった横のつながりができるようには行っていきたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もう一点。その上のほうに相談支援事業委託料、これは昨年度かな、メダルというところで、こういった専門の方を育成するようなどころだということでこれ立上げ、2市2町で立ち上げていると思うんだけど、そこでちゃんと培った、そのものをこの相談員のほうにもおろしてきて上手に連携されているのかなと思うんだけど、それでないと、そのメダルのほうが2市2町でやっていて、これだけの委託料払ってやっていてどうなのと思っちゃうんですが、そのところはちゃんと連携して、メダルのほうで教育と言ったらおかしいけれども、ちゃんとした方を育てられて、そういった方が今度こっちで活躍される。そこはもうちゃんとこうリンクされていますよということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

図ができれば一番いいんですが、一番上に基幹支援センターメダルができるような形になります。その下に今回設置します障害児相談支援の専門員がついてきます。そこに並列しまして、委託相談といった形で福祉課のところにも籍を置いてくれて、成人の方の、それこそ相談業務を行っていただいているものがあるので、その専門的に業務を行っていく実働部隊に対

して基幹支援センターメデルが研修を行ったりですとか後方支援を行ったりというような形になりますので、今も基幹支援センターメデルの会議があるときには、相談員が集まる日とかといったものを設けていただいて研修を行っていますので、今回、この障害児に対する相談支援専門員の配置を行うに当たっても、メデルと連携を取ってもらって研修やら相談ができるようにも体制を整えていく予定でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 同じところですか。

障害児相談支援で、その相談員の方はこども発達支援事業所すみれに常駐するという事なんですけれども、障害児相談支援事業は福祉課の担当で、発達支援はこども未来課の管轄ですよね。その管轄の、要するに命令系統の違う人たちが同じところで業務をこなすということに対して、そのお互いの連携というのはどのように取ろうというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課とこども未来課への質問ですが、福祉課のほうで答えさせていただきます。

今回このような計画を立てたところでも、やはりどっちがやるんだらうとかどういうふうにするんだらうというのは、少し実施計画の段階でも討論とか話をさせていただいたところなんです。業務のほうで、実際に子供を預かりまして子供さんを支援する、事業所として保育園のようなイメージで通園してくるお子さんに対してはこども未来課さん、そこへ行くまでの話ですとか、来ていながらどこの事業所をもう少し使ったほうがいいのかなどといったところについては相談支援の専門職がというような形になるので。

予算的には二つには分かれておりますが、使う場所は一つのところでありますので、中で現場でももちろん話もしていただきまして、こども未来課と福祉課でも話を一緒にしながらあてがわれる委託を受ける事業所とも話を一緒にしようということでも何回か会議もさせていただくようにしておりますので、連携しながらどっちが上でどっちが下でとかではなく、同じお子さんやお母さん、世帯を見ていくような形になりますのでね。おのおのがいいところを使いながら相談しながら事業を行っていくような予定でおります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういうふうに進めていただければいいと思いますが、先ほど同僚議員の質問の中に、その常駐される方が相談業務以外にいろいろ園に入ってアドバイスしていくというようなお話もあったので、その辺どういうふうに業務分担していくのかというのは明確になっているのかということでもお伺いしたかったんですが、その辺はうまくコントロールするということですか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

二つの課にも限らなくて、それこそ保健センターへも訪問するという事も考えておりますので、この相談員さんがどのように動いたら、困っている方、相談をしやすい場所になるかといったところで、まずは一番、この相談員さんが動きやすい形を取るために話し合いをさせていただいて、例えば、まだ全然予算も認められてないので、計画は全部立ててはないん

ですが、何曜日は園に行く曜日だよとか、保健センターで健診をやっているのが月の1回しかなかったりするので、この曜日はあそこに相談に行きますよみたいなスケジュールも立てながら、それはやはり課をまたぐところなので、同じ課のところでも共有しながら派遣をさせていたかどうかと思っておりますので、事業ごと動いたりですとか、相談の中身によって福祉課もこども未来課も集まって一緒に相談、この子供について相談したいですよといった会議もあるかと思っておりますので、課をまたいで横のつながりをよくしてやっていきたいと考えております。

○12番（平野 積君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

101ページをお願いします。

小規模保育施設整備事業費補助金ということで、全協のほうで聞かせていただいた中で3園できると。既存合わせて4園になるという勘定になってくるわけですが、そうしたときに利用者にとっては非常にありがたいというのは分かります。ただその4園になることによって保育士の問題が非常に出てくるのかなど。ただでさえ保育士不足というのか、公共の町でやっている保育園でもそういったところ言われている中で、それだけ増えてきたときに保育士の争奪戦じゃないけれども、そういったことが起きかねないという懸念があるんですが、その点についてどういった対策と言ったらおかしいんだけど、何か考えていることがあればお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

議員御質問のその保育士対策というのは、日々私たちも大変苦勞しているところでございます。

現在、町として会計年度の保育士、または正規職員保育士、発達支援事業所2基としまして約80人ぐらい、町の中でいらっしゃって、その保育士に保育園等を支えてもらっているということが現状でございます。

正規の職員につきましては、町の職員ということになりますので、ある程度、雇用的なものも確保されているというか、ものですけども、会計年度というものは名前のとおり、あくまでも任用期間が1年度ということになっておりますので、大変不安定だということで危惧されているところはあります。

良い職場があれば、町を辞められてほかのところに就職するというのも十分考えられるということは確かでございます。

逆に吉田町がすごく魅力的な保育園だということが周知されていけば、ほかの市町を辞めて吉田町に来てくださるという会計年度さんもたくさんいらっしゃって、実際そういった方で今人数が確保されているという現状です。

当町の離職を防ぐ対策として、今現在もやっていることでございますけれども、まず本人の勤務体系、希望に沿った勤務ができる体制をまず整えさせていただいております。状況によっては、扶養の範囲で働きたいとか、子供がいない間、子供が小学校に行っている間、保育園に行っている間だけ働きたい。または夕方、手のあいた時間働きたいということで、

うちのほうの合意で採用させてもらっている方もいらっしゃいますし、フルで勤務されている方につきましても、保育業務だけをやりたいという方だとか、早番それから遅番も同じように、職員と同じような形で勤務しても可能だという方もいらっしゃいます。

もう一つとしては、保護者と連絡帳のやり取りをさせていただいているんですけども、そういった事務的なことも御協力いただけると、そういうこともやりたいという方の御希望もあります。そういった御希望をうちのほう聞きまして、その希望に沿った働き方、またその希望に沿った賃金というか給与の支給というような形で、お互いよりよい環境の中で働くような形で離職を防いでいるということの対策を今実際しております。

もう一つですね、町でやっている対策としましては、保育補助、または事務の職員を採用しております、専門職の保育士資格を持っていない仕事に関しては、御協力いただける職員を採用しています。例えば、どんな仕事をやらせているかということ、園、保育室のお掃除を御協力していただいたりだとか、あと保育環境の整備ですね、手作りおもちゃを作ってもらったりだとかというようなことでも御協力していただいて、保育士の負担の軽減をしているというようなこともやらせていただいていると。

あと正規の職員も、実際そうはいつでも、いい職場があればということもありますので、その正規の職員の離職を防ぐ対策としましては、記憶に新しいもので申し上げますと、ＩＣ機器の導入をさせていただいたりしています。例えば、今議会で認めていただきましたけれども、パソコンの導入ですね。今まで手書きのものがすごく多い職場でしたけれども、正規の職員につきましても、１人１台のパソコンを導入させていただいて、なるべく事務の軽減を図る、それとかあと翻訳機ですね、外国人の子供さんがたくさん多くなってきておりますので、子供はなかなかコミュニケーションというのは取れませんが、その親御さんとのコミュニケーション、また保育園ということに対しての注意事項だとか連絡事項、そのコミュニケーションを取るために翻訳機を導入させていただいたりとか、そういったことで事務軽減を図っているということです。

職業選択の自由だとか、どこに行っても勤めるかとかいうことは本人の意思ですので、どんな対策をしても、なかなかこの離職というものは防げるものではないのかもしれませんが、町としましては、よい環境をつくってなるべく吉田町の保育園で勤めてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君） 今その離職に関するところでいろいろ設備関係お話をいただきました。要はこの補助金は、その民間業者にそういった設備を助ける補助金なんですよね、ある意味で。違うの。結局、施設事業費という中で、もちろん新しく物を建てるにも使えるし、その中での今言われたＰＣ関係であるとか、そういったものも含まれているのかなと思う。そうした中で、変な話、浮いたお金でそれを人件費に回せる、そうしたときに仕事のやりがいという中ではあると思うんですよ。でも、そのやっぱり背に腹は代えられないというか、そうした中で賃金格差、民間と公務員、そこら辺も当然出てくるのかなと、これから。ましてや一度にその３園が新しくできて既存の１園がある中で、どうしてもそこは避けて通れないのかな。どうしても確保したいと思ったら、そこしかもう差がつけられないといったときに、本当に大丈夫かなと思ってしまうんですが。

先ほど来、課長が説明していただいた業務のほうの改善とか、そういうのはもちろん当然あると思うんだけど、民間がやりますとしたら、その辺はもう当然やってくる中で、そこで何を差を持ってくるかといったらもう賃金かなと思うんですが、その点について大丈夫かなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

本予算、令和4年度の当初予算で計上させていただいた補助金につきましては、運営費、職員雇ったりだとか、業務改善まではいかないのかもしれないですけども、そういったことに使うお金は、今回は入っていないということになります。あくまでも建物を建てる、または改修するためのハード整備に対する補助金ということがまず一点。

もう一つ、私が先ほど来から御説明していることは、議員承知していただいているとは言ってもというようなお話だと思うんですけども、そこにつきましては、私たち、こういった小規模事業所を吉田町の中で進出したいという事業者さんと一番最初にお話しするときには、やはり保育士確保についてはどのようにお考えですかということは一応確認はさせていただきます。事業者さんの中にはもう既にほかの市町でこういった事業をやられている方もいらっしゃるって、保育士のほうはこれこれこういうような確保の手段を持っているだとか、うちのほうで保育士を雇って実際新しい小規模で働けるように教育をしてからオープンしますので大丈夫ですと言われる方もいらっしゃるし、実際困っていますという方もいらっしゃるという中ですので、全部が全部、吉田町の保育士がそこに異動をするということの心配は今のところはそんなないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 全部が全部移るということはまずないと思う。逆にベテランさんが行っちゃう。町のお金使って町でせつかく保育士さんをももちろん免許は持っているので、ある程度のスキルはあるんでしょうけれども、そういう中で若い方がある意味育てて、ベテランになったところで、ましてやそのゼロ歳児から2歳児を扱う保育園という中考えたときに、ベテランさんがそっちにポンと替わって行っちゃうのもすごい困ったというか、あまりよくないことかなと思っております。その辺もまあ事業者さんとちゃんと話をする中でやっていただくということで理解していきます。

もう一つ、お伺いしたいんですけども、その慣らし保育というのが出てまいりました。この慣らし保育ということに関すると、このゼロ歳児から2歳児までの小規模の保育園ができることによって、そこは解消されてくるのか、それとは全く別にそこに当てはまらないところの何かがあって慣らし保育ということが必要なのかというところでちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

慣らし保育、今回R4年度から実施しようということで計画しておるものなんですけれども、そのことに関しましては、今御説明をさせていただいた小規模保育事業とは特段関係のない事業でございます。

初めて保育園に入所する子供さんがいきなり親元から、今までずっとお母さんと家庭で過

ごしていたのをいきなりお母さんから離れて半日からスタートをしていくんですけれども、なかなかお母さんも不安だし、子供さんも不安だし、保育園の現状を聞きますと半日からスタートするんですけれども、体調を崩されたりとか、お母さんが復職をしているんですけれども、お熱が出ちゃいましたという呼び出しですぐお母さん帰ってこなければいけないという現状が続いているということを知りましたので、お母さんがまず家庭にいる段階から子供さんとお母さんを徐々に保育園の中に慣らして、お母さんも保育園ってこういうところだね、子供を預けて今まで心配なことが解消できるねというようなことだとか、子供さんも初めはお母さんと一緒に保育園に数時間過ごしてということをやり返して、最後には子供さん一人で半日ぐらいお預かりしようというようなことをまず手始めにやってみようというようなことを考えたのが慣らし保育でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ですから、その段階がこの小規模ができたことによってゼロ歳から2歳を意識がないと言ったら失礼だけれども、赤ちゃんの状況でもうそのときから預けちゃった場合、親もああそういうもんだと思って、慣らしも何もないのかな。その子が2歳、そこから出たときにまたほかの保育園とか行くのかもしれないけれども、そのときにはもう親ももう覚悟というか、こういうもんだというのがもう理解されちゃうんじゃないかな。そうすると、この慣らしというものがどこまで効果があるのかなと思って、わざわざこれやるのか、やる意義というのがちょっと分からないなというところがあるんですけれども。

町内に3園できてプラス1園で4園と言えば、もうかなりの面で新生児というかね、ゼロ歳から2歳児ぐらいまでは網羅できるのかなと思う中で、それが必要というところがちょっと見えていないんですけど、今の話だとその小規模へ預けちゃえばゼロ歳から2歳はもうそういう環境には慣れちゃう、親が。まず親が慣れる。子供はその後、自我が目覚めてどうのこうのあるかもしれないけれども、そこがちょっと見えないんです。それについてお願いします。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

ちょっとごめんなさい。こちらからの反問という形になりますけれども、初めて入るのが小規模で、その後、町の保育園に来た場合、あまり意味がないのかというような御質問ですか、分かりました。

今、私たちが想定している、ここでお話しさせてもらっている慣らしというのは、初めて入る園が吉田町の保育園だった場合、こういったことを取組をやったらどうだということを御報告をさせてもらいました。

それで町内に今、小規模が1園あると。今後、未来にかけてあと3園増えるということになりますので、実際、小規模がオープンをしたときには、町を取組として保護者、または子供のためにこんな事業をやっているのを御協力をしてもらえないかというようなお話をかけて、町全体の取組としてちょっと広げていきたいなというようには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） またまた同じところすみません。

ゼロ歳から2歳を預かる施設が増えるということなんですけれども、令和2年度のデータなんですけれども、町内の保育園のゼロ歳児というのは、さくら保育園が6人、さゆり保育園が9人、すみれ保育園が18人、わかば保育園が9人で、全部で42人というふうなデータがありました。保育士1人当たり子供3人、ゼロ歳児はとすると14人ぐらいがかかっているということになるわけです。

先ほどの質問の中で、その保育士の確保ということからすると、もういっせゼロ歳児は小規模に任せたらどうかと。そうすると保育士もある程度余裕ができるし、それより上の子供たちに対してもより少ないと。先生1人当たりも少なくして充実した保育園というのができてくるといふ、保育士の負担も減るといふことからして、それでもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺というふうなお考えはないんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

今、吉田町の中で進出したいという事業者さんにつきましては、造ったものが全部ゼロ歳児をお預かりするという施設ではなく、ゼロ歳何人、1歳何人、2歳何人と、ゼロ・1・2のお預かりをする施設を造りたいということの御希望がある施設でございます。全部この三つができたとしても、50人ぐらいのお預かりの数ということになります。

今、議員さんも数のほうを教えてくださいましたけれども、ちょっと私たちのほうでも持っている数ですね、R3年、今年の3月1日時点で吉田町の保育園で預かっているゼロ・1・2歳の子供が250人ぐらいおります。そこから約50人ですね。全部、その施設を満タンにするまで子供さんが預かったというふうには仮定しても約20%の子供さんしかお預かりができないという形になりますので、どうしても残りは町の施設の受け皿が必要だというふうにご考慮しておりますので、今の小規模の数では、うちの町の施設のゼロ歳児、1歳児を手を離すというのはなかなか難しいかなというふうに思っています。

あともう一つは、親の希望というものもありまして、保育園のほうに子供さんを預けたいという希望があるものにつきましては、そこをかなえていかなければいけないと。その希望の例えば、具体例というとならば兄弟がいて、3・4・5の兄弟が保育園に行っているの、ゼロ・1・2の下の子供さんも一緒に保育園に預かってもらいたい。通勤途上に保育園があるから、家の近くに保育園があるから保育園に預かってもらいたいという御希望もありますので、そこは小規模ができて、保護者の希望も見ながらどこに入所するかということは町のほうでまた入所判定をしながら決定していきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） いろいろな事情あると思うんですが、今新しくできるところを含めて、住吉ないですね、できないですね。そうしたら、さくら保育園はもう全年齢受け入れるというような形にすれば、小規模のゼロ歳児の数というのは少しは減るわけで、だから、そういう工夫をすることによって全てが全て向こうに任せるのではなくて、町としてもそれは受入れ、基本受け入れますけれども、極力、その小規模にゼロ歳児は預けていただきたい。ゼロ歳児でもお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるとかは受けるというふうな、そう柔軟性を持った形で、結局小規模の人でもできるだけ定数を確保したいと思うんだろうと思うので、その辺を小規模と町がうまく話し合っ、要するに町民の皆さんが扱いやすい施設にしていきたいと思うんですが、その辺に対してはどういうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

議員おっしゃるとおりですね。小規模は民間の事業者さんになりますので、もちろん定員に空きがあるとそれだけ収入、歳入がなくなるというところがございます。定員いっぱいまで子供を預かりたいという気持ちは持っていらっしゃると思いますので、そこは町と協議というか、親の希望も聞きながら、また私たちもこういった小規模ができたということを町民にPRしていきながら、運営のほうは、子供さんの入所ですね、ことはやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。ここで10時50分まで休憩とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書124ページ、3目11事業、草刈り手数料に関して伺います。

この手数料自体は、昨年より約200万増えています。事前の説明によれば、これは外注の委託分が増えたということであります。草刈りに関する予算増えていいなと思っていたのですが、環境衛生費全体の会計年度任用職員の人件費、これはもちろん草刈りが全てじゃないとは思いますが、こちらに関しては、1,900万から1,740万と162万ほど減額されております。草刈りの要望がやはり依然多くて目につきやすいといいますか、信任性があるので、町民の方からここ何でやってくれないのか、いつやるのか、現場も大変だとは思っているんですが、私自身はここには予算ですとか人員の配分をもっとしてもいいのではないかなという観点から質問させていただきます。現状と来年度の町所管の町道や河川付近、あるいは公園、こうしたものの草刈り要望に対する体制をどのように考えているか伺いたいです。

予算配分だけを見ると、もちろん多くの場所をスピーディーにこなすというところを頑張っしてほしいんですが、そこだけを見ると、本年度以上の注力はなかなか難しいよというふうにはこちらは受け取ってしまうんですが、その現状や来年度どのように考えているかをお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

草刈り手数料ということで、今後、その草刈りをどのように進めていくかというお話でございますが、来年度につきましても、今年度同様、環境整備班としては8人体制でいけることを希望しております。ただ今年度については8人体制で何とかできたんですけれども、作業員の高齢化等ありまして、7人になる可能性がちょっとありまして、人件費につきましては8人で希望させていただいて何とか確保したいというふうに考えております。

作業につきましては、予算措置の前に各課との調整を取りまして各課でやっていただくもの、うちの環境班のほうでやるものというものを整理しまして予算措置をさせていただいております。

そういう中で作業を進めていくわけなんですけれども、ただこの環境整備という仕事自体が天候であるとか、あと先ほど言った作業員の高齢化であるとか、そういうことと、あと作業についても、突発的にどうしてもこうやらなければいけない、台風とかそういう影響でどうしてもやらなきゃいけないというものも出てきますので、そういう不確定的なものの作業も多いもんですから、その辺は作業が始まった中でケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに考えております。

先ほど言った、その作業員もなかなか1人見つけるもなかなか大変な現状がありますので、そういう作業員のところを補う意味でも、予算の中で防疫剤のほうで予算措置させていただいておるんですけれども、なるべく草を刈らずに草が生えないような状態、遅らせるような状態をつくるということも、今年度から少しずつ、来年度に向けてもそういうことを試していきながら、どの程度効果があるかを見ながら、なるべく草を刈らない方向にできれば持っていきたいなというふうなことで、予算措置をさせていただいて作業のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今その現状の人員ですとか、あとその作業軽減の工夫などについて言及ございました。確かにシルバー人材さんを中心とする人数というのは、また高齢化、やはり作業能率の部分にも関わってくるかと思うんですが、それと同時にやはり最新の様々な先ほどの草を枯らすといいますかね、あまり生育をさせないようなものを散布するとかもそうですし、あと昨年度、コロナの臨時対策、地方創生の交付金ですね、これを活用して大型のあれは用途がある程度決まっているかという認識なんですけど、と同時に、草刈り機なども活用して、そうした機械をその資金でもって入れたという事実があると思います。そちらのほうを効果的に使ってもうフル活用して少しでも効率化に努めていただきたいと思うんですが、そのあたりの活用状況はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

まず、今お話しありましたリモコンの草刈り機ですけれども、このリモコンの草刈り機につきましては、納入のほうが10月の後半になりましたので、あまり生えているときを逃して、もう既に作業が終わった後に機械が入ったということもあるもんですから、秋ごろ入ってきたということもあるもんですから、今あそこの吉田公園横の町有地のところであるとか、

あと今、河川清掃とかでやっているところであるとか、そういうところの草刈り、広範囲にわたって草刈りができるところについては、今リモコンの草刈り機を試運転も兼ねながら今使っているのが現状でございます。

あと芝刈り機につきましては、各自治会のほうにそれを貸し出しまして、各自治会のほうで有効的に使っていただくということで今お話をさせていただいております。

うちのほうで、まだ機械といいますと乗用の機械もございますし、あと手押しの機械もございますので、それは乗用については湯日川あたりの側道をやるときに乗ってできる広範囲の場所を選んでそういうところに導入してみたり、あとは手押しの草刈り機につきましても、あまり狭いところには活用できませんので、なるべく広いところで手押しで広範囲にできる場所を選んで、そういう機械については活用させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 稼働内容については理解いたしました。

最初のお話に戻ってしまうところで、現場の課長としてはお答えが難しいところもあるかと思うんですが、やはり予算や人員をここにもうちょっと注力させていただいて、シルバー人材さん、大変だとは思っています。現場からもなかなか大変だよというようなのは聞いているんですが、シルバー人材の方、やはり賃金ではなく、やっぱり体ですとか、あるいはもう社会貢献やら地域貢献でやはりそこで頑張っているんだよという意識があると思います。確保、また頑張っていたきたいんですが、そこにだけではなく、人員の増加として、例えば、もう町内じゃなく町外に対しても広く人材を求めるですとか、あるいはその現実的に直接の会計年度での任用が無理ならば、その外注を、どんどん委託先を増やしていくというようなところを人員の増加はやはり作業効率の向上ですとか処理能力の向上、それから定例会ごとにいろいろ報告がある中で石飛の事故がございますね。やはりそういうのは、じゃ2人いるところが3人いて1人がカバーしていれば防げたんじゃないかなとか、そういうようなこともやっぱり思ってしまうわけなので、この人員を増やす、予算を増やすということに対してどうお考えか、最後聞かせていただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

環境整備の人員の増加ということなんですけれども、なかなかやはり一定の条件の中で雇うとなると若い方とか何人もこう来てくれるような職種じゃないもんですから難しい面はあると思います。

先ほど言った石飛であるとか、そういうものにつきましても、先ほどちょっと説明させていただきましたが、なるべくその今まで3回だったものを2回、1回に減らすことで、そういう事故も防げますし、人員のほうもカバーできるということもございますので、そういう抑制剤であるとか、そういうものを利用しながら、なるべくその刈る回数を減らす方向で今後考えていきたいというふうに思っていますので、令和4年度についても、その辺をうちのほうで試してみてもどういう効果が得られるか、どういう作業の仕方が効率的であるかというところは今後も考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 人員配置ですとか、そうした部分での予算配分なかなか難しいのかなと分かった上で聞いておるんですが、先ほどおっしゃっていた薬剤散布による、ちょっとその何ていうんですか、生育の抑制で回数を減らすということに関しては、来年度の中でのようであったかというのはぜひまた聞きたいなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私も、その環境保全の中で今の草刈りのところでお聞きしますけれども、実は多分皆さん、県のやっている工事を見ていただいていると思いますけれども、金谷吉田線ですね。あそこのところ、今、県のほうでは路肩の部分を薄いコンクリーで固めて、そして草が生えないように。実はその一番最初の多分、県にお願いした発端がね、放課後児童クラブがあそこの集落センターでやるんですね。自彊小学校の子供たちは、川からずっと通って行って行くんですけれども、あそこを守っていてくれる方から子供たちが見えないと。草の中へ入っちゃって。そうやって県へ頼んでやってくれたんですけれども。そうしたら、すごい、もしこれでやらなかったらすぐ言ってくれとかなり強い口調で言ってくれた。その中で今年の3か月前かな、ぐらいから実際やり始めてくれた。法面の草が生える。

今の話聞いていると、やっぱりその人件費の問題、それと草刈りの抑制剤、どのくらい効くかどうか分からない。そうすると環境保全の問題、いろいろな問題がでてくるんですけれども、そういうようなものに関しての一つの指針として現実的な指針ができたときに、多分その草刈りの毎年毎年のこういう金額であるとか、安全であるとか、いろいろなことをやっていくよりも、何かがああいう形を考えていただきたい。実際には側道から出るときに、草が生えていて我々も車が頭を出してないと見えない。そういうところがすごい安全になったんですね。要するに安全の面、それと子供たちが特にいつもいつも言っている通学路として中学生が使っている通学路がもうほとんど中に入っって見えないと。今までも危険なことがあった。そういう中で、今言ったああいうような形をやっていただけると非常にいいと思うんですけれども、その辺の考えというのはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと都市環境課と違う話になりますので、私のほうから。

議員おっしゃるようなことを我々も考えておまして、特に歩道のある植樹帯のところの木が植わってなくて草がぼうぼうになっているということが結構ございます。それで今年、建設課のほうにちょっと予算つけさせていただいて、そういったものについては、もうコンクリートで覆ってしまおうということも今年予算計上しておりますので、その辺のところも我々考えてやっているということで御理解いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 非常にありがたいことなんですね。本当にいつも心配していた子供たちの安全性、それと特に今回、今年になって教育関係の通路の、子供たちの通路あるじゃないですか。そういう部分で特に力を入れていただきたいし、あとはすごい特に感じるのは、毎回毎回 ですね。これはいつも思うのは人に当たらなくてよかったなと思ってしますので、その辺をぜひ早急にできるだけ早い形でやっていただければと思いますので、ぜひよろしく

お願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

127ページの健康づくり事業費で、前年度、ここにダンス健康づくり事業費補助金というのがあったんですけども、この4年度はそれがありませんけれどもね。それでずっと見ていったら、社会体育振興費のほうに載っていたんですけどもね。それがね、なぜそっちへ移ったかなというのがちょっと理由が分からないものですから、その辺教えてください。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

事務分掌の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

ダンス健康づくり事業と健康体操事業につきましては、これまで健康づくり課のほうに事務分掌がございました。今回、事務分掌の見直しをさせていただいた中で、これダンス健康づくりという中でも、スポーツの要素が高いということと、あと体育館で行う事業であるということもございましたので、事務分掌見直しをさせていただいて、生涯学習課のほうに移管をさせていただいて予算もそちらのほうにつけたというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今まで健康づくり課のほうでやっていて、今度、担当が移っちゃって、これまでノウハウというのがあると思うんですよ、このダンス。ダンスってたしかある程度予算をダンスの団体に予算を渡して自分ちで考えてやってくれというような形だと思ったんですけどもね。今度そうなる、今度それで担当が変わっちゃうと、その辺がノウハウとかそういうものはまた新しくなるというだか、あれだけんね。これまでどおりに事業がちゃんとできるかどうかというのをちょっと伺います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

これまでこのダンスのところの部分を担当していた職員ですね。会計年度任用職員さんが中心にやっていたらいるんですけども、そここのところの所管も人件費を生涯学習課のほうに移してやらせていただきます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今の会計年度職員の予算をそっちへ移すよということは、これまでやっていた人がそちらへ行って事業を継続するもので問題ないということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） おっしゃるとおりでございます。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

ずっと大事なこと聞き忘れしました。今、副町長答えてくれた、そのさっきの草に対する安全性の問題、実際にやり始め、考えていますよということですが、4年度の予算から入ってやっていただけるような形を今お考えしているんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 4年度予算のほう、土木費のほうに計上されておりますので、そういうことになっています。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書123ページの地球温暖化対策事業費補助金に関してです。

この実施計画見ますと、令和4年度から6年度まで、これに関しては30万という記載がございました。それで予算見ると50万になっているので、また新たに何かやるのかなというふうに思って全協でお伺いしたら、金額が上がっただけです、やることは変わりませんという話なんです、この30万から50万に上げた理由というのは何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

30万つけたものを50万に上げたということなんですけれども、30万でやっておったんですが、なかなか蓄電池のほうが進まなかった面もあったんですけれども、最近になってやはり蓄電池の需要も増えてきたという中で、問合せの件数とか平均しますと五、六件ありますので、そういう面で予算のほうを増やさせていただいて対応していきたいということで、このような予算になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そこでですね、行政評価結果報告書には、令和4年度は現状のまま継続で、令和4年度の方角性には、地球温暖化対策推進法に基づき様々な環境対策を推進し、町民、企業と協力することで地球温暖化を防止し低炭素社会を実現するというふうに記載されています。

この方角性と太陽光システムと蓄電池、同時に設置するとお金出しますよというシステム、かなりちょっと意味合いがかけ離れているような気がするんですけれども、これ方角性と実際にやっていることに関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今後地球温暖化ということで、カーボンニュートラルとか、国のほうでそういう事業を進めていくという中で、地球温暖化につきましても、地球温暖化防止対策推進法という法律が令和3年に改正になりまして、そういう中で企業も併せた中で今後進めていきたいということがございますので、そういう面につきましても、そういう法律の中で今後計画を立てていって、そういうものについても対応していきたいというところで書かさせていただいております。

地球温暖化対策につきましても、今、町のほうでも先ほど言った、まず身近なところからその地球温暖化についても対応していかなければいけないという中で、今継続事業として今回、太陽光発電と蓄電池を一緒につけたものについては補助金をやるということと、あと生

ごみあたりもごみの減量化という中ではそういうものにも補助金をつけて、今後継続していきたいということも考えております。

今言った、その身近なところからやはり地球温暖化対策については、法律的にはそういう法律もあって、そういう中で大きいくりはあるんですけども、そういう身近なところから進めていくという面では、新たな取組といたしますか、令和3年度につきましては、ごみの分別化、ごみの減量化をやはり進めていきたいということもございまして、ガイドブックというものをうちのほうで作成をしまして、その中に町の今そういう補助金であるとか、どういごみの減量の仕方があるとか、そういうものについても、そのガイドブックの中で説明をさせていただいて、今言ったりサイクル、資源となるようなごみもございまして、そういうごみについての分別の仕方、そういうものまで事細かく書いたガイドブックを作成して、この3月に各家庭に配りまして、そういうもので啓発活動を進めていくという、そういう身近なところで地球温暖化のものも進めていきたいというふうに考えて事業のほうを進めさせていただいております。

まず最初にやはり身近なところからというところで、そういう事業のほうをさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 副町長にお伺いしたいと思うんですけども、この地球温暖化対策に関しては、昨年の決算のときにも課長とこういうお話をさせていただきました。それで、課長、課としてはその予算の中で今も啓発をやっていくとかいろいろ工夫されているというふうには認識しております。ただそこにおいて、吉田町の地球温暖化の防止とか低炭素社会を実現するということに対する、その基本的な姿勢というのはどういうものなのかというのをちょっと紹介していただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 基本的な姿勢というのは、温暖化対策というのは、これはもう世界的な大きな議論、それは当然やっていかなきゃいかんということだと思いますが、どこまでどう力を入れていくかというのは全体の予算のバランスとかあって、その中で毎年考えていくということではいけないんですが、基本的にはもう温暖化対策ということで、できることはやっていきたいと思っておりますが、具体的にまだどのような形で、具体的な何か目標なりがちょっとまだ明確でないところはあると思っておりますが、それは今後また部内で議論して、しっかりやっていきたいと思っておりますが、今のところ、議員おっしゃる予算額がまだ少ないんじゃないかという御趣旨かと思っておりますが、今いろんな方法があつて、先日もちょっとヒアリングというか、ある事業者から提案を受けた話があつて、環境省の補助金なんかで太陽光発電みたいなものを設置する場合、イニシャルコストがかからない形のものもあるというような形のプレゼンを受けたりしたんですが、それがうちの町にちょっと、設置場所の問題とかもあるので、うまくいくかどうか分かりませんが、そういうものも我々としては部内でいろいろ研究してやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 副町長おっしゃるように、もう世界的な課題であると。そういう中において、町が主導していただいて、町民を巻き込んでそれに向かって吉田町民がやっていくんだというような姿勢を見せていただきたいと思うので、それに見合う予算をつけていただければ石間課長も喜ぶんじゃないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

136ページの耕作条件改善事業補助金ということで、こちらは耕作放棄地というか、茶畑を果樹園に変えるというこれですよね。ということで、補助しますよと。要は、JAハイナン関連でやっていくよという話だったんですが、最近では、農協とお付き合いしなくても法人化している農家さんもいる中で、そういう方たちがこういうことをやっていくよといったときには、こういう申請はできないということでよろしいでしょうか。今回のこれは、あくまでもJAにやっていくということでありましたよね。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今、増田議員御質問の耕作条件改善事業補助金ということで、前年度から農協のほう相談がありまして、計画のほうを町のほうでも聞き、何か支援をとということで、4年度の予算を計上したわけでございます。

ただ、まだ要綱のほうがこれから作成するということでございますので、今現在は農協を対象にこの事業、補助金を来年度交付しようというふうに計画しておりますけれども、また今後、そういった、今言った法人であるとかいろんな農業者の団体というの、やはり可能性がないことはないというふうに考えますので、そういった状況を見ながらそういったこと

も検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 当然、先に予算を取ってから要綱云々つくるというのは理解できるんだけど、そうすると、この金額という、その要綱次第では、これ頭出しみたいな形になるのか、もう今回のこの250万、これはもう完全にそこへ行き先があるよという話なんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この事業につきましては、農協のほうが基盤整備を行うと、今の茶の木を抜根したりしたり、整地、造成したりということで、面的な基盤整備を行うということで計画しておると、その整備のうち、経費の一部として補助をするというふうに、今、町のほうでは支援を思っております。

その費用に関して、今の計画でいきますと2,000万ということで伺っておるところから、国費も国の補助金も2分の1入るものですから、その残りの2分の1の実施事業主体負担の4分の1を町で支援するというので、これが上限ということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

なければ、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

149ページをお願いします。

こちらのほうに、今まで2款のほうの事業としてありました地域おこし協力隊業務委託料410万円が予算として上がってきております。

内容として、業務内容は全く変わらないというふうにはお伺いしておりますが、今までの地域おこし隊員の方が12月末で契約が終わった方などの業務内容とかですと、移住定住が主だったりとか、情報発信が主だったりとかという中で、今回のこの地域おこし協力隊の方は、町のイベントだったりとか、情報発信はもちろん継続でお願いするような形だと思うんですけども、そういったイベント関係が多いと、業務内容が、聞いております。

これから昨年度、令和2年度とコロナの影響でなかなかイベントができなかった中、これからまただんたん明るい方向性に行けば、この方が活躍される場が増えてくると思うんですけども、今回、この金額のほうの予算計上に上がった理由は、前年度は2人分だったと思いますけれども、もう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

商工費の中の地域おこし協力隊業務委託料ということでございますけれども、地域おこし

協力隊員、吉田町に初めて配置というか採用したのが、平成30年12月に2名採用のほうをしました。1人が、今、議員さんがおっしゃられた移住定住の関係で1人男性の方が隊員いまして、もう一人、女性なんですけれども、観光の担当ということで、それぞれ役割が違うものとして採用のほうをしております。

それが令和2年2月に観光の隊員が辞められて、任期はあったんですが、途中で辞められたと、事情があって辞められたという経緯がありまして、あともう一人の移住定住の隊員については、昨年12月まで任期3年間勤められまして、今、別の活動をしているという状況でございます。

この予算については、今の観光のほうで、昨年7月に女性の隊員1人採用しておりますので、その1名分の委託料ということで460万のほうを計上ということでしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

経緯のほう理解しましたが、現在、そのまま継続されている方がお一人いらっしゃるという中で、の予算計上だとは思いますが、ここで予算が、令和3年度とかですと、令和3年度、お一人の男性の方のみ活動されていたイメージだったんですけども、そこでは予算がお二人分で確保されていた中、今年度はお一人分の予算しか上がっていないものですから、移住定住に関しては、町としてはもう十分、何か前回の方が活動されて、町が望みが形に近いものが獲得できたというふうな考えの下でこういうふうになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、予算のほうですけれども、今年度予算については2名分ということで計上させていただいておりましたが、先ほど、産業課長の話ありましたが、当初2名を予定して、ずっと募集をしていたんですが、なかなか採用に至らなかったということがあって、年度途中での採用ということで、今現在来ています。

お一人の方が3年の任期を終わったものですから、今年度は今現在1名の方、その関係で、観光協会の関係ということでこちらのほうに、産業課の管轄のところへ予算を、人件費を計上しているというところでございます。

移住定住のほうで、ちなみに、地域おこし協力隊の方がいらっしゃらなければ移住定住ができないというわけではありませんので、いろいろな外部視点を活用しながら、これまでも町のほうでも、企画サイドのほうでも進めております。今後、地域おこし協力隊の方の外部視点等必要ということであれば、当然予算をそのときには計上させていただいて、募集をしていくような形になるかと思えます。

今現時点では、お一人の方のみということで、令和4年度については1人分ということで計上しておりますので、決して、いないからそれが終了したということではありませんので、そのノウハウも併せて、その方も吉田町のほうに定住をしていただいております。ですので、これまでのお付き合いといいますか、活動をさらに、今度は地域おこし協力隊員という身分はないですけども、町の応援団として、今関わっていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね。ずっと町のほうも地域おこし協力隊員の方に協力をいただきながら、町のほうもそういった移住定住のほうは続けてやっていかなければならない事業だとは重々分かっております。

その中で、地域おこし協力隊の役割のほうは十分届いてはいるとは思いますが、今現状、観光関係で関わっている地域おこし協力隊の方が、昨年度7月から配属されて、少ない数だったとは思いますが、イベントなりとかそういったものは行ったりとかしている中で、情報発信のほうは多少はされているとは思いますが、なかなか、一番最初に採用していただいていた女性の方と比べると、なかなか皆さんとお会いする機会というのが少ないのかなとは思っているんですけども、地域おこし協力隊と町との連携というか、もっと町民の方に活動の場を与えてあげられるような、町から地域おこし協力隊にもっと情報提供というか、そういったものとかは十分今の段階でできているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

これまでの協力隊員もそうだし、今の協力隊員も同じような形で観光の関係は産業課の担当になりますので、産業課と連携してやっています。

活動報告も毎月受けておりますし、地域おこし協力隊が独自でこういったものをやりたいということであれば、私どもも相談して、その実現に向けてということで、常にコミュニケーションを取りながらやっております。

当然ですけども、やはり町民に知ってもらうということで、やはり最初ありますので、産業4団体であるとか、そういったところにも顔見せでありますとか紹介、そういったこともさせていただいております。

あと、確か「広報よしだ」にもコーナーがあって、そこでも紹介のほうをさせていただいておる状況です。

また、今後につきましても何かしらの、それこそ今年度については、やはりコロナでイベントがなかなか開催できないというところで、活躍していただく場が少なかったということではあると思いますけれども、今後に向けては、町の3大イベントであるとか、独自のイベントというものも考えてくれておりますので、そういったお披露目ができるような団体におきましたら、皆さんに紹介かけてしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そちらの大きなイベントにはもちろん関わっていただくとは重々分かってはいるんですけども、例えば、町内の小さなイベントですとか、小規模な、小山城のところで行っているような小さなイベントですとか、そういったところも多分、この地域おこし協力隊の方というのは関わってくるとは思いますが、そういったところにもっと協力隊の方が意欲的に何か事業をできるように、町民の方とも連携を取れるような、そういう何かつながりを、何かもっていただけたほうが、せっかく御縁があって来てくれた方なので、その方にとってもいい形で吉田町に貢献したいと思うので、その辺はかなりもっと強く進めていただき

たいと思います。

あと、地域おこし協力隊、今回お一人ですけれども、今後、今まで移住定住とこういった観光関係だったんですけれども、それ以外、全国とかのホームページで見ますと、違った形の協力隊の形も、焼津なんかだと釣りだったりとかすると思うんですけれども、吉田町は海もあたりとかして、そういった豊かな自然がありますので、そういったところに関わるような方なんかの地域おこし協力隊の募集なんかというのはどう考えていらっしゃいますか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この地域おこし協力隊の新たな採用というのは、今後も町としましても考えていきたいというふうに思っています。

また、その活躍する分野、また、私たちが地域おこし協力隊に求める業務内容とか、そうしたものが整えば、地域おこし協力隊はその方の募集をしていくということになりますので、こちらのほうも、町としましても積極的な活用のほうを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○2番（楠元由美子君） はい。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

楠元議員、町民との接するところ、私のほう答えさせていただきたいと思います。

今の隊員につきましては、商工会のほうと青年部のほうと連携を今、密にして活動しているということも伺っております。青年部のイベント、去年もやったんですけれども、そのイベントにもいろんなものを提案して参加するという事も聞いております。

あとは、小山城の売店「しらすのまどぐち」月一イベント、なかなかコロナでやれるとき、やれないときはあったんですが、そういったところにも顔出して、今、謎解きイベントというところを企画等をしておりますので、これから桜のライトアップとかそういったイベントも開催する予定でおりますので、そういったところにもしっかり顔を出してアピールするような形でしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

ありがとうございました。

これからコロナの状況もあると思うんですけれども、大規模イベントも開催できる形であれば、大いに活躍はすると思うんですけれども、コロナの影響で小規模のイベントというのかなり、どこの市町でも開催が多くなってきている中、やはりこの地域おこし協力隊の方が活躍する場というのは少なくはないと思うんです。

なので、もちろん既存のイベントも関わっていただきたいものの、新しいイベントなんかも地域おこし協力隊の方にいろいろと提案していただいて、前向きにお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 147ページの企業立地促進事業補助金についてお聞きします。

全協の中で内容をお聞きしました。そのときに、まず土地の20%ということだけはお伺いしたんですけれども、それとあと、2か所ということをお聞きしました。1か所はちょっと川尻だと思うんですけれども、もう一か所、北原かどこか、ちょっと場所を教えてくださいませんか。

○議長（大石 巖君） 内容確認のときに、トンネルの北側ということで答弁がありました。8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） トンネルの北側って、全部北側なものですから、その辺の場所をちょっと知りたいんです。地元として。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

場所はトンネルの北側で、はいなん吉田病院があると思いますけれども、そのまだ少し北側のところになります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 大体場所は分かった。また詳しいことは見てみますけれども、ただ、その中でお聞きしたいのが、まず土地の2割、その補助金の評価なんですけれども、この評価というのは市場の評価なのか、路線価の評価なのか、もしくは、公認会計士が認定した認定価格なのか、その基準というのはどこにあるんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

土地の単価、金額につきましては、あくまでも民間と民間の中の話でありますので、町のほうで単価の設定であるとかというところはしておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そんなアバウトでいいんですか。

ということは、聞いたかったのは、しっかり確認しないのと、あのトンネルの北側の土地のカーブと雲泥の差があるわけですよ。市場の価格でいくと。その辺の確認というのはいしないで、出てきた数字に関してそのまま2割を補助をするという解釈でいいですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この事務につきましては、補助金を交付する前年度の8月までに補助金の、事業者のほうから書類のほうが出てきます。それをチェックして、翌年度の予算に計上しているということでもあります。

補助金につきましては、議員おっしゃるとおり、用地代の20%を町と県が補助するということで、残りの8割につきましては、その事業者の負担になるということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今の回答でいくと、土地の評価に関しては出てきたもの丸のみということになると、基準そのものの、当然、大きなお金をやるときに、路線価とかそういう国の基準が出てきて、その中でちゃんと評価してやらないとまずいんじゃないですか、出し方として。ただその心配したものですから、やっぱりその辺はもう少し答えられるようなものをつくっておかないといかんですよね。どこ見ていっても、自分たちの仕事をしているとそういうものは大体通用しませんので、その辺はもうちょっと厳格なものがほしいと思うんですよ。それはそれで聞いてもしょうがないから。

あと、もう一つは、今、道路の2割は出ると。土地の2割。そのほかにどこかこういう補助の対象になるものというのはどういうものがあるんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

大きく言うと、用地買収費の補助と新規雇用従業員に対する補助というところが二つですけどもあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答は非常に根拠も全くないあれですよ。根拠というか、計算根拠はどこから出るんですか、その根拠。

やっぱり向こうの業者だから、民・民だから関係ないよというけれども、民・民から出てきたやつをそのまま受けた形での、そういう形になるんですか。もしそうだとしたら非常に危ういと思うんですけれども、その辺どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

これにつきましては、県と町の連携した補助金になりまして、県と町の要綱がございますので、それに則って交付の要件が定められておりますので、それに基づいた形で適正かどうかというところで判断します。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 分かりますけれども、県とか市とか町とか、そういうところがありますよ、要綱がありますよ、確かに要綱は当然ありますけれども、その中で、今言ったそういうものをしっかりと市場に合わせるのか、公的なものには必ず出てくるはずなんですけれども、そういうものを考慮していかないと、後でやっぱりずれたものが出てくる可能性もありますので、その辺に関してはもう少し厳密なものを、税金を6,000万も使うわけですから、6,700万も。その辺はちょっとやっぱり、もうちょっと厳密に出てきて当然であると思うんですけれども、その辺は私の考えですけれども、それはどうですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

書類に関しては、当然、町のほうでも確認した中で、県のほうでもチェックが入りますので、その辺りで二重の確認をしておりますので、金額のほうも適正ということで判断しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

146ページから147ページにかけて、2目の商工振興費というくくりの中で、大体例年同じような内容が出てきております。そうした中で、昨年来の新型コロナウイルス感染によって、町内の事業者に経営的に非常に厳しいところがあったりとかするわけで、国の施策としていろいろあるんだけど、当町におけるそういった経済対策というようなものが示されていないのか、全く4年度においても、何かやっていくよというような姿が全然見えませんよね、この予算上。

そういったものというのが何かしら、よそから入ってこない限りはもう計画は立てない、計画というか、企画的にも立てないよという方向でいっているのか、本来、当然、コロナ関連で活性化が止まっているよというのは目に見えて分かっていると思うので、そういった対策というものを盛り込むということはしないということできているのか、そのところがすごく分からないところです。

昨年というか、今年度、商工会のプレミアム商品券とかというのはやっていただいて、すごくありがたいんだけど、外部というか、よそから何か言ってきて、補助金として出すということしかできないのかね。町として先に何かを企画して、こういう対策でこれにこういうお金をかけますというようなところはできないものなのかというのが非常に思っているところがあるんですが、その点についてあれば答弁いただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） コロナの対策、今こういう状況の中で、当初予算の中でなかなかその姿が見えないという御質疑かと思えます。

その辺のコロナの予算をどう組むかというのは、ちょっと悩ましいんですが、我々、コロナは基本的に別枠といいますか、平常時の予算というふうに考えておきまして、これまでももう第6波までそれぞれ来ているわけで、そういうときに、そのとき、そのときの状況に応じて、そこは臨機応変な形で補正予算なりで対応していこうということは原則でございます。

さらに、プレミアム商品券とかそういうことでやってきたんですが、あと、貸付けなんかもやってきて、我々はそういう形での対応ということの基本として、ですから、今後のまた情勢変化に応じてそこは考えていこう。今の段階で、なかなかコロナの状況がどうなるか分からない中で、当初予算の中でこういうものを仕組もうという、なかなかその仕立てはちょっと難しかりょうという、そういう判断でやっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 当然、どういう変化があるか分からないというのはもう理解しているんだけど、じゃ、補正を組むにしても、何かしらの項目を先に頭出しで入れておくというようなことができないのかなというのが、すごく思っております。

前々年からコロナ云々の話の中でも、そういうことが実際もうやってきている中で、経験値はあるわけですよ。こういうことをやって、これにはこれくらいの予算かかるねという。それを前もって頭出しのような形でやっておけば、もっとスムーズに行くのかなとも思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員おっしゃるように、姿勢を見せるという意味で頭出しをしておくというのは一つの策としてあるのかもしれませんが、現実的には、頭出しした予算だけで執行できるものではございませんので、結局は補正予算なりの措置が必要となりますので、そこはまた臨時議会なりをお願いして、臨機応変に対応していくということで、実質的にはそこは、当初の姿勢という意味はおっしゃるとおりなのかもしれませんが、実質的な意味ではきちんと対応できているのではないかと、そんなふうに考えております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、ここで暫時休憩とします。

昼に近い時間の関係上、再開を1時にしますので、お願いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 零時56分

○議長（大石 巖君） 1時前ではありますが、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

先ほど、衛生費の中の草刈りの関係で土木予算のほうに草刈りの場所を少しコンクリートで固めるような施策を考えて、それを土木予算の中に組み込んだとあります。

会議の中で、質疑で出てくる話なので、多少内容確認要素も含みますが、例えば、その予算がどのぐらいで、どのぐらいの面積のものをどの場所に想定しているのかを、まず教えていただきたいです。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

その予算につきましては建設課のほうから要求というか計上させていただいておりますので、建設課のほうからお答えさせていただきます。

まず、町内においては、ありとあらゆるところに夏場、草が生い茂ってしまっていて、この対策というのは大きな課題の一つとしております。

そんな中、町内の道路や河川、そういった官地につきましては、建設課から土地環境課へ除草作業依頼をいたしまして、作業員の手で除草作業を実施していただいていると、そういう状況でございます。

ただ、先ほど都市環境課長からも答弁させていただいたとおり、除草作業の範囲というのも限界がございます。そこで、どうしたら草が生えないというんですか、草を生えないような対策というものを考えなきゃいけないなというところでありまして、そこで、建設課とし

ては、まず、幹線道路などの歩道のところに植樹柵といって木を生やす柵があるんですけども、その処理をしたいなと考えました。この植樹柵は、もともとはそこに木を植えて道路の緑化というのを目指して設置したものでございますが、中には植樹されていないところもございまして、そういったところに草が生い茂って景観を損ねているほか、歩行者等の安全な通行に支障を来しているということで、まずここを対策を打ちたいと考えました。そのために、この植樹柵の表面に、今、アスファルトと考えているんですけども、舗装による舗設を行いまして、草を抑えたいなというふうに考えているところでございます。

この具体的な内容でございますが、まず、予算についてでございます。

予算に関する説明書の154ページを御覧いただきたいと思えます。

8款2項1目(3)の事業、道路維持費のうちの中段付近、14節維持修繕費として今3,214万4,000円計上させていただいております。この維持修繕費では例年2,000万円を計上させていただきまして、町内の道路などの補修などの対応をさせていただいているところでございますが、来年度につきましてはここにこういった植樹柵の対応などを行うものとして、ちょっと増額して要求させていただいたものでございまして、この予算の中でその対策をしたいなと考えているところでございます。

具体的な場所でございますが、今計画している路線は3つございます。まず、1つ目は大幡川幹線でございますが、場所につきましては、横手橋からずっと南を下りまして榛南幹線にぶつかる、ちょうどセブンイレブンさんがある交差点ですが、そこまでの間、ここで今その柵が120か所ございます。もう一か所は本田山通り線でございます。これは西の宮公園の1本北側の東西を走る道でございますが、ここで33か所で、もう一つは東名川尻幹線でございますが、150号線から南へ下りまして、すみれ保育園付近までの36か所、計189か所の植樹柵について舗装を今設置しようと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、この話できてよかったと思えます。189か所の部分をそのような処置を施すことで、例えば町民の方が、ああ、やっぱり見やすくなったとか、草が毎年何回も何回もというのがなくなったなど、景観もよくなったなどというような評価があれば、これ来年度の計画としてはそのような形、今内容を伺いましたが、例えばこれ町民の評判がいいというか、受けがよかったら、またその箇所をさらに拡充するような、要するに来年度、試験的にではない規模ですけれども、その189か所を実施して、それで終わりと考えているのか、それとも町民からの評判を聞いた上で、また翌年度以降そういうものを継続していきたいのか、それだけ教えてください。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

まず、来年度はこの植樹柵というところを着手させていただくわけなんですけれども、先ほどちょっとお話出ていましたが、県ではそういった柵もやっていただいておりますが、それ以外の路側の法面というところですか、ああいうところもコンクリで押さえてくれたりしているのを私は拝見しております。

来年度は植樹柵を計画していますけれども、そこはやはり歩行者の安全というのが第一優先と考えて、必要であればそれ以外のところも検討していきたいと、そんなふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 内容については理解しました。

町民の方に、町の施策として雑草に対する対策、先ほど環境、衛生費のほうに関しては、薬でもって生育を遅らせたり少し弱めて、年に3回やっていたのを2回にするとかで、ちょっと効率をよくすると同時に、またこうした形で植樹柵と、そしてまたコンクリート舗装によって雑草が少し、対象のところはかなり景観もよくなりますし、視認性のほうが向上して見やすくなったということもあると思いますんで、どんどんやっていただいて、できれば、それが効果があるように認められたら町内全体に広げていただいて、きれいな吉田町というような形にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑は。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

161ページをお願いします。

土地区画整理組合連合会等負担金の中の富士見土地区画整理組合補助金という中で、過日の説明の中で、この一部は例年どおりの利子補給で、それから差し引いた分が公共施設管理者負担金というような言葉で出てまいりました。

これについて、これまでもずっとこの件に関しては組合の方が大変だよという中で、何とかならないかという話をずっとさせていただいております。今回、新しい負担金というものが出てきたところで、これについてももう少し詳しく説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

公共管理者負担金のほうを今回、令和4年度につきましては富士見土地区画整理組合のほうに支出するという事で予算措置をさせていただいてもらうわけですが、この公共管理者負担金をこの組合のほうに入れることになったまじり経緯というものをご説明させていただきますけれども、御存じのとおり、富士見土地区画整理事業というものは組合施行でやっております、この組合施行というのは保留地の処分金を事業費に充てて事業を進めていくという中で、今回富士見土地区画整理事業につきましては全部で19区画保留地があったわけなんですけれども、その保留地につきましては令和3年10月に全てもう売り切ってしまいました。今後、要は事業費の原資となる保留地がない中で、組合を解散までどのように進めていくかという事業の進捗につきまして、事業の認可権者である県のほうとどのように進めていくかについて協議をさせていただきました。

その中で、この事業を進めていく中で、まず国のほうから組合施行による土地区画整理事業の経営健全化に向けた対応方策についてということで、国のほうから通知がござっております。その通知の内容といたしましては、保留地処分金を主な財源とする組合施行事業は、近年の経済状況や地価の下落等により事業収支に大きな影響を受けており、一部の組合にあっては事業運営上大変厳しい状況となっているところも見られ、組合経営の健全化が課題と

なっている、土地区画整理事業は極めて公共性の高いものであり、また施行区域内の地権者の権利関係を不安定にすることは避けなければならない、土地区画整理事業を途中で頓挫させるわけにはいかず、できる限りの手段を講じ事業の完遂を図るべきであるということで、国のほうから通知のほうが出されております。

それに引き続きまして、組合施行においては組合による自助努力が基本ではありますが、組合の状況によっては経営改善や保留地販売等の自助努力のみの再建が困難な場合があると、このような場合には地方公共団体の助成による支援が必要であり、保留地の公共施設としての直接売買や助成規定を設けて支援することも考えられるということで、なるべくこういう地価の下落を受けた中で組合を支援して欲しいということで、国のほうから通知が出ております。

これを踏まえまして、土地区画整理組合に今後どのような支援ができるかということで協議した結果、今、町のほうには助成要綱というものがございまして。助成要綱のほうは整備されておりますので、その助成要綱の中で支援できるものは何があるかというところを精査しまして、助成要綱の3条第1項第3号のところに、土地区画整理法第120条の規定に基づく公共施設管理者の負担金の交付というところがございます。支援策といたしましてはこれが考えられると。

この支援策をやるにつきまして、この公共管理者負担金の支出をする対象となる、この120条の対象となる施設について考えておるんですが、この120条の対象となる施設が、負担金の対象は都市計画において定められた幹線道路、その他の重要な公共施設で、政令で定めるものの用に供する土地、そのものについては公共管理者負担金が支出できるということになっております。

富士見土地区画整理事業の中で、この120条に該当するものがないかと、何が該当するかというものについて今度協議を行いました。その協議の中で、この重要な公共施設というものにつきましては、この政令の第64条の2項というところに重要な公共施設とはどういうものかというものがうたわれております。その中で、まず第1号に「都市計画において定められた幹線街路、運河、水路、公園、緑地又は広場」ということが書かれております。これにつきましては、都市計画決定されている街路や公園等が該当するわけですが、これについては今現在、浜田土地区画整理事業のほうにも公共管理者負担金を一部支出させていただいておりますが、これに該当するということで支出させていただいております。ただ、富士見土地区画整理事業につきましては、計画決定されているところはないというところでございます。

次に、該当するものについて、第2号のところに「道路法にいう道路」というものについて重要な公共施設に当たるといえるところがございます。道路法の道路というのは、町道認定されている道路のことを道路法の道路に該当するわけですが、町道認定されている道路について支出しても可能かどうかということなんですから、この道路、県との協議の結論といたしましては、町道認定されているということは、公共施設管理者とそこに道路が必要であるということで、協議を行った上に施行して町道認定をしているということで解釈できるので、それについては町としてその道路というのは必要なものであるというふうな解釈ができるので、重要な公共施設として取り扱うことができるという結論に達しまして、今回の公共管理者負担金を支出するというものに至りました。

今回、その公共管理者負担金は、今富士見土地区画整理事業の中の町道認定されている道路について公共管理者負担金を支出するというので、今回予算のほうに計上させていただいております。これが公共管理者負担金を支出した県との協議の背景ということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。ありがとうございました。

内容的には理解するわけですが、そうしますと、今後毎年のようにこういった形の補助金というものについてはいくのかなとは思いますが、大体あと何年くらいかけてこれやっていくという方向にいらしているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この区画整理事業というものは、事業計画というものを立てまして、それを県に認可をもらって事業を進めているわけなんですけれども、この事業計画というのが富士見土地区画整理事業につきましては、令和3年度、今年の3月31日で事業認可が切れます。それに基づいて、県と協議をさせていただいて延伸の手続きを取るという中で、今回事業計画を変更ということで事業認可を新たにやり直すという中で県と協議をさせていただいて、その中にこの公共管理者負担金の事業費であるとか、換地計画の変更であるとか、事業期間の延伸というものを新たにうたいまして事業認可を取ります。この3月15日に一応下りる予定なんですけれども、その計画では令和10年の7年間延伸をさせていただいて事業を進めると、その7年間の途中で事業を解散させるということで、今事業計画のほうを延伸させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この管理組合に関しましては、過去いろいろ言い分が、食い違いがあったというのか、町のほうとね。そういう中で不信を持たれているところも過去あったと思います。そうした中で、今回こうした公共管理者施設負担金という形でそこを補って、要は借財を返しちゃえばいいよという話なんですけれども、逆にこの公共管理者施設負担金を得るためには何かしらの、今度は組合のほうからまた何かに支出するものがあるのかなのか、そういうことも多分心配してくるのかなと思うんですけども、そういったものはなくて、ただそういう事務手続は間違いなくやるとは思うんですけども、余分にお金をまた払うようなものではないということですのでよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この公共管理者負担金につきましては、それこそ法律の中で定められたものについて町として負担をするという形になっていきますので、新たに何かを拠出してもらう、例えば保留地を新たに拠出してもらって、それに対して出すとかということはございません。ともかく今の町道認定されている道路について、本来町が造らなきゃいけないものを組合が代わりに造っていただいたという中で公共管理者負担金を支出していくものですから、新たに組合のほ

うから負担をしてもらおうということはございません。

ただ、道路とかについては町に帰属をさせてもらって、町のほうで認定をかけて町が管理するところが条件になってくるというふうになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私も同じところで、ちょっと今言った回答の中で、基本的には保留地とか処分をしながら、そのお金でやるということが基本ですよ、それはね。そうして、その中で健全な区画整理を終結に持っていくと。それで、今私のこういう仕事の立場からいくと、今の公共管理者負担金、それに関しては、それを見つけることによって、それをやることによって、またそれに税金を投入しようということなんですよ、理由はね。その税金を投入していいかどうかのやつを探したわけですよ。見つけた、その中で決まっていたんですよ。

なぜ、そういうことかいうと、管理者というのを、ちょっと行って来たんですよ、話をしながら、話を聞きに、役員の方に。そのときに役員の方が大変心配していたのは、保留地処分、もうないんですね、保留地の処分がね。そうすると、その中で今の状況は解散するにもし切れないと。それで、これで今簡単に7年間で収まるよと言いましたけれども、あと、ちょっと調べてないんですけれども、どのくらいの借財があそこにはあるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、富士見土地区画整理事業の中にどのくらいあるかという話なんですけれども、富士見土地区画整理事業のほうから銀行に借入れを今している金額につきましては4,700万円程度ございます。この公共管理者負担金を出すに当たっては、まず組合と覚書を交わしまして、要は限度額、どこまでも出せるわけではないので、事業費から保留地処分をした金額を引いた差額について限度額を決めまして出せるということで法律のほうがなっておりますので、限度額を決めた中で、毎年毎年、町のほうと協議をしながら幾ら出すかというところを協議をして、毎年の支出を決めていくという出し方になってきます。

ですので、今後借入れしているお金と、あとは解散に向けてのところにも多分あるんですけれども、そのお金については限度額を決めて支出するという形になってきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言った、それを税を投入するための理由はよく分かりましたけれども、ただ基本的に役員の人たちが困っているのは、大体組合相互の組織の効力がだんだん薄れてきたということと、それとやっぱり成り手がいない、理事長にね。理事の人に成り手がいないというのが正直困っていて、その辺の部分非常に懸念をしていたわけですよ。

そういう意味でいくと、もう一回富士見、解散する前に組織をもう一回立て直して、そしてしっかりしたものでやらないと、今言った、なりたがっている人たちがいない中で、難しい判断をしなければならんということになると思いますので、その辺の、これからの金額もさることながら、解散に至るまでの組織的なものに関しては、何か新しいものを、何かを考えていかないと、非常に役員の人たち苦しんでいますので、その辺はどういう形で話し合いは進

んでいるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

組合の組織ということなんですけれども、今現在組合のほうの人数からいきますと、理事が今定数9人に対して7人の理事の方がいらっしゃいます。幹事につきましては3人のところが1人というところで、組織としては成り立っておりますし、要は今後進めていくにも、あくまでも組合施行なものですから、組合の方と話をしながら進めていかなければなりませんので、その辺は定期的に組合のほうとコンタクトといいますか、取っておりますので、そういう中で進めていきたいというふうに考えております。

組合の方も、役員会であるとか、そういうところには積極的に出てきていただけますので、そういう中で組合の方と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 細かくてごめんなさいね。

これ、大事なことだと思っているんですよ。要するにさっき言われた7年間で組合を解散まで持っていくという形で、それ聞くと役員の人たちは喜ぶと思いますけれども、そのときに公共管理者施設負担金とか、そういうものの金額を再計算しながら、その中にまたかかってくるのが、例えば土地の登記、多分仮換地でいっているでしょう。その土地の登記の仕方と、それと組合で全体登記をするのか、そういう費用なんかもかかるわけですけれども、その辺の感覚というのはちょっと心配していたんで聞きますけれども、どういう形で思っているんですか。登記です。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

解散までということになりますと、当然、今土地は仮登記の状態ですので登記までもらうと、あとは要は解散の手続きも必要だと、それとあとは清算業務も入ってきますので、そういうものについては、今うちのほうから今度出します公共管理者負担金の中から、そういう事務費については組合のほうで支出するという形になります。そういう中で登記のほうを進めていって、あくまでも土地は組合のものではなくて個人のもので、登記については個人の登記になってくるというところがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 細かくなりますけれども、登記というと、建物ができてからしか登記できないんですよ、登記って、多分ね。我々がやっているときに、仮換地指定から建物造って登記するじゃないですか。そういう形、その辺もちょっと私としては曖昧だと思うんですけども、ただ今7年間で、そうすると毎年毎年終結するまでにどのくらいの、幾らぐらいのこういう準備計算はしているんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、建物ができないと登記ができないというお話がありましたが、土地は全て確定測量をすれば土地は登記できます。建物がなくても土地では登記できますので、その辺はちょっと

誤解のないようにしておきたいんですけれども、そういう中で、今後につきましては換地処分金である換地の委託料、あとは区画整理の登記料であるとか、あと解散に向けた準備ということで、今後につきましては約2,000万円程度、要は業務委託を出さなきゃならないものですから、そういう中で経費はかかってくると思います。それはもうあくまでも組合のほう、うちのほうから支出したもののの中で組合が事業として業者に発注するというものになってきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

登記に関しては全体でやる分にはできると思うんですけれども、その辺のことを踏まえながら、またしっかりと向かっていってもらって、できるだけ早く解散のところへ向かっていかないと、後ろに控えていますから、浜田がね。ぜひその辺はしっかりとやっていただきたいと、公明正大にしっかりとやっていただきたいということでよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

161ページをお願いします。

こちらの西の宮雨水幹線整備事業費4,000万円のところになります。

こちらのほう、浜田土地区画内のところの雨水幹線のほうの整備事業費ということで、37.2メートル、今回整備されるということをお聞きしております。そのことによって保留地のところを今後皆さんにお勧めしやすくなるというようなお話も聞いておりますが、実際こちらのほうの土地のほうに利用されたいような事業者さんからのお話とかはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

実際、この事業の促進になると組合のほうの主になってきますので、組合のほうには何件か話が多分あると思います。

ただ、今回の件につきましては、ともかくなるべく保留地を早く処分する方法として、あそこの水路をとにかく先、保留地を処分するのに支障のないところまで早くやりたいというところで進めさせていただいております。

ただ、具体的にもうこういう業者が来て、こういうふうなところでというところまでは、うちのほうに聞いている話ではまだそこまでの話はありません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

保留地のところを早く進めるに当たっての大きな前進だと思います。

ただ、この雨水整備のほうが前回行われたのが平成29年度、それ以降は全く行われていなかったということで、今回このような予算が上がってきておりますけれども、例えばこれからやっぱり目立つ場所になってくると思いますので、気にされる方も多くなると思います。そこの土地のところを利用されたい方が早く事業を進めるに当たって、やっぱり町ができる

ことはもっと早くから計画を立ててできなかつたのかなと思うんですけれども、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

前回やってあるところ、施工してある区間につきましては、東名川尻幹線が通る関係で、そこに計画があるという中で雨水幹線のほうを進めさせていただいたということでございます。

今回、そこから続きを施工するわけなんですけれども、それについては予算的な話もございまして、補助金を使ってできる、町単独でやらなければいけないのかということもございまして、その中で最近防潮堤ができた関係で、やはりそういう土地が浜田あたりもかなり動きが見られるという中で、ともかく今の保留地を売れる状態にしなければいけないという、その中で検討しまして、今回ともかくそこまでは施工して、なるべく保留地を売りやすい状態にするというところで、今回計画をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

いい形で進んでいくようにイメージが取れるのでいいんですけれども、例えば今回進める整備の区間のところの関わる保留地のところがかなり売りやすくなると思うんですけれども、その先まだ雨水幹線が工事が必要などころがあるんですが、もし今の保留地からもう少し南側のところの土地のほうも利用されたいとかといった場合に、まだそちらの雨水幹線のほうの工事が確実に終わっていないところもある中で、そちらの土地のほうの利用はなかなか前進したものに進めることができないのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそ今議員さんおっしゃるように、上の保留地を売って、下のほうにつきましてもまだ保留地でございますし、今後どういうふうに使っていくかということは、その保留地をもし買っていただける事業者がいて、その南方についてもどのような利用をするかということによって、雨水幹線のほう、どこにどういうふうに通すかという場所が変わってきます。くると思います。したがって、その状況を見ながら、今度後半については整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、まず最初に保留地を売って、その下のところの開発の状況を見ながら、それによって区画道路をどうするかという問題も出てきますし、河川についてどのような法線を取るかということも関係してきますので、その辺の状況を見定めながら水路のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、まだ広範囲にわたってだと思うので、いろいろと予算の関係もあると思う中、あとは先方の意向もあるということで、雨水幹線がより有効なものにするために状況を見ながらというのもよく理解しました。

あとは、今年度やるところの事業に関して、整備する場所に関してはいいんですが、今後

進める場所の工事がされていないような状況で、要は今回保留地として上がっているところ以外の南側の部分、そちらのほうを例えば企業さんが利用したいとかと言った場合に、同じような雨水幹線の工事をしながら、並行してそちらのほうの建物に工事とか、そういったものというのは関わることは可能なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

すみません、ちょっと説明のほうが不足して申し訳なかったですけども、今回河川を造るに当たりましては、やはりどうしても区画整理上、道路をつけなければいけないと。それが管理道になるのか、区画道路になるのかというところはその状況によって変わってきますけれども、そういう中で進めることは、今度もし例えば来る事業者さんがいれば、その辺を説明をしまして、どのような分け方を、どのような施工の仕方をしてくるか、向こうがどのような開発をしてくるかというところは、来る施工者の方との協議になってくるというふうに思います。

ただ、そういう道路の用地も必要になってくるし、河川の用地も必要になってくる中では、施工に関しては問題がないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

いろいろと事情もあると思います。工事の状況もあると思いますので重々分かってはいるんですけども、いいお話があったときにそのチャンスが、そこがうまくつながらないことで逃さないような形で、ぜひ前進するような形で前向きにお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 細かいことで、ちょっと3つほど聞かせていただきたいんです。

まず第一に、157ページのところで見ていただきたいんで、治水対策推進事業費、12の設計委託料、これは説明の中で宮裏川の関係の工事であると。それで1つ、多分さっきの工事業者の補助のところ、事業者が出てきた、トンネルの北側のところに運送会社が出ると。大体分かってきましたけれども、そのときにあそこの神戸川が冠水をして、そして非常に皆さん困っているという、またその場所なんですよね。その地域の確認というのはなされていますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられますのは、トンネルの北側のところの雨のときの浸水状況を確認しているかという御質問でよろしいでしょうか。

そのところの浸水状況につきましては、昨年の7月に2回大きな雨があったんですけども、そのときもその付近に大分道路冠水というんですか、浸水があったというのは確認させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

先日、県のほうから湯日川の河川整備計画の案が出てきて、それに対してパブリックコメントを出してくださいということで一応出したんですけれども、あのときにどう見ても構造的な欠陥があるような気がするものですから、予算として、その辺の周りの人たち困っていることも含めて、また前向きな検討をお願いしたいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

157ページの治水対策推進事業費のうちの設計委託料ということで、すみません、先日の説明の中では、坂口谷川流域ということで宮裏川のお話をさせていただいたんですが、すみません、もう少しちょっと具体的にこの12節設計委託料について説明させていただきたいと思っております。

まず、この12節委託料、今4,514万4,000円計上させていただいているんですが、この中には大きく2つの業務委託を計上させていただいております。

1つ目は、先日お話ししました宮裏川関係の坂口谷川流域治水対策測量設計業務委託でございます。

そして、2つ目が湯日川流域治水対策検討業務委託ということでございまして、2つ目の湯日川流域治水対策検討業務委託でございますが、坂口谷川流域同様、今おっしゃられましたように、湯日川の流域においても大雨による浸水被害は深刻さは増しております、特に神戸川や稲荷川などでは内水被害が顕著という状況でございます。こうしたことから、湯日川流域における治水対策も喫緊の課題と捉えてございまして、まずは治水対策の検討を着手させていただきたいと考えておりました。

この業務では、坂口谷川流域でやったように、同様に基礎調査からシミュレーション解析の内水処理施設検討など、総合的な治水対策を検討する予定でございますが、何分、湯日川流域というところかなり広いものですから、ちょっと単年度での実施は難しいということで、令和5年度までの債務負担行為を設定させていただいて、2か年計画でこの検討業務を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番です。

今の回答いただきまして、周りの人たち安堵すると思っておりますけれども、私が県に出したのは県の責任もかなりあるんですね。新しくできた道路が上がっちゃったことによって止まっちゃったんですね。それも含めて、どういうパブコメの返事が来るか分かりませんが、ぜひその辺しっかりお願いをしておきたいと。それと、新しく事業を誘致した方たちに対しての、非常にうまく、うまくというのは解決をぜひやっていただきたいと。

その次、もう2つ聞きますけれども、道路の159ページです、道路後退線用地。

課長とは話をして内容は大体分かったんですけれども、2項道路のセットバックですね。2項道路のセットバック、それはそれでいいんですけれども、このやつを買う、買い上げる、後退した部分を買うというのは今までなかなか前例なかったと思うんですけれども、これはどんな根拠があるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この道路後退線の買収につきましては、昭和62年にもう要綱ができていまして、過去にも、あくまでも予算の範囲内なんですけれども、買収しているという実績がございます。

今回につきましては、その要綱に基づいて買収をさせていただいて、道路後退線を町のものにするというものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

その金額が111万2,000円ということですね。全体的なやつ、またいろいろやらないかと思うんですけども、その辺はそれで理解をします。

あと、TOUKAI-0の関係でお聞きをしたいんです。

全協のときも言いましたけれども、令和3年度、今も入っていますけれども、もうじき締めますので令和3年度という表現しますけれども、コロナの関係とかいろんなことでなかなか取組ができなかったとかいろいろあって、業績というか、かなり下がったですね。それで下がったにもかかわらず、またこういう同じような金額を上げていただいたことに関しては非常に感謝するわけなんですけれども、その中で取組も含めて6年、あと3年か4年で終わりますので、それを含めた吉田町の取組に関してちょっとお聞きをしたいんですけれども、このTOUKAI-0の、なかなか前へ進まない。しかし、今度コロナが来て、これから新しく実績を残してもらいたい中に、町としてはどんなものを考えているというものがあるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、お話しされていましたがTOUKAI-0につきましては、確かに今年度につきましてはちょうど第5波に、いつも回っています個別訪問であるとか、それが第5波のところに当たってしまったという中で、例年に比べると個別訪問が少なかったというところで、なかなか動きが取れなかったというところはございます。

今後につきましては、どういうふうに進めていくかという話なんですけれども、このTOUKAI-0に関しましては、まず静岡県の方で静岡県耐震改修促進計画というものがございまして、これ次が令和7年までになっています。県のほうも、令和3年度から令和7年度までの間の5年間の間に今後どういうふうに進めて、県のほうはこのTOUKAI-0に関しては令和7年まででもう終了というところで、この5年間でどのようにしていくかというところで再度見直しをかけていきたいということがございます。

そういう中で、今後進めるに当たりましては、やはりなかなか進まない中に、高齢者世帯であるとか、高齢者の方がなかなか踏み切れないというところもございますので、踏み切れない、今までのTOUKAI-0、耐震改修だけではなくて、耐震シェルターであるとか、防災ベッドであるとか、そういうものも含めて、とにかく命を守る対策、建物だけではなくて命を守る対策のほうをPRしながらやっていきたいと。そういう中には、今までみたいに個別訪問だけではなくて、例えば福祉の関係、そういうところにもPR活動に行って、直接高齢者の方と話をして、県のほうもその5年間の間に今後今までの補助金に対してどういう問題があったのか、もっとういところにお金をつぎ込んだ方がいいんじゃないかという

ところにつきましても再度精査をして、この5年間の中でTOUKAI-0を総仕上げして
いきたいという考えがありますので、その辺も含めて、町としましても県と連携を取りなが
ら今後は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にします。

実は、TOUKAI-0も含めて耐震の重要性というのが、町長が9月の予算報告の中に、
避難所でのコロナ禍というか、感染症の中で、避難できない場合、避難が一番大変だと、も
うみんなかかっちゃいますからね。そのときに、耐震化をして、耐震化で自分のうちに避難
をすると、それが一番大事なことだと。非常に私、全く同じ感覚持ったんですけども、確
かに町長言っているでしょう。私は全くそのとおりだと思いますけれども、それに当たって、
これから先のことになるんですけども、ほとんどが年寄りの方で金額が追いつかないとい
うのが我々の受ける感覚なものですから、そういうような人のためにも、それと今言った避
難、耐震化した自分のうちへ避難することが一番いい方法であるということはよく分かりま
すので、それに対してこれから基金とか、そういうものを作って、耐震の安全性と、それと
町の人たちの命を守るための施策というのもぜひお願いをしたいなど。予算だから、だから
言いますが、ぜひお願いしたいと思っていますよ。その辺はまたしっかりと考え
ていただきたいと思うんですけども、その辺はどうですか。もし何かあったら願いま
す。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員がおっしゃった、要は自宅でやるのが一番だというところで、こういうコロナの
中でなるべく自宅で避難をするという中では、TOUKAI-0に関しましては、令和2年
度の途中から、今までは倒壊ゼロというのは耐震の補強が1.0以上にするとところがご
ざいましたけれども、それを1.2まで上げて、1.2まで上げてくれたお宅に関しては補助金を
プラス15万円出しますよということで、なるべく自宅で避難もできるし耐震もできるという
事業を進めているところでございます。

今年度につきましては、今まで対象となる方が基礎疾患を持っていらっしゃる方とか、い
ろんな条件があったんですけども、それに関しましては、もう自宅で1.2以上にするお宅
に関しては、そういう条件を撤廃しまして全世帯に関してその補助金は使えと、1.2以上
にしてもらえるお宅には使えるという条件を緩和して、今後もそういうような世帯に関し
ては補助金を出すということで事業のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 山内 均君。

○8番（山内 均君） 実は、ここにこういう土佐の黒潮町の例があるわけですが、こ
このところでは、今言った、やるために建築士だけじゃなくて、大工さんとかそういう人た
ちと一緒に参加の中に入ってもらって、そしてそのやつを耐震化に参入すると。そうやって
いったときには、地場の産業も影響を受けるわけですが、ぜひこういうものがありま
すので、その辺の形の、こういう、日本中見ると結構多いんですね。その辺もしっかりと情
報取りながら前へ進めていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今後どのように進めていくかという中につきましましては、それこそ今年度につきましてはコロナの関係とかありましてあれなんですけれども、その前には、要は建築士会の方とともかく月に1回ずつミーティングみたいなものを持ちまして、その中で今後どういうふうに進めていくかというところは話し合ってきております。今後についてもそれは継続的に続けたいと思っておりますので、そういうことで皆さんに案を出していただいて、そういう中にもしそういう建築士の方も、大工さんも含めて、そういう中で一緒に話し合いをするということであれば、そのような施策を取っていきたいこともありますし、そういうミーティングの中でそういうものも今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（山内 均君） 了解です。

○議長（大石 巖君） 外に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

説明書の173ページ、洪水ハザードマップ作成業務委託料41万8,000円ということで、全協で避難情報の変更やLINEの掲載をするということでしたが、避難情報の変更は重要なことであり、周知についてもLINEは昨今、多くの町民の方が使っていると考えます。

そういった意味では、マップを増刷することが町民の周知につながり、災害から命を守ることにもつながると考えますが、増刷についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今回のハザードマップの修正についてでございますけれども、先ほど議員のほうからお話

ありましたように、避難情報の関係、それでございますので、避難勧告と避難指示、それが一本化されたということと、情報のツールとしましてLINEのほうが新たに加わったということがございますので、その内容をハザードマップのほうの中に入れさせていただくということで、議員のほうからも御質問ありましたように、ハザードマップのほうも重要な情報もあるので、全戸配布するような形に今変えていったような形にすればどうかというようなお話があるんですけども、こちらの今回変更されていくような情報につきましては、既に町のホームページのほうでもお知らせのほうさせていただいていることや、あとLINEにつきましても、同じ形で広報紙を通じてお知らせのほうしているような状況でございます。

そういうこともございまして、改めてハザードマップのところの内容が変わってはいるんですけども、全戸配布というような形で配布というところは、現在は考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

全戸配布というところにはしていかないということだったんですけども、174ページに今回静岡県総合防災訓練事業費として9月4日防災訓練を予定されているので、やっぱりこういう時期、9月というと台風の時期で、洪水に関しても意識が高い時期だと思うので、そういうところでも配布できるように増刷するのはどうかと思うんですけども。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今、お話にありました総合防災訓練のときの配布とかではどうかというような話なんですけれども、総合防災訓練に限らずということになるんですけども、今回変えるような情報、LINEであるとか、あと避難情報の変更、それにつきましては、引き続きこういう訓練前というわけではなく、出水期前にも重要なこととは思っておりますので、また別の方法もちまして周知等させていただく考えでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

8番 山内 均君。

○8番（山内 均君） 172ページで見ていただけますか。

このところに18の項目のコミュニティ助成交付金200万円に関してです。

ちょっと確認はしましたけれども、補正のときに200万円のマイナスありましたよね。そのときに宝くじとか何かの交付金の抽選で外れた。またそれがこれと同じような形で出てきたと思うんですけども、実は今日です。今日の後、2時間半、東日本大震災がこれから発生するんですね。今日のちょうど11年前です。11年前の今日ですね。そのときにこのあれを見ていて思ったのは、確かに各自治体から必要なものとして上がってきたものですね。上がってきたものに関して、ギャンブル性持ったようなこういうものじゃなくて、今回1つだけ聞いておきますけれども、これでもしまた外れるとなると、延々と何回も繰り返しやっついこうという傾向ですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

こちらのコミュニティ助成事業、これにつきましては全協のほうでもちょっと御説明させていただきまして、一般社団法人の自治総合センター、こちらのほうの宝くじの広報に関わる地域防災組織の育成事業というような形で、交付のほうといいますか、助成のほうしていただいている事業でございます、議員のおっしゃったように自主防災会のほうから申請のほうを受けさせていただきまして、その申請が採択のほうされれば、こちらのほうが整備を進めていっていただくというような内容になってきているものでございます。

ただ、それこそ自主防災会の皆様のほうが出していただいている防災資機材につきましては、基本的に既に備わっているものが多くございまして、基本的に更新に当たるようなものが多い品目でございます。ただ、そうとはいえ、防災資機材の更新につきましては、やっぱり自主財源でやっていくというのはなかなか難しいところもございまして、こういう今自治総合センターの宝くじ助成以外のものでも、何かそういう補助制度とか新たなものがあれば、ちょっと町のほうでも探させていただきながら、自主防災会のほうの支援をしていくというようなことで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほども言いましたけれども、あと2時間半ぐらいで来たわけですよ。そうすると、こういうものに関して、人の命を救うための町民の福祉というものに関して大いに力を発揮するものであるとしたら、やっぱり来る前に自前でいいからやってほしい。そして、来てからでもいけませんから、そういう意味で非常に重要なこのコミュニティの200万円という助成金、これは後回しされると思いますけれども、その辺の中で、この部分に関しては実際に本当にやってほしいと、そういう意味でおりますので、その辺は予算の中で補正を組んででもやるとか、そういう形の方法というのは取れないものでしょうか。ぜひ、それやっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

先ほどとちょっと同じ説明になって大変申し訳ないんですけれども、自主防災会の支援につきましては、他の補助制度とかそういうものもちょっと活用させていただきたいというふうにも考えてございますので、いろんなものをちょっと探しながら対応のほうしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ページの166です。

消防団員報酬1,760万5,000円、消防団への待遇改善ということで、私は何よりだこのように思います。消防団員の年額報酬、出動報酬が見直されると、こういうことであるかと思えます。

令和4年、1,760万5,000円でございますが、去年は425万2,000円、本年は4倍ということになっております。消防団員への待遇改善は大きく進んだのではないかなと、このように思います。

この報酬ですが、出動手当、あるいは団員手当のことではありますが、この報酬の査定というか、決定は誰が行うのか、いま一度お伺いをしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

各消防団員のほうにお支払させていただきます出動と年額の報酬につきましては、今条例のほうで改正のほうを上程させていただいてございますけれども、そちらの内容で決まってくるものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

この報酬、出動報酬であります。これが将来的には個人のところに届くわけですね。この手法、あえていうと費用を弁償すると、こういうことになるかと思いますが、そのやり方、振込でやるのか、何かそういう手法があったらお教え願いたい。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

年額報酬とか出動報酬に対する支払いの関係ですよね。これの支払いにつきましては、個人に対して口座、出動していただいたらその出動に応じてお支払いをさせていただくと、それのほうを口座のほうにお支払いするという形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

その報酬、費用弁償ということになると、やはり年末には源泉徴収票が出てくるかと思いますが、そういうやり方はどのようにしてやるのか、いまひとつ教えていただきたい。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

報酬に当たりますので、通常源泉徴収という形で、各、その支払われた金額に応じた額の源泉をされたものが源泉徴収額ということで、給与支払報告書ですかね、そちらのほうで個人のほうにも行くような形で、個人のが分かるようになってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

我が町には機能別消防団があるわけですね。これはこういうときには本部員となっているのか、各分団所属であるのか、もう一度お伺いをしたい。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

機能別の団員につきましては、階級としましては団員の階級になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 最後です。

私、元消防団上がりで、我々が消防団のときには出動手当も訓練手当もつくるみで会計

のところ振り込まれて、それを皆さんで有効に使った経緯があります。旅行に行ったり、飲食をしたり、個人的にまずもらったことはないという、30年も前の話ですので、そういうことであったかなど。ボランティア精神でやったつもりです。世の中が変わって、こういうふうに待遇が改善されれば、より以上、立派な消防団ができることを祈念をいたします。

これが団員入団の大勢の方が入ってくれるということになるかどうかは別問題かなと思います。我々OBも団員を集めるために努力をいたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書180ページ、教育諸費4事業、17節の教材備品について質疑いたします。

教材備品、内訳はChromebook60台と電子黒板、これが65インチのもの23台と。

このうち新事業であります。特に電子黒板ですね。ここについて導入の関係と、その後の展開をぜひ伺いたく思います。

学校のような一斉授業における電子黒板の利用、もしかしたら今後主流になっていくんじゃないかなぐらい思っております。例えば、学校の先生がプレゼンテーションする部分で、従来の黒板に加えての操作性や視認性ですね。出したい情報をすぐぱっと出せると、もちろん色なんかも真っ白ではなくて様々な工夫もできるというところで、今後10年後、20年後、社会に出るお子さんたちの指導に関しては非常に有益なものであると思っておりますが、この予算取った場合の本年度の導入のタイミング、そして中学校で活用イメージ、これ、パソコンがたくさん入ったときに聞きましたけれども、来年度どこまでやりたいと思っておりますのか。そして、その授業をサポートする体制ですね。先生の操作もそうですし、それから授業中にも電子黒板がうまく機能しなかった場合に機械的な処置、そのあたりをまずお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

もう一度言います。

本年度の導入のタイミング、活用の。

〔発言する人あり〕

○3番（盛 純一郎君） 活用のイメージ、それから授業のサポート体制、このあたりをまとめてお聞きします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員御質問の教育振興事業費の中の17節教材備品、こちらの中の電子黒板についてということで、3つ今お伺いいたしました。

1つ目につきましては、電子黒板の導入の時期ということになります。

電子黒板につきましては、今回予算、教材備品、こちらのほう963万1,000円計上させていただいております。そのうち、1つはC h r o m e b o o k 60台というのがあるんですが、もう一つは電子黒板の23台分ということで、23台分が619万85,000円を計上しているものとなっております。

こちらのまず1つ目の質問の導入の時期でございます。

こちら、今回の議会のほうで予算のほうお認めいただきましたら、すぐ契約の準備に入ります。流れとしましては、5月頃に入札をかけまして、入札かけてから、それから発注に当たって時間、7月末ぐらいをめどに納入させていただいて、その後8月の夏休み期間中に設定をして、先生方にも使い方等について確認をしていただいて、小・中学校については2学期からそのまま活用できるような形で、23台同時にできればなというふうに考えております。こちらがまず1つ目になります。

それから、2つ目の御質問ですね。中学校に導入するに向けての活用のイメージということになります。

こちらは、現在小学校のほうでもう既に活用しております。これは昨年の当初予算の中で、大型提示装置については40台の購入ということで予算計上させていただいておりました。そういった中で、昨年の当初予算のときには大型提示装置と、55型の大型テレビということで想定して予算計上させていただいていたところではございますが、昨年の9月の町長の行政報告でも申し上げましたけれども、契約の準備をしている段階で、電子黒板の値段が大型提示装置の値段と同等の値段に下がってきたというところで、そこで切替えをさせていただいて、7月1日に65型の電子黒板を37台購入して、8月11日に小学校に納入しております。ですので、電子黒板を既に小学校のほうは37プラス1台、38台購入している状況になっております。

そういった中、小学校で既に実践していることでもあるんですけれども、中学校に導入した場合は、この導入によって1人1台端末、昨年の3月から導入して実際授業で使っておりますが、この1人1台端末に組み込まれております授業支援ソフト、ミライシードというものがあるんですが、それと連携して授業を展開することができます。

ですので、具体的には、生徒の意見など端末から送られた情報を電子黒板のほうに、クラスのみならず共有しながら電子黒板に映して投影して、先生が直接その電子黒板上でポイントとなる大事なことを書き込んだりとか、そういったことをして黒板機能を電子化ということで考えているのが活用のイメージということになります。

それから、3つ目の御質問の導入に向けてのサポート体制というところでございますけれども、小学校の電子黒板導入したときも、まずはその電子黒板導入業者の方から活用する使

い方ですね。まずは使い方の説明会を各小学校で行いました。ですので、同じように今回につきましても、その納入業者から使用方法について学校の先生に対して説明会を行っていただくというところがまず1つです。

その後、当町についてはICT支援員を配置しておりますので、ICT支援員を活用して、使用方法なりについていつでも聞ける体制をつくりますので、2学期、授業始まる前も含めて始まった後も、ICT支援員のほう、使用方法などについて聞ける体制をつくと。それから、また校内研修、ICT研修を随時各学校で行いますので、そのICT研修内で電子黒板の使い方をみんなで先生方で共有する。それから、使っている先生と使いにくい先生というか、格差が出ないように、使っている先生同士で直接教え合ったものを、あまり使えていない先生には使っている先生に教えてもらったりとかいうことで、各学校内で電子黒板をよりいい形で使っていただけるようなやり方で、教え合うというやり方でサポートしていくというところになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。ありがとうございます。

今の現状とか今後のこと、ある程度うかがえました。

図らずも先に教えていただいたんですが、小学校では既に結果的にもうディスプレイとして用いたものが電子黒板として使えるところから、既に実用事例が発生しているというところなんです。

これ、吉田町教育委員会として、可能ならば教育長、もちろん学校教育課長でもよろしいんですが、最終的に吉田町の初等教育、中等教育として、どのあたりまで電子黒板で移行していくのか、これは全体の様子を見ながらというところもあるんですが、この使用が有益だとか便利だということであれば、今までのいわゆる黒板チョークみたいなものは、壊れたときの補助とか、何かまた別の用途というところなんです、今はまだ始めたてだと思うんですが、最終的にこれを活用して100%、そういう教員のスキルを上げて電子黒板を使うふうに持っていくのか、それとも併用していくのか、いや、まだまだ黒板が有為だよとか、そのあたりの今の所見を伺いたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

電子黒板の今後の活用についてということなんですが、当然、今黒板でやっている通常の電子黒板じゃないところ、通常の授業スタイルでやっているところがある中で、これが残るかどうかということも含めてなんですが、実際、小学校については、先ほども申し上げましたとおり8月から導入してもう半年以上、授業で使っている状況です。

これは各小学校について、全ての教室ではないですが、7割方の教室でもう電子黒板を活用しているという中で、本当に先生方、毎日のように授業やりながら、どんどん電子黒板のやり方に慣れながら、より本当に黒板ではない、通常の黒板だけだとどうしても書いた後に、書く時間がかかったりとか、消してしまったらなくなってしまったりとか、そういったところで電子黒板は次の授業でも使えたり、振り返りでそのまま前回の授業の続きから出せたりとか、そういったところすごい今の黒板にはない非常に有益な使い方というのをどんどん知り得ていますので、今、当然国を挙げて進めているGIGAスクール構想というところを

鑑みれば、当然通常の黒板の良さもあります。今、実際に通常の黒板に対しては、例えば小学校では目当てや課題とかまとめとか、そういった重要なものをその黒板のところに書いておいて、電子黒板には思考したもの、そのときに生徒・児童が思考したものについて考えたものをばんばん映し出していく。だけれども、最終的にはこうだよねというところについてはしっかりと黒板に映し出して、みんなの目に常に入るような形にしておくというような形で、ある意味用途を使い分けて両方使っているという状況になっています。

ですので、完全に黒板がなくなってしまうかというところは、またちょっと次の問題、次のところもあるんですけども、方向性としてはGIGAスクール構想に基づいて、電子黒板の良さというのは非常に分かりつつありますので、今後は当然電子黒板という流れの方向で行くんじゃないかなと私は考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。分かりました。

学校の風景が、特に中学校はこれからなんでしょうけれども、小学校が電子黒板としての利用を始めたことによって、教室の風景、大分変わっているのかなと。残念ながらコロナ禍で、私ども、なかなか教室ですとか学校に立ち寄る機会がちょっと減っているので、そのあたりの現場の事情というのがやっぱりこういう場で聞かないと分からないところでもございました。

最後、電子黒板に関して一つお聞かせください。

昨年度、デジタル教科書というのが今もう大分、メジャーにはまだなっていませんけれども、その活用ということについて全国的にいろいろ事例がございます。モニターではなかなかできないけれども、電子黒板とデジタル教科書との親和性が非常に高く、デジタル教科書を電子黒板で、例えば自動でめくらせたり、音読をAIがやってくれるとか、あるいは引きたいところにすぐラインを引くとかで、様々なデジタル教材を今後導入していく必要もあるのかなと感じている中で、昨年度、同時期に聞いたところによると、やっぱり予算ですとか、権利ですとかの関係で、なかなか昨年度の段階ではちょっと本格的な導入には踏み切れないなという御意見だったと記憶しております。

1年たって、いよいよこうした形でデジタル黒板も入ると、じゃデジタル教科書はといったときに、子供さんのことを考えると、重い教材をやっぱり持って帰る手間とかがなくなってしまうのかなという部分では、デジタル教材も同時に導入を検討したらいかがですか。もちろん次年度でも構わないんですが、そのあたりの展望について、最後お聞かせください。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

デジタル教科書における考え方ということでございますけれども、昨年お話しした内容については、まだ例えばデジタル教科書については無償で配布されるということが決まっていないというところで、もし無償でなくて有償でとなると、町の予算の中でそれが全児童・生徒分のデジタル教科書を予算立てできるのかというところで、なかなか難しいというお話をさせていただいたと思うんですが、現在のところ、まだデジタル教科書が無償化になるというところの話も特に国のほうで伝えられていない中で、現段階では当然、今年度も住吉小学校で英語の教材とかデジタル教科書については一部入れて授業をやっていて、デジタル教科

書の使い勝手のよさとか、そういったところは分かっておりますので、当然デジタル教科書を進めていく有効性というのは理解している中ではあるんですが、有償か無償かというところがまだネックになっているとか、決めかねている部分ではあるものですから、またちょっと国の動向等、それから補助の動向等を見ながら、2025年にはデジタル教科書に切り替わっていくということになっていきますので、それに向けてまたちょっと当町としても考えながら、国の状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

最後の質問に関しては、またデジタル教科書に対しての無償化ですとか、またその補助予算みたいなものが期の途中でもつければ、早急に検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 182ページ、確かな学力定着事業に関してです。

授業支援業務委託料1,075万6,000円、ICT教育支援業務委託料501万6,000円について、これらは令和3年度から始まったものでありまして、授業支援業務委託料に関しましては来年度200万円の増額というふうになっております。

これら2つはいつまで継続する予定なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、確かな学力定着事業費の中の12節、授業支援業務委託料とICT教育支援業務委託料について、いつまで続けるのかということなんですが、まず授業支援業務委託料が何かと申し上げますと、こちらについては現在のところベネッセさんと委託している授業支援ソフトです。各小・中学校に各1人1台端末の中に組み込んでいる授業支援のソフトですね。ドリルパークとか、あと授業内で使える授業支援のソフトを導入している内容で、それに対してサポートのベネッセの方もつくというようなものの委託料になります。

もう一つのICT教育支援業務委託料については、現在のところ株式会社オカムラさんのほうに委託していて、ICT支援サポーターということで1名の方をおつけして、1年間見ていただいている、ICTサポートについてやっていただいているという内容となるものになります。

こちらについては、いつまでやるのかということで、当然GIGAスクールが始まって昨年度については初年度ということで、まだ教員がICTについてなかなか、端末が入ってこれから電子的にどうやって授業やっていくかというところで、当然支援をしてもらわなければいけないという考え方で支援をして、当然この予算をつけさせていただいたというところあります。

今年度やってきて、授業支援業務委託については、それこそ1人1台の中に授業支援ソフトを入れて、もう非常にそれが有効的に活用しているというところが現在のところ分かっておりますので、来年度も継続してやっていきたいというところがあります。さらに、ICT教育支援業務のオカムラさんの支援についても、1年間やってきましたが、例えばもう使い

方分かったからいいよということがなくなるわけでもなく、今年度末までずっとある意味つきっきりでやっていただいて、より高度な形の支援をしていただいているという状況になっていますので、現在のところ、令和4年も同じようにつけさせていただいたところですが、令和4年も当然継続でやって、今後どうなるかというところもあるんですけども、現在のところはいつまでかというところまでは、こちらのほうとしてはちょっと言及できないところではありますが、しばらくはちょっと継続なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今立ち上げの時期ですから、それは必要だと思います。授業支援に関しましても、ソフトは継続して買っていくんだろうと思いますが、人はそのうち要らなくなるんじゃないかと。ICTも人、できるだけそこは削減していくということを考えていただきたいというふうに考えております。

それはそうしておいて、179ページの教育振興事業費のコミュニティ・スクールディレクター謝礼金に関してです。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度というのは国の方針でもあると思いますが、もう既に静岡県でも開始しているところはあるというふうに認識しております。私もこれがうまく運用されれば、学校、地域住民、教育委員会と、そのあたりがうまく連携して教育振興に役立ってくればいいと思いますし、うまく使えばこれ防災にも使えるというふうに考えております。

そこで、コミュニティ・スクールディレクターの役割も重要であると思うんですが、この人を人選する、最も重視しているポイントというのは何なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、179ページ、教育振興事業費の中のコミュニティ・スクールディレクター謝礼金について、コミュニティ・スクールディレクターを選定するに当たっての最も重視している点ということでございますが、コミュニティ・スクールディレクターについては、先日もちょっと全協の内容確認でもお話しさせていただきましたが、そもそもコミュニティ・スクールとは学校運営協議会が設置された学校のことをいまして、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、学校運営協議会の設置が努力義務化されたものでございます。

この中で、文部科学省は令和4年度までに全ての公立小・中学校に学校運営協議会を設置することを目指している、静岡県についても同様に推進しているということで、本町について令和4年度から全ての小・中学校において学校運営協議会を設置するという方向で動いているものでございます。

この中の学校運営協議会のディレクター、コミュニティ・スクールディレクターというのはどういった方かといいますと、役割としましてはコミュニティ・スクールディレクター、いわゆるCSディレクターというんですが、CSディレクターはこの学校運営協議会の運営に係る事務全般を行う者、それから学校運営上の課題や地域が抱える課題の整理をする職務、それから学校と地域の相互交流を活発化させるための支援、それから課題解決のための関係機関との連絡調整をする、それから協議会に係る情報発信ということで、その他対象学校の

校長が必要と認める職務というものがCSディレクターの職務となっております。

こういった中でコミュニティ・スクールディレクター、そもそも各学校の校長、各学校のほうで選定をしてもらって、その選任した者を教育委員会のほうに上げていただいて、教育委員会が委嘱するという内容となっております。

どういった人材をといるところについては、今申し上げました職務に適した人材といふところでいくと、やっぱり地域と学校を結びつける、こういった連携がうまく取れる人材といふことになろうかと思ひますので、そういった人をポイントに選定をしていただくといふことになろうかと思ひます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） その人が最初に任命されて活動していくという点では、本人も慣れていないだろうし、大変な御苦勞されると思ひますが、それに対して学校教育課がどういふ支援をしていこうといふふうを考えていらっしやいますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいま教育委員会としての支援の仕方ということでございますが、当然吉田町、今年度から初めてやるものになります。当町については初めてになります、他市町の状況、一番近くでいえば牧之原市は既にもうコミュニティ・スクール導入している学校がございますので、そういったところに既に、実はディレクター候補となる方が研修に、話聞きに行っていたりしているといふようなことがありますので、それは教育委員会としてこういったところに行ってみましようといふことをお願いしたりとか、実際の話聞いてきたりとか、そういったところで吉田町の学校だったらどうやってできるんだらうといふイメージをしていただくといふようなことを一度行ったりしておりますので、そういった形で、当然各学校によってやりたいイメージってまた変わってくると思ひます。先ほど申し上げました職務の内容については、もちろんコミュニティ・スクールディレクターの役割ですけれども、当然そのコミュニティ・スクールディレクターが考えるいろいろなやり方があると思ひますので、やり方は1つではないといふところを考えますと、いろいろな学校の状況を聞いた上で、じゃ自分の学校だったらどうしようかなとか、そういった形で考えていただければなど。それに対して、例えばお考えを教育委員会のほうに御相談来たんであれば、それを踏まえてお話をしたりとか、そういった形でとにかく情報を集めつつ、お話をし合いながらよりよい形になっていけばなといふふうにお思ひしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私は学校運営協議会、コミュニティ・スクールがうまくいけばいいといふふう願っているわけですけれども、形はつくりましたといふだけで終わってほしくない。そのためには、学校運営協議会やコミュニティ・ディレクターがどういふ活動をしていて、これで本当にいいのかといふような、その活動をチェックするよなシステムといふのはあるのか。なければ、これからつくっていかうといふ心構えはあるのかどうかといふことはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学校運営協議会のCSディレクターとか学校運営協議会に対して、指導していく手立てというところでございますが、4月1日に学校運営協議会規則というものが制定される予定しております。その中には、学校運営協議会は学校に対して基本的な方針を承認したりとか、学校運営に関する意見の申出をしたりとか、学校運営に関する評価も行うということで、学校に対しての評価を行う第三者機関というか、そういった形になります。ですので、今議員おっしゃっている内容については、逆に学校運営協議会を評価、どうするのかというようなところだと思います。

規則上は、そういった学校運営協議会自体の評価というのはなくて、逆に学校運営協議会が学校に対して評価をするという立場でありますので、第三者的立場から地域の方なりそういった有識者が評価をしていただくということになるんで、またさらにそれを評価するということは、ある意味、地域の皆さんが評価をするのかとか、こちらで取決めをするわけじゃないですが、当然教育委員会としては見守りながら各学校の運営協議会の状況は把握して進めていきますので、何かちょっとずれている方向とかそういったことが出れば、当然教育委員会としてのある程度の意見を言ったりとか、そういうこともあるかもしれませんが、いずれにせよ、この学校運営協議会自体が学校の方針についてとか、見守る、評価する立場にあるということを考えると、またそれを評価するのはどうなんだということについては、ちょっと今の時点では申し上げられないかなと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほども言いましたけれども、今のお話聞いていると、形はつくりましたで終わってしまいそうな気がして、まれにうまくいく学校も出てくるかもしれないけれども、本当にやれるのかなということがあるので、評価するところを評価するのはおかしいじゃなくて、もっと上からアドバイスしていくとか、そこをしっかりとやっていただきたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ここで皆さんにお知らせをいたします。

2時47分になりましたら黙祷をします。事前に放送で案内がありますので、その時間になりましたらお願いをしたいと思います。

続いて質疑を行います。いかがですか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の207ページから208ページ、図書館費の中で13節の中の土地借上料、それと16節の図書館用地ということで出てございます。

以前、補正でしたっけ、土地を買う云々の話があって、まず13節のほうでは、これ前年度から比べたら半分とは言わないけれども、前年度まで700万円くらいで今回476万円ということで大分減っている。ということは、前回の補正のときにある程度買えたということだと思います。

今年度出ているこの用地取得、これによって町が用地取得しようと思っている量の何%ぐらいまで、買い進めると言ったら失礼なんだけれども、ことができるようになるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

ただいま御質問いただいたとおり、令和3年度の9月補正予算でお認めいただいた予算につきましては、地権者の御理解をいただくこともできまして購入を果たすことができました。ですので、来年度予算の中ではその地代が前年と比べて減額となっているものでございます。

それから、新たにこの用地取得費を令和4年度予算に計上しているわけですが、昨年度の補正予算でも申し上げました。補正予算以前は、図書館用地全体のうち3割が町有地でございました。令和3年度の補正予算で2割の土地を買い増すことができましたので、現在は5割が町有地、残り5割がまだ借地の状態でございます。

この令和4年度で計上しました予算は、2割弱の面積をこれで買い進めたいというふうにかえたものでございます。地権者の御理解をまた得ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

非常に微妙な問題があるんで、どこだ、何だということは控えます。

そうした中で、補正のときも聞いたかもしれないんだけど、過去において図書館のあるところの、土地を買うということに関して町として非常にブレーキを踏んでいるところがたしかあったと思います。今、こうして買うような方向になってきたんだけど、そこに関してはどういう変化が起きて買うという算段になってきたのかというところをもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ずっと昔の経緯は私は存じ上げない部分ではありますが、少なくとも公共施設が建っているところが借地というのは非常に好ましくないということだと思っています。それで、町としてはずっと買いたいということでしたんですが、どうしても地権者の方と、そこに対してはまだ借地のほうがいいというような御意見もあったりして、ずっと交渉は進めてきたんですが、なかなか合意には至らなかったということだったんですが、昨年令和3年度補正でお認めいただいたように、一部の一番大きな地権者の方から、改めて町のほうでずっと接触はしていたんですが、ようやく御理解を得られたということで、そこをそれで買いました。

あとは、もうそこ一番大きなところを進めましたんで、あと残りの方も順番に進めていこうという、そういったことで、町としてはブレーキを踏んだというつもりはないんですが、御理解をちょっと得られなかったということで前に進まなかったと、そういうふうに理解しております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） はっきり言って、前の理事が、自分が駐車場の問題で非常に舗装をしてどうのこうのという話になったときに、あそこは恒久的に町が買うものじゃないよみたいな、まだ使い道、本当にこれでいいのというところがまだ町としてもないから、取りあえず借りておくみたいな。ちゃんと舗装しちゃうと、今度返すときにはまたそれをはがして元に直さなきゃいけないよみたいな話があったんですね。ということは、買う気が本当にあったのかなと、あの当時。ほんの一、二年前かな、もっと前か。それが今回こういう方向にな

ってきたんで、どういうふうに、じゃ今度あそこの土地を買った後、もちろん図書館、これからもっと整備するのかなとも思うし、これからの土地利用に関しても、町としてどういう絵を描いているのかなというのがありますんで、もしこれ100パーというか、購入が済んだ後、新たにあそこの土地に関して町として何か絵を描いているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今現在のところ、100%町有地になったとして、どういうプランがあるかということについては現状ではございません。ただ、確かに用地としてはちょっと広い場所もあるので、その辺については今後検討していくということになるかと思えます。いずれにしろ、用地をまず買うことが大事なかなと思っております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書14ページの保健体育使用料の体育館使用料及び小・中学校体育館使用料の減額についてです。

体育館の空調は、そもそも災害発生時に避難所の生活の負荷を軽減するために設置されたと。快適な環境で運動してほしいという狙いで、平常時のスポーツ使用も開始したというふうに認識しております。

その点で、全員協議会での内容確認で、冬場の使用に関して、令和3年度は体育館の使用料と空調の使用料を別立てにし、値上げしたことによって空調の使い控えが発生したというような説明がございました。

空調使用料の値上げが快適な環境で運動してほしいという思いとは裏腹な関係になっているということになっていると思うんですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

まず、令和2年度と令和3年度の冬場の状況についてお話しします。

令和2年度、施設全体、3小学校と中学校の体育館で、夏場7月、8月、9月の利用を100としたときに、冬場の利用は38%ございました。これが令和3年度になりますと、夏の利用100%に対して、冬場の利用は12%に低下をしていました。令和2年も令和3年も、コロナの影響とか体育館の利用制限ということがございましたので、単純比較できないデータではありますが、冬の利用が低下していることは見て取れました。

私が使い控えの傾向が見て取れると申し上げたもう一つの理由は、利用者に小・中学校体育館の鍵をお貸しするとき一緒にコインも渡すんですが、夏は皆さん受け取られるんですが、冬はもう初めから要らないですと受け取らない方が多いです。冬に暖房を使わなくなったということを実感としても感じております。

空調使用料が値上げとなったことで、寒いのを我慢して使わなくなったという方も中にはおられるかと思えます。ただ、冬は体を動かし始めれば暖かくなりますので、どうしても暖房が必要だと思われる団体は、実は多くなかったのではないかと考えています。

令和3年度の冬というのは暖房の使用料自体少ないわけですが、中でも特徴的な空調の使われ方に、コインを1枚だけ入れて最初の1時間だけ暖房をかけるというような使い方が何例もありました。これは寒い日に、最初は暖房をつけるけれども、体を動かして

ウォーミングアップができた頃には、もう空調は要らないという使われ方だったと思います。

また昨年度、空調使用料の見直しをする際に、近隣市町の例を参考にさせていただいておりますけれども、吉田町とは違う方式で、床の使用料を空調使用料と合わせた料金設定としている島田市、焼津市、これ合わせて取るのは夏の間だけです。冬はもう別料金。合わせた使用料とはしていません。ということは、スポーツで体育館使用する際に、夏は冷房をかけるニーズはあるというふうに考える一方で、冬に暖房をかけるニーズは低いと考えていることの裏づけだと思います。

以上のことから、令和3年度、当町の小・中学校体育館において冬場の暖房使用が少なくなったという理由は、初めに空調費込みの年間一律の料金設定としたために、空調使用の初年度である令和2年度、冬場にも暖房使用の例が比較的多かったのが、翌年度、令和3年度に空調料金を別に分けたということで、利用者の意識が空調は真に必要なときだけかけるというふうに意識が変わってきたということが大きな理由だと思っています。

この意識の変化を使い控えの傾向というふうに表現をさせていただきましたが、これは燃料費の縮減につながるというだけでなく、広くいえば環境の配慮へもつながるもので、私はよい方向へ変化したというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今のお話聞いていると、何か自分に都合のいいような解釈だけしてないか。要するに、コインを受け取りません、値上げした、高い金は払いません、だから要りません、それを冬は寒くても運動するから必要ではないですというふうに解釈するのか、そういう人たちにそういう意見が、どういう意見を持って取らないのか、コインをもらわないのかというのは聴取されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） すみません、ここで審議中ではありますが、東日本大震災の被害者の御冥福を祈り哀悼の意を表すため、追悼の黙祷を捧げたいと思いますので、審議を中断をします。お時間まで自席でそのままお待ちいただきたいと思います。

1分前に放送が入ります。

〔黙祷〕

○議長（大石 巖君） 質疑の中断をしました。

それでは、審議を再開をしたいと思います。

生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

確かに意見の聴取は特にしておりません。値段が高いから冬暖房が使えなくなったという声もいただいております。私は初年度の実績、全協でお話ししたように、受益者負担の原則に沿って収支比率が改善したという初年度の評価をいたしました。ただいま御指摘をいただきましたように、ではそれが利用者にとってどうだったんだということには耳を傾けておりませんでしたので、今後利用者の方にその辺をまた真摯に聞いてまいりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今日はそこを深く議論する気はなくて、どちらかといったらお願いなんですけれども、令和3年というのはコロナで総合体育館がもうほとんど使えなかったわけです。小・中学校の体育館に関しても、コロナの影響もあってそれこそ使い控えみたいな、

使えないという状況があったと。

令和4年も、総合体育館、今の予定では7月ぐらいとか言っているけれども、何か報道では第4回やるかもしれないみたいな話しされると、また来年も総合体育館使えないかもしれないという心配はあるんですけれども、その使用料をしっかりともう一度続けて調査していただいて、前回の全協で、小学校では一般使用が約半分ぐらい、中学校では部屋にもよりまずけれども11%から32%と。要は昼間使う時間が結構あって、夜、気温が幾らかは下がった状態で空調を入れるのと、昼間の暑いときに入れるのでは、それはエネルギー違うと思うんで、だからそういうものがうまく調べられればいいと思うんですけども、それなかなか難しいような気もするんで、そういう観点も意識した上で令和4年度もしっかりチェックしていただいて、その結果として料金を見直すなら見直すと、このままいくならこのままいくという判断をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番、山口です。

一番最初、同僚議員が聞きました180ページの17節の教材備品について、課長から詳しい説明を聞きました。電子黒板とChromebookということだったんですけれども、使い方をお聞きしたいと思うんですけれども、これというのは電子黒板で、今回中央小学校で学級閉鎖になったり、住吉小学校でも学級閉鎖になったんですけれども、例えば授業が遅れている子供のために先生が教室内で授業をして、それをWi-Fiで飛ばして、子供たちが自宅で授業を受けられる、そういったものも電子黒板ではできるようなものなんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、電子黒板を通してオンラインで各お休みしている児童・生徒さんとながれるかという御質問だと思うんですが、まず今回コロナ第6波等によりまして、学級閉鎖等につきましては議員各位も御承知のことかと思うんですが、各小・中学校におきまして学級閉鎖等が起きております。

その中で翌日から、もう既に1人1台端末、3月から始まって、さらに夏には持ち帰りも始まりまして、各児童・生徒が端末を使うということはもう慣れているという中で、今回の第6波において、もう学級閉鎖になった翌日からオンラインで授業ができる状況になっておりまして、実際に各学校でそういった形でやっております。

そのオンラインの内容については、当然端末を持って帰っていただいておりますので、お休みしている子については授業でやっている内容がある意味黒板投写して、それを映したものを家庭で見ただくと。それで、家庭からもし何か意見等があれば、当然意見を言ってもらってというやり取りをしているということになります。

電子黒板上はそれ自体の映像を映して渡すということで、電子黒板のデータをリアルタイムでということがちょっと、技術的にはできるかもしれませんが、現実的にはやっていないということになります。ただ、そのデータについて、例えば休んだ子に、授業が終わった後に最終形のできた、例えば電子黒板上で書いた、今日やった授業の内容のまとめ等について、それをデータ化したやつをそのまま端末に送るということではできますので、そういった

ことが、今までは例えばノートを手がかりを取ってあげて休んだ子に自宅に持っていったというのが、電子黒板で最終形のデータをそのままその子の端末のほうに送ることができるという状況にはなっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） というのは、例えば不登校の子が小学校、中学校もいるということで、なかなかある程度の数もいらっしゃるということで、コロナ禍で授業を休んでいたりして、そのまま行かなくなってしまったというのを聞いておりますので、そういう子のためにもそういうものができればいいんじゃないかなということで今質問して、あとは学校の先生の授業の準備もあると思うんですが、例えば先生が職員室とか自宅等で準備したものが電子黒板に飛ばたりすればいいのかなと思って。あとは、今現在、多分USBか何かで自分でつくったものを差し込んで、授業というものに使っているということなんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、USBでつくったものをということですが、先生によってということになりますが、基本的には今電子黒板については、本当にデータでつくったものをそのまま投写できますので、USBなりパソコンなりでそのまま入れたものをWi-Fiなり有線なりでつないで投写しているという状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結をします。

これをもって第18号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順としました。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

[9番 増田剛士君登壇]

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私は、過日通告をいたしましたとおり、吉田町地域公共交通計画について質問を行います。

去る2月8日の町政連絡会にて、吉田町地域公共交通計画の策定について報告、説明が行われました。私は、地域公共交通に関して、過去3回にわたり一般質問で町の方針をただしてまいりました。このたび約10年の時を経て、吉田町地域公共交通計画（素案）が示されました。大いに期待するものであります。

これまで吉田町地域公共交通協議会、町民アンケート、名古屋大学・加藤研究室による調査研究及び住民懇談会等を経て、計画策定に至る経緯は承知してございます。そこで、当計画に示されている基本方針について、以下、質問をいたします。

（1）基本方針1「今ある交通を利用していただけよう工夫します」のバス路線の見直し、公共交通待合環境の整備について。

①路線見直し案として経路変更が挙げられているが、経路変更が利用者増につながるのか疑問であります。どのような利用者ニーズや利便性に基づく判断であるのか。

また、経路変更とともに運行時間、便数の見直しも必要であると考えますが、計画にございますでしょうか。

②待合環境の整備につきましては、過去の一般質問でもただしてしておりますが、現状において利用者の多いバス停は、上屋、バスロケーションシステム等が設置され改善は見られておりますが、その他のバス停では椅子やベンチすらないところもあり、不便であります。経路変更により新たなバス停を整備するに当たり、「シェルター」という記述がございました。それはどの程度のものか。また、その他の整備計画についてお願いしたいと思っております。

(2) 基本方針2「交通拠点を整備します」について。

①吉田インター入り口バス停の交通拠点整備計画において、駐車場・駐輪場・タクシー等の待機場を整備するには広大な土地が必要となり、計画スケジュールでは令和8年度までの拠点整備が示されてございます。これまで農業振興地域整備計画により、農地転用ができなくインター周辺の開発整備が困難であるとされておりましたが、農業振興地域整備計画との整合性は。また土地取得整備に関する経費の見積りは。

②その他三つの拠点整備に関しても、新たな土地取得や道路整備等が必要であると考えますが、これらの計画、見積りは。

(3) 基本方針3「町内移動を気兼ねなく行える手段を新設します」について。

①町内を走る新しい交通の導入について、オンデマンド型タクシーを計画している。町としてオンデマンド型タクシーを選択した理由は何でしょうか。また、オンデマンド構築に係る初期投資の見積りはいかがでしょうか。

②計画スケジュールでは、令和5年度内容確定、令和6年度実証実験、令和7年度利便向上策追加、令和8年度本格運行移行可否判断となっておりますが、計画の前倒しにより、もっと早くに実施できないか。また、本格運行移行可否判断の基準はいかがでしょうか。

③令和2年度第3回吉田町地域公共交通協議会において、委員の方からMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）について言及があり、当計画に盛り込む必要性を示していましたが、スマートアプリ構築を含むMaaSをどのように計画に盛り込んでいくのか。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町地域公共交通計画についてのご質問のうち、1点目の基本方針1「今ある交通を利用していただけよう工夫します」のバス路線の見直し、公共交通待合環境整備についてのうち、路線見直し案として路線変更が挙げられているが、経路変更が利用者増につながるのか疑問である。どのような利用者ニーズや利便性に基づく判断か。また、経路変更とともに運行時間、便数の見直しも必要であると考えますが計画にあるかについてお答えいたします。

まず、島田静波線でございますが、この路線には住吉神社前を通る町道川尻住吉線上に6つのバス停があり、こちらの地区の人口分布を見ますと、最も人口が集中している地区から外れてバス停が配置されている状況となっております。

また、この町道川尻住吉線は道路幅員が狭く、路線バスの通行や停車、乗り降りに際し、歩行者や自転車の通行に危険を及ぼしかねない現状がございます。

そこで、人口集中地区をよりカバーでき、かつ道路幅員が広い中央幹線に経路を変更することによりまして、利便性と安全性の両面を向上させることができると考えられることから、今後、バス事業者や道路管理者、牧之原市と協議していこうとするものでございます。

さらに、中央幹線へ経路を変更する場合、バス停の上屋設置も可能になりますとともに、沿線にスーパーマーケットも立地しておりますことから、さらなる利便性の向上につながるものと考えております。

次に、藤枝相良線につきましては、現在、県道吉田大東線には2つのバス停がございますが、こちらの道路も幅員が狭く、路線バスの通行や停車、乗り降りに際し、歩行者や自転車の通行に危険を及ぼしかねない状況でありますことから、幅員が広く、また歩道も備わっている富士見幹線への路線変更を検討するものでございます。

富士見幹線は、平成28年度の供用開始以降、沿線には北オアシスパークが開設し、さらに商業施設が相次いで開業していることから、これらの施設を訪れる人がバスを利用しやすくなり、当該路線全体の利用者数の増加につながるものと想定されます。

しかしながら、こちらの経路変更に関しましては、一部、道路整備による交差点改良が必要となっておりますので、そちらの進捗と併せて検討していこうとするものでございます。

どちらのバス路線に関しましても、経路変更を実現するには、当然のことながらバス事業者などと十分に協議する必要があるとございますので、そうした協議を進めていく中で、御質問にあります運行時間や便数の見直しについて必要に応じて実施していくことになるかと考えております。

次に、待合環境の整備については過去の一般質問でもただしているが、現状において利用者の多いバス停は、上屋、バスロケーションシステムが設置され改善は見られるが、その他のバス停では椅子（ベンチ）すらないところもあり、不便である。経路変更により新たなバス停を整備するに当たり、「シェルター」という記述があるが、どの程度のものか。また、その他の整備計画はについてお答えいたします。

現在、バス停に設置している上屋は、歩道の有効幅員を確保する必要があり、壁を取り付けることができないため、当町特有の強風や横なぐりの雨をしのぐことができない状況となっており、バス利用者からも改善を求める意見をいただいております。

そのため、歩道上に設置することは困難でございますが、特に乗降客数が多いバス停付近に、雨、風をしのぐことができる箱型のバスシェルターを整備することにより、バス待合環境を整える方向で計画に記載しているものでございます。

その他の整備につきましては、バス停の利用状況などを踏まえ、しずてつジャストラインと協議し、ベンチや上屋などの設置による待合環境の充実を図っていく必要があると考えております。

次に、2点目の基本方針2「交通拠点を整備します」についてのうち、吉田インター入り口バス停の交通拠点整備計画において、駐車場・駐輪場・タクシー等の待機場所を整備するには広大な土地が必要となり、計画スケジュールでは令和8年度までの拠点整備が示されている。これまで農業振興地域整備計画により、農地転用ができなくインター周辺の開発整備が困難であるとされていたが、農業振興地域整備計画との整合性は。また、土地取得、整備に関する経費の見積りはについてお答えいたします。

東名吉田インターチェンジ周辺につきましては、議員のおっしゃるとおり農業振興地域

となっておりますことから、交通拠点の整備を進めるためには都市計画法上の施設に位置づけ、関連計画との整合性を図っていく必要がございます。現在、町では円滑に整備に着手できますよう、県の都市計画課と協議し、整備手法などについてアドバイスをいただいているほか、並行して県の農地担当部局とも協議を重ねているところでございまして、農業振興地域整備計画との整合性を図りながら、円滑かつ適正に事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、土地の取得や整備に関する経費でございしますが、こちらの拠点にはバス停やバスの待機スペース、送迎車の待機スペース、駐車場、駐輪場のほか、トイレや販売施設などの機能を想定しておりますが、来年度に実施いたします委託業務におきまして、それらが明確になる予定でございしますので、その後に施設の規模や機能をお示しできるものと思っております。

次に、その他三つの拠点整備に関しても新たな土地取得や道路整備が必要であると考えますが、それらの計画、見積りはについてお答えいたします。

一つ目の（仮称）小山城バス停につきましては、既存の駐車場を活用し、パーク&ライドによるバス利用の促進につなげるための取組として計画に記載しているものでございます。この駐車場用地は、既存の町有地の一部を活用する計画でおりますことから、実現に向けては令和4年度以降、バス停の新設に向けたバス事業者や道路管理者との協議を行っていく上で、具体的に必要となる道路整備などが明確になり、併せて経費が算定できるものと考えております。

二つ目の片岡北吉田特別支援学校バス停の整備に関しましては、バス停に上屋やバスロケーションシステムを設置し、利用者のバス待合環境の向上を図るものでございます。こちらは、しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン事業として、静岡市から負担金を頂き実施するものでございまして、既に本年度、下りバス停に上屋の設置を実施しているところでございます。

令和4年度の事業費といたしましては、上りの上屋設置で約600万円、上下のバスロケーションシステム設置で約450万円を令和4年度当初予算に計上しているところでございます。

三つ目は、吉田町役場バス停でございしますが、下りバス停の南側にあります町有地を活用し、送迎車両の待機場所を備えたバスロータリーと、バスの待ち時間に利用していただく待合所の整備を目指すこととしております。

このバスロータリーの整備により、現在、道路上で待機している送迎車両が解消され、待合所を整備することにより、夏の暑さや冬の寒さの中でも快適な環境でバスや迎えの車を待つことができる環境の整備を進めようとするものでございます。こちらについて新たな土地の取得は不要であると考えておりますが、バスロータリーや待合所の整備に関しましては、バス事業者などと協議した上で設計をしていきますことから、現時点において事業費は明確になっておりません。

次に、基本方針3「町内移動を気兼ねなく行える手段を新設します」についてのうち、町内を走る新しい交通の導入についてオンデマンド型タクシーを計画している。町としてオンデマンド型タクシーを選択した理由は。また、オンデマンド構築に係る初期投資の見積りはについてお答えいたします。

まず、町内を走る新しい交通の導入に関する基本的な考え方でございますが、平成31年3

月の議会定例会の一般質問においてもお答えしておりますが、既存のバス路線の維持と有効活用を基本とし、利用者、事業者、そして行政のそれぞれが利益を共有できるシステムを構築することが重要であるとの考えの下、特に交通弱者の交通手段の現状と利用の意向を十分に把握するとともに、各地の公共交通施策に携わった経験を有する専門家の知見と各地の実例を踏まえた上で、当町の現状に即したシステムを構築していくこととしており、既存の路線バスを補完するオンデマンド型乗合タクシーの導入が当町に最も適しているという考えに至り、計画に記載しているものでございます。

オンデマンド型乗合タクシーの導入を選択した具体的な理由につきましては、これまでに開催いたしました住民懇談会などにおきまして、コミュニティバスの要望もございましたが、主に利用が想定されます高齢者の皆様にとりましては、バス停までの移動とバスの乗り降りが負担になりますことから、バス停よりも短い間隔で乗降場所の設定が可能であり、乗り降りが容易なタクシー車両の活用を選択したところでございます。

また、オンデマンド型乗合タクシーは、基本的なルートの設定はございますが、利用者の予約に応じて運行いたしますので、予約のない乗り場は経由せずに目的地へ向かうことができ、定時定路線のコミュニティバスに比べ、利用者の時間短縮や運行に係る経費の削減が期待できるものでございます。

初期投資に関しましては、令和4年度に予約システムや配車システムなどの検討を開始するところをごさいますして、新たにシステムを構築する場合と既存のものを利用する場合とでは費用が大きく異なると考えられますので、現時点では費用の見積りはございませんが、実証運行に向けた業務委託料として、令和4年度当初予算に400万円を計上しておりますので、この中で、当町のオンデマンド型乗合タクシーのシステムを決定し、そのシステムに合った車両や業務体制等を含めた経費を積算してまいります。

次に、計画スケジュールでは令和5年度内容確定、令和6年度実証実験、令和7年度利便性向上策追加、令和8年度本格運行移行可否判断となっておりますが、計画の前倒しにより、もっと早くに実施できないか。また、本格運行移行可否判断の基準はについてお答えいたします。

現在の計画案では、令和6年度から実証運行を開始するスケジュールとなっておりますが、当町といたしましても、できる限り早く実証運行ができないか検討をし始めていたところをごさいますして、パブリックコメントでも早期の実証運行を求める意見がありましたことから、現計画案を1年前倒しし、令和5年度から開始する目標へとスケジュールを変更したいと考えております。このため、令和4年度中に実証運行の内容を確定できるようしっかりと準備を進めてまいります。

本格移行への可否判断の基準でございますが、利用者、事業者、行政のそれぞれが利益を共有できるシステムであることを大前提とし、乗合率や収支率、利用者の満足度などを設定することが想定され、その指標が達成されない場合には、方法を改め、再度、実証運行を行うか、他の交通システムを検討するなどの対応が必要であると考えております。

最後に、令和2年度第3回吉田町地域公共交通協議会において、委員の方からM a a S（モビリティ・アズ・ア・サービス）について言及があり、当計画に盛り込む必要性を示していたが、スマートアプリ構築を含むM a a Sをどのように計画に盛り込んでいくのかについてお答えいたします。

Ma a Sについて簡単に申し上げますと、例えば、バスと電車など異なる交通機関の予約や決済を一つのスマートフォンアプリで完結できるサービスでございます。

当町におきましても、オンデマンド型乗合タクシーによる「新しい交通」が本格運行を迎えた際には、予約やバスへの乗り換え、決済を簡単にできるよう、Ma a Sの導入を検討してまいりたいと考えておりますが、当町の規模で単独で実施するとなると、システムの開発費や使用料といったコストが大きくなると考えられますので、周辺市町と連携して実施する方が最適であると考えております。

現在、静岡市において静岡鉄道が主導して実証実験を進めており、その状況を踏まえた上で、しずおか中部連携中枢都市圏事業として位置づけることができれば、当町のみならず、圏域内のさらなる利便性が向上するものと考えておりますので、現時点において計画にはございませんが、今後の進展状況などを見据え、適時適切に計画の変更を行ってまいります。

最後に、議員からはここ10年余りの間に、町の公共交通に関する一般質問が3度行われ、今回の御質問では、吉田町地域公共交通計画について「大いに期待する」とのエールをいただきました。現在策定しております吉田町地域公共交通計画は、今月末に策定される予定でございます。町としましては、この計画に掲げております取組をしっかりと遂行できるよう、利用者である町民の皆様、交通事業者の皆様、国・県、警察といった行政機関など様々な分野の皆様と連携や調整を密に図りながら、吉田町にとってよりよい公共交通が構築できるよう取り組んでまいりますので、ぜひとも議員の御支援、御協力を賜ればと思っております。

一つ、議員の御質問の中に路線変更しても利用者が増えないと非常に疑問を呈しておるわけでございますけれども、定例会中にまたその辺について教えていただければうれしく思います。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

再質問をさせていただきます。

今、町長のほうから最後のところで路線変更だけでは利用者は増えないではないかというところで、私の本当の持論です。まず、島田相良線について、住吉のほうを回るバス、あれは大体1時間に1本ですよね。そういう中で、利用者がこれまでずっと余り増えていない中で、町はともかく、しずてつジャストラインさんが本当に利用者を増やそうという意思があったのかどうかというのが非常に分からないところがあります。そういう中で、民間企業なんで当然利益がなければ廃線の方向へ行くのは当たり前なだけけれども、じゃこれまでずっとそのまんまにしてきて、大体もう1時間に1本で決まってずっと来ている。そこはちょっと考えなければ、本当に利用者を増やしたいのかどうかというところから考えてもどうなんだと、非常に疑問があるところです。

当町に限らず、電車のない地域においては、非常に自家用車が多いわけですよ。そういう中で、バスに乗るのも少ないというのは非常に考えられることです。今までは我が町も若い人が多くて、高齢者が少ない中で、大丈夫だろうという考えでずっときていると思うんです。でも、ここへ来て、来年度というのか、令和4年を過ぎていきますと75歳以上の団塊の世代の方がどんと入ってきて、本当に高齢化社会というよりも、高齢社会になっていく。そこで、

じゃ自家用車をどうしていくのかという中で考えたときに、先日の名古屋大学の加藤先生も言っていたんだけど、高齢者が車に乗れなくなるというときはもう寝込んでいるときだというお話がありました。だから、今のうちからちゃんと公共交通に乗る癖をつけないといけない。そのためには、やはり1時間に1本という路線バスの運行については増やしていかないと、とてもじゃないけれども、それを常に使うようにはならないのかなというのが一番思っているところです。

その中で、じゃどうしたらいいのかというのは考えなきゃいけないんだけど、当然、ジャストラインにしてみれば、バスの運転手の問題であるとか、運行数を増やせばほかにも負担がくるというのは当然あります。今すぐできることじゃないんだけど、先ほど出ていたMa a S、自動運転にこれからなってくるというような方向になってくれば、人件費の問題はある程度解決できてくる。そうした中で頻繁にバスが動いてくれば、それで乗り手が増えて、乗るのが当たり前になれば一番いいのかなと。それをどうやっていくのかというのが一番問題であります。

話がまとまらないよなんだけど、今回の公共交通に関しましても、町民の方にとってのメリット、デメリットはすぐ出てくるんですよ。でもそれを使っていただくベネフィットについてもっと出していかないと、ああ、こうすれば私たちは楽なんだなというところを訴追していくというのか、町民の皆さんに訴えていくと。そうすれば自然と使っていただけるのかなと。そのベネフィットをしっかりとこうなんだというのを示していただければ、町民の方も、ああ、そうなんだ、今までそんなつもりなかったけど、それは車で行くの一番楽ですよ、でも、こういった公共交通を使うことによって、ああ、こんないいことあるんだというふうに思っただけ、そういった施策というのか、方向性を出していただければと思います。

まとまらないけれども、自分の思うところはそこにあります。

質問に移りたいと思います。

先ほど来、一つ目の質問の中でもそうなんです、今言ったとおりで、路線見直しだけじゃなかなかニーズは保てないよというところがございますので、今後、ジャストラインとも話はしていくと思うんですが、その辺についていかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から、先ほど公共交通に対するお考えのほうをお聞かせいただきました。本当にそのとおり、私たちも同様に考えておまして、そうした中で今回この計画というのを、まず今できるこの5年間をということで計画をさせていただいているところでございます。

そうした中で、まず一番の中心は、しずてつジャストラインというのが現行として、バス事業者としてございますので、そこを協力をしていくという中で、こちらで計画の中で策定をさせていただいているわけですが、例えば具体的なもので言いますと、先ほどの中で人口集中地区のカバーということでお話ございました。先ほども町長から答弁があったとおり、現状、旧来の道路を利用しているという中で、実際に今の人口カバー率、島田静波線におきますと人口の約30.87%、9,200人程度、これが住吉の路線は経路変更してどうなるかと言いますと、こちらが33.84%、売上げで約3%アップすると。人口で挙げますと約900の方が、いわゆるバス停から歩いていける距離と言われております300メートルの中にございますの

で、まず利用のところがしやすくなるという利点がございます。

これは、これまでのアンケートの中でも、住民の方から、バス停まで遠いというのが非常に多く寄せられていました。ですので、そうした中でも人口カバー、多いところ、集中したところを通るのが一番いいだろうということで、こちらも経路変更ということで今計画のほうを上げさせていただきます。この辺についてもジャストラインさんとしっかり協議を今後進めていきまして、また関係機関である警察等々も含め、また地域の住民の方々と一緒に、この経路変更のほうを進めさせていただければというふうに思っております。

また、もう一つ、先ほど1時間に1本ということありましたが、確かに現状そのとおりです。1時間に1本とか、その時間帯があります。ただ、朝の時間帯であるとか、夕方の時間帯というのは利用者が多いということの中で本数を若干増やしているという状況でございます。利用者を増やすところにつきましては、これもジャストラインさんと行政と一緒に考えていかなきゃいけないんですが、一つは、全く知らない、いわゆるバスが通っているのは分かりますよ、島田まで行くのは分かる。でも幾らかかる、何分で出ているのか、そうしたものが全く今、走っているのは分かっているんだけど、どこまで行くのかというのが正直分からないという意見が、たくさん懇談会でも上げられました。

そうした中で、今回、交通を利用していただけるような工夫という中で、今回、公共交通のパンフレットを、時間帯、例えばその中に例示をして、島田に何時に着きたいんだったら、ここに何分というような、何分のバスで出れば間に合うという、そうした事例も含めた路線図のパンフレットを作成して、配布して、この公共交通の利便性高いんですよというか、今の現状、こういう形で乗れば使いやすいですよというような、そうしたお知らせをこれまでしてこなかったという事実がございまして、そうしたことも今回、計画の中に載せさせていただきますまして、事業者、それから町も一緒になって啓発をしていくということにしておりますので、いずれにしても住民の皆さんが利用しやすい環境というのを整えるということで、ジャストラインさん、町も一緒になって考えていくということで行っていくという計画になっているということで、ジャストラインさんというと、いろんな面で協力していかなきゃいけませんので、そうしたことで事業者、関係機関と今後も綿密な連携を保ちながら、住民の公共交通の利便性を上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

告知が足りないという中では、これまでそういったパンフレット云々、事業者が作ったものは当然、時刻表なり何なりはあっても、今それこそスマホで検索すれば、その辺の路線図は出てきます。でも、そういうものを改めて配布物として出す、それはそれで効果が出てくればありがたいなというところでございます。

そうした中で、また待合所につきましては、それこそ先ほど来私言っているように、1時間に1本というバスを待つてなきゃいけない。バスって電車と違って、意外と時間がずれるんですよ。私もよく静岡へ行くのに、この役場の上り線から乗るんだけど、5分遅れ、10分遅れ、結構遅れてきます。その間、やっぱり何をしているというのものない。そうすると、最近はスマホを見たり何だりしているという中で、これ提案です、各停留所にWi-Fiを、ジャストラインさんやっていますので、それを利用して各バス停、大きいところも全部、そ

の上屋をもし設けるとすれば、新しく今後つくっていく待機場においてはW i - F iを設置いただければ、非常に使い勝手がよくなるし、町民の方も時間つぶしと言ったら失礼なんだけれども、できるようになるし、その間に、それこそいろんな経路もチェックできるしという中で、それはぜひ検討に入れていただきたいなと思っております。その点についていかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

バスの待合環境の向上といいますか、この件につきましては、当町もこれまで進めてきております。特に平成29年度からにつきましては、静岡中部連携中枢都市圏事業という中で都市間交通の利便性向上という事業の中でも、これまで役場前であるとかインター、特に特急静岡相良線を中心に、その上屋の整備を行ってまいりました。またさらに、今議員がおっしゃられたとおり、今バスはどこにいるのかということも表示が分かるように、あと何分後に着くと、何分遅れだということが分かるバスロケーションシステムというのをバス停のところに導入をさせていただいております。

そうした中で、今、議員からW i - F iの話がございました。これは先日の一般会計のときにもお話しさせていただきましたが、当町としましても、この事業を進めていきたいという中で、上屋にW i - F iを設置するということで今年度予算を計上させていただいております。そうしたことで、どうしても利用客、乗降者数が多いところからまずは整備をし、それからという形になりますが、順次追って、費用対効果も当然あるものですから、その点踏まえた中で、まずは乗降者数が多いところを整備をしていくということで、私どもも同様の考えでおりますので、そうしたことで御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、利用者が多いところから始めるというお話でございました。そこが一番ポイントなのかと。多いところは放っておいても来てくれる。でも、利用が少ないところをやっぱりちゃんとした充実を図っていかないと、いつまでたっても同じ状況が続くのかというのがすごく思うところであります。当然、費用対効果云々、すぐ議員は言います。これやってどんな効果があったんだと、決算のとき言います。

でも、先日の加藤教授のお話の中で、こういう公共交通というのは保険みたいなもんだよ、広報みたいなもんだよと。日本は黒字が当たり前って言っていました、いろんな公共のものに関して。でも、世界では赤字が当たり前だよと。そう考えていきますと、費用対効果だけを見てやっていくのではなくて、ある程度先を見据えて、もっと使ってもらえるために、先行投資じゃないんだけどやっていく、それも必要ではないかなと。あの教習は極端な話だったのかもしれないんですが、本当に我々もそうなんだけれども、すぐに費用対効果であるとか、これ使って大丈夫かとかいうんだけど、この公共交通に関しましては、まさに度外視して考えていく必要もあるのかなと、話を聞いて思いました。

この点について、町としてはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画でございます。

今、議員からも加藤先生のお話がありました。確かにあの会議の中で一つの考え方ということの中でお示しをした保険のような、イメージとしてですね。保険というのは自己負担もありながら、その公的な援助を含めて行っていくということでした。公共交通は必要なものであれば、当然赤字というか、その収支ということではなくて進めなければならないものだというふうには考えております。

ただ、無理をして、必要性というか、利用度とか、その辺のいろいろな総合的な観点から見たときに、やはりその必要性というのがどうしても出てきますので、そこを見据えながらの形になるかと思えます。

今回、この後にあるかと思いますが、先ほど町長の答弁の中で、新しい交通というものを今回導入を目指して、今後検討を踏まえて導入していくということなんですが、これというのは、今言えるのは当然経費というものがかかってまいります。ここは町としては、先ほど議員がおっしゃっていた今の町を取り巻く環境、高齢化も上がってくる今後を見据えた中で、やはり公共交通システムを町としても構築するという考えのもとに行っておりますので、そうしたことのところで、赤字とかというだけではなくて、必要性というところの中で判断していくものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

やはり町としても、わざわざ名古屋大学の先生にお願いして今回の計画の中にも入っているわけで、その方が言った言葉というのは非常に大きいのかなと思えますので、その辺も加味して今後お願いしたいと思えます。

次にいきます。

交通の拠点づくりなんですが、答弁には、もうほとんど今後のことなんだから今はまだちょっとというような内容だったと思うんです。でも、そうした中で、計画の中では動いていくわけですね。このインター周辺というのは、本当に過去から町長もよく言われていて、なかなか手が出せないよという話の中で、今回、令和8年まで手が出せないのかもしれないけれども、そこを何とかやっていくよというようなお話だと思うんですが、大体どの程度の敷地を考慮されるのか。そこは全くないというわけじゃないと思うし、それにはどれぐらいのお金もかかるのか、経費もかかるのかというのは出ていると思うんです。それについてお答えいただけるのであれば、お願いしたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、この交通拠点の整備の関係ですが、特にインターのところですけども、これは、今、議員からも農業振興地域ということの中にございましたが、もう一つは、私どもこれまで町が整備をする場合はどうしても経費というものがかかってまいります。当然必要になれば、国・県から補助金をもらいながら町としての負担を低くしていくということが、まず私たちも大事だと思っております。最少の経費で最大の効果を挙げたいということの中で、これまで町としましては、県の「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」であるとか、そうしたエリア認定というところの中で、これまで進めてきました。

今回この計画、今、インターの周辺のバスターミナル化の計画につきましても、県のほう

でもエリアに認められまして、そこから3分の2の補助をいただくということで、全て町が負担するのではなくて、しっかりとした計画の中で国・県の補助金をいただきながら整備をしていくという方針でございます。そうした中で若干ちょっと遅れというか、これまで進めようという中で、やっと具体化してきたというのが今となっています。

まず、インター周辺なんですけど、あくまでも今回、公共交通のバスの拠点ということですので、全体的な面としての捉え方ではなくて、拠点としての、いわゆるバスターミナルとしてだけの取り合いをしています。

そうした中で、これはおよそですけども、上下合わせますと6,300平方メートルぐらいかなというのは概算で今見積もっているところですが、実際にまだ用地の関係であるとか、そうしたところはこれから計画の中で具体化して、また地権者の皆さんもありますので、そうしたことから、ちょっと経費のほうは全て今出ていない状況でございます。おおよそ6,300ほどあれば今の計画的にはいけるんじゃないかということは出ています。そうした中でこれから具体的な数字、面積、費用、整備等の経費を算定していきますので、そこで具体化するということになるかと思っておりますので、この点、現時点で数字というのが独り歩きしないような形でちょっとさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

用地取得に関しては、これまでもいろんなところでいろんな問題が途中から起きて、なかなか進まないというのが現状あって、それを考えると、今どこというのを聞くこともできないし、よくないのかなというのは思います。ただ、それを取得するに当たっては本当に丁寧な説明も必要だし、町の考える計画をちゃんと説明して、賛同いただいて、その敷地を確保していくということは本当に必要だと思いますので、これまでも多分、町として非常に痛い目に遭っていると思いますので、その点は非常に慎重にやっていっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こうした計画を進める中では、今、議員がおっしゃられたとおり、丁寧な説明、また地権者の皆さん、また地域の皆さんにもしっかりと御理解をいただいて、町としてということをやっつけていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、これまでもそうですが、今後、この件に関しましても丁寧に説明をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

時間も大分過ぎてしまいましたので、次にいきたいと思っております。

新しい交通についてお聞きしたいと思います。

新しい交通ということに関しましては、過去、私どもも常任委員会において視察に行ったりとかしているような情報を得てきました。そうした中で、オンデマンド型タクシーというのが大体やりやすいというのか、効果が得られやすいものであるというのは承知しておりますが、まず最初に、このオンデマンド型タクシーという形になっていった場合、当町において

2社ほどタクシー会社がございますが、この計画に関しては2社が合同で新しいものをつくるとかというような計画もあるのでしょうか。その点、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） こちらのオンデマンドのタクシーの導入に向けてのお話でございますが、今、議員がおっしゃるとおり、当町には2社のタクシー事業者がございます。あくまでも公共交通につきましては、基本的な考え方としまして、それぞれが共益といいますか、得られるシステムの構築ということでこれまで来ています。ですので今回、原則というか、基本的な考え方としましては、タクシー事業者と一緒に、タクシー事業を委託する形でシステム導入ということを考えていきたいというふうに思っております。

これは、当町のみならず近隣市町でも既にオンデマンドの実証実験を行っているというところございますが、タクシー事業者に共存ということの中で委託をして行っているという実例もございますので、そうしたことを参考にしながら、当町も同様に、やはり事業者と共存の関係を保ちながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

ですので、今の現状のタクシー事業者に委託をするような形を基本的には考えている。新たに会社を立ち上げるとか、そうしたのではなくて、既存の事業者様に依頼をしていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

その2社なんですが、力関係どうか分からないんだけど、その2社において、どちらかがリードしていろんなことをやっていく、それにもう1社の方が話し合いの中でやっていくのかというところがあるのかなと。結局、民間業者なんで、自分ちの利益を考えますから、そうしたときに、2社が本当に上手にやってくれば何も問題ないんだけど、そこについては、やはり最初にちゃんとしていかないとうまくないのかなと思います。

たまたま2社なんで、そこをちゃんと話ができて、合同で何か一つの新しい会社だとか何とかじゃなくて、2社が合同でこれに関してはやっていきますよというような形が取れているのかどうかというところでお願いしたい。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちらの公共交通の計画の中で、このオンデマンドのタクシーの導入というところの中では、今現在、当町をエリアとする事業者2社も、この公共交通会議という中に出席をいただいております。2社ということの中で、当町規模のところであれば、通常、2台とかを導入するというところの中で、1台ずつというような、そうした考え方もできるかと思います。

実証実験もそうなんですが、事業を進めていく中では、やはり事業者としっかり合意の上、また協議をしながら行っていく必要があるかと思いますので、これは4年度に実証実験に向けた計画策定、それから、その事業者も含めて協議をしてまいりますので、その点はしっかり協議をしながら、お互いに、先ほど言いました共存といいますか、共存共益を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、台数について、例えばの話なんだけれども2台とかという話が出ただけけれども、この実験を行うに当たって、最低、各地区1台の勘定があるのかな、そうすると4台ぐらい欲しいのかなと。その辺の見積りをどう取っているか分からないですけれども、やっぱり各地区、最低1台ぐらいの中で回していかないと、実験として。その結果、そんなに要らなかったということも出てくると思うので、その辺について、今たまたま2台とかっていうお話があったんで、2台ぐらい考えているのかなというふうに読んじゃったんだけれども、各地区1台というような形で実験のほうをやっていただければ、それなりにデータが出てきて、この地区はそんなに使わなかったな、この地区は余り効果がないのかなとか、いろいろまた出てくると思うんで、その点についていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

台数につきましては、先ほど例示ということで一つ挙げさせていただきましたが、その必要台数というのがどうか、4台がいいのかどうかというのは、これからのあれになるかと思えます。

一つ、参考になるという言い方はおかしいですが、今度、隣の焼津市の旧大井川地区におきまして4月からオンデマンドの乗合タクシーが始まります。これは今までコミュニティバスが走っていたものを廃止してデマンド型タクシーを入れると。旧の大井川町は吉田町より町域がちょっと広めです。ただし、町の中が3小学校、1中学、これはうちの町とほぼ似ているところ、また平坦地であるところから鑑みますと、非常に参考になるかなといったところになります。

大井川地区では、今回、実証実験におきましては2台を導入して行われるということですので、非常に町の今置かれているというか、町域も踏まえた中でいきますと、総合病院等はその区域の中にはありませんので、その点も非常に吉田町と似た箇所がありますので、その辺も参考に入れながら、台数のほうも併せて検討していきたいというふうに思っております。

これからの具体的な数字というのがなかなか今申し上げられないところですが、その辺もしっかりと実証に向けて、何台がいいのかというのを決めながら行っていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 近くに焼津市、旧大井川、当町とは立地的には似ているけれどもちょっと違うところがありますので、参考にすることでお願いしたいと思います。

そうした中で、最後にM a a Sについてお伺いたします。

先ほどの答弁の中では、例えばバスと電車などと異なる、交通機関予約や決済が一つのスマートフォンアプリで完結できるサービスというように定義されたのかなと思いますが、もともとこのM a a Sについては、もっと広い意味での意味合いがあると思います。私が聞いたところによりますと、M a a Sというのは車だけに頼った生活からデジタルをもちろん使うだけけれども、車を運転しなくても困らない暮らしと社会の中で移動サービスを構築していくというものだと聞いております。

そうしたときに、今回は新しいシステムということで動いておるわけですが、もっとほか

にも移動手段というのはあると思います。その点について、これまでもサイクリングだ何だ
って、サイクルについても言及があったんだけど、なかなか実現していない。その辺の
計画というのはどのように盛り込まれるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

Ma a Sの関係につきましては、先ほどちょっと町長のほうから答弁がございましたが、
システム的にはそのような、いわゆる一つのスマートフォンで決済まで行うというところにな
りますが、今議員がおっしゃられたように、自転車を含めて、静岡なんかは自転車をスマ
ホで借りるというのがありますが、当町には今まだ設置ございませんが、そうしたものも含
めた中で、複合した中で進めていくべきものではないかというふうに考えております。

この点につきましても、現在、静岡市の中でも、今実証実験を行っていますし、そうした
ものを踏まえた中で、いわゆる町域を超えた中で、圏域で導入を検討していきたいというふ
うに思いますので、当町としましても、連携中枢都市圏事業、ある一定の事業になりました
ら、そこには事業の呼びかけといいますか、計画のほうを上げていきたいというふうに考
えております。

以上でございます。

○9番（増田剛士君） ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時11分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議再開をします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

私は、通告いたしました全国学力・学習状況調査結果に対する吉田町の対応について、及
びTCPトリビンスプランの授業日の平準化について質問いたします。

実は、タイトルが授業の平準化になっていまして、これに昨日気がつきました。申し訳ご
ざいませんでした。

質問に先立ちまして、この質問の背景について述べさせていただきます。

私は、TCPトリビンスプラン全てに対して反対するものではありません。TCPトリビ
ンスプランは小・中学校の教室に空調設備を設置したことを前提に、新学習指導要領への対

応を含め、先駆的となる町独自のよりよき教育の提供の在り方を具体的に考察するようにと町長が総合教育会議事務局に指示されたのをきっかけとして始まったものというふうに認識しております。

小・中学校のトイレの洋式化から始まり、大型モニター、電子黒板の整備、1人1台端末の導入や総合的な学習における吉田短期GIGAスクール構想、コミュニティスクールの整備等々、私自身が応援している内容というのも数多くあると認識しております。

しかし、授業日の平準化の進め方や確かな学力を保障する環境づくりに関しては疑問を呈することがございます。

吉田町の夏休み10日と全国的に報じられたときには、大いに驚き、ここにもいます福世議員や中田議員とともに、保護者の方々を含め、出前議会や出張教育委員会を開催していただき、その真意をただしました。

あれから5年、授業日の平準化及び確かな学力の進め方に関して変化がございました。そして、新たな疑問も出てきています。一般質問においてそれらを明らかにしながら、私の考えと町の考えをつけ合い、吉田町の教育体制について考えていきたいと思っております。

今日の一般質問は、その課題の洗い出しというか、ジャブ的なものですので、気楽にお答えいただければというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。

最初の質問、全国学力・学習状況調査に対する吉田町の対応について質問します。

令和3年5月に2年ぶりに小学校第6学年及び中学校第3学年の全児童・生徒を対象に全国学力・学習状況調査が行われ、8月に文部科学省が結果を公表いたしました。そこで、以下の点について質問します。

- 1、公表された結果を基に、教育委員会ではどのような議論があり、その結論は。
- 2、その議論の結論を各学校にどのように伝えたか。
- 3、そのときの各学校の反応は。

4、教育委員会が公表している全国学力・学習状況調査結果に関する報告書のページ数が減少した理由は、これは参考資料につけております。

続きまして、2番目の質問、TCPトリビンスプランの授業日の平準化について質問いたします。

吉田町が実施しているTCPトリビンスプランは、平成29年2月の吉田町総合教育会議にて承認され、華々しく全国に報道されました。そのときの資料の「TCPトリビンスプランの具体的な施策の概要」には、1、子供の確かな学力を保障する環境づくり、2、教職員が授業に専念できる環境づくり、3、保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくりが3本柱として挙げられ、それらの3つの施策の共通の具体策として、授業日数220日以上（H30年度～）を示しました。

しかし、時間の経過とともに授業日の平準化の説明は参考資料にも示しましたように、「授業日数基本220日（平成32年度完全実施）」と変わり、令和3年度では「放課後時間の生み出し（授業準備時間及び研修時間の確保・教職員が自身でマネジメントできる時間の確保）」と変わっております。

また、新学習指導要領による小学校3年から6年生の授業時間35時間の増加への対応として平日授業日数の増加、土曜日授業の採用及びモジュール授業の採用を案として挙げられま

したが、平成29年2月の吉田町総合教育会議では、平日授業日数の増加を選択しました。

そこで、以下の点について質問します。

1、「授業日数220日以上（H30年度～）」を「授業日数基本220日（平成32年度完全実施）、次いで放課後時間の生み出し（授業準備時間及び研修時間の確保・教職員が自身でマネジメントできる時間の確保）」と変えたそれぞれの理由を。

2、その変更から学んだこと。

3、平成29年2月の吉田町総合教育会議でモジュール授業を採用しなかった理由は。

4、現状ではモジュール授業を採用している。モジュール授業を採用した理由は。

5、授業日の平準化策の方針変更から学んだことは。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 全国学力・学習状況調査結果に対する吉田町の対応についての御質問のうち、1点目の「公表された結果を基に教育委員会ではどのような議論があり、その結論は」についてお答えいたします。

令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、文部科学省から昨年8月31日に全国一斉に公表されました。その結果を学校教育課におきまして学力調査については平均正答率及び平均正答数、学習状況調査については、「自分には良いところがあると思う」「今住んでいる地域の行事に参加している」「学校でICT機器を意見交換や調べるために週1回以上使用している」「学習の中でICT機器を使うのは勉強に役立つと思う」という報道で取り上げられた4項目について、全国平均、静岡県平均との差をまとめ、同年9月24日に開催しました第10回定例教育委員会におきまして教育委員に報告いたしました。

ここでは、学力調査の数値結果から吉田町の子供たちの学力の状況をどう捉えるかという議論が行われ、小学校6年生、中学校3年生ともに全国平均並みであること、全国や静岡県の結果より下回った教科はあるが、平均差が1%以下や1問以下の差であること、中学校3年生においては、現中学校3年生が小学校6年生であった平成30年度の全国平均との差を比べると大きな向上が見られることから、結果として全国平均や静岡県平均よりも低かった教科はあるものの、これまで実施してきた授業の成果が表れ、学力向上が図られていることを確認いたしました。

また、学習状況調査に係る、先ほど申し上げた四つの質問項目の全てにおいて、全国平均や静岡県平均よりも肯定的な回答が多い結果となっており、特に「今住んでいる地域の行事に参加している」「学校でICT機器を意見交換や調べるために週1回以上使用している」という項目については、全国平均や静岡県平均を大きく上回っている状況から、総合的な学習の時間である吉田探求の取組やGIGAスクール構想への取組の成果であると捉えました。

その後、10月28日に開催しました第12回定例教育委員会におきまして、教職員や町民の皆様へ調査結果を伝える公表資料の内容について議論が行われました。ここでは、主に下位層の底上げと学力の2極化について話題となり、十分な理解ができていない下位層への丁寧な個別支援を行うことや、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ることの必要性について確

認されました。

次に、2点目の、その議論の結論を各学校にはどのように伝えたかについてお答えいたします。

1点目で申し上げた内容につきましては、まず、昨年11月8日に開催しました校長研修会におきまして、各学校の校長に対し、公表資料を基に分析結果と下位層を中心とした丁寧な個別支援の必要性について伝達しております。

また、12月14日に開催しました第2回TCPトリビンスプラン実施委員会において、各学校の校長と主幹教諭、教務主任に対し、12月21日には吉田町学力向上会議において各学校の研修主任に対し調査結果の具体的な説明を行い、今後の取組について協議しました。

次に、3点目の、そのときの各学校の反応はについてお答えいたします。

学力の2極化に関しては、中間層や下位層の底上げのために授業目標をさらに明確にし、関わり合いを大切にしながらも、最終的には個に力がつくよう個別の支援を手厚くしていくことや、中間層と上位層の学び合いを強化しながら、下位層の引上げを行っていくこと、そして全ての授業において、知識・技能の習得にとどまるのではなく、それらを活用することによって実生活と結びつけるところまでを見通した単元構想を組むことが大切であるという意見が学校から出されました。

また、家庭学習の目的を改めて考え、ICTを活用した家庭学習と授業の学びのサイクルの構築など、家庭学習の内容と質の向上についても考えていく必要があるといった課題も出されました。

次に、4点目の教育委員会が公表している全国学力・学習状況調査結果に関する報告書のページが減少した理由はについてお答えいたします。

学力調査の結果につきましては、静岡大学教育学部副学長兼教職センター長である村山功教授に作成していただいた「令和元年度吉田町義務教育段階における学力向上に関する事業成果報告書」にあります全国学力・学習状況調査分析の手引に沿ってデータを整理・分析してまとめたため、これまでとは異なる報告書の形式といたしました。

村山教授からは、様々あるデータの中で、授業改善につなげるには正答数の全国比較から見た学力層の偏りに着目することが重要であるという御指導をいただき、今回のようなまとめ方にいたしました。

また、学習状況調査の結果につきましては、新聞報道にも取り上げられた項目や吉田町の子供たちの優れた面である特徴的な項目に絞って報告書をまとめたため、結果的に令和元年度までと比べてページ数が減少することとなりました。

続きまして、TCPトリビンスプラン授業の平準化についての御質問のうち、1点目の「授業日数220日以上（H30年度～）」を「授業日数基本220日（平成32年度完全実施）」、次いで「放課後時間の生み出し（授業準備時間及び研修時間の確保・教職員が自身でマネジメントできる時間の確保）」と変えたそれぞれの理由はについてお答えいたします。

「授業日数220日以上」を「授業日数基本220日」に変更したことについては、平成29年10月27日に開催されました総合教育会議におきまして、三つの理由を説明しております。

一つ目は、暦の違いにより年度ごとに日数が違ってくる場合があるため。二つ目は、全ての学年で授業日数を統一することが困難であるため。三つ目は、小学校と中学校では教育活動や児童・生徒の成長段階に違いがあり、一律に日数を規定することが教育活動に支障を生

じさせてしまう可能性があるためとしております。

次いで、「授業日数基本220日」から「放課後時間の生み出し」に変更した理由につきましては、教職員に対して平成30年度に実施しました車座対話において、220日という日数が達成すべき目的として捉えられてしまわないような表現の工夫が必要ではないかという意見や、小学校と中学校の実態に合わせた計画となるよう検討を進めたほうがよいなどの意見があったこと、また、モジュール授業の導入などで平準化実現に向けた取組が変化したことによるものでございます。

どのように表現するのがよいのかについては、総合教育会議においても「検討が必要である」という意見が出されており、令和元年11月5日の総合教育会議においては、220日という日数ではなく、その目的を前面に押し出した「授業時間及び授業準備時間を余裕をもって確保するために、授業日数の平準化を図る」という表現となり、令和3年11月15日の総合教育会議において、現在の表現である「放課後時間の生み出し」として、「授業準備時間及び研修時間の確保」「教職員が自身でマネジメントできる時間の確保」という二つの期待する効果を示すことといたしました。

次に、2点目の「その変更から学んだことは」につきましては、5点目と併せてお答えいたしますので、先に3点目の「平成29年2月の吉田町総合教育会議でモジュール授業を採用しなかった理由は」と、4点目の「現状ではモジュール授業を採用している。モジュール授業を採用した理由は」について、併せてお答えいたします。

学校教育法施行規則第51条別表第1及び第2において、小学校は授業時数の1単位時間は45分とする。中学校は授業時数の1単位時間は50分とすると規定されており、この1単位時間を基に教科等ごとに年間の標準授業時数が定められているわけですが、授業の工夫の一つとして、例えば授業時間を15分という短いモジュールで編成することにより、3回の45分で小学校の1単位時間、10回の150分で中学校の3単位時間と置き換えることができます。

モジュール授業を取り入れるに当たっては、朝の登校時間後や帰りの会の前に時間を設定するなどの日課の工夫が考えられますが、これまで行っていた読書の時間を削らざるを得なくなることや、15分で教科等の目標に迫る内容を学ぶことができるのかといった課題がありました。

また、中学校においては、教科の免許を所有している教員が授業を行うことが基本であり、仮に学級担任がモジュール授業を担当する場合には、教科担任が指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときに年間授業時数に含めることができると学習指導要領に規定されているため、平成29年当時はモジュール授業の実施に対して慎重な姿勢を取ってまいりました。

こうした状況の中、教育委員会では、総合的な学習の時間を「吉田探究」と名づけ、郷土に対する思いを育むとともに、社会で求められる読解力や論理的思考力、情報活用能力をより高めていくことで確かな学力をつけていくことができるだろうと考え、充実した探究活動を行うための基礎となる思考ツールを学び、1人1台端末を活用して情報活用スキルを身につけるために、15分のモジュールを活用して総合的な学習の時間の中に位置づけることといたしました。

モジュール授業の導入は、総合的な学習の時間の充実とともに、時間の生み出しによる授業の平準化にもつながり、子供にとっても、教職員にとっても効果的な手だてになっている

と考えております。

次に、2点目の、その変更から学んだことはと、5点目の授業日の平準化策の方針変更から学んだことはについて併せてお答えいたします。

表現がなかなか決まらなかった要因の一つに、教職員の納得が得られなかったことが挙げられます。これまで当たり前のように過ごしてきたスタイルが変わるということや、デメリットを過大に意識することによる抵抗感が先行し、教職員の理解が得にくい状況があったのだと捉えております。表現の仕方を検討し、変更していく過程で確認できたことは、授業日の平準化の目的を明確に押さえること、そして、その目的を教育委員会と学校が共有し、一体となって取り組むことの大切さでございます。

教育委員会が教職員に対して施策の意図を丁寧に説明したり、教職員や保護者の声に耳を傾けたりすることによって、よりよいものにつくり上げていくことができるのだと捉えております。

教育委員会といたしましては、TCPトリビンスプランの目的である子供、教職員、保護者の三者共益による子供の確かな学力の向上を目指し、不断の見直しを行いながら、三者が一体となって本プランを推進してまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） では、再質問させていただきます。

先にTCPトリビンスプランについて再質問をいたします。

TCPトリビンスプランを考える上で、TCPトリビンスプランの立案がいつから始まったのかについてお伺いします。

平成29年2月の吉田町総合教育会議で事務局が以下のようなことを述べております。少し長くなりますが、より正確を期するために述べます。

学校においては教職員の多忙化が深刻さを増しており、町内全ての小・中学校のエアコン設置をはじめとする教育環境の整備を進めながら、新学習要領への対応も柔軟に行える環境を整えようとしているところでございます。町では、こうした教育を取り巻く課題に対し先駆的に取り組み、吉田町内の子供たちがよりよき環境の中でよりよい教育の提供を受けることができるようにしなければならないと考え、新学習指導要領に対してもできる限り詳細な情報を把握してきました。そのような素地を築きながら、複雑で多様な社会構造の中にある様々な課題を考慮し、今後において先駆的となる町独自のよりよき教育の提供の在り方を具体的に考案するよう、町長から総合教育会議事務局の学校教育課に指示されていますとあります。

そこで、お伺いします。

この町長からの指示はいつあったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、平成29年2月に行われた総合教育会議においての事務局の説明の中で、事務局のほうで町長から指示されたものですよというところについていつかということの答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、こちらについては平成29年2

月ということで5年も前の話になるということで、これは、いつ町長から指示を受けたかといいますが、ちょっとなかなか具体時期の回答は難しいところではあるんですけども、町長の教育に対する考え方としましては、平成29年当時も、現在も同様に、常によりよき教育の提供のために教育環境の整備を充実させることを町の重要な施策の一つに掲げております。

産みやすく育てやすい環境の整備をすることで若い人が集まると、町長就任当初から一貫して訴えておりますので、そうしたことから、平成29年2月の総合教育会議におきまして町長から学校教育課に指示されているとして、総合教育会議の事務局が説明したということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私が知りたいのは、このTCPトリビンスプランを立案するに当たって、どのぐらいの期間であのプランを作成したのかということです。そうすると、会議録とか、会議録はなくてもメモとか、そういうものは残っていると思うんですけど。いつから始めたか。それは調べれば分かるのか、そういうものは一切残っていないということなんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

こちらの総合教育会議に上げるに当たってのその以前の段階でどれだけ議論が行われたかという話ですが、公表されている教育委員会の会議録、それから学校教育課として基本的にある公的な資料の中には、実際はTCPについて議論している内容のものというのは、書類としてはありませんが、28年度中にこれについては教育委員会の中で話し合われてきたということで聞いておりますので、当然1年ぐらいの期間をかけて議論されてきたという内容になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野積君。

○12番（平野 積君） その話はまた後でやります。

先ほど総合教育会議での事務局の発言で、総合教育会議事務局という言葉がございました。これは教育委員会事務局とは別の組織なんですか。また、メンバーは異なるんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、総合教育会議事務局ということですが、総合教育会議につきましては、議員も御承知のとおり、平成27年に法律の改正に伴って、各市町において総合教育会議を設けなければならない、総合教育会議というのは町長が基本的には招集をかけて、町長の意向によって開催するということになります。その中で、総合教育会議事務局というのは学校教育課に委任されたものになります。当町につきましては学校教育課が事務局としてやっているものです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野積君。

○12番（平野 積君） ということは、教育委員会事務局と総合教育会議事務局というのは同じというふうに考えていいですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 平成29年の総合教育会議で事務局からTCPプランの説明があった後、教育委員の最初の一言が、「まずもって本日の総合教育会議に新しい時代を読み取った新プランが示されたことは大変すばらしい。感謝しているところでございます」と述べています。今の話だったら、教育委員会が議論してきたことを教育委員会事務局が提案して、教育委員会が自分が提案した、立案した計画を聞いて、これは何とすばらしいとおっしゃっているように聞こえるんですが、この構図っておかしくないですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、平成29年2月の総合教育会議において、委員からの発言の一つ目で、「まずもって本日の総合教育会議に新時代を読み取った新プランが示されたことは大変すばらしい」ということで言われているということで、ここから読み取るには、教育委員さんに全然伝えなかったのではないかというような構図ではないかというところではあります、実際のところ、教育委員会の当時の会議録等にTCPトリビンスプランということをやった内容についてはないという状況にあります。

そういった中で、5年も前の話の中で、実際このときに事前にどういった話があったかというところまで理解していないものですから、私のところで、こちらについてどう伝えるべきかというのは難しいんですが、通常であれば教育委員さんの中で話がされて、総合教育会議に上げるというところの流れになると思いますので、こちらがどういった意図で発言されたかというところまではちょっと理解はしていないということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今の学校教育課のメンバー、もうその当時のメンバーとがらっと替わっていると思うので、なかなか調べにくいとは思いますが、やはり基本は、そういうものは資料として残しておいて、メンバーが替わろうがすぐ調べられるような状況にしておくというのが当たり前ではないかというふうに私は思っていますので、今ないとしたら、今後しっかりそういうことをやっていただきたいというふうに思いますし、先ほど総合教育会議に関して聞いたのは、要は、28年から教育委員会で諮られていたのではないかと、TCPトリビンスプランについて。それを総合教育会議にかけて、結果的には自分が作った案を聞いて、承認するんですね。結果、総合教育会議で決まったことだとなるわけです。その仕組みがおかしくないかと私は思っているんですが、この話するとまた長くなるので、これは次回というか、いつかやることにしたいと思います。

最初の質問に戻るんですが、これ、分からない。私の思いとしては、計画を立案するというときには、この計画を実施すればどういう不都合なことが起こるかというような危険予知というのをしっかりやった上で、これでいけばこの計画は進められるということをしっかりやった後に公表していくもんだというふうに思っています。それがTCPトリビンスプランを発表してから授業日の平準化に関してはころころ変わっていますよね。ころころとは思

ていないのかもしれないけれども、変わっているわけですよ。それがいいか悪いかは別にして、やっぱり計画を立てるということに関しては、計画を立てるときには教員の皆さんとか保護者の皆さんとかの意見をしっかり聞いた上で計画を発表すべきだと思うんですが、このTCPトリビンスプランというのは、教員も聞いてびっくり、保護者も聞いてびっくり、子供も聞いて悲しむわけですよ。やっぱりそこはしっかりやるべきではないかなというふうに思っているんですが、今の学校教育課はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

平成29年当初のTCPトリビンスプランの計画を、ある意味いきなり立ち上げたというような状況については、ニュース等で取り上げられて、一般町民も含めて教職員、子供さん、保護者も全然聞いていないよということで、大きくどういう進め方をしていたんだとか、いろんな議論があったというのは、もちろん私も承知しています。

そういった中で、当然その後に、教育委員会としては29年度に入ってからすぐ、いろんな教職員も含めて保護者説明会とか説明をすぐしております。そういう中で、220日の話に戻りますけれども、ある意味、教育委員会の中で机上で決めてきた計画について、実質、教職員とか保護者の皆さんとかに出すことによって、より実現できる具体的な内容になってきたというところで、今回220日からいろんな形に変わってきているんですが、TCPの当初の目的である3者共益というところは変わっていないというところになっていっています。今の時点で5年たちましていい形になっておりますので、昨年10月にも教職員100人、それから町民の皆さん1,000人以上の方にTCPトリビンスプランについてのアンケートを取らせていただいております。

これは、昨年11月の総合教育会議でも公表した資料の中に入っておりますけれども、そこではもう80%以上の方がTCPトリビンスプランの施策に対して有効であると、肯定的な意見を持っているというような意見をいただいておりますので、当初のやり方としては、ちょっと疑問を呈する部分があったところではあるんですけれども、今までの学校教育課、この5年の中で皆さんの意見を重んじて、その中でしっかりと開示しながら、会議録も情報公開をしっかりとやっていくとか、そういったところをしながら変えていきましたので、現在の教育委員会、学校教育課としては、当然今後、こういったような計画を立てるときについては、事前のいろんな調査とか、皆さんに周知したりとか、意見聴取等をしっかりとしていかなければいけないなと思っておりますので、今の5年たったTCPトリビンスプランという形は、途中からはしっかりとした形でいろんな調査をしながらやられてきているだろうし、先日のアンケートでも、そういったように8割以上の方が満足されているというところを鑑みれば、当初のやり方だけはちょっとあれだったですけれども、この5年の中で町民の不満等については払拭できたのかなと思っておりますので、今後も教育委員会としてはそういったやり方でしっかりとやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 変わってきているというのは存じ上げている。いろんな案も入ってきて、全体的にはいい計画になっていると思っているわけで、申し上げたくは、最初のスタートは、あれはもうちょっと研究、声を聞いてというところを取り入れてもらえれば、より

最初から教職員の皆さんとか保護者に受け入れられる案になっていたのではないかなというふうに思います。

それでは、全国学力・学習調査のほうに移ります。

先ほど教育委員会の中で報告に対していろんな意見があったというような話があったんですけども、会議録を見る限り、正直言って、意見は述べています、それぞれ意見は述べていますけれども、議論という話じゃなくて、どちらかというと質疑的に、事務局、これどうなんだというような会議になっているというふうに。最終的には「事務局がまとめた報告内容でいいですね。はい。了解です」で終わっているんですよ。

これ、文部省から出ている教育委員会の在り方で、教育委員会制度の現状と課題というところに、教育委員会に対して指摘される問題点とその要因の1番目に、「教育委員会は事務局の提案する案を追認するだけで、自主的な意思決定を行っていない」というふうに記載されているわけです。これについて吉田町というのはどういう状況であるというふうに学校教育課は認識していますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教育委員さんに対する認識というところですけども、先ほどもお話ししましたが、平成27年に教育委員会の制度が変わって、今までは教育委員長と教育長がいて、2つの委員長がいる、それを教育長が一番トップというところで分かりやすくした。

さらに、教育委員会の会議の中も、今まではそういった追認というところの、事務局が提案したものをただ賛成するだけの承諾する機関というところを、さらに教育委員会としての権限を強くしたよというところが法律改正の意図でありますので、当町につきましても、教育委員さんについては、当然そういった会議について、そこで意見を出していただいて、事務局案としては出す中で、そこで意見として出たものについては修正した形で出して、よりよいものにして出していくということになるものですから、事務局の意見に追随するだけの機関というふうには思っていないです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう点では、今の学校教育課は、今の教育委員会というのは今のまま続ければいいというふうにお考えなのか、こういう点はもう少し改善したほうがいいかなというようなことはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

現在の吉田町における教育委員会の委員については、現状のままでいいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） では、報告書のページ数が減っているということに関して、私として最も残念なのは、課題に対する今後の対応というのが今年度から記載がなくなっているんですよ。つまり、分析結果を示さなくなったということです。そもそも分析という話はやっているというお話なんですけれども、なぜ今回は公開しなかったのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

全国学力・学習状況調査の結果について、令和3年度については今後の方向性について、そちらが今後の対応というところがなくなったよというところではありますが、こちらは先ほど教育長の答弁でも述べさせていただいたとおり、静岡大学の村山教授のほうに御指導いただいた中で、これまでは十数ページにわたって詳細に報告書を示させていただいております。

そういった中で、内容については、当然、各学校の研修主任等には詳細に学力向上会議をやっておりますので、そこでは詳細な内容について協議をしているところではあるんですが、公表資料としてここまで出す必要があるかというところの静岡大学の村山教授との協議の中で、ある意味詳細過ぎるというところで、一般に公開するのであれば、令和3年度に公表した程度の内容でいいんじゃないかというアドバイスをいただいた中で、教育委員会としてもこの報告書でいいという同意を得た形になったものですから、これで出したということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 答弁書にも静岡大学の村山教授の指導ということなんですが、教育委員会としてそれでいいのかという議論はあったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの質問ですけれども、教育長の答弁でも申し上げましたとおり、全国学調の内容については、昨年9月24日の教育委員会の定例会、それから10月28日の教育委員会の定例会において教育委員さんと議論したところになります。当然、9月の最初の教育委員会においては速報値ということで、点数等について示した内容となっております、実際に公表する資料について議論したのは10月の教育委員会の中での議論ということになります。当然、今までと公表の仕方が変わっておりますので、それに対して今までと違う内容について事務局のほうから説明をさせていただいて、教育委員として理解をしていただいたという中で今回公表したものでございますので、いろんな意見があった中でのこの結果ということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 教育委員会では、先ほど申しましたように、会議録ではやっていないというのは分かっているんですが、私の言い方が悪かったんで、その教育委員会事務局の中でこれでいいのかという議論はあったんでしょうか。

すみません、ちょっと質問が悪かった。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、当然、教育委員会に出すに当たっては、教育委員会事務局、教育長、指導主事を含めて話し合いをしておりますので、村山教授の御教示をいただいた中で教育長を交えた教育委員会事務局の中で話し合いをして、こういった形にまじりました。

ようということで、それで教育委員会に上がったということになりますので、当然、教育委員会事務局内でも議論はされてきたというものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それはもう突っ込んで意味がないので。

今年は、今までその報告書には、全国平均よりも5%以上肯定的な意見が多かったのはこういう項目ですと、5%以上肯定的な意見が少なかったのはこういう項目ですよという話があって、令和元年からか、その5%というのは消えて、「特に」という言葉になっているんですけども、令和元年度においては、「学校授業時間以外に、ふだん月曜から金曜2時間以上勉強する」、全国は29.3%に対して吉田町が21.5、「読書が好きだ」、全国が75%に対して吉田町が66.6%、「国語の勉強が好きだ」、全国64.2に対して吉田町は54.6、あと二つ上がっているわけですけども、令和3年度というのはこういうものがなかったという理解でいいですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学習状況調査につきましては、小・中学校の児童・生徒さんやっている中で69問の質問がございます。その中で、令和元年度以前、平成30年度以前については5%以上差異があるものについて全てこちらでお示しさせていただいていたというものになりまして、令和3年度については、特に特徴的にいいものについてのみ公表したというところになります。そういった中で、実際にマイナス5%というところで考えますと、パーセントとしてはないわけではなくて、幾つかはあるというものになります。

例えば、先ほど申し上げました中学校の学校の授業時間以外に、ふだん1日当たりどれぐらいの時間勉強していますかというものに対しては、中学校については、平日、全国に対してはマイナス8.6%ということで、マイナス5%を上回っていますので低いというものがありますので、実際はないわけではないということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） というふうに今まで、ここは課題だというようなことを計算していたんですけども、それは今年はもうやめましょうというのは、これ村山先生の指示なんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

村山教授の指示については、具体的にこの質問についてはやめようとか、そういった細かいところまでの指示はいただいているいもんですから、最終的には教育委員会で、そこまでやる必要がないというところを出したということになりますので、村山教授の指示ではないということになります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それはもう学校教育課、教育委員会ではない学校教育課が決めたという理解でいいんですね。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

最終的には、当然、教育委員の皆さんにお諮りしていますので、学校教育課の事務局内で決めた案について教育委員に出した上でお諮りしているところになりますので、学校教育課のみで決めたということではないということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 了解です。

今度は単純な質問です。平成26年から発表しているじゃないですか、学習状況調査。平成26年から令和3年度まで全国より肯定的な回答が5%以上高い事項というのは、小学校でありますけれども、今住んでいる地域の行事に参加する児童が多いだけ、ずっと全国よりいいんです。ほかの話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広めたりした児童が多いとか、学級みんなで協力して何かをやり遂げうれしかったことがあるとか、できたらそういう肯定的な意見が多いほうがいいなと思うのは、ぽっと出はすぐ消えというような状況。

お伺いしたいのは、今住んでいる地域の行事に参加する児童が多いというのはずっと高位を占めているというそれに対しては、学校教育課はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

今住んでいる地域の行事に参加していますがというのが肯定的な意見が高いということに対しての学校教育課としての考えですけれども、こちらについては地域性というところで、やっぱり吉田町、コンパクトシティの中で各地域でお祭り等があったりとか、今ちょっと、コロナでなかなかそういったものもできないですが、これまでは本当にお祭りで一致団結して、本当に縦のつながり、地域性というところがそういったところから出ているのかなと思いますので、それが継続してのことではないかなというふうに認識しております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 吉田町の学力調査についてお伺いします。

これは、先ほどの令和3年10月28日の教育委員会の会議録に、「議会から言われるのではないかと思うのは、小学校からずっとやっていたので経年で見ることができるとは、今回吉田町学力調査をやめたので、それはできなくなるのだけれども」という発言がありましたので、その期待に応じて質問いたします。

これは、全国の学力調査、先ほど答弁もあつたんですが、中学校の学力が生徒数の多い方と生徒数の少ない方、2極化してしまったという話の中で、その中間層はどこへ行ったんだという話の中に出てきたわけですが、私自身は、今でも学調は復活すべきだ、年1回でもいいから復活すべきだというふうに考えています。その子がどのように成長していくのかというのを毎年チェックしていくということが、その子の成長を見守るとともに、どういう指導をしていったらいいのかというようなことも含めて、必要だというふうに感じています。

先ほどの教育委員会で話題になった中間層に位置した子供はどこ行ったんだという、こういうことができるというふうに考えているわけでありましてけれども、先生方の中には、何のためにやっているのかよう分からんとか、負担増の何物でもないというような意見を持っている方もいらっしゃるというのは存じているわけですが、学調の目立つところを学校

教育が先生方にしっかりと伝えて、少々経費は上がるかもしれんけれども、経年でのまとめとか、そういうのをベネッセにやらせてしまって、先生方にこういうデータが出ていますというようなことをやれば、先生方の負担を増やすことなく、そこに目的とか、そういうのをしっかり書いていけば、結果を有効に使えると思うんですけども、そこに関してはどういう御意見でしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町学調につきましては、昨年度から小学校もなくなってしまうという状況にある中で、議員の御要望としましては、吉田町学調の復活、それもベネッセのほうに全てやっていただければ教員の負担がないのではないかというような御意見で今お伺いしましたけれども、以前からもお話ししているとおり、吉田町学調については、試験をやってから回収までのタイミングがすごい時間かかるということで、タイムラグがあるというところで多忙化解消とかもあるんですが、その児童・生徒にとって本当にそれがすぐ回答ができないというか、確認ができないというところもちょっと欠点というか、そういったところがありまして、そういったところも踏まえると、県学調についてはすぐ翌日に答え合わせできたりとか、中学校についての中間テストについては、もう当然すぐ答え合わせができるというところで、児童・生徒のテストの能力、結果というのがすぐに回収できて、さらに児童・生徒にもそれを還元できると。それから、それが学習できなかつたところをすぐできるというような、タイムラグ的なところはちょっと吉田町学調の難しいところだったというのも一つの理由があるもんですから、ベネッセに全て委託したとしても、どうしても返ってくる期間は変わらないというふうに聞いておりますので、その部分が解消されない限り、なかなか難しいかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そこに関しても意見はあるんですが、今日はもう時間がないのでやめます。

教育長にお伺いします。

令和2年2月28日の総合教育会議において、そのときは違ったと思うんですが、授業日の平準化について、小学校は週当たり25こま程度、繁忙期の意図的な4時間の設定、中学校は週当たり28こま程度、繁忙期の意図的な6時間目の削減を達成するために、必要となる日数を確保することとするが、207日以上220日以内の目安とすることが考えられる。本取組については、令和2年度から令和4年度まで確実に実施し、令和4年度末に抜本的な見直しを図ることとするというふうに記されています。それから2年間たって、最終年度の令和4年度を迎えます。

上記に関して、教育長はどのようにお考えでしょうか。また、抜本的見直しというのはどうということなんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今の年間授業日数の関係ですが、過去の資料を見ますと220が出てきた根拠というのは何かといったときに、いわゆる年間の授業時数として何時間くらいのトータルであるかということに基づきながら、それを1日5時間でやったときに何日欲しいか

という、そういう計算だと思うんですね。たしか当時は1,100時間を基にして、それを5で割ると220という数字が出てくるので、220日というのが必要ではないかというような話があったと思います。

実際に今、学習指導要領の中で授業時間数の年間、例えば小学校高学年、中学校というのは1,015というのが標準授業時数になりますので、それを基にしていけばおおむね5時間で207くらいの数字が出る。ですので、今の子供たちに負担がかからないように、教員にも負担がかからないようにするためにはどのくらいの教育課程を組めるかというのは、学校が基本的に考えるんですが、来年度もおおむね207から210くらいの日数が確保できそうというようなところでいっていますので、そうしたところについてはそんなに負担がないようにしたいというふうに思っています。

当時、抜本的な改革というのをどういう意味合いで使ったかというの、ちょっと自分も理解はしていませんので。ただ、これについてはトータルの見直ししながら、教育大綱を作っていく年度までは一応TCPのそこも考えながら対応していきます。

○議長（大石 巖君） 時間となりましたので、これで終わりいたします。

以上で、12番、平野 積の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分としたいと思います。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 山内 均 君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内でございます。

私は、通告に従って防災訓練・避難訓練の見直しと地域防災の強化についてお尋ねをいたします。

吉田町地域防災計画第7節防災計画には、地域の防災体制が確立し、町民の防災意識の高揚及び過去の災害対応の教訓の共有を図るために、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施すると書いてあります。総合防災訓練の実施の内容には、消火訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、給水・炊き出し等が示されております。

本文に入ります。計画的に繰り返し行われる防災訓練や避難訓練等は、地震や洪水等の自然災害などから人や町を守るための防災力の強化や避難体制の確保につながります。吉田町

は駿河湾に面した海岸線から内陸に向かい、住吉地区、川尻地区、片岡地区、北区地区があり、各地区にはそれぞれの地理的特性があります。津波災害での防災拠点や災害時の受入れ体制、避難物資集積拠点確保など、各地区の役割に合わせた訓練や防災・避難体制の準備をする必要があります。コロナウイルス感染症に対する避難体制への対応も重要な要素として加わった。

しかし、最近の防災訓練の在り方には疑問を感じている。

訓練日の指定された時間に避難場所に集合し、参加者の人数の集計をして解散をする。そこには目的が見えない。

もう一つの懸念は、令和3年12月5日に、吉田町地域防災指導員連絡会が廃止されたことである。2011年3月11日の東日本大震災から11年が過ぎました。人の記憶から警戒心が薄れてきた今こそ、地域住民主体の体制強化を考えなければならない。

そこで、以下の点について質問をします。

1、吉田町防災訓練は形骸化していると思う。町が防災訓練に求めているものは何か。これからの防災訓練の在り方は。

2、防災は、地域の住民が自ら活動する自助・共助が重要であるとする。避難タワーでの地区対応のような被災地と避難場所の関係と連携など、地区の実情に応じた防災・避難プログラムを住民が作成し、実践を想定した訓練をする必要があると思うが、町の考えは。

3、コロナウイルス感染症に対する避難体制の対応は。

4、吉田町地域防災指導員連絡会の廃止の経緯とジュニア防災士の活用は。

5、1月15日のトンガ海底火山噴火による未明の津波警報は、突然のことで非常に不安を感じた。災害はいつ起こるか分からない。町は夜間避難訓練を行う考えは。

以上、10年たった忘れかけた地震に対しての質問ですので、答弁よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、町の防災訓練の状況について御説明いたします。

町は、災害対策基本法第42条の法規定に基づいて吉田町地域防災計画を策定し、防災訓練の実施など町の防災に係る対策について定めております。

吉田町地域防災計画において実施を計画している主な訓練といたしましては、8月末から9月初めの防災週間に行う総合防災訓練、12月の第1日曜日の地域防災の日に行う地域防災訓練、3月の津波対策推進旬間に行う津波避難訓練の三つの訓練が挙げられます。

総合防災訓練は、大正12年に発生した関東大震災に由来し、自主防災会や行政など防災関係機関の連携や地域防災計画に沿った一連の災害応急対策の検証、情報伝達手段の確認、本部体制の確認などを実施することを目的とするものでございます。

そして、地域防災訓練は、昭和19年に発生した東南海地震を教訓に、昭和58年に発生した日本海中部地震を契機に始まり、地域の特性に応じた防災体制の確立と町民の意識の高揚による減災の実現を目的に、自主防災会が主体となり行うものでございます。

さらに、津波避難訓練は、平成23年に発生した東日本大震災の大津波における被害を教訓に、津波に対する避難場所及び避難施設、避難経路の確認と実際に避難行動を行い、防災意

識のさらなる高揚を図ることを目的とするものでございます。

それぞれの訓練の実施に当たりまして、町は、国や県の訓練大綱や実施要領などを踏まえて、町の訓練実施要領や訓練メニューを作成し、それらを参考に、各自主防災会において地域の実情に応じた訓練計画を作成していただいております。

近年では、町の訓練実施要領や訓練メニューに、風水害への対応や避難所の設置運営における感染症対策などを新たに取り入れ、各自主防災会の訓練計画においては、AEDを使用した応急救護訓練や中高校生による土のうづくりなどの新たな訓練項目を取り入れ、実施していただいております。

また、令和4年度には当町と県、島田市、牧之原市、川根本町との共催による総合防災訓練の実施を予定しております。この総合防災訓練では、住民に大規模地震の被害と自助・共助の重要性の認識を深めていただくことや、消防署や警察署、自衛隊などの応援部隊と市町との関係の構築を図ることを目的として、災害協定を活用した道路啓開訓練や緊急物資の受け入れ、搬送訓練など、通常の総合防災訓練以上のメニューを行う計画でございます。

それでは、防災訓練・避難訓練の見直しと地域防災力の強化についての御質問のうち、1点目の吉田町の防災訓練は形骸化していると思う。町が防災訓練に求めているものは何か。これからの防災訓練の在り方についてはお答えをいたします。

町がそれぞれの防災訓練に求めているものとしましては、まずは繰り返し訓練を実施することにより、災害時に慌てず行動ができるように備えることであり、また、これからの防災訓練の在り方としましては、要配慮者への対応やスマートフォンの普及に伴う情報伝達手段の活用など、社会環境への変化の対応が必要であると考えております。

次に、2点目の防災は地域の住民が自ら活動する自助・共助が重要であるとする。避難タワーでの地区対応のような被災地と避難場所の関係と連携など、地区の実情に応じた防災・避難プログラムを住民が作成し、実践を想定した訓練をする必要があると思うが、町の考えはについてお答えをいたします。

冒頭で述べましたとおり、それぞれの防災訓練におきましては、各自主防災会において地域の実情に応じた訓練計画を作成し、訓練を実施していただいております。町といたしましては、各自主防災会の訓練が計画的に行われますよう、引き続き自主防災会に対する支援や協力を行ってまいります。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症に対する避難体制の対応はについてお答えいたします。

町では、感染症に対応した避難所の運営ができますよう、県が作成した新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインを参考に、避難者の間隔を空けた避難スペースの確保や、体調不良者などは別スペースで避難をしていただくなどの対応を行う「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた吉田町避難所運営マニュアル」を作成し、避難所運営訓練を実施しております。

また、令和2年度から3年度にかけて地方創生臨時交付金を活用し、感染症に対応した避難所用の受付事務用品、フェイスシールドや消毒液といった消耗品、間仕切りセットなどを配備しておりますので、これらを有効に活用し、避難所での感染症対策に努めてまいります。

次に、4点目の吉田町地域防災指導員連絡会の廃止の経緯とジュニア防災士の活用はについての御質問のうち、吉田町地域防災指導員連絡会の廃止はの経緯についてお答えいたしま

す。

吉田町地域防災指導員連絡会は、自主防災会の活性化を図るために認定された地域防災指導員により、平成27年6月に結成された任意の団体でございます。令和元年度の途中から連絡会会長が不在となっていたことに伴い、連絡会の運営に課題が生じてきましたことから、新たな役員を選出し、これまでどおり連絡会を継続していくかなど、今後の連絡会の在り方について、地域防災指導員の皆様が協議した結果、連絡会の解散に至ったと伺っております。

なお、町といたしましては、地域防災指導員連絡会の解散後におきましても、引き続き防災に係る情報提供や地域防災指導員のフォローアップ講座の場を設けるとともに、ZOOMを活用した防災講座を合同で受講する研修を新たに取り入れるなど、町が地域防災指導員に関わる機会を増やし、地域防災力の向上のため定期的なフォローアップを実施していく予定でございます。

次に、ジュニア防災士の活用はについてでございますが、町では、防災に関する知識や技術を学び、同世代の生徒たちにそれらを伝える役割を担うとともに、次世代の地域防災リーダーとなることが期待される人材の育成を目的として、平成26年度からジュニア防災士養成講座を開催しております。

現在は、町のジュニア防災士養成講座のみならず、各学校が授業の一環として防災学習を取り入れ、その授業を受けた小・中学生もジュニア防災士として認定されております。

町といたしましては、ジュニア防災士には、まずは身近な各家庭内において防災リーダーになっていただくとともに、各自主防災会の訓練にはジュニア防災士としての自覚と誇りを持って、積極的に参加していただくことを期待しており、今後もジュニア防災士養成講座を継続して行うことにより、将来、地域の防災リーダーとなる人材の育成を図ってまいります。

最後に、5点目の1月15日のトンガ海底火山噴火による未明の津波警報は突然のことで非常に不安を感じた。災害はいつ起こるか分からない。町は夜間避難訓練を行う考えはについてお答えいたします。

町では、防災訓練について、町民の皆様一人一人が災害時における的確な防災対応の体得や防災意識の高揚と知識の向上を図る機会と捉え、訓練の実施に当たりましては、できる限り多くの町民の皆様が参加できる日や時間帯を設定しております。夜間訓練の実施の必要性につきましては、今後、町でも検討を行い、仮に実施する場合には、より一層の安全確保対策が必要なことから、訓練の実施方法については、自主防災会と協議をしております。

山内議員が最初の質問で、吉田町防災訓練は形骸化していると思うと。形骸化というのは単純な話、形と骨があるだけなんです、血と肉がないというわけですけれども、山内議員の考える血と肉というのはどんなものなんでしょうか、形骸化というのは形があって、骨があるだけなんです、血と肉がないんです。血と肉がないんだから、その血と肉は何なのか、教えていただければ。高邁な御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、町長の言われた、最初の血と肉というものに関して、最初に私の考えをお伝えしますが、まず、防災の訓練というのは、NHKで何回もやっていたね、何回も見てますが、実際のところね。私は建築士として非常に感じているのは、東

日本大震災は御存じのとおり津波ですよ、津波に対しては、もう火を消すとかじゃなくて逃げると、これは一つの私の血ですわね。だから中に入っている意識です。

それと、阪神大震災は8,000人以上の人が亡くなって、6割から8割の人が建物に押しつぶされて亡くなっていますよね。そのときに、建築士会で、我々が、見せてもらったのは、その人たちをひと部屋に並べて写真を全部撮ったんで、体の心臓から上は真っ白、下が真っ黒、血が通わない。それはそれで、それをどういうふうな形で我々にできることというのを考えたかという、私は、持論として持っているのは、軽四のジャッキありますよね、これは私の肉ですわね。とにかく何でもいいから血管の3ミリ残っていれば助かったんです。

私、今、軽四のジャッキというのは女性でも出来ますからね、このくらい上げることは相当大変だから、そういうものを一つ一つあげながら防災ってそういうものなんだなと、私の中で。形ではなくて、現実的に何が起きてきて、その現実をどこで我々はそれに対応をするか。

東日本へ行ったときも、2回連れていってもらいましたがけれども、原子力災害は怖いだし、自然災害の地盤沈下も怖い。いっぱいある中でそれをじゃどうするかという、その中で、私の中では、ある知識の中で、どういうふうな形でそれを皆さんに知らせるかということは、私の一般質問の中で皆さんに理解してもらいたい、そういう思いでやっていますので、それが私の中では血と肉なんですわね。

質問に入らせてもらいますけれども、実は、この質問をするときに、本当は何でみんな形骸化というか、形だけのやつを質問しないんだろうとずっと思っていました。誰もしなかったじゃないですか。実は、どこへ行っても聞くんですけれども、我々は8時に自彊小学校に集合します、あそこで点呼とります。5分後に解散します。確かに町の人たちは、あそこで防災の役員がうろうろしていますよ。火をたいて、そういう準備をしているのか、でもあの人たちは絶対に人を助けません。

それともう一つ、私、何回も何回もやっているのは、地震とかそういうものって、人間必ず3ヶ月後位、3という数字の向こう側にどんどん薄れていくんですわね。忘れていかないと生活できませんから、生きていけないから忘れていくんですけれども、忘れた頃にちょうどやってくるんですよ、また。それが私の心の原点です。静岡のふじのくに講座ありますよね、あれ毎月行きましたけれども、そこにはもっとやらなきゃならないこといっぱいあるんですわね。相当頑張っている先生方がいっぱいいるんですけれども、それを我々議員として応援しなきゃならない。それを考えていますので、ぜひ地震に対しての形はいいんです、実践の中で助かるために何をするかというやつを考えていこうと思っていますので、それについて質問させていただきます。

実際に、防災訓練を私見ていて、課長とちょっと話をしたときに、それ知らなかったんですわ、解散するということね。でも今もっとひどくて、集まらないところも出始めちゃったんです。逆に言うと、防災訓練を訓練、訓練と言いながら、訓練という言葉を繰り返して行って、そこには訓練の向こうに安全があるんですよ。安全しかみんな入ってこなくなっちゃうんですわね。そんな気がしているもんですから、質問させてもらいますけれども、そういう形での質問です。気に入らないかもしれないけれども、それは私の中での防災に対する役割ですわね。

そのために私は、高校のときに方向を決めました。建築を高校2年で しました。それ

からもうそれだけしかやっていないですから。それなもんですから、どうしてもこういうの見ていくと心配になる。これでいいのかという心配するんですね。それなもんですから、ぜひ聞いてみます。

それで、今言った、実際に町ではこういう現状って、課長、把握ってしているんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

自主防災会の訓練の計画等についてになるんですけれども、まず町のほうにおきましては、それぞれの訓練を実施させていただく前に、各町内会といいますか、自主防災会の会長等にお集まりいただきまして、訓練の説明のほうをさせていただいております。その中におきまして、地震等、行います各訓練の目的や訓練の想定、あと、その中で重点的に実施していただきたい訓練の例示等を挙げさせていただいて、その中で各自主防災会におかれましては、それらのものを踏まえまして訓練計画を作成していただいております。その訓練計画に沿った中で各自主防災会のほうで訓練のほうを実施していただいているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうすると、例えばその実施要綱の主なものを二つか三つ、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、訓練の内容の中でもあるのは、もちろん避難も大事なので避難をするということもございまして、あとはまず初期の活動ということで消火のほうもございまして、初期消火というのものもある。ほかにもAEDとか、いろいろなものがありますけれども、そういうものを載せさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実際にこういう仕事をしていて、そして、そういう意識を持っていくと、まず一つ、三つとも多分違っているのが、実際の対応と違うのが、AEDはいいです。津波が来たらAEDできませんよね。そうでしょ。火事が出たら火が出たらできないじゃないですか。そういうところのどこでやるかというのが一番大事な話なんです。

それを、やっぱり誘導しながらやっていく。一つのね。そうして拠点が決まれば周りにいる人たちが分かりますから、何かあったら通達に行きますよ。誰かが倒れたとかね。止まったとか。そっからの話ですよ。私はそう思うんですよ。

だから、その辺の形としての訓練ではなくて、実際にやってくれる訓練。実際に、AEDに関しては、私も取ったんですけれども、それを見ていると、やってくれるところはやっぱり一生懸命やっていますよね。非常に大事なことだと思うんです。ただし、トリアージを含めたそういうものをやったときに、本当にめちゃくちゃやっついのかという話が一番最初に出てきますからね。そういうのをやっぱりやってほしいんですよ。

それと、初期消火って言いますよね。初期消火ってどういうふうに考えていますか。初期消火。何を消すんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） その火災の状況にも変わってくるかとは思いますが、まず大きく火災が広がらないということで延焼を抑えるというのも一つの初期消火の活動の中の一つだとは考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 危機管理監にお伺いしますけれども、消防の関係で長く貢献していただいたということで、非常に権威のある方にお聞きをしたいんですけれども。私が言ってもなかなか通用しないから。

その中で、初期の消化はどういうものを想定して、それでどこまでが初期消火ができるのか。例えば、火事が出たときに、我々が知っているのはもう3分は、5分たったら1,200度になりますから、絶対に消えませんよね。消えるのは恐らく3分までじゃないですか。そういう知識が入ってないんですけれども、その辺の時間と規模、火事の規模、そういうものに関してちょっと教えていただければと思います。

○議長（大石 巖君） 危機管理監、岸端孝典君。

○危機管理監（岸端孝典君） 危機管理監でございます。

議員御質問の初期消火の時間ということですが、まず初期消火につきましては、一般的には粉末消火器とか、あと、くみ置きの水をバケツでかけたり、あと、屋外等で行うのであれば可搬ポンプによる放水というようなことになるかと思えます。

一般的には粉末消火器の消化の目安としては、室内の建物火災につきましては、まず火が起こると床とかの横方向に広がり、例えば、立ち上がり材となるふすまとかカーテン、あと家具等があれば、そこから天井に火が移っていくような火災の推移がありますので、一般的に初期消火の目安としては、平面上で火災が燃えている状況、また立ち上がり材のカーテンとかに火がついて天井に達する前までが、基本的には初期消火の時間と言われております。

天井面に炎が移るような状況であれば、初期消火については、大変困難な状況になるといふふうに言われております。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言った具体的な部分、非常に分かりやすいのは天井までね。確かに、ただ、今の建物というのは、ほとんど防災、防火、何ていうんですか、建物の基準が厳しくなってきた、防火の石膏ボードみたいな防火材を使ってありますので、その辺はもう天井に回ったときには完全にアウトですよ。

今、防災監の話の中に、カーテンであったじゃないですか。カーテンは確かに非常に怖いんですけれども、ぜひ今ここにいる皆さん、防火カーテンがありますので、防火のカーテンを、うちに帰ったら考えていただきたい。実は防火のカーテンで結構厚いものですから、地震でガラスが割れてもカーテンは防ぎます。ブラインドは防ぎません。障子も防ぎません。カーテンだけがガラスの飛散をね、そういう形ですので、カーテンは大事だと思いますけれども。

ただ、今、大体、天井に移るのって何分ぐらいという想定はしていますか。今いただけますか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監、岸端孝典君。

○危機管理監（岸端孝典君） 危機管理監でございます。

天井まで達する時間については、一般的には2分から3分の間に天井に達するような状況になります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうすると、具体的にはもう2分から3分、長くても3分ですよ。

3分が限度ですよ。地震災害に関してはとにかく逃げることですよ。とにかく逃げてください。

実は台所にあるコンロあるでしょ。コンロに関しては、プロパンガスの場合はボンベのところで過大のガスの流れをチェックします。ストップします。それが過ぎてもガスのレンジのところで同じことが起きます。二重チェックします。そういうものしかも市販されていません。逆に言うとそこからは火は出ないんですね。

あとはプロパンもそうですけれども、都市ガスの場合には、時々過大なあれが流れることがあるんです。今は少ないかもしれないですけども、ガス自殺です。そのときの経験は知っていますけれども、部屋なんか軽く吹っ飛びますよ。物すごい勢いですよ、あれ。そういう意味で、物すごいチェックがかかっていますので、そういうもののチェックに関してはしっかりとした知識を防災監の言っていることが非常に分かりやすくよかったんですけども、その辺の知識をしっかりやってください。それがやっぱり一つの目標。

子供たちには、むやみに消火させちゃいかん。駄目。なぜかという、消火器を取りに行くのに1分かかったら、あと2分で消せないんです。だったら逃げることです。と思います。

それともう一つは、避難警報です。緊急地震警報出すでしょ。出しますよね。緊急地震警報ね。緊急地震警報が聞こえたときには助かっているんです。命が。自分の。そのときに出るのが、さっき言ったジャッキなんですね。一つの方法。

それはありますので、ぜひその辺は防災、火災、消火訓練をするにしても、子供たちとやっているときに、ぜひ時間と危険性、それもまたしっかりとやっていただかないと、訓練になりませんので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、次の2つ目にいくんですけども、私が考えていることはです。

海岸線から、吉田町の場合には、今言いました、川尻地区、住吉地区、片岡地区、北区地区があつて、それぞれみんな役割が違いますよね。その辺の認識を持って、防災訓練というのをやっていただきたいと思うんです。

住吉、川尻地区に関しては、津波避難の意識がすごい高いですので、皆さんは割合すごいAEDも全体的にやっていると思うんですけども、私が見る限り、どうですかね、そんなに。北区も頑張っている人いますから何とも言えないけれども、その辺の意識を持ちながら、訓練をぜひやっていただきたいと思うんですけども。

訓練の方法で、今言った中で、変えていかなければいかんと思うんですけども、その辺はどうですか。何かそういう変えていこうというものというのは、感じるものはありますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

訓練方法の中で変えていかなければならないものがあるかどうかというような御質問かと思うんですけども。

基本的に訓練につきましては町長のほうから答弁ございましたように、繰り返し実施していただきまして災害が発生した場合にすぐ行動に移していただけること、それが重要かと思っております。

新しい訓練内容等がまたあれば取り入れていただくというようなこともあるかと思っておりますけれども、決められた中の訓練のほうを継続的に実施していただくということが重要かというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 訓練の中に、さっき言っていた現実的な形を入れてくださいね。

どう見たって、さっき言った町長の答弁を聞くと、どうしても町のサイド、訓練をするサイドの形に聞こえてしょうがないんですね。町サイドの、国サイドの、町サイドの、県サイドの、その防災訓練。でも現実的には防災訓練というのは人の命、それぞれが助かる方法だと思っておりますので、それはやっぱりもうちょっと、危機管理を持ちながらやる必要があると思うんですよ。ぜひその辺はやっていただきたいと思っております。

あと、先ほど言いました、住吉地区、川尻地区、片岡地区、北区地区ありますよね。その中に、地域防災計画を見ていたら、その中に、オアシスパーク、防災公園の話が出ていましたよね。あそこは津波避難とかものすごい盛り上がっているときに、あそこには仮設住宅が建つと、そして防災のときにはあそこにそういう拠点をつくると。そういうことだったんですけれども。その拠点をつくっているのはあるんですけれども、今聞いて分かっているのが、防災公園、あそこは防災公園ありますよね。ほかには吉田町って、どこを想定していますか。仮設とかそういう。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

応急仮設住宅の場所ということで想定しているところになりますけれども、町は先ほど議員のほうのお話にございました防災公園、ここにつきましても応急仮設住宅用地になってございます。

そのほかに、公園でありますと小藤路公園、川尻会館横にございます駐車場、あと小山城の駐車場、そういうところを応急仮設住宅用地として、確保しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう一度。川尻はどこだったですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

川尻会館の横、東側の場所ですね。そのところになります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 川尻会館ね。ちょっと不安ですけれども、北区にはそれ以外には、防災公園、あそこオアシスパーク以外には、想定していますか。ありましたっけ。なかったですか。あったような気がしたけど。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

すみません。ちょっと場所的な位置まで、ちょっと詳しく調べていなくて、申し訳ございません。ちょっと北区のほうにどこかというようなお話だと思うんですけども。

農村広場のところが、たしかそんなところが、北区のところの位置に当たるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そこは、やっぱり訓練するに当たって、訓練するときに、訓練の中身を決めるに当たっては重要なことですので、ぜひやってくださいね。

あと、大井神社の前のあそこは入ってはいらないですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

応急仮設住宅の用地というような形でいいですか。

あの場所は今のところそのところに応急仮設住宅という形では計画のほうはしてございません。ただ、あくまでも私が話させていただいているのは、町のほうでここの位置がというところを指定しているところでございます。実際に災害が発生した場合、そのときの状況によって、どこのところが応急仮設住宅になってくるといところは変わってきます。

併せまして、それにつきまして民間の用地、そういうところも応急仮設住宅で利用できる場所があればそれも貸し出していただきながら応急仮設住宅をつくっていくというようなことになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私が、常に考えているのは、車が通って住宅地に止まるでしょ。多分ね。災害時いっぱい出ますからね。4車線の道路あるじゃないですか。町にお願いしたいのは、片道2車線、片道2車線の一つにあそこ全部駐車場にして、中を救急車でも何でも通れるような形をつくっておいてほしいなど。それがやっぱり一つの後の防災から、防災訓練から助けるための方法、救急車の通り道とかね。そういうのをぜひまた、検討の中へ入れておいてください。

あとは、吉田町地域防災計画の第7節の防災計画第2章です。ここに防災公園の北オアシスパーク、明確に明記をされています。

これはですね、平常時は災害意識の啓発の場とすると。啓発の場とすることなんですけれども、啓発というのはどういうふうな形で、町のほうでは考えていますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

防災公園の中のほうに、言われましたように啓発というような形になるんですけども。防災公園自体の中にも、今、防災公園前には災害協定で締結させていただきました事業者の方がございまして、そこらの災害協定を結ばせていただいた内容等も傑出してありますし、あとは中入っていただきますと、防災公園の中のフロアのところに、吉田町全域が見えるものがございます。ああいうところ使って、自分たちの町の中でどこのところで避難をすればいいとか、町全体が眺望できると言いますか、町全体を確認できる場所等がございます。まず防災パンフレットを置いてあるとか、いろんな形で、あそこに訪れた方に町の防災に関

するものを、お知らせする場所として、活用のほうさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私もあそこを見る限りでは確かにそのとおりですけども、ああいうものを、もっと何か所かつくっておいてほしいです。今集まった例えば各自治会であるとか、もう少し、あんな大きなものでなくてもいいから、大きな紙につくっておくこと。

要するに言いたいことは、常にそれを見ていて、それを覚えている人は突然、トンガのときの夜中にあったんですけども、そこが思い浮かべばそこへ行きますよね。何かあればね。そこまでするのが訓練だと思っていますので、その辺もやってください。

一度中に書いてありますけれども、防災意識の高揚。防災意識の高揚ってなかなか難しく、ここに昔からJ I A Mというところで勉強してきたやつがありまして、今何で防災意識なのかということです。その中に、取り巻く環境で、家庭における相互扶助の機能が低下していると。確かに私たちもそう思いますよ。あとは地域住民相互のつながりが希薄化。これは若い人たちが入ってきて、本当に横の関係なくなってきましたよね。これも恐らく一番怖いことだと思いますよ。それと安心・安全をあなた任せということが出ているんですけども、この中で相互のつながりのための訓練というものをやってほしいなど。

それはさっき言った仮設住宅、ここにもありましたけれども、仮設住宅とかいろんな防災拠点つくったときに、その防災拠点を使う人を決めるんですね。決めておく。そしてその地域に受ける側と避難する側の場所を決めておく。そうすれば、突然あったときに必ずそこを動きができるんですね。要するに、頭の中に、現実、実際を入れちゃう。入れておくことです。その訓練をすることが必要なんじゃないかなと思います。

それが、夜間訓練も同じですけども、夜間も全く同じですね。

私が北区にいて、よく仕事で夜折衝するときには、お客さんには必ず言っていました。とにかく夜行ってくれと。昼間見えますからね。夜、避難場所の訓練してくれと。訓練でそういうことだと思うんですけども、その訓練の内容については、町のほうでは、実質的な訓練というのに関しては、これからどうやっていくかというのは、持っていませんか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

訓練をどのような形ということになるんですけども、現状も各訓練におきまして、いろんな災害想定をする中で、防災訓練のほう実施してきているものでございます。実動的なものというふうなお話でございましたけれども、訓練内容のものが全てといたしますか、やっていくものが最終的には、実動的に沿うような、訓練につながっていくものだというふうに考えてございますので、そういう訓練内容につきましても、引き続き自主防災会と協力しながらやっていく内容をどのような形にしていくかということも踏まえて、検討のほうしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 自主防災会に関しては、多少希望がありますので後にしますけれども。

あと、私が今言った、避難を受けて避難をする人たち、そしてそれを受ける人たち、なぜ決めておかなきゃいけないのかというのは、そこにそのルートにこそ解決する道路であり、

安全にそこに行けるための何をするかという、現実的なものが出てくるわけじゃないですか。理論ではなくてね。現実論。助けるのは現実ですからね。そういうやつをやっていただきたいなというのが本心なんです。

そのときに、私が考えたのは、ジュニア防災士ありますよね。そうすると吉田中学校にみんな全部いるじゃないですか。その関係者、避難を受けてそれを避難をする関係者。受ける関係者いますよね。

そうすると、ジュニア防災士の中で、常に吉中の中で、中学校の中で話をしているでしょ。そうするとそういうやつはいずれにしても親、避難する親御さんに必ず連携としてできるはずなんですよ。

僕はね、ジュニア防災士ってその辺はものすごい重要な役割があると思うんです。

僕、防災士のときに、電柱がどうのこうのとかあるでしょ。やったじゃないですか。あれはもう専門家に任せればいいですよ。それよりも子供たちがやっぱり自主的に考えるもの。それが必要じゃないかと思っています。特にとにかく子供たち、ジュニア防災士の使い方、活躍の場というのはそこにあると思いますよね。

それを証明しているのが、
ですよね。あそこの教授が、あそこの小学校、中学校、みんな子供たちを連れて行っただと。常に教育、動く実践教育をしていた。それが高台へ高台へというのって誰もしていなかった。あれは改めて、よく見るんですけども、あれはやっぱり訓練で、そのためだろうという気がするんですよ。だからぜひその辺をやっていただきたい。

そういう訓練に対する町のほうの意気込みというか、町のほうの考え方、そういうのってというのは、そういうものに対してのこれから、やっていただくことに関しては、どうですか。やっぱりやっていただきたいと思うんですけども、その辺の決意というのはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

ジュニア防災士というわけでは限らず、それこそ今現在、中学生につきましても、総合防災訓練であるとか、地域防災訓練につきましても、その中で参加のほういただいて活動のほうしていただいております。

また、そういうものが引き続き、続かれるような形になりまして、地域の防災力の向上のほうにつながっていければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） あと、ジュニア防災士のこと、防災士もそうですけれども、教育長、すごいありますよね。これすごいですよね。テレビでやったみたいだし。吉田町に、中央小学校の5年生、皆さん知っていますよね。5年生がこういうのつくったんですよ。実は、避難所と避難場所って区切られていますか。頭の中。

避難場所というのは、身を守るために避難をする場所。避難所というのは、その後被害を受けた人たちが、一時的に生活をする場所。要するに、この避難所というのが非常に重要な役割を持っていますので、この辺のどこかにシールを貼って、ここが避難所ですってやつを、それやっぱりやっておくことはよそから来た人にとっては重要なことかもしれないです

よね。ぜひその辺も考えてください。

あと、ジュニア防災士としてもそうだけれども、NHKでもやっていましたよね。四国のどこだったかな。中学生が被災小説かな。被災を想定をして、私の子供が、おじいちゃん、おばあちゃんが、どこかに行っちゃったとか、そういうすごい状況を東日本のあれから見ながらね、書いていったんですよ。

ぜひ吉田町も、これも含めてそういうものをつくってほしいんですね。やってほしいんです。というかどうかですか。ジュニア防災士の。ジュニア防災とは言わないけれども、中央小学校のような、こういうものができる状況をつくっていただきたいと、それはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

先ほど、議員のほうがお示しされたものと言いますのは、中央小学校の5年生のほうが実践的な学習のほうを通じまして、課題解決能力や郷土愛を育む総合的な学習である吉田探求、この中におきまして防災をテーマにして活動のほうをしていただいて、取組のほうをしていただいたものでございます。

中央小学校の子供たち、5年生につきましては、その中でジュニア防災士のほうも取っていただいておりますけれども、それにつきましても、学校内だけではなく、それを持って家庭のほうにもお話のほうしていただいている状況かと思っておりますけれども、学校の活動の中でもそういうものを引き続き取り入れていただきながら、地域防災といえますか、防災教育の中で町全体の防災力のほう、上がっていくような活動のほうをしていただければと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 教育長にお願いしたいんですけれども。

こういうものって、つくってくれたやつありますよね。これA3をA4に縮小したんですが、これで十分見えますので。これ名前を、顔を消して、これ配ることには別に問題ありませんか。皆さんに配るということに関して。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 中央小学校でつくったその資料については、学区の家庭のほうに全て渡していますので、オープンになっている資料でありますので、配布する分については構わないというふうに思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） どこに。吉田町に配ることに関しては顔が入っちゃいかんでしょう。やっぱりそうですよね。本当は、すごい子供たちを、ちょっとどこかでたたえないといかんんですけど。町で呼んで、表彰じゃなくて、奨励賞みたいなやつをつくってくれたらありがたいと思いますけれどもね。

あとは、最後に一つは感染症の対策で、なぜこのテーマをここに持ってきたかと言いますと、実は、中越地震で起こったのが、エコノミー症候群。エコノミー症候群で亡くなった人たちが大勢いたんですね。初めてあそこで出てきた。その後熊本地震で、現実で出てきたことが、駐車場に車がいっぱい集まって、そこで駐車場の中で車で寝泊まりしていた。そこで

起きたやつがやっぱりエコノミー症候群なんですね。そういう例が以前、前に実際にここでやったことありますけれども。

そういうのを踏まえながら、吉田町では、パチンコ屋の駐車場とかいろいろありますので、ぜひ提携をしておいて、そこに、水があるところに、指定をするとか推奨するとか、そういうやつをやっておく必要があると思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、町のほうでは避難所のほうを、先に開けさせていただき考えさせていただきますので、避難所のほうを開けさせていただくと。その中でもし避難される方がどのような状況というものもありますけれども、議員言いましたように、在宅避難というような方法も避難の方法の一つだと考えてございますので、そういう中で対応のほうをさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 本当にクローズアップされてきた過ちですけど、在宅避難、これが何よりも大事なこと。

それともう一つ、阪神大震災のときに起きたことが、グループ化をなささいというのは、あそこのときには無差別に皆さん避難生活を始めちゃったわけですよ。そうして起きたことが孤独死なんですね。おじいちゃん、おばあちゃん同士がコミュニティーが取れなくて、うちから出られなくて、うちの中で亡くなっていった人がものすごく多かったんですよ。

それも含めて、防災訓練でものすごい大切なことだと思うんですよ。これをするじゃなくて、特に防災訓練に関しては、小学校の、中央小学校の子供たちもそうだけれども、こういう子供たちとか、それぞれいろんな人に、意見をもらうためにアンケートでも何でもいいから取ってほしいんです。さっき言ったジャッキの話も絶対どこかにああいう話が出てくるはずですからね。ほかにはもう終わりますけれども。

それと同時に、地震があったときにはガラスで動けなくなったりする人いますから、ぜひ靴にね、ステンレスが入った靴とか、そういうやつの防災グッズとして吉田町で配るようなことがあれば一番いいんですけれども。私は持っていますけれども、非常にくぎを踏もうが、ガラスを踏もうが、どこでも安全です。底に鉄板が入っています。鉄板とかステンレス。三千幾らでありますから。

そういうのも含めて、これからできるもの。吉田町でできるものに関してはやっていただきたいと。そして、みんなにそういう意識を、できるだけたくさんの人たちに持ってもらうというということが第一だと思いますので、ぜひその辺はそういうための訓練であるとか、そういうための施策であるとか、そのために何をするかっていうやつを、やっぱり考えていただきたいと。そういう思いで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時20分とします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時16分

- 議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。
-

◇ 楠 元 由美子 君

- 議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。
2番、楠元由美子君。

〔2番 楠元由美子君登壇〕

- 2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和4年第1回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、安心した生活道路への取組についてをお尋ねします。

町は、第5次吉田町総合計画第1章災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりにおける交通安全対策では、令和5年度の目標値として交通人身事故発生件数を150件以下と定め、令和2年は105件まで減少しました。交通手段が限られた我が町では、自家用車での移動が多く、令和3年度版吉田町統計要覧によれば、自動車保有台数は令和3年が2万5,621台と上昇傾向ではありますが、行政、地域住民、交通安全推進団体などが連携し、地域の安全意識を高めていることがよい経過につながっているのではと推測します。

さて、我が町は、流通に便利な東名吉田インターチェンジや国道150号もあることで、大手の企業は以前から町を支え、また東名川尻幹線や榛南幹線の開通により、ますます様々な企業が立地して、それに伴う車の交通量が多くなっている現状があります。朝の通勤や通学が重なる時間では、生活道路での車の通りが激しくなるとともに、中には走行速度を上げて走る車もあり、通学児童や住民が安心した生活道路とは、かけ離れた現状が見受けられます。

昨年、住民の要望により川尻高畑高島線のゾーン30表示や白線が分かりやすくなり、住民からはとても喜んでいる声が私のところにも届いておりますが、スピードを上げて走る車は減らず、危険を感じている住民の声も少なからずあります。併せて、この道沿いには水路も多く側溝蓋がないため、歩道が狭い箇所や、側溝蓋が壊れた箇所、狭い歩道のすぐ隣に大きな段差があるなど、通学路の安全対策に課題が見受けられます。

また、南北の流通を支える東名川尻幹線ですが、ところどころ1車線となっており、2車線通行が可能である道路でありながら、その役目が果たされないままです。

また、県営吉田団地交差点付近では、北から南へ向かう車線が2車線から1車線へと変更となり、交差点付近に車が集中し、さらに右折車も多く、スムーズに曲がれないことで渋滞が発生する時間帯がかなりあり、右折車の横を擦り抜ける車も見受けられ、危険であり、東西から東名川尻幹線に入る場合、交差点の中心が分かりづらく、反対車線に入ってしまうなど、危険性を感じている住民の声があります。

そしてまた、川尻防潮堤工事に伴い、川尻古川1、2号線が閉鎖され、代わりに川尻浜河原3号線を利用する車が増えていますが、東向浜河原1号線を挟んだ西側はきれいに舗装さ

れているものの、東側はところどころ路面がでこぼこで安全に走行できない道路になっています。町は昨年、住民の要望で部分的な修繕を行いました、今もまたでこぼこ部分が目立っている現状であります。

以上を踏まえ、質問をします。

1、高畑高島線のゾーン30を安心して利用できるものとするための町の考えは。

2、県営吉田団地交差点付近は直進車が多いが、右折車専用レーンの設置の必要性、走行車線規制、信号機の南北それぞれの走行時間を変更するなど、右折車による課題を町はどのように捉えているのか。

3、川尻浜河原3号線について、町は現状で安全に利用できると考えているのか。

4、東名川尻幹線に限らず、交差点中心標示など道路標示が分かりづらいところが見受けられるが、町はどのように考えるのか。

5、今後、東名川尻幹線の2車線を通行可能にする時期はいつなのか。

以上が、私の質問の要旨であります。明確なる答弁をよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、当町の交通安全への取組状況について御説明いたします。

議員の御質問にありますとおり、現在、町では、交通事故のない安全で住みよいまちを目指し、平成30年度に年間191件であった交通人身事故発生件数を、令和5年度においては、年間150件以下とする目標値を設定し、交通安全対策を進めております。

この目標の達成に向け、毎年、当町の実情に即した様々な交通安全教育事業や交通安全啓発活動に関係団体の皆様と共同で実施してまいりました。また、幹線道路を主とした道路網の整備、並びに区画線の復旧や転落防止柵の設置などの交通安全施設の整備も実施してまいりました。こうした取組もあって、交通人身事故発生件数は年々減少傾向にあり、令和3年度についても目標値を達成できる見込みでございます。

交通安全に関する施策は多方面にわたっており、警察や道路管理者など、あらゆる関係者が主体的に実施しております。今後も連携を図りながら、道路環境や社会情勢の変化、交通事故の状況を踏まえ、適切な施策を重点的かつ効果的に実施してまいります。

それでは、安心した生活道路への取組についての御質問のうち、1点目の、高畑高島線のゾーン30を安心して利用できるものとするための町の考え方についてお答えいたします。

ゾーン30は、生活道路における歩行者の安全な通行を確保するため、最高速度を毎時30キロメートルと規制する区域を定めるもので、警察が指定をしております。当町におきましては、川尻地区において、平成26年度に2か所のゾーン30区域が指定されております。その区域内においては、速度の抑制を促すため、ゾーン30である旨を道路標識などで示しております。

高畑高島線におきましては、東名川尻幹線から東側、大幡川尻2号線までの延長約600メートル区間が、そのゾーン30の区域に指定をされております。

また、この高畑高島線は小学校の通学路となっているほか、中学生も利用しておりますので、児童や生徒の安全を優先し、これまでもハード対策として、外側線の復旧やグリーンベ

ルトの設置を行ってまいりました。また、ソフト対策として、警察による速度違反の取締りや、吉田町笑顔いっぱい運動の黄色いベストを身につけたボランティアの方々や交通指導員による交差点での街頭立哨により、交通安全啓発を行うなど様々な交通安全対策を実施している状況でございます。

こうした状況の中、町では昨年、吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づき、危険箇所を抽出し、合同点検を実施しました。この高畑高島線においても合同点検を実施し、対策としてグリーンベルトを追加で設置することとし、来年度実施する予定でございます。

このように、高畑高島線につきましては、ゾーン30の区域であるとともに、通学路でありますことから、安全に安心して利用していただけるよう、引き続き関係機関と連携し、道路環境の改善に努めてまいります。

次に、2点目の、県営吉田団地交差点付近は直進車が多いが、右折車専用レーンの設置の必要性、走行車線規制、信号機の南北それぞれの通行時間を変更するなど、右折車による課題を町はどのように捉えているのかと、5点目の、今後、東名川尻幹線の2車線を通行可能にする時期はいつなのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

東名川尻幹線は、東名高速道路吉田インターチェンジの交差点を起点とし、川尻防潮堤入り口となる東臨港橋を終点とする延長5,280メートルの都市計画道路でございます。

現在、吉田インターチェンジから国道150号までの区間は、主要地方道島田吉田線として静岡県が管理をしております。また、国道150号から南側の区間につきましては、東名川尻幹線として町が管理をしており、平成28年3月に全線の供用を開始いたしました。

議員の御質問にあります県営吉田団地交差点につきましては、南北を走る東名川尻幹線と令和2年3月に県から移管された旧焼津榛原線、現在の町道川尻住吉線との交差点でございます。

この県営吉田団地交差点から南側につきましては、今後、都市計画道路として幅員22メートルに拡幅する計画がございますが、現在は幅員16メートルで整備されているため、片側1車線で供用している状況でございます。

なお、この箇所を含む国道150号から榛南幹線までの区間は、将来、静岡県へ移管する計画がございます。

町では、東名川尻幹線の片側2車線での供用につきまして、これまでも警察と協議をしてまいりましたが、今後、全線を片側2車線で供用するためには2つの課題がございます。

一つ目は、先ほど述べました県営吉田団地交差点から南側の約240メートル区間における道路の拡幅でございます。

この区間につきましては、現在の片側1車線から2車線にするためには、現在の16メートルの幅員を、都市計画決定されている22メートルへ拡幅する必要があります。

二つ目は、中瀬下片岡線と東名川尻幹線との交差点の出入りについてでございます。

中瀬下片岡線は、中央小学校方面から北上し、高畑高島線と東名川尻幹線との交差点の南に約30メートル付近におきまして、東名川尻幹線と丁字で交わる道路でございます。警察としましては、片側2車線供用とするためには、交通安全上、中瀬下片岡線からの車両が東名川尻幹線へ直接進入することを規制する必要があるとの見解でございます。このことから、この直接進入する車両の迂回路として、既存の町道の拡幅が必要なものと考えております。

この二つの課題につきまして、現時点においては、いずれも具体的な実施計画がございませんので、全線を片側2車線で供用する時期につきましては、未定でございます。

このような状況ではございますが、引き続き、交通量などの道路利用状況を注視し、関係者と協議や調整を行いながら実現に向け課題の整理を行ってまいります。

また、県営吉田団地交差点における右折レーンの設置や時差式の信号機の設置などにつきましては、警察と協議をしておりますが、現状の片側1車線の交差点の形状では設置することが難しいとの見解でございます。

町といたしましては、片側2車線での供用を開始するまでの間、交通量などの状況を見極めながら、交差点の改良につきまして検討を重ねてまいります。

次に、3点目の川尻浜河原3号線について、町は現状で安全に利用できると考えているのかについてお答えをいたします。

川尻浜河原3号線は、前田浜河原2号線と古川川尻2号線を結ぶ幅員約3.5メートル、延長約330メートルの道路でございます。

この道路は、主として沿線にお住まいの方々に利用していただいております。道路パトロールや土木要望などにより、道路穴などの異常を把握した場合には、迅速に補修を実施している状況でございます。

今後につきましても、5月に予定しております川尻防潮堤側道1号線の供用開始に伴う交通事情の変化を見ながら、引き続き、安全に利用できる生活道路を維持できるよう努めてまいります。

最後に、4点目の東名川尻幹線に限らず交差点中心表示など道路標示が分かりづらい所が見受けられるが、町はどのように考えるのかについてお答えいたします。

この交差点中心表示は、片側2車線以上の道路などの交差点を対象とし、右折レーンがある交差点で多く設置されております。設置に際しましては、道路管理者と警察とで調整を行い、一般的には道路の供用開始に合わせ、必要と判断された交差点に設置しております。

東名川尻幹線をはじめ、町内に設置されている交差点中心表示の多くは、このように供用開始時に整備されたものと思われそうですが、中には経年劣化により、標示が見えにくくなっている箇所もありますので、関係機関と調整しながら復旧に努めてまいります。なお、現在、交差点中心表示がない箇所につきましても関係機関と協議を行ってまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 町長より御答弁をいただきました。ありがとうございます。

少し再質問をさせていただきます。

まず、質問一つ目の部分ですね。そちらのほうの御答弁の中で、小学生の通学路となっている、中学生も利用されたりとかいうことで、これまでもハード対策、ソフト対策のほうもいろいろとやっていただいているという御答弁をいただいた中で、新しく令和4年度のほうも、今後グリーンベルトのほうを追加で設置していただけるということで、とても対応のほうはありがたいと思っております。

ただ、今回、自分のほうで参考資料としまして取付けさせていただいた写真、こちらのほうを見ていただいて、少しちょっと細かい点で確認をさせていただきたいと思っております。

まず、資料①、こちらのほう、歩行者が歩行できる白線の中が、写真で見ると手前のほうは側溝蓋があることで多少広く安全な感じもしますが、奥のほうは水路のほうのところ、側溝蓋が取り付けられていないこともあります。こちら側溝蓋のほう、大体45センチぐらいかと思えますけれども、そちらのほうの側溝蓋を取り付けることで、歩道も広げることができて、さらに安全な拡幅できるかと思うんですけれども、その辺は、町はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

ただいま議員から御質問ございました高畑高島線のうち、提出していただいた資料の①番の側溝蓋がなく歩道が狭いというところでございます。確かにここは今現実蓋がなく、ここを蓋をかぶせればその分歩行できるところも広がるというところはあるんですけれども、現状ここですね、蓋をかけられるような構造になっておりませんので、ここを蓋をかけるには、側溝の新設を行うとか、あるいはパイプ等の中に入れて埋設してしまうという方法など、考えられるんですけれども、いずれにしろちょっと大きな費用がかかってきますので、必要に応じて今後対策のほうは検討をしていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

実際そうですね。側溝の中を見ますと、蓋がかけられるような設計にはなっていない現状を私も十分理解しております。そして、それを改善するには大きな予算が必要なことも十分理解はしております。ただこの周辺は、住民の方はもちろんそうですけれども、企業さんなんかも近隣にはありまして、比較的大きなトラックが通る箇所でもございます。今後、少しお時間もかかるかもしれませんけれども、もちろんグリーンベルトのほうで大分スピードのほうの啓発はできるかとは思うんですけれども、歩行者の安全を守る場所を確保するという意味で、何とか前向きに努力をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、質問2つ目の再質問にいきます。

資料の②と③を御覧ください。

こちらの側溝蓋ですね。壊れた写真であります。今のところ大きな事故は聞いておりません。ですが、そのまま放置することはとても危険であります。

町としてどのような対応が望ましいと考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

続いて、今、御質問いただきましたのは、参考資料の(2)のところの県営吉田団地交差点付近のところということで、お答えさせていただきます。

このような御意見いただきましたですが、私どもも昨年の年末あたりから、ここの交差点をちょっと、特に朝夕の通勤時を中心に何度か確認のほうはさせていただいておりますけれども、確かに渋滞するという現象も見受けられましたが、全体を通してタイム によるとは思うんですけれども、私はそこまで渋滞が発生しているような状況とは考えておりません。

失礼しました。

○2番（楠元由美子君） すみません……

○議長（大石 巖君） ちょっと、まだ今答弁中ですから。

○建設課長（田邊 誠君） 失礼いたしました。申し訳ございません。もう一度御質問のほうよろしいでしょうか。大変失礼しました。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） すみません、説明不足で申し訳なかったです。

参考資料のナンバー(1)のところの②番と③番のところの側溝蓋の壊れているところの件で質問をさせていただきました。

現状、大きな事故は聞いておりません。ですが、そのまま放置することはとても危険であります。町としてどのような対応が望ましいと考えますか。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

先ほどはちょっと質問の趣旨を間違えて大変失礼いたしました。

改めて、(1)の参考資料の写真の②、③番についてお答えさせていただきます。

この②、③につきましては、ちょっと現場のほうも確認させていただいております。確かに②番につきましては、ちょっと空洞になっているというのがありますし、③番についても側溝蓋が壊れているという現状もございます。

②番につきましては、ここちょっと一部民地になっていることもございますので、至急この所有者の方と協議をして対策のほうを取るように検討してまいります。また、③番につきましても、側溝蓋を至急交換するような手はずを整えたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

②番、そうですね、こちら町が所有者なのか民地なのかというところが、やっぱり大きな課題だとは思うんですけども、町ができることを早急に、所有者の方に現状を話していただいて、安全対策への御理解をいただくよう、早急に御協力をいただくような交渉をお願いします。

あと、③番のほうですね。側溝蓋のほうを今後改善していただけるという今答弁をいただきました。あと、この③番の写真の、ちょっとすみません、暗くて見づらいんですが、この壊れた側溝蓋のこの先は水路がございます。こちら、そのまま歩けば水路に落ちるような現状になっているわけでありまして。昼間の明るいときは目視ができる状況ではあります、夕方暗くなってから、冬場なんかは比較的早い時間から暗くなります。子供さんが誤ってその水路に落ちてしまうということは絶対にあってはいけないことだと考えます。こここのところにはぜひ安全対策、何かしら必要かと思いますが、町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

③番のその側溝の先に水路がありまして、そこが開口部になっておりますので、そのまま歩行者が落ちてしまうんじゃないかという懸念、④番も同様の懸念ということで質問のほうがあると思うんですけども、③番、④番につきましても、ちょっと見ただけに分かるように、その端部に、その水路の手前ですね。デリネーターという反射鏡であったり、ラバーホール

という横オレンジのものがあるんですが、そのようなものを設置して視覚的にこの先水路があるということを知るような対策を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、今まで何もなかったのが本当にありがたかったお話だという、本来だったら多分かなり危険な状況であるということは認識できるとは思いますので、ぜひともお早めに対応をお願いします。

次に、質問の1の三つ目の再質問をします。

こちら資料ナンバー(1)の⑤の写真です。すみません、少し分かりづらいですが、こちら高畑高島線のすみれ橋の東側の写真になります。こちら東に向かうにあたり道路が勾配しております。写真右側にある電信柱と道路の間は大きな段差があります。道路の端に小さな反射鏡が少しあります。この現状を町はどう安全と考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

続きまして、(1)番参考資料の⑤番の道路との段差が大きいというところでございますが、現場のほう確認させていただきましたが、最大で大体50センチぐらい民地のほうとの段差が確かにありました。延長は約20メートル区間でございますが、現状今、壁の天端にちょっと反射板というのは設置されているんですが、大分ちょっと劣化もしていて、ちょっと見にくいという状況でございますので、ここにつきましても、先ほど同様デリネーター等を設置して、横に段差があるというのを視覚的に分かるような対策を、今検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

反射鏡の劣化、この写真で見て分かるということは、かなり現場でも状況は把握できるかと思うんですけれども、今何かしらの対策をしていただけるという中で、やっぱり住民の中には、ここの場所でやっぱり落ちた方もいらっしゃるという話を聞いております。希望としましては、何かしら人が落ちないような、ガードできるようなものが、住民の方々は希望はされていますが、町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

恐らく議員がおっしゃられますのは、そういうデリネーターとかじゃなくて、転落防止柵といったちゃんと柵の設置を御要望されているようなお話だとは思いますが、そういった防護柵を設置する箇所は、もっと高低差が本当に2メートルとかある場合は、本当に落ちたら危ないというところは当然そういうことをしていかなきゃいけないんですが、今50センチだからいいということは決してないんですけれども、町としてはまだその柵までは設置の必要はないのかなというふうに考えております。

ただ、御質問の中で参考資料として、①番から⑤番までいろいろ御意見いただいているんですけれども、これを通して感じることは、私どももこの道路に限らず道路パトロールというので町内の道路は確認させていただいているんですが、車で移動することが多くて、どう

しても車窓から見る事が多くて、なかなか歩かないところというのが分からないというところがございます。今回ここを合同点検というのを実施させていただいているんですけども、そういう点検などでは歩行者目線でちょっと現場のほうを点検して、こういったものについてはその都度対応のほうはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、自分も含め、なかなか歩行してみないと見えない部分というのは多くて、もちろんここだけではなく、いろいろと危険箇所はあると思うので、優先順位はあるかなとは考えます。ただ、いろいろな転落防止の高柵をつけるに当たっての基準というものも今教えていただきましたが、1番はそこで何も大きなけがにつながらなければ全然いいんですよ。ただ、もしそういうことが起きた場合に、町のほうにも大きなやっぱりデメリットというのは起こると思うので、その辺、住民の方もまた要望は出してくるかと思っておりますので、何かしら注視させていただいて、今後も住民の方が安心して通れるような場所をお願いしたいと思っております。

次に、一つ目の質問の四つ目の再質問をします。

資料ナンバー(1)の⑥の写真です。こちらのほう、高畑高島線ゾーン30ということで指定されていまして、今年度早々に住民の方からの要望書によって新しくきれいに標示をさせていただいて、とても分かりやすくなって、住民の方も本当によかったというふうに言っていたいました。私もこれによって大分改善されてきていると思っていたのですが、やはり年末とかに忙しいシーズンになるとなのかということもないかもしれませんが、やはりスピードを結構出されて走ってくる車も多いということで、なかなかその辺の啓発のほうをやっぱり住民の方ももっとできないのというようなことをすごく要望されております。この道路標示のほうの規定があるのかもしれないのですが、今現状その道路に入る出入口には、ゾーン30の標示がありますが、例えばこの写真で言いますと隣の⑤番ですね。この橋に向かってちょっと勾配になっているところ、ここにはそういったゾーン30とかそういった標示はなかったりとかするんですけども、もう少しいろいろとそういったスピードの啓発をできるような標示とかというのは、できないものかと思うんですが、町のほうはどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、御質問をいただきましたそのゾーン30区域において、写真撮っていただいたように、このゾーン30という路面標示を、入り口というか両端に今年度設置のほうをさせていただきました。また、以前には警察のほうで、この区域がゾーン30ということで、ゾーン30に指定されている区域、川尻に二つあるんですが、高畑高島線を挟んで上側が国道150号までで、下が中央幹線というところになるんですけども、その2つの区域で合わせて30か所ほどに電柱の辺りに最高速度30キロという標示と、あと、駐車禁止というのがありとあらゆるところに設置のほうはされております。そういったのをやった中で、町としてもこのようなゾーン30というのは、新たにやったんですけども、それに加えて、先ほども申し上げた答弁でもさせていただいたように、グリーンベルトの設置等も今後設置させていただきます。それに加えてソフト対策としては、警察のほうも速度違反の取締りを強化していただい

るような状況もあるんですけども、そういうのをやりつつ、また状況を見極めながら必要であればそういった路面標示の追加等も検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、現状、もちろん重々、いろいろと標示のほうの設置はされているということは理解はしているんですけども、それでもやはりなかなか運転される方の目に入ってこないというのは、なかなかその役割を果たしていないのかなと考えますので、また今後も警察のほうにも協力をいただきながら、こちらの道路を、ほかにも規制しなければならない道路に関して、運転者が落ち着いて走行できるような何かしら啓発活動ですとか対策、お願いしたいと思います。

次に、質問の二つ目の再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁いただきました質問2のほう、現状、南側の道路のほうの拡幅工事が必要であり、なかなかそちらのほうがというようなお話をいただきました。少しちょっと教えていただきたいのが、東名川尻幹線が28年度から開通されているかと思われるというようなお話でしたけれども、その後、県営吉田団地の交差点のところから南側にかかるところの東名川尻幹線で拡幅したいところの部分の確保をするために、町はどのような取組をされてきたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、議員の御質問は、県営住宅団地の南側の240メートル区間について、町は22メートルの拡幅について、どんな取組をしてきたかという御質問ということでよろしいですか。

もともとここのところは、昭和59年、幅員16メートルとして都市計画決定されていて、その頃に整備された道路でございますので、16メートルで今整備のほうができています。その後、東名川尻全区間、平成4年に幅員22メートルの道路に変更で都市計画決定をされていて、その県営住宅のところは、昭和59年頃の整備ということで16メートルのまま残ってしまっていて、現実今、片側1車線の供用となっています。その後、町は何かしたかというところでございますが、その区間については、町のほうは手をつけてございません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、いろいろと都市計画の変更等で、今現状があるということを教えていただきました。当時に比べて、車の交通量はだいぶ変わってきたかなとは感じるのはあると思う中、現状の状態で特に問題はないというような感じではないとは思うんですけども、やはり大きな東名川尻幹線を南側に走っていきますと、大きな商業施設ですとか、大きな企業さんがあつたりですとか、榛南幹線もあつたりですとかしまして、かなり利用される方はますます今後増えていくことも予想されるわけでありまして、今、吉田町のほうは、いろいろなところで防潮堤をはじめ整備のほうも行っておりまして、大きなトラックも通っていたりとかする現状もある中で、あそこの交差点のところになかなかスムーズに進まないことというのは、非常に生活をされている方にとっても、もう少しあそこの交差点のところが、今手前で2車線なのに、

交差点のところで1車線になって、ますますそこに車が集中するというその現状がなかなか理解しにくいと思うんですけども、町として何かしら前向きにそこを改善するようなお考えというのは、なかなか難しいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

東名川尻幹線につきましては、将来的には全線片側2車線の4車線化という道路ではございますが、町長のほうからも答弁させていただいたように、2つの大きな課題がございまして、現実今、4車線になっているところもございまして、片側1車線の2車線で供用させていただいている状況でございます。

そのような状況の中、県営吉田住宅団地のところは、すみません、先ほどちょっとお答えしてしまいましたが、一昨年の年末ぐらいから、私どももちょっと現場のほうを、その交通状況を確認させていただいているんですけども、タイミングにはよると思うんですが、そんな大きな渋滞というのは、ちょっと今確認できていない状況ではございます。ただ、現実、そういう状態が発生しているという声もありますので、何かできないかというところで警察と協議をしていますが、今の道路の構造、今の道路の構造といいますのは、交差点で北側は4車線確保できているんですが、南側が2車線しかない。どうしてもあの構造で議員が御提案していただいたような右折車専用レーンの設置だとか、走行車線規制信号機の時間差ですね。そういったものは今の構造ではやはり難しいという意見でございましたので、今後、交通状況、渋滞状況を見極めながら、今の形の中で何ができるかというのは、検討してまいりたいと考えております。

その中で今、ちょっと実現性は定かではございませんけれども、案の一つとしては、今、交差点の北側に中央分離帯という右側の車線と左側の車線を区別するための真ん中にコンクリの構造物があるんですが、それが今、交差点のすぐ近くまで整備をされていますけれども、そのスペースをちょっとうまく利用して、右折レーンの設置とかができるんじゃないかという検討はさせていただきたいなと考えているんですが、ただ、道路の構造だとか、いろんな条件が合って実現する話でございますので、必ずしもまだ実現できるというものではございませんけれども、そういった方向性もちょっと検討しながら今後進めていきたいなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

現状、時間帯によってはスムーズにももちろん通れる時間帯もあるのも重々自分も理解はしているんですけども、毎年住民の方からそういったお話が出ること自体が、やはり課題があるんじゃないかなというのはすごく感じるんですね。それを町のほうが、どこまでそれを重要視しているかということもあると思いますし、もちろんその現状の道路の課題は重々分かっているんですけども、やはり毎年そういうお話が出るということは、もっとやっぱり町の方もその現状を知った上で、警察との協議する中でも、もう少し皆さんに明るい方向性になるような協議につながるようお願いしたいと思います。

では、次に、質問の(3)の再質問をします。

先ほど、参考資料の(2)のところの写真が⑨番ですね。こちらのところが川尻浜河原3号

線になります。ちょっと写真のほうからでもなかなか見づらいのですが、実際かなり凸凹している現状です。こちらのほうも令和3年度当初、要望書のほうを住民のほうから出させていただいて、すぐに町のほうも対応していただいた場所でもあります。本当にこちらのほうも早く対応していただいたのはとてもありがたいお話なんですけれども、やはりなかなか状況からして、かなり広範囲の場所がこういうような状況で、同じようなことを繰り返して整備するしかできないのかどうかというふうに考えるんですけれども、その辺は町のほうは、先ほど引き続き安全に通れるような道路にするように整備をやっていきますというような答弁をいただいたんですけれども、実際にそのところどころの整備ではなくて、もう少し全体的な道路のほうの整備とかというお話はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この川尻浜河原3号線もそうなんですけれども、海岸線近くの、特に沿いの道路は同じような状況が多くちょっと見受けられるような状況でございます。このような道路では、道路穴の補修の跡が目立って、決して快適な走行ができるという結びつくような状況ではないというふうには感じております。

そのような状況ではあるんですが、これまでも事故につながるような道路穴の補修というのはすぐに実施してまいりました。今後につきましても、道路穴の局所的な対応は速やかに実施していくと共に、もう少し全面舗装というのはなかなかちょっと費用面でも難しいところはあるんですが、もう少し広範囲に補修して、今の状態よりももう少し高いレベルに持っていきたいという、そういうふうを目指したいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、同じような状況の道路がたくさんあることから、交通などの利用状況、また、舗装状況を見極めながら、対応のほうはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

同じような道は、多分いろいろなところに存在しておりますので、なかなかすぐに全体的な整備にという話までは至らないかなとも思いますが、今後、防潮堤のほうの整備がどんどん進んでいくことによって、海岸のほうに見える方も増えてくると思うんですね。そういった中で、またこういった道というのが、いろいろな方に利用されることも考えられるので、今後もいろいろと安全面も含めて気にしていただきながら、町民の方の要望のほうには瞬時に応えていただきたいと思っております。

あと、最後に、質問5に対しての再質問をさせていただきます。

今後、町が取り組んでいるシーガーデン構想の中に、吉田公園周辺は大きな役割を果たしていくと考えられます。それに伴い、東名川尻幹線は町にとって、ますます重要な道路になっていくと考えておりますが、先ほどの町長答弁でもありましたが、再度、町は東名川尻幹線の将来像をどのように描いているかお願いします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

先ほども申し上げましたとおり、東名川尻幹線は将来的には片側2車線、全線4車線という計画をされますので、最終的にはそのような形に持っていく必要はあると思っております。

ただ、今現実、二つの課題がありまして、特に大きな課題は、住宅団地のところの南側の4車線化というところで、ここは答弁させていただいたように、県へ移管する計画もございませぬので、今後、まだ移管の時期も未定ではございますけれども、県と調整しながら、また進めていきたいなと思っております。

また、もう一つの課題である中瀬下片岡線ところにつきましても、今後、課題の解決に向けて検討のほうは進めていきたいと。いずれにしてもその2つの課題をクリアしたときに4車線が実現すると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

安心した生活道路への取組について、いろいろ再質問させていただきました。町のほうも今までも重々いろいろと安全対策、道路の安全な確保、整備を続けている中、今後もさらに注視して整備していただくという答弁をいただきました。令和4年2月22日の静岡新聞に掲載されておりました、町長が目指す吉田町「新たな安全に注力」へ一つ近づいたと考えます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◇ 山 口 一 博 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、5番、山口一博君。

〔5番 山口一博君登壇〕

○5番（山口一博君） 5番の山口です。

事前に通告したとおり質問いたします。5歳から11歳のコロナワクチン接種について質問いたします。

COVID-19新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、約2年が過ぎた今なお終息が見られない。当町では、令和4年2月9日時点でコロナワクチン接種済みの割合が、既に12歳以上で91.8%、12歳から19歳の2回目接種者が87.9%となっていて、今年3月から5歳から11歳を対象とした接種が始まろうとしています。

一方、厚生労働省では、令和4年1月21日に開催した新型コロナワクチン接種と副反応との関連性を議論する専門部会において、2021年2月17日から2022年1月14日までに新型コロナワクチン接種後の死亡疑いが1,444件あり、重篤者は6,370人と発表しています。あわせて、令和4年2月10日厚生労働省は、ワクチンと因果関係のある健康被害が認定され、被害補償の対象が518人いると発表しています。接種者が約1億人いる中ではごく僅かとも言えるかもしれませんが、過去40年余りのインフルエンザの被害補償認定の総数177人を大きく上回っていて、現在も審査未了が500件以上あり、このペースでは1,000件を超えるのは時間の問題ではないかと思われる中、身体的に未熟な年代が、ワクチン接種により健康被害の懸念があります。

以上を踏まえ、以下の点について質問をします。

(1) これまでも使用されている新型コロナウイルスワクチンについては、ファイザー製薬

株式会社は、有効性も安全性も2023年5月まで不明の臨床試験中の実験試薬と発表している。当町では、どのような科学的データや根拠で接種を続けていますか。

(2)2022年2月21日厚生労働省のデータにより、現在10代のコロナ感染死亡者と重篤者がゼロにもかかわらず、さらに低年齢の5歳から11歳の子供へのワクチン接種はリスクが大き過ぎないかと私は考えますが、当局の見解は。

(3)医療法や予防接種法によるデメリットを伝える方法や保護者が分かりやすいツールは、国からの資料以外にありますか。

御答弁よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、現時点における当町の5歳から11歳の小児に対する新型コロナワクチンの接種計画につきまして御説明いたします。

新型コロナワクチン接種は、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、同法第6条第1項の臨時接種とみなして厚生労働大臣の指示の下、市町村が主体となり実施しているものであり、5歳から11歳の小児に対する接種につきましても、1月21日に国が特例承認した5歳から11歳用のファイザー社ワクチンを使用し、2月21日に改正された予防接種法関係法令や厚生労働大臣の指示に基づき、努力義務の対象としない臨時接種として、国の指示、都道府県の協力の下、市町村が主体となって実施することとなりました。

この小児接種につきまして、当町では、昨年11月16日付の厚生労働省からの接種体制の準備についての事務連絡通知を受け、体制確保のための準備を開始し、町内の小児科の先生方にも助言をいただいた上で、集団接種を核とし、町内クリニックでの個別接種で補完する形での接種体制とすることといたしました。

その後、2月21日に正式に臨時接種として位置づけられたことから、2月24日には接種対象となる約1,700人の小児接種に関する情報提供資料とともに接種券を発送したところでございます。

また、小児接種の予約につきましては、公益社団法人日本小児科学会から、基礎疾患のある子供へのワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ効果が期待されている旨の考え方が公表されたことを鑑みまして、3月8日及び9日に基礎疾患を有するお子様の優先予約を実施した後、3月10日から一般予約を開始し、昨日から、吉田町総合体育館において小児の集団接種を開始したところでございます。

今後は、5歳に到達した小児に対して順次接種券を発送するとともに、引き続き、吉田町総合体育館での集団接種を核とし、町内クリニックでの個別接種で補完する形で、被接種者それぞれの持つ環境への配慮や接種の安全性を十分に確保した上で、小児接種を実施してまいります。

それでは、5歳から11歳のコロナワクチン接種についての御質問のうち、1点目の、これまでも使用されている新型コロナウイルスワクチンについては、ファイザー製薬株式会社は、有効性も安全性も2023年5月まで不明の臨床試験中の実験試薬と発表している。当町ではどのような科学的データや根拠で接種を続けているのかにつきまして、12歳以上に使用しているファイザー社ワクチンに関する御質問と捉えてお答えをいたします。

現在、12歳以上における1回目、2回目の初回接種と3回目の追加接種では、ファイザー社ワクチンを使用しておりますが、臨床試験で有効性と安全性に関して厳格な評価が行われた後に、国の特例承認を受けて使用しているものであり、その上で効果の持続性などを確認するため、現在も臨床試験の一部が継続されております。

なお、5歳から11歳の小児に使用するファイザー社ワクチンは、12歳以上に使用しているファイザー社ワクチンとは別製剤となり、用法や用量などについてもそれぞれ異なるものとなります。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引の中では、国・都道府県・市町村のそれぞれの役割を示しており、国の主な役割としては、国は製造販売業者等と連携し、品質、有効性及び安全性のデータの収集・分析を行うとともに、医薬品医療機器など法の薬事承認等を通じて予防接種の有効性及び安全性を十分に確保するほか、新型コロナワクチンの接種に当たっては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるよう、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について情報提供を行うものとしております。

都道府県の主な役割としては、複数の市町村にまたがる調整や助言、市町村で対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保するとしており、市町村の主な役割としては、国が作成した情報提供資料を活用して、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行うとともに、新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じるものとしております。このように国が特例承認したワクチンにつきましては、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割を担い、接種を推進しているところでございます。

次に、2点目の2022年2月21日厚生労働省のデータにより、現在10代のコロナ感染死亡者と重篤者がゼロにもかかわらず、さらに低年齢の5歳から11歳の子供へのワクチン接種はリスクが大き過ぎないかと私は考えますが、当局の見解はについてお答えをいたします。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、小児へのワクチン接種の有効性は、5歳から11歳における2回目接種後7日以降の新型コロナウイルス感染症の発症予防効果が90.7%であるなどの報告がされていますが、現時点において、オミクロン株に対する科学的データが確定的ではないことも踏まえ、小児接種での努力義務の規定はしないこととなり、今後の最新の科学的知見を踏まえ、改めて同分科会において議論されることとなっております。

また、副反応については、5歳から11歳の接種においても12歳以上の方と同様、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱など、様々な副反応が確認されていますが、現時点で得られている情報からは、ほとんどが軽度または中等度であることから、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。

5歳から11歳の小児が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たりましては、被接種者の体調や置かれた環境を考慮しつつ、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、保護者の皆様に十分理解していただいた上で接種を判断していただく必要がございますので、町といたしましては、新型コロナワクチン接種を希望する保護者やお子様に対し、ワクチンの有効性・安全性や接種後に起こる副反応への対処方法などの情報を、接種券送付の際や、町ホームページにおいて分かりやすく正確に提供するとともに、保護者が抱くワクチン接種への不安や判断への迷いを十分に理解した上で、保健師が相談に応じる体制を整えておりま

す。

議員の御質問にございますワクチン接種のリスクに関する当局の見解につきましては、町としてお答えすることは難しく、保護者の皆様には、接種の有効性とリスクをそれぞれ比較し、最終的に保護者の同意の上で接種を検討していただきたく考えております。

最後に、3点目の医療法や予防接種法によるデメリットを伝える方法や保護者が分かりやすいツールは、国からの資料以外にあるのかにつきましては、質問にございます医療法や予防接種法によるデメリットを伝える方法がどのようなものを示しているのか判断できないため、予防接種法の周知義務や当町の対応につきまして申し上げます。

予防接種を行う場合には、予防接種法施行令第6条の規定に基づき、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項やその他必要な事項を接種対象者に周知する義務が市町村長に課せられております。

こうした中、町では、接種券を送付する際に、新型コロナワクチン接種の有効性や安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応、まれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について厚生労働省が発行した説明資料を同封し、さらに町ホームページでは、公益社団法人日本小児科学会や公益社団法人日本小児科医会の小児接種に関するホームページへの外部リンクを掲載するなどの対応をしております。

今後も引き続き、ワクチン接種のメリットとデメリットについて、十分理解した上で接種の御判断をいただけますよう、保護者の皆様に対し、国や関係機関が作成した資料やその他のツールを活用して周知するとともに、国から発信される新たな情報についても迅速かつ正確に提供できるよう対応してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきます。

この5歳から11歳までの保護者は、ちょうど私の子供の世代に当たります。なので、いろいろと広く町内外の方の実情を聞いたところ、ちょっとこれと言っていたきたいということが意見がありましたので、ちょっと最初まずこれをお聞きしようと思って用意してあります。

まず、当町のLINEアプリですけれども、新型コロナウイルス感染症患者の発生についてと通知がいつもありますが、陽性反応者数と感染者数に変更できませんかということをやちょっと言われました。私もLINEアプリをやっていますけれども、いつも何月何日何名が確認されたと通知がありますが、感染者数イコール患者数ではなく、感染者数の中に患者数があり、感染者数は常に患者数よりもずっと多いという原理であり、厚労省の発表では、つまり新型コロナによる症状がある者と無症状病原体保有者、つまり新型コロナにかかっているけれども、病状のない者イコール見た目は全くの健康児を明確に分けています。少しでも町民の不安材料を減らすことも、町の目指していることではありませんか。

日本の現在のPCR検査は、世界でもCt値が40と高く設定していて、開発した博士自身もPCR検査を感染症の臨床検査に使用すると、大きな混乱を招くので用いるべきではないと最初から言っております。

そこで、担当課の方にお聞きしますが、擬陽性数が出やすく、民間の検査箇所が増えるに

従って、比例して感染者数が増えていることや、2回目、3回目の接種が済んでいる国ほど感染者数が増えていることを踏まえ、現在表記している新型コロナウイルス感染者患者ではなく、陽性反応者数と感染者数に変えることはできませんか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

新型コロナの感染者の関係の公表につきまして、防災課のほうで御説明させていただきます。

まず、町のほうで載せさせていただいております感染者の情報につきましては、静岡県を基につくらせていただいているものでございます。県情報が町で分かる情報の全になりますので、その情報を知らせていただくものになるので、県情報の周知でしかちょっとあり得ないというようなことでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 県の情報をそのまま載せていっているということなんですね、分かりました。

じゃ、最初の質問(1)のほうをちょっと質問をさせていただこうと思っておりますけれども、町長答弁にありましたけれども、これ以上の、例えば安全性、私がちょっと質問したのは、科学的データや根拠で接種を続けていますかというのを質問したんですけれども、今の御答弁の中ですと、ちょっと違っていたような私気がしたんですけれども、これ以上のことは何かお話ありますか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町長の答弁にございましたように、国の特例承認を受けたワクチンを使って臨時接種としてこのコロナワクチン、市町村で行うようにという指示の下、行っているものですので、町独自にその科学的データを読み込んでどういった判断をするかということよりも、国の指示に従って接種体制を確保して、皆さんに接種していただいているということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 国以上の科学的データは持ち合わせていないということになると思います。

通告では、私書きましたけれども、2023年5月と記載してはありますが、直近の発表では、ファイザーが2024年2月8日、モデルナが2024年1月6日、アストラゼネカが2023年2月14日まで治験は終わらないと新たに発表しております。私自身はワクチンを接種してほしなくても、接種をしないでくださいと言いたいのではありません。せめて、治験の終了するまで待っても遅くはないのですかという、どっちかというワクチン接種の慎重派だと思っております。安全性を担保する材料が、町民にうまく情報として伝わっていないことを、私はちょっと懸念をしております。通告文にあるように、接種後の死亡疑いや重篤者数や健康被害の認定数が事前に分かるように保護者に伝わっていますか。

私自身も、私たちの子供や孫も、幼いときに、何の疑いも考えもせずにいろんなワクチンを小さいとき打っていました。町から案内があれば会場へ行き、順番を待って打ってしまし

た。今も、新型コロナワクチン接種も、いつもと同じように、たんたんと町民の方は多分接種をしていると思います。義務のように町民の大半は接種が済んでいると思います。言葉はちょっと過ぎているかもしれませんが、接種券が来れば、会場へ行って接種をしているというのが現状だと思います。

1年前からコロナの接種の情報というのはいろいろ始まりまして、去年の5月から接種が始まったわけなんですけれども、ちょうど1年前にコロナワクチンの情報は、遺伝子組換えワクチンが人類史上初という怖さがあると。人類初ということは、治療法が確立されていないという懸念がありました。それと、アナフィラキシーショックが心配されていて、生殖機能に害を及ぼすと1年前はありました。今となつては、1年前の情報があながち間違っていないのではないかと、今は私は思います。

町長の3月1日に施政方針で言われるように、2月末時点で町民の82.9%が2回目までの接種を終えていると述べられていました。その中で、ワクチンの有効性と副反応について、正しい情報を広く周知し、皆様の不安を取り除きながらとも発言されています。

ここでちょっと質問をしたいのは、今現在、町が保有しているワクチンは、デルタ株以前の有効性で作られたワクチンにもかかわらず、オミクロン株の抗体化はなぜあるのでしょうか。もう一度繰り返しますが、日本に現存するワクチンは、第5波までの武漢型ウイルスに対抗するものであります。そのようなワクチンで、本当に5歳から11歳の子供たちが接種して、感染防止、重症化は防げるのでしょうか。ファイザーではオミクロン株用のワクチンは今年の秋に完成していると言っております。このあたりの御答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

5歳から11歳の小児用のファイザー社のワクチンにつきましては、保護者の方に郵送をしております国が作った説明書の中にも、その有効性のデータはオミクロン株より前のものというような説明もされております。オミクロン株に対するそういったデータがないというところで、通常は臨時接種というものは、接種勧奨と努力義務がセットになって法律上規定をされますが、その厚生科学審議会の中で、現在のオミクロン株に対するデータがないということで、努力義務から適用から外すといった議論がされ、その判断に至ったというふうに聞いておりますので、その情報につきましては、その説明書に書かれているというところで、お知らせをしているところになります。

その条件の中で、この今ファイザー社の小児用のワクチンを使用して臨時接種を希望する方にはするようにという指示がありますので、その規定の中で今接種をしているということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 今、努力義務ということが答弁の中にありましたので、その件についてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、今、課長がおっしゃるように、5歳から11歳のワクチン接種の努力義務は外れました。実は5歳から11歳は、最もワクチンが不要な世代と言われていています。2歳未満は風邪など、どんな感染症でも一定数肺炎や気管支炎を起こして重症化して入院をしています。インフルエンザやRSウイルスなどは、年齢が低いほど致死率が高くなるが、1歳から9歳の死因の5位で、多い年で百数十人の子が亡くなってい

ます。コロナ禍では15歳未満で十数万人が感染しているが、誰一人として亡くなっていません。努力義務なし、接種勧奨ありのインフルエンザワクチンのように、希望者による申告制になぜならなかったのでしょうか。接種券を発送するということは、積極的な勧奨に当たりませんか。先ほども述べましたが、接種券が通知されれば、会場に来て打ってしまう方のほうが多いと思います。また、扶養されている子供に対する十分なインフォームドコンセントの欠如は、過失を表す可能性があり、もし、十分な情報が提供されていなければ、ワクチンを注射する責任者は過失の罪に問われ、有害事由について訴えられる可能性があります。町は、接種券の一律送付による同調性により、12歳から19歳の接種率は2月9日現在、2回目で87.9%となっています。

ちょっと御質問しますけれども、今日時点で5歳から11歳の予約状況というのはどのぐらいになっていますか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

予約状況につきましては、3月8日、9日に基礎疾患がある子供さんの優先予約を始めまして、10日から一般予約ということでさせていただいております。昨日3月14日に集団接種の1回目を終えたところになります。

昨日までの予約の状況ですが、1回目と2回目をセットした日程が6日程あります。その中で、予約枠を設定した中で、約60%ほどの予約が埋まっている状況になります。加えまして、3月までに1回接種ができる日程が、二つの日程がありますが、そこにつきましては、9割ほどの予約が入っているという状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 昨年から始まった第1回のワクチン接種と比較して、どういう状況なんですか。今、全然少ないよという感じなんですか。それとも、予想より多く来ているという感じなんでしょうか。まだ始まったばかりなものですから、ちょっと言えないのかもしれないけれども、どういう感じですかね。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

5月から始まったワクチン接種の1回目というのが、まず、65歳以上の最初の頃ということで答弁させていただきますが、65歳以上の接種に対して予約は殺到していて、議員も御承知のとおり、コールセンターが繋がらないだとか、予約の取り方は今の方法はよくないのではないかとといったくらいの御意見をいただいたような状況でした。それに比べますと、5歳から11歳は、そういった御意見だとかそういった問合せもなく、予約を取っていただいている状況にあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5歳から11歳のワクチンは接種して、もうちょっと遅いのかもかもしれませんが、私の希望としたら、保健婦さんが心配ある方には相談に乗るという町長答弁の中にあっただけですけども、例えば、さっき言ったようにベネフィット、メリットやデメリットを保健婦さんがその人たち個人個人に、20分でも30分でもいいので、一人一人に御説

明をする時間というのが、もし設けていただければ、迷っている方がというように思うんですけれども、そのあたりを、例えばもう1回目終わったんですけれども、2回目以降の接種のときには、例えばそういう方法を取るか考えるかというお考えはありませんか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

昨日1回目接種が終わりましたが、保健師がその場で箇所箇所にいまして、御相談があればそのブースを使って相談ができるような体制を取っておりましたが、昨日の状況ですと、もう既に接種を希望されて会場に来られた方は、相談をしたいという意向もなくという言い方は変なんですけれども、先生にしっかり予診を受けていただいて接種まで流れる、流れるといった言い方は変なんですけれども、個別接種並みの集団接種ができたというふうに考えております。

そういったことから、会場でその20分くらい時間を取って、希望があれば相談に乗りますが、方法によっては、その子供さんがやるぞということで家族で相談をして来られた子供さんを前に、どこまでどういった説明を私どもがするのかだとか、そういったところについては、大変慎重にしなければいけないと思っています。

ということは、まず、若い年代の方で会場で体調を崩される方は、血管迷走神経反射といって、すごく不安が強くなったりだとか、そういった刺激によってそういったことも起こりますので、おうちの中でしっかり話をできてきていただいて、接種をするという方については、もうそのまま医師の予診を受けていただいて、接種を受けていただいたほうが安全に接種ができるというふうに考えておりますので、相談をしたいと言われれば時間をかけることはできますが、一律全員にということはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 多分、今、課長が言われるように、家で相談をして打つ気持ちで、相談をされてから来た方には多分接種されて、効果が現れてくれれば本当に一番いいと思うんですけれども、ただ、アメリカ辺りですと、ちょっといろいろデータが出ていまして、例えばニューヨークの保健当局が2月28日にオミクロン株でのワクチンの効果をもう発表しております。ファイザー製のワクチンは、2回接種後、2週間から4週間後効果が60%に落ち、20から24週間後には効果が10%になるとしています。これは、数としては122万人のデータです。5歳から12歳の122万人のアメリカのデータですので、あながち違っているとは私は思いません。ワクチンの効果が早く落ちるのは、課長おっしゃるように12歳から17歳に比べ、3分の1の量を5歳から11歳は。なので、量が少ないので効果が落ちているのではないかと分析もしております。

このようなこと自体をやっぱり知らないで来ている方が結構多いと思うし、調べてまでもというふうに思っているのですけれども、例えば副反応について何か御質問とか、5歳から11歳ではなくてもいいんですけれども、そういったのは担当課には相談というのは来ていますか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 今まで接種された方で、その後の副反応についての御相談ということでよろしいでしょうか。

接種した翌日であるだとか、そういったときには発熱の状態であるだとか、痛みの状態であるだとか、そういった副反応についての御相談もございますし、その後、こういうことは副反応に該当するのだろうかだとか、そういった健康被害に至るまでの御相談も数件受けてはおります。どこまでを副反応というかだとか、そのあたりもなかなか難しいことだとは思いますが、接種後の健康相談ということでは、相談を受けております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 以前、教育委員会の担当課長のほうに吉田中学校の副反応で休んだ子はどのぐらいいるのかとちょっと聞いたんですけども、ちょっと改めて聞こうと思ったんですけども、私の知っている中学3年生なんかも、受験がちょうど今終わった時期なんですけれども、去年の秋ぐらいにちょっと皆急いで打って、みんな1週間ぐらい休んでいるという子が結構聞いたんですけども、吉田中学校で副反応による欠席や長期間休んでいる生徒はいないのでしょうか。例えば、アメリカ辺りのさっきのデータですと、10%の人が起き上がれなくて学校に行けないというデータもあるんですけども、そのあたりは担当課は聞いていますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

中学校におけるワクチン接種に伴う副反応で欠席されたかどうかということの人数把握の関係なんですけど、こちらについては、学校のほうでは当然欠席者の人数については把握しております。という中で、じゃ、副反応で休んだかどうかということについては、クラス担任の先生とか、そういった部分的に養護教諭の先生の一部とか、そういった部分的には分かっている部分はあるんですけど、資料として教育委員会として持ち合わせていないというところになりますけれども、実際に私のほうで小学校も含めて中学校の養護教諭の先生に、今回のワクチン接種に関して、副反応で休んだ方はどんな感じ、数字ではなかなか表せないですけど、どれぐらいいますかという問合せをしました。そのところ、実際接種した翌日に副反応らしきものの発熱で休んでいるという者はいるということです。実際国のほうからの情報で、厚生労働省が発行している中でも、ワクチン打った後に症状が、発熱、倦怠感、頭痛等が見られるということで書いてある、これが50%以上が注射した部分の痛み、疲れた感じとか出たりとか、10%から50%は頭痛とか腫れ、筋肉痛、寒け等とかということで、書いてあるとおりの、大体それぐらいの割合が何かしらで休んでいるというような状況になっているのを聞いております。

ちなみに、実は先ほども町長答弁でもありましたとおり、昨日から5歳から11歳のワクチン接種が始まりまして、昨日、ある小学校ですけれども、ワクチン接種を受けるために早退した児童が、ある小学校では17人いたということを聞いております。その中で、本日副反応で恐らく休んだんじゃないかと言われる者は4人というふうに聞いておりました、割合で言えば、そんな形で休んだ者がいるというような情報が先ほど確認取れておりますので、お知らせをいたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） その4人というのは多分、年齢、学年とか、これから全然初日だから

まだデータ等が出ていないと思うんですけども、また、何年生とかというのは分かるんでしょうか。分からなかったら全然いいんですけども。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

何年生かまでは聞いていない状況です。申し訳ございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 接種券の配布は担当課が一斉で1,700数名の方に2月24日ぐらいまでに発送したということだったんですけども、ちょっといろいろ全国的に教育委員会として、5歳から11歳の保護者用に接種券について、お手紙とかを出した自治体もあると聞いています。保護者宛てにその接種用に案内文や手紙等をというものを委員会で考えたことはあるんでしょうか。保護者用にですけども。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教育委員会として、保護者用に出すための通知を考えたことがあるかどうかということですが、ワクチン接種につきまして、厚生労働省の管轄というところでやっていただいております。そういった中で、ある意味専門外からの見地で、こちらから下手に通知すると、いろいろまたちょっと情報がうまく伝わらない部分とか、齟齬が生じてしまうという観点があるものですから、このワクチン接種に関しましては、基本的に厚生労働省から、国から下りてきた指示に基づいて予防接種法、それに基づいて、健康づくり課窓口でやっていただいておりますので、その流れに沿って、教育委員会としては特にやることはないというような状況で今回はいっているということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

副反応について、今学校環境をお聞きしまして、通告文にありますように、2月17日時点でも死亡疑いがあるというのが1,444件で、多分今ですと1,450件ぐらいにはなっていると思うんですけども、超過死亡についてちょっとお聞きしようと思っております。

コロナの影響かどうかははっきりは分からないんですけども、全国的に2020年には死者数が137万人で、前年度に比べて8,338人減っております。2021年度は145万人として6万7,000人増えております。ワクチン接種が始まった時期と呼応しております。全部が全部死因というのは判別できていないと思うんですけども、毎年日本では130万人が死亡していて、そのうちの100万人が80歳以上です。インフルエンザは毎年1,000万人ぐらいかかっていて、1万人がそれが原因で亡くなっております。去年3月までですと、新型コロナですと、8,000人ぐらいが亡くなっているというふうには発表してありますけれども、当町では、この超過死亡というものは数字というのは分かりますか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 超過死亡という概念がちょっとよく分からないので、具体的にどういふものか教えていただかないと我々のほうも答えようがございませんので、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 言っても多分データ取ってなければ答えようがないので、これはじゃ、いいにします。

最後のほうの質問になると思います。

さっき、小児学会のほうの話を町長答弁のほうされたと思うんですけども、実は、公益社団法人日本小児科医会のほうでは、このように発表しております。

我が国の小児における新型コロナウイルス感染症の状況は、成人に比べ感染者数をはるかに少なく、感染者においても症状は極めて軽いか無症状の場合が多い。一方、5歳から11歳の小児に本ワクチンを接種した場合の効果や副反応に関するデータは我が国には存在せず、諸外国においても、その数は限定的であるとしています。また、副反応として心膜炎、心筋炎などについて十分な注意と対応が必要としています。本ワクチンの効果は、そもそも重症化することがまれな小児期の接種は、成人と同等ではないと最後に締めくくっております。この医会の発表を踏まえて、私はこのコロナワクチンの接種の合理性が見いだせないものが三つあると思って今日は来ております。

まず、このコロナワクチンに対してのエビデンスがないということです。令和4年2月9日の衆議院の予算委員会で、後藤厚生労働大臣の答弁として、オミクロン株については、5歳から11歳の直接のデータは現時点では存在していないと言っております。また、薬事・食品衛生審議会においても、5歳から11歳に対しても、成人同様の効果があると推測されると。データは示すものではなく、あくまでも推測の範疇というふうに言っております。

二つ目として、健康な子供の重症化は極めてまれというふうになっています。第30回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の2月10日で発表しています、5歳から11歳のデルタ株の流行化期肺炎割合以上が0.2%。オミクロン株は0.08%と少数にとどめております。また、2月17日時点で、年代別の重症化率も死亡率も19歳以下はゼロパーセントです。第69回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議ですと、オミクロン株は若年層にとっては軽症で推移する季節性インフルエンザ並みの感染症であり、小児にとっては、インフルエンザ脳症の発症がないため、インフルエンザのほうが重症化率が高いと言えます。

3番目としては、副反応のリスクが高いと私は思っております。第76回の分科会、2月18日発表ですと、ワクチンの副反応疑いの報告があります。接種回数が2億365万回で、2月18日時点ですと、死亡が1,474人、重篤患者は6,454人、12歳から19歳の接種後の死亡が59人、重篤反応が1,877人、心膜炎、心筋炎の疑い報告が、19歳以下が男性で156人、女性で19人、合計で175人います。このようなデータや合理性が保護者に伝わっているのでしょうか。

さっき言ったように、接種前に少しでもお時間あれば、このような説明があれば、考える方もいるんじゃないかと私は思っております。

最後になりますけれども、資料を1枚添付しております。

大阪の泉大津市のホームページからなんですけれども、これは5歳から11歳のものではなくて、初回接種を希望される皆さんへという形になっております。ここに市長のメッセージとして、接種は強制ではありません。接種による感染予防効果や中長期的な人体の影響については明らかになっていないとしています。

また、大阪府のデータとして、第6波は重症化率0.05%、死亡率は0.02%と、過去と比較してもオミクロン株についてデータを示していない。副反応疑いやすぐに起こる症状や、最

後に健康被害救済制度についても載せております。

このようなデメリットといいますか、事実これは全て厚労省のデータから導いております。こんな感じに保護者に2回目以降とか、今日の新聞報道によりますと、12歳から17歳のワクチン接種の3回目が、4月から準備しろと厚労大臣の指示があったようです。やはり3回目、または成人の4回目というのはこれから出てくることなんでしょうか。課長にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

まず最初に、12歳から17歳の3回目接種については、まだ正式に法整備が整っていない、審議会でもまだ審議の結論が出ていないところとしながら、それが整った場合には、接種ができるような体制を整えるようにといった厚労省からの通知が3月11日付でございました。ですので、またそういった国のほうで法整備等準備が整って、また、市町村に指示が来た場合には、接種ができるような体制を整えなければならないというふうに、今受け止めておりますが、4回目接種については、報道等ではワクチンを確保したほうがいいだとか、そういった議論も国のほうでされているとか、報道等では私も見聞きはしてはおりますが、国から正式に何か町に対して準備をなさいであるだとか、そういった情報は来ておりませんので、そこについてはお答えはできない状況にあります。

それから、先ほど副反応等の国のデータを使っての説明といった御意見もございましたが、国の審議会の中で、様々なデータを使って最終的な結論を導き出させていただいております。その中で、同じデータを読み取って、それぞれのそのデータの条件だとか背景だとか基幹だとか、先ほどインフルエンザの話もありましたが、属性が違ったりだとか、基幹が違ったり、法律的な背景が違った場合は、それを単純に読み合わせていいのかどうか、私どもには判断ができませんので、審議会のほうで至った結論というものを御説明をさせていただくことがあるかと思いますが、そのデータ一つを取って数字として何か説明するということは逆によくないことだと思っておりますので、これからも国の審議会等の結論、それから保護者に伝えなさいといった国の情報、そういったものを伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 最後にします。担当課が真摯に休みもなく働いているのは知っています。

最後、町長にちょっとお聞きしようと思います。

コロナが2年騒動が続いております。最後、終息が見えてこない状態です。今後どのようになってしまうか、もちろん町長も分からないとは思いますが、ただ、今全員がマスクをしています。コロナウイルスはマスクも中に入ってきてしまいますので、マスクはあまり必要じゃないというふうに、今もう全国的に広がっておりまして、先日会ったママさんは、800万枚の冊子を学校前でマスクは要りませんよという冊子を今配ろうというふうな状況です。

ちょっとお聞きしたいのは、例えば小学校、中学校とも授業中にマスクをしたり、それを幼稚園とか保育園の方にも強制を今強いております。幼稚園の先生に聞けば、苦しかったら取ってもいいような話になっているんですけども、例えば小学校2年生ですと、2年間笑

顔も見られないような授業になっております。黙食とって、黙って食べるというふうになっているということで、今日の質問とはちょっと離れているかもしれませんが、行政のトップとしてコロナ禍はどうに終わっていくのかというふうにもし御感想があれば、教えてもらいたいと思うんですけども。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 全能の神ではございませんので、先のことは見通せません。申し訳ございません。

○5番（山口一博君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 以上で、5番、山口一博君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力をいただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時07分

開議 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会22日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第14号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第14号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いをします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第16号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第17号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第3、第17号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第18号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第4、第18号議案 令和4年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第19号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第20号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第21号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第22号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第23号議案 令和4年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均です。

私は、令和4年3月吉田町議会定例会に議案提出されました第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算について、反対討論をいたします。

本議案は、令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）で債務負担行為をすることができる事項、川尻南部汚水幹線工事、限度額1億780万円を含んだ令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算である。

参考資料ナンバー13番のうちの中の予算附属書類から、支出の工事請負費3億9,200万円のうち管渠建設改良2億6,800万円は、令和3年度第4回議会の債務負担行為の限度額1億780万円と令和4年度の管渠建設改良費の合計であると説明いただいた。

第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類から、(2)資本的収入及び支出の予定、収入は資本的収入8億4,961万5,000円であるが、内訳は、受益者負担金が300万2,000円、その他は国庫・県支出金1億円6,355万円は交付金、あとは企業債、他会計負担金、他会計補助金の合計6億8,306万3,000円は一般会計からの負担金や補助金等で、補助金と税負担である。

支出は、資本的支出8億7,522万円のうち建設改良費4億4,735万7,000円、企業債償還元金償還金が4億2,786万3,000円である。

令和4年度の下水道敷設計画は69区画であり、現存する建物への下水道の切替えが36区画、新規が33区画であると確認している。その工事金の合計が2億6,800万円であると計算する。

他方、現在町が進めている合併浄化槽設置事業には補助金制度があり、限度額が定められ

ている。限度額については、公共下水道計画区域外では、建物の新築に伴う場合と合併浄化槽へ付け替える場合の限度額は、5人槽で本体工事費が33万2,000円、7人槽で41万4,000円である。

(2) 建築確認を伴わず、単独浄化槽から合併浄化槽へ付け替える場合の限度額は、5人槽で本体工事費が33万2,000円、宅内配管工事費30万円、撤去工事費9万円、合計72万7,000円、7人槽では、本体工事費41万4,000円、宅内配管工事費30万円、撤去工事費9万円、合計80万4,000円が補助される。

(3) 建築確認を伴い、単独浄化槽から合併浄化槽へ付け替える場合の限度額は、5人槽で33万2,000円、撤去費用9万円、合計42万2,000円、7人槽で本体工事費が41万4,000円、撤去工事費9万円、合計50万4,000円である。

2といたしまして、公共下水道事業計画区域内では、5人槽、本体工事費17万7,000円、7人槽で22万円となっている。

合併浄化槽の補助金は、国・県・町のそれぞれが負担をしている。町の補助は約55%であると伺った。特に、全域が下水道区域外として計算すると、5人槽で36区画、72万2,000円、33区画、33万2,000円の足したものが3,794万4,000円。これは先ほどの36区画と33区画の説明に基づいて計算をいたしました。

5人槽でのトータルは3,794万4,000円で、町の負担額は、55%を掛けますと2,086万9,300円となります。7人槽では、同様に2,343万3,300円が補助合計となります。

あくまで下水道区域外として仮定しての試算ではあるが、合併浄化槽をしたときに係る費用は、5人槽で補助金は3,800万円、吉田町の負担金は2100万円、7人槽以上では補助金4,260万円、吉田町の負担金は2,340万円と推計される。

公共下水道事業管渠建設改良費用2億6,800万円に対し、合併浄化槽での財政負担は11分の1以下と非常に少なくなる。

下水道区域内で試算すると、合併浄化槽で5人槽では1,221万円、下水道事業の22分の1、7人槽では1,518万円で17分の1が吉田町の負担である。

もう一つは、市町村設置型を利用した場合には、負担とするお金は発生しません。

以上の結果、事業計画の見直しは必要であると考えます。ストックマネジメントの必要性も全くありません。費用はかかりません。

道路のアスファルトの工事については、道路表層の3ないし5センチのアスファルト舗装を剥がすのみで未舗装と同等になり、金額的には工事費の1%に満たない金額であると思います。

以上、生活環境及び水環境の保全のため、財政的に合理的な合併浄化槽による水洗化を推奨し、第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算についての反対討論といたします。

以上。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 私、平野 積は、第24号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業企

業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国は、令和8年をめどに汚水処理人口普及率95%を目標としており、吉田町もそれを目標とし、できる限り早期整備概成を目指しています。

汚水処理人口とは、公共下水道人口と合併浄化槽整備人口を足したもので、吉田町の普及率は、環境省の発表では令和2年度末79.2%で、静岡県内では第12位です。

吉田町から出る水をよりきれいにするための汚水処理人口普及率の向上は、計画区域内は公共下水道整備、計画区域外は合併浄化槽整備、それらを両輪として推進していかなければなりません。私はこの施策を認めています。

吉田町は、合併浄化槽整備に関して、令和3年度から計画区域外での単独浄化槽から合併浄化槽の付け替えにおいて、宅内配管工事や単独浄化槽の除去費にも補助を出すこととし、令和4年度の予算額は、ほぼ倍額の6,254万6,000円といたしました。

公共下水道に関しては、全体計画区域を920ヘクタールから379ヘクタールに縮小し、令和8年度までの管渠整備完了を目指し、事業を推進しています。

令和4年度の予算に関しては2億2,600万円で、川尻南部汚水幹線の管渠工事を行い、7,400万円で処理場の整備改築工事を実施、処理場の延命化を図ります。

また、一般会計からの補助金及び負担金は対前年度約6,000万円の減、企業債償還金は元利合計約3,000万円の減と、公共下水道事業経営の健全化を図っていることから、私は令和4年度の予算案に賛成いたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 賛成討論は終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまでに議決した議案を除くその他の議案についての審議に入ります。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第3号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としま

す。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第12、第4号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第13、第5号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第14、第6号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第15、第7号議案 吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第16、第8号議案 吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

- 3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

8号議案、質疑させていただきます。

消防団員の年額報酬、出勤報酬の引上げが行われる条例ですね。引き上げた金額の設定、その根拠などはさきにお聞きしているんですが、4月1日から改正が行われると。今の現団員の特に入ってまだ年数の浅い方、こうしたところにとっては幾ばくかの報酬というんですかね、まあまあ気持ちの部分ではいいことだと思っているんですが、この条例変更に至った

消防団員の、吉田町の消防団員の現状と、このタイミングでの、なぜこのタイミングでの変更かという、そうした背景について質疑させていただきます。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、消防団員の現状ということですが、こちらにつきましては、消防団員のいろいろな活動の中で、火災であるとか、あと風水害であるとか、そういう中でいろいろ御活動のほうをしていただいているんですけども、なかなか新たに消防団になっていただいている担い手といいますか、そこら辺が少なくなっているというような現状がございます。

そのような中で、当町だけではなく、これ、全国的な中で消防団員の減少ということが叫ばれてございまして、そういう中で、消防庁のほうからこの条例改正につながる根拠といいますか、そういう中で、非常勤の消防団員の報酬等の基準、それが今回示されてございます。その示された中におきまして、当町も同じようなところで、消防団員の処遇のほうの改善ということで、報酬のほうを上げさせていただいたことがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

はい、分かりました。

ただ、報酬についてなんですけれども、消防の関連の基準があるにはあるんですが、やはり例えば緊急出動もそうですし、あるいは訓練での出勤、大多数の方が恐らくお休みの日なんかにはやはり出て行って、半日なり、それを超える時間での勤務も今後あると思うんですが、コロナになってちょっと出勤の状況などが変わったよというようなことも少し伺ったんですが、例えば本年度、あるいは昨年度、このあたりの消防団員の方の訓練とかに携わる頻度ですとか、そうしたところは、今どのようなようになっているんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

訓練の状況等々ということでございますけれども、基本的な最低限必要な訓練というようなものにつきましては、消防団の皆様、実際、感染対策をとというような形でやっていただいております。

ただ、その中でも、大会等が、操法大会とかという大会等ございまして、そういうものがコロナ禍で中止になったというところございまして、それに向けての訓練的なものというのは、やはりコロナ禍の対応ということで、回数のほうが減っているとか少なくなっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

その大会等の訓練で出る頻度も、今後、もしかしたらコロナの状況を見たら、少し増えていくのではないかと考えているんですが、報酬について、これ、4月から上げるよという話のまだ前段階なんですけど、私、やっぱり民間の考え方ですと、やっぱり人を半日なり1日なり拘束するのであれば、やはりもう少しですね、今までがちょっと安過ぎたのかなという部分もあるんですが、1,000円を3,000円にするというような形なんですけど、これ、例えばなん

ですけれども、もう少し引き上げて、例えば3,000円を5,000円、あるいは8,000円みたいな形になっていくとしたら、今後ですね。どのような状況の場合にそういう形が考えられるかというのを伺いたいです。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

先ほどもちょっと御説明もさせていただいていますように、まず今回の報酬の改正につきましては、消防庁より非常勤の消防団員の報酬等の基準が示されてございます。それをまず基準としているところございまして、これ、全国的な基準というところもございまして、今、議員おっしゃられたように、各報酬等の金額のほうをもう少しといいますか、上げるようなお話がありましたら、また国等で定められた基準のほうが改正されてくるとか、あとは近隣市の状況等を見据えて変えていくとか、そのような形で変えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、特に国の状況、それから近隣市の状況などを定期的に比較させていただいて、劣ることのないようにといいますか、手厚くそこはしていただきたいと思えます。

最後の質問にします。もともと消防団員って、お話をいろいろ伺った中でも、やはり地域のコミュニティーから出して、ボランティアというか、一肌脱ぐというような気持ちのある方が参加するところが多かったと思うんですが、地域コミュニティーがやっぱり若い世帯が今後出てきて、また自治会への加入状況などを考えると、やはり団員の確保は今後非常に難しくといいますか、その確保に対しては厳しくなってくるのかなと感じているんですが、今回の制度改正で、少なくとも年額報酬ですとか出勤報酬が少し上がったよということを話のきっかけに、地域の方を誘いやすいんじゃないかなと思っているんですが、町として、そうした部分をもうちょっと援護射撃といいますか、要は誘いやすく、勧誘しやすく、なってもらいやすくするために、報酬改定を例えば広報紙に告知するですとか、ホームページに載けるですとか、そのようなことは考えておられますか。

○議長（大石 巖君） 災害課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

消防団員の募集についてだと思います。これにつきましては、今までも町の広報紙や自治会等を通じて消防団員のほうの募集のほうをさせてきていかせていただきました。

引き続き、今、議員がおっしゃります消防団の報酬のことに限らず、消防団員の活動等も含めた中で、広報紙、自治会等を通じて、消防団への理解を深めていただくような広報をさせていただきながら、消防団員の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第17、第9号議案 吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 全協でもお伺いしたんですけれども、育休を取った方を職員定数外にすると。そのことなんですけれども、よく考えても、その目的がよく分からないんですよ。申し訳ないですが、従来育児休暇を取った職員のその職務ですね、それをどのように補っていたのか。今回定数外に外すことによって、どういうメリットがあるのかというところをもう一度すみませんが、説明していただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

これまでも育児休業、承認を受けて育児休業を取得している職員がいた場合に、その職務の補い方というか、そここのところは、この間も御説明させていただいたように、適正な職員の廃止をしなければいけないというところでは、人事異動のときに間に合えば、そここのところに1人配置をさせていただいて、その期間は業務のところを分担しながら補っていくというところがあります。

今回、定数から外すといったところの目的につきましては、そここの、職員定数が今、248人というところになっていきますけれども、そこに今、育休職員をもう加えていくと、248人にもう近づいてきてしまっていて、新たな職員を採用することがなかなか難しくなっているというところがありまして、今、241人まで職員が、育休職員を加えて241人まで来ています。そここのところの開きがだんだんなくなってきたり、業務は増えるけれども、職員がなかなか補充できないというところもございまして、その間は、業務が滞ることがないように、そここの定数を外させていただいて、職員を充てていきたいというところでございます。

そうはいいまして、248人がこれからどんどん増えていくのではないかと、育休を外すと、そここのところに職員を充てていくと、また定数が増えちゃうんじゃないかと

いうところはありますけれども、そこは定員管理をしながら、定数のところは守っていきたいと思います。

メリットといたしましては、やはり業務を衰退させないことだと思っております。

そして、職員が欠けることでも、育児休業を取りやすくさせていくということもその中には目的もありますので、そういったところを考えながら、定数から外させていただいて、職員の確保を図ることで、行政サービスを図っていききたい、維持していききたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 思うんですが、育休の方はいずれ復帰しますよね。新任の方を採用するとしても、育休の方が復帰したときに、定数オーバーするような採用はしないですよね。そうすると、今までと何が違うんだということが分からなくなるんですよ。

外さなくても、もう定数は248で決まっているわけだから、採用する余裕はそれだけしかない。これを外そうが、もう248は決まっているんだから、もうそれ以上は、復帰したときを考案して採用するとすれば、今までと変わらないような気がするんですが、その違いがよく分からない。お願いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

採用していくと、定数まで行っちゃうんじゃないかというところだと思いますけれども、今、職員の育児休業の取得している人数が10人から15人というところで、大変いいことではあるんですけれども、取得しています。それが毎年毎年ずっと続いているような状況でございます。そういった状況を見ながら、見ていると、やはりなかなか職員を充てるにはなかなか大変だということがありますので、その定員管理はしなければいけませんけれども、来年度から定年制度も改正されていく中で、そこも見据えながら、定数についても考えなければいけないと思いますけれども、毎年毎年の育児休業が出ているというところを見たときには、やはり定数から外したいというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） その辺がまだよく分かりません。248は決まっているわけですよね。そうしたときに、育休を取った方が、来年度予算では7人ぐらい育休を取ることになっていきますけれども、それをなくしたとしても、それを足して250人にすると、育休取った方が帰ってこれなくなるわけですよね。新規採用した方はそのままというのを前提にすると、育休の方が帰ってきたら、実質オーバーしてしまう。そういう状況というのが生まれてくるのではないかと。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） この4月1日にまた採用しますが、そのときは当然定員オーバーしないように定員管理はきちんとやっていて、そのときに我々が考えているのは、育休は急に復帰するわけじゃなくて、ちゃんと育休、いつ頃復帰するという本人からの申出がある。それを基にしております。そして、育休復帰するんであれば、復帰する前提の定員管理をしております。

一方、じゃ増えるんじゃないか、オーバーするんじゃないかということなんです、育休毎年毎年くるんです。今、もうどんどん増えていっていますので、復帰する人もいますが、新たに育休取る方もいらっしゃいますので、その辺は、また育休取る予定の方もある程度事前に分かりますので、その辺のところ、定員管理というのは、我々の中でオーバーしないような形でやっております。

育休を外すということについては、定員から外すということについては、結局育休を取った人の代替はやっぱり職員にやっぱりやらないと業務が追いつかないということなので、248から10人育休取っていると、238で我々は業務を執行しなきゃいけないんですが、今度定員から外すことによって、実質258ですね。定数が248で、もう育休10人取っていると、10人プラスで採用できるというか、職員管理ができます。実質は258人でやることができますので、職員が育休取ったとしても、そこを充てやすく、人員を余裕を持って充てることできるということになりますので、そういった意味で定数から外すということをお願いしている。ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、そういうことでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 例えば、新規の職員じゃなくて、会計年度任用職員、昔で言う臨時さんで補うということをするれば、それをわざわざ外すこともないと思うんですが、例えばおっしゃったように258になっているという状況において、育休で、そういうことはつくらないと思いますけれども、復帰しにくいというような雰囲気というのはつくらないですよ。そこはちょっとお願いしたいところであります。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） その点については、今回、我々のほうの条例改正の中で、育児休業に対する相談体制とか、その環境整備ということも条例改正で今度整備しておりますので、そういったことについては十分配慮して、少なくとも育休から復帰しにくい状況なんていうのは、これはもう絶対取れないですし、取るべきじゃない、このように思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは了解しました。

事前に総務課長にお話ししていただきました令和4年度の職員配置表を見ますと、新規採用として17人の名前が載っております。これ、新規採用するに当たっては、近隣市町もあるので、結構競合するのではないかというふうに思います。

吉田町の職員を採用するという点に関して、町として意識されている点とか、吉田町職員になるメリットというのをどのように応募される方とか、公募するときに伝えているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

吉田町職員の理想といいますか、そういったところは、やっぱり元気で明るい職員を募集したいというところであります。

近隣市町もかなり募集している中で、取り合いにもなっている状況であります。

そういった中で、吉田町職員としてメリットというところでもありますけれども、吉田町職員になる前に、制度としてはインターンシップ制度もありまして、そういった中で、大学3年生とかそういったときに、ここでちょっと経験を積んでいただく、吉田町役場の事業につ

いて理解を深めていただく制度もあります。

そして、学校訪問もさせていただきながら、吉田町の職員としてのいいところというか、そういうところも説明させていただいて、うちの町は、近隣市町に比べて人口も少なく、面積も小さくて、コンパクトな町であります。そういった中で、長く吉田町職員で働いていただくためには、町もここで結婚して、育児で育てるといったときには、育児制度もありますし、子育てのしやすい町であるということも含めながら、長く吉田町職員で勤めていけるところのアピールをさせていただきながら、いいところを十分に皆様に知っていただいて、吉田町職員に募集していただくように努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと先ほど了解したと言ったんですが、もう一点お伺いしたい。

要するに、実質定員オーバーした状態で、育休で回していくとしたときに、育休の方が復帰するということは、この人が復帰すると、248超えてしまうという状況が生まれたときに、肩たたきは起こらない。育休取りませんと。本人は別に取らなくてもいいと思っているのに、定数管理ということから、「君、育休取りたまえよ」というようなことは起こりませんよね。そこはちょっと確認しておきたい。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） もうその辺はそういうことがないような形の定員管理を万全を期してやっております。

以上でございます。

○12番（平野 積君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第18、第10号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

本条例、主に会計年度任用職員さんの要件緩和、育児休業に対するですね、なんですが、もしかしたらちょっと大きな話をすれば、この今の日本の状況を鑑みると、かなり大事な政策の中の枝の部分かなと思っているんですが、その中で、条例の中に研修の実施ですとか、相談体制の整備、それから勤務環境の整備のそうした措置を講じることという文言が入っております。

全員協議会でも少しお聞きいたしました。現状はどのような形で、今後条例施行に併せてこんなふうに変えていきたい、あるいはこんなことが追加するということのようなことがおありなようなら、教えていただきたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

全協のときにもお答えさせていただいておりますので、ダブるかもしれませんが、育休を取りやすい環境をつくるというところでは、今もですね、現在も職員が妊娠したとか、職員の妻が妊娠したというときには、総務課のほうの人事のほうに相談いただいて、こういう制度が取れるよ、こういう手当があるよというところのお知らせもさせていただいて、周知もさせていただいております。

やはり研修といったところも、今までもやらせていただいております。研修については、ハラスメント研修もやりましたし、育児休業というところでイクボスもやらせていただきながら、家庭でもって育児を職員ばかりじゃなくて、夫も一緒に育児をしましょうといったような研修もやらせていただいております。

育児休業を取りやすい環境をつくりましょうといったような通知も、職員に宛てに通知も出させていただいて、周知も図っておりますので、それを引き続き続けていくような形で、積極的に職員が育児休業を取りやすい環境をこれからも取っていききたいというふうには思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね。今、現状でもそこまではないかと思うんですが、この制度自体を知らないですとか、あるいは職場環境として言い出しにくいムードですとか、そういうものが今あってはいけないのかなと思っておりますので、そちらの拡充に関しては、大いに期待したいと思っております。

もう一つ伺いたいです。全員協議会でも出ました男性の育休取得の促進についてです。

会計年度任用職員で、妊娠、出産適齢期の方というと、どうしても女性をイメージしてしまっているんですが、今後の男女の勤務環境均等の考え方でいくと、男性の職員だって、例えば家事しながら会計年度として採用されたいというようなケースも出てくると思うんです。

また、今の町の職員の方の中にも、本来ならば子供の出産、妊娠、出産期、あるいは少し子育て、たしか1年未満ですとか、5歳未満ですとか、いろいろ要件はあるんですが、そう

したところで、ちょっと調べましたら、政府のほうもそこに関しては大分注力をしているみたいで、2025年までに30%、男性が育児休業を取ることを目標にしている。

特に、地方公務員が、パーセンテージとしてはだんだん上がっているんですが、一昨年前までは一桁で、昨年度でようやく13.2%ぐらいしか取れない。それはもちろん立場ですとか役割とかでなかなか取りづらいところもあると思うんですが、この吉田町において、今後、今、全員協議会でも聞くと、育児休業としての、例えば今、妊娠・出産期に8週間で1回、その後、1歳になるまで1回みたいな制度は今後2回に増やそうとか、政府のほうではもうどんどん取りなさいというように感じているんですが、町のほうとして、そのような推進、それをどう考え手いるのか聞きたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

男性職員の育児休業の取得というところのお話だと思いますけれども、今おっしゃるように、スポット的には休暇のほうは取っていただいて、100%取っていただいておりますけれども、育児休業といったときには、やはり男性の育児休業については、なかなか取りづらいと。取りづらいというか、取れるんですけれども、今、取っていない状況であります。

そうはいつても、総務課といたしましては、育児休業がこういうことで取れるといったところのアナウンスはさせていただいておりますけれども、男性については、出産して、子供が3歳までになる間にどの時点で取るかというところは選択肢あると思うんですね。生まれてすぐ取る方とか、あるいはある程度期間が過ぎてから、妻が働きに出て、男性が今度育児休業を取るといったような取り方もあると思います。取り方もいろいろ選択肢の中ではあると思います。そういったところの臨機応変な対応も私どもも考えていきたいなというふうに思っていますので、出産したからすぐ取りなさいではなくて、家庭の状況を見ながら、そこは取得していったらいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その部分ですね、私どもでも何となく育児休業等、いわゆる出産に伴う休業というのが、どうしても少し前の価値観でごっちゃになっているんですが、今は本当に主夫と言うんですかね、男性の方が家庭にいて、家事をこなしたり、子育てをしたいというところで、その価値観というのは非常に、出産はできないけれども、その前後のことは男性が見るというような家庭も若年層では、要するに分業ですよ、家庭の。そういうものが増えているという認識があります。そちらの補充といいますか、整備拡充のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願ひします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第19、第11号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第20、第12号議案 吉田町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。
こちら全員協議会である程度お聞きしたんですが、今回、押印、認め印ですよね、の中

でも、特に議会の議決を伴うものとしての書面の整備というところなんです、まあまあ三つだけなのかなというイメージにもなってしまいうんです。

ここは、特にこの町職員の服務宣誓ですとか、あるいは固定資産委員の審査申出書、これは押印は要らないよ。それから、火入れ、田んぼとか林とかに火を起こして、その土地をならしたり、諸事情で火を使うときの申請書、町民すると、そこまで数として、「ああ、その書類ね」ってならないものだと思うんですが、今回こうした条例改正三つ出てきたそこまでのプロセスといいますか、内部でどのような形でこれが必要だというようなことが行われたかというのを教えていただきたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

押印の見直しについては、9月議会で御質問いただいて、どういうふうにやっていくかというところの御質問をいただきました。

今回、見直しの方針案を示させていただいて、見直しするに当たって、判断基準をちゃんと設けまして、判断基準の中で、押印も署名も要らないもの、そして押印が必要なもの、そして署名だけでいいよといったものというふうな判断を基準を示させていただいて、ほとんど住民に対しての提出していただく書類に対して押印をなくしていこうというところでやらせていただきました。

今、各課のほうに見直しのほうを作業をしていただいて、今、条例のほうも出せていただいていますけれども、例規のほうの整備を今やっている最中で、そのところで、大方今月中には例規の整備が終わっていくような形でやらせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、昨年度来、私、ちょっとこれ、何でこだわるかということ、やっぱりその先のですね、ここ数年来で自治体行政のデジタル化、これ、かなり進むと思っているんです。その際に、こうした押印があることが、かえってそれを阻害する要因になる。要するに、手間はそんなままとか、若年層の方ですと、役場へ行かずに、ほとんどものをスマホやネットから申請したりという形が当たり前になっていくと考えている中で、これ、理事、もしよろしかったらというか、お答え、ちょっと少し内容が飛び越えちゃうところもあるんですが、うちの町として、押印廃止、ちょっと調べた中では、まだまだこれ、要らないんじゃないのかというような押印ですね、要するにサインに加えて押印、これが結構残っているんじゃないと。4月1日以降、大分なくなっていくようなことは聞いているんですが、残しているものとか、デジタル行政、デジタル・トランスフォーメーション、DXですね、に対する町の考え方、このあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、御指名いただきましたので、御回答させていただきたいと思いますが、今回、条例案のほうにつきましては、申請のですね、今のっているもの、あくまでも条例にのっているもののみを今回改正ということになっていますので、数が少ないんじゃないかということでございます。

ただ、実際に条例運用というのは、やはり規則委任というのをしております、実際の手続とかは、規則であったり、要綱、その下の要綱、要領等で定めているということになります。

今回、町としての方針としましては、やはり今、議員がおっしゃったように、今後のデジタル化社会を見据えた中で、やはり押印の廃止、いわゆるこれまで書面主義とか、押印原則というところがありましたけれども、また対面主義ということがありましたけれども、こうしたことをですね、コロナ禍の感染拡大がさらに進んでいくというふうに私も思っております。

この行政サービスのデジタル化というのは、国も挙げて今、進めているところでございまして、当然当町も同様に、先ほど総務課長からありましたように進めている中です。

恐らく、今、議員、具体的にはどう進んでいるのかというのを多分聞きたいんじゃないかというふうに思いますが、今、4月1日を目安に、条例だけではなくて、規則、要綱、要領全てですが、住民の方、住民サービス提供する関係につきまして、申請書類等洗い出しをしております。

そうした中で、今、見直しがですね、押印の廃止、それからあと押印を廃止した処理等が今現在、773ですね、現在見直しを行っています。トータル的には939の書類が、申請手続があったという中で、そのうち773を押印のほうを廃止するというので現在進めています。

やはり中では押印が廃止できないものというの、やはり契約であるとか、そうした法的に定まっているものとかありますので、そうしたものは一部残しますけれども、必然的に本人確認不要なものということで、先ほど総務課長からありましたとおり、方針を町で定めて、それに基づいて各課で精査をして、先ほどの939という書類がまずあると。そのうち773を廃止をするということで今現在、手続のほうを進めているという状況です。

今後、こちらの書面のほう、一部残りますけれども、やはりデジタル化、オンライン申請等ですね、5市2町含め今後進めていきますので、町としては、デジタル化を積極的に推進をしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） よろしくお願ひしたいと思います。

過日、議会のほうでも押印の見直しをかなり行っていただいて、例えば必要の、要するに作業効率の部分で、サインを一個一個書いていくよりは、押印をぼんぼん押していったほうがというようなものとか、そうしたものは残っていくのはよく理解しているんですが、要するに本人の自書をさせて押印というものは、今後極力なくしていく。

もっと言うと、自書サインも、役場に来庁しないとそれは発生しない。あるいは郵送ですとか、それがまた手間になってしまうところがあるので、やはりマイナンバーカードの活用ですとか、そうしたもので本人確認しつつ、とにかく速やかに全てが、政府もたしか全ての手続がもうスマホからできるようにしたいというような願望を聞いていたんですが、もう一つ最後の質問です。

こうした押印廃止への取組、今回の条例改正も含めて、意外と町民の方にはあまり、無関心ではないと思うんですけれども、作業楽になったなというところで、知らないというか、あまりちょっと認識がないということで、例えば別の自治体などでは、うちは押印廃止、こ

んなふうに取り組んでいますよということで、一覧のデータを出してみたり、ホームページに貼り付けてみたりですとか、あるいは先ほど私、この質問しましたけれども、広報紙で告知して、今、押印の廃止に取り組んでいますよ。4月からはこうですよというような、そうしたアクションを起こすようなことはおつもりはおありでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町民の皆様には周知というところのお話だと思いますけれども、周知の手段といたしましては、今おっしゃったように、ホームページに一覧を示しまして、こういったものが押印廃止になっていますといったようなことも考えていますし、広報にも載せさせていただいて、一応皆様にはちゃんと周知させていただくつもりで、今作業を行っている最中でございます。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第21、第25号議案 駿遠学年管理組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第22、第26号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第23、第27号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第24、第28号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第25、第29号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第26、第30号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第27、第31号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第28、第32号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第29、第33号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第30、第34号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を
求めることについて議題とします。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 第34号議案につきましては、私個人に関わる議案でございますので、
退席の許可を求めます。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君の退場を許可をします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから第34号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

教育長、山田泰巳君の着席を求めます。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

- 議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。
-

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第31、発議案第1号 吉田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、平野 積君の趣旨説明を求めます。
12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

- 12番（平野 積君） 12番、平野です。

発議案第1号 吉田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会基本条例（平成26年吉田町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。
令和4年3月22日提出。

吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、吉田町議会議員、平野 積。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己。

同、楠元由美子。

同、盛 純一郎。

同、中田博之。

同、山口一博。

同、蒔田昌代。

同、山内 均。

同、三輪美由紀。

同、増田剛士。

同、八木 栄。

同、河原崎昇司。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

吉田町議会基本条例第7条第1項において、「議会は、町民に議会の活動を説明し、意見を議会活動に反映させるために、少なくとも年2回議会報告会を開催する。」と定めていますが、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、令和4年3月時点においてもいまだ収束のめどが立っていません。

については、本条例策定時に想定できなかった社会情勢の変化に柔軟に応じ、適宜、議会報告会が開催できるようにするため、吉田町議会基本条例の一部を改正を行うものです。

では、改正文を読み上げます。

吉田町議会基本条例の一部を改正する条例。

吉田町議会基本条例（平成26年吉田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「少なくとも年2回」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから発議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

平野議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第32、発議案第2号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を議題とします。

本案について、提出者、6番、蒔田昌代君の趣旨説明を求めます。

6番、蒔田昌代君。

〔6番 蒔田昌代君登壇〕

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田でございます。

発議案第2号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

上記議案を、別紙のとおり吉田町議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年3月22日提出。

吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、吉田町議会議員、蒔田昌代。

賛成者、吉田町議会議員、平野 積。

同、河原崎昇司。

同、増田剛士。

同、山内 均。

同、八木 栄。

同、中田博之。

同、三輪美由紀。

同、盛 純一郎。

同、福世義己。

同、山口一博。

同、楠元由美子。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

去る2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を行いました。

このことは、国際社会ひいては国連憲章に違反する行為であり、多くの罪のない市民が犠牲になっている現状を鑑み、断じて容認できません。

吉田町議会は、世界平和の実現に向け、ロシア連邦による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するため、ここにロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を提出するものです。

決議文を読み上げます。

ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

去る2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては国連憲章に違反する行為であり、多くの罪のない市民が犠牲になっている現状を鑑み、断じて容認できない。

本町議会は、ロシア連邦による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議する。

また、ロシア連邦が直ちに戦闘を停止し、軍を撤退するよう求めるとともに、世界平和の実現を受けて、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう、強く訴える。

以上決議する。

令和4年3月22日。

吉田町議会。

説明は以上でございます。

○議長（大石 巖君） これから発議案第2号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

蒔田議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。
再開は10時35分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。
ただいまの出席議員数は13名であります。

◎請願第1号の委員長報告、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第33、請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願を議題とします。

本請願については、総務文教常任委員会へ付託し、委員長から請願審査報告書が提出されております。

初めに、この請願について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、山内 均君。

8番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会委員長です。

請願第1号の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長の山内です。

令和4年3月1日に議長から総務文教常任委員会に付託されました請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願について報告します。

令和4年3月1日、本会議及び全員協議会終了後の午後4時47分から委員会を開催しました。

協議内容は、吉田町会議規則第88条に「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。」と規定されていることから、当委員会に付託された請願第1号について、紹介議員である山口一博議員の出席を求め、同請願書の説明を受けることを決定しました。

また、併せて審査の参考とするため、健康づくり課長の出席も要求することとしました。

令和4年3月8日火曜日、午前9時から、議場において、委員7名全員の出席の下、当委員会を開催し、請願第1号を審査しました。

開会后、委員長の私から、本日の請願審査の進め方について、初めに請願の紹介議員である山口一博議員から説明を求め、次に請願者から3点、吉田町議会から吉田町に対し慎重な運用を求めることを要望されておりますことから、審査の参考とするため、健康づくり課長から説明を求め、それから質疑、討論、表決を行う旨提案し、委員に諮ったところ、異議なく、審査に入りました。

紹介議員からの説明です。

小児に対するワクチン接種については、オミクロン株に対してのエビデンスがないこと。努力義務を適用しないとのこと。今後、科学的知見を踏まえ改めて議論すること。

小児のコロナでの死亡、重篤になった者の報告はない。

接種券は、既に発送されているが、アンケートを実施することにより、保護者の懸念を払拭できるのではないか。

小児への筋肉注射の不安、打ち手は誰なのか。

保護者への説明はたった1時間で、その子の将来が決まってしまう。

インフォームド・コンセントを高めてほしい。

インフォームド・コンセントの欠如は過失になり、訴えることにもなりかねない。

アメリカの疾病予防センター・CDCによると、副反応が出る子供、1回目接種後54.8%、2回目接種後57.5%。

痛みで登校できない子が10.9%いること。

健康な子にワクチン接種をすること、合理性がない。

小児へのワクチンの接種について。

(1)エビデンスがない。

(2)小児は重症化しない。オミクロン株はインフルエンザ並みである。

(3)副反応リスクが高い。

などの説明がありました。

次に、健康づくり課長から、請願の3点の要望事項ごとに分けて説明がありました。

初めに、5歳から11歳の小児を含む新型コロナワクチン接種の法的根拠について。

予防接種法の附則第7条第1項に「臨時の予防接種厚生労働省新型コロナウイルス感染症の蔓延防止緊急の必要があると認めるときは、市町村長に対し臨時の予防接種を指示することができる。」ということで、施行令・施行規則・予防接種実施規則の中で、最終的には「市町村長に対する予防接種の指示について」というものが厚生労働大臣の通知により出されている。これに基づいて町では予防接種を行っており法的な背景になっている。

新型コロナワクチン接種は、予防接種法附則第7条、特例規定に基づき、同法第6条第1項の臨時接種とみなし、厚生労働大臣の指示の下、市区町村が実施主体となり実施しているものであり、5歳から11歳の小児に対する接種についても、本年1月21日に国が特例承認をした5歳から11歳のファイザー社のワクチンを使用し、本年2月21日に改正された予防接種法関係法令や厚生労働大臣の指示に基づき、努力義務を適用しない臨時接種として、国の指示、都道府県の協議の下、市区町村が実施主体となって実施することとなった。

この小児接種については、昨年11月16日付の厚生労働省から「接種体制の準備について」

の通知をはじめとし、国の第9回から第11回の新型コロナワクチン接種体制に係る自治体説明会では、厚労省の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会による審議過程の説明を受けながら、3月には接種が開始できるようにとの国の要請があった。

予防接種法には、この小児接種の予防接種法における法的関与の規定について、同法第8条に定期予防接種のA類疾病、または臨時の予防接種について、接種対象者、またその保護者に対し、予防接種を受けることを勧奨するものと予防接種の勧奨について規定がされている。

通常、この2種類の予防接種には、同法第9条に「予防接種を受けるよう努めなければならない」との規定が適用されているが、今回の小児接種については、本年2月21日、正式臨時接種として位置づけられた。あわせて第9条の努力義務の規定から除外された形で法整備がされている。

国の主な役割の一つとして、国が製造販売業者等と連携し、品質有効性及び安全性のデータの収集分析を行うとともに、医薬品、医療機器など法の薬事承認等を通じて予防接種の有効性及び安全性を十分に確保するほか、新型コロナワクチンの接種に当たっては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるよう、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について情報提供を行うとしている。

県の役割については、5歳以上11歳以下の接種体制構築の支援、専門的相談体制の確保、市町村の役割については、医療機関意外の接種会場等の確保と、それから国の作成した情報提供資料を活用して、住民に対し情報提供や個別通知の発送を行うとともに、新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じることが示されている。

このように予防接種法の関係法令に位置づけられた根拠と、国、都道府県、市町村それぞれに役割を担って接種を推進している。

次に、2点目、当町の5歳から11歳の新型コロナワクチン接種の体制について。

当町では、国の要請に基づき、接種体制確保のための準備を11月から開始した。準備に当たっては、町内の小児科の先生方にも助言をいただいた上で、集団接種を核とし、町内クリニックでの個別接種で補完する形での接種体制とすることとした。

議員には、2月8日の町政連絡会において、12歳以上の追加接種の計画説明に併せ、5歳から11歳の小児のワクチン接種について、その時点でワクチンについて薬事承認がされていたが、国の法整備が整っておらず、国からの正式な通知がないことを前提に、3月から集団接種と個別接種で実施していくといった概要を説明した経緯がある。

町としては、予防接種法における公的関与の規定を受け、また国からは、3月実施に向け、予約までに余裕をもって接種券が発送できるよう準備するようとの通知もあったことから、法の整備が整い、国のワクチンの説明書、お知らせのパンフレットが完成したことから、2月24日に接種対象となる1,713人に小児接種に関する情報提供資料とともに接種券を発送した。

また、努力義務が適用されていないことを踏まえ、保護者には、この接種に係る通知を受けたことをきっかけに、接種は強制ではないことを伝え、御家族とよく話し合ってもらい、本人、保護者が納得した上で接種の判断をしていただけるよう、なるべく多くの情報提供を行い、その内容は日々更新をしている。

補足だが、この接種は強制でないこと、また努力義務という文言についてであるが、昭和23年の予防接種法の制定の折に、国民に対し予防接種を受ける義務を課していたものが、平成6年予防接種法改正により、義務規定が廃止され努力義務となり、受けるよう努めるよう努めることとされたことから、個人の接種する、しないといった意思を反映できるようになったものである。

だから、12歳以上のコロナワクチンについても努力義務が課されているとはいえ、接種を希望しない方の意思は反映され、尊重するべきと考えている。

そのことから、12歳以上のワクチン接種も強制ではないことを踏まえ、接種を受けない方への誹謗中傷はあってはならないと考えている。

次に、小児接種の予約については、公益社団法人日本小児科学会から、基礎疾患のある子供へのワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ効果が期待されている旨の考え方が公表されたことを受け、対象者に個別通知をした中に、基礎疾患を有する子供の優先接種を実施する通知も加えた。

3月4日及び9日に基礎疾患を有する子供の優先予約を実施し、続いて3月10日から一般予約を開始、3月14日から吉田町総合体育館における集団接種にて小児接種を開始し、町内の小児科の診療所の個別接種は1件のみだが、16日から開始予定となっている。

この優先予約についても、対象者全員に郵送した個別通知にチラシを同封することで、全員の方に同時の情報が受け取れるようになった。

町としては、5歳から11歳の新型コロナワクチン接種の対象者である子供と保護者に対し、ワクチンの有効性、安全性や接種後に起こる副反応への対処方法などの情報を、接種券送付の際や吉田町ホームページにて分かりやすく正確に提供するとともに、接種の判断を迷われている方には、限られた情報の中で保護者が抱くワクチン接種への不安や判断への迷いを十分理解した上で、保健師が相談に応じる体制を整え、集団接種の会場で、年齢の特性に合わせ、丁寧に予診説明を行い、接種については、小児科医を中心に行っていただくことになっている。

12歳以上の接種と比べ、1日の接種者数を約半分にする予定で、保健師、看護師、医師がより丁寧に相談に乗ることができる体制を確保し、被接種者それぞれの持つ環境への配慮や接種の安全性を十分に確保した上で小児接種を実施していく計画である。

次に、3点目について。

まず、1点目に記載がある新型インフルエンザワクチンについての説明をさせていただく。

こちらは、平成21年発生した感染症の新型インフルエンザについての予防接種についての記録であると推察する。

新型インフルエンザワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種ではなく、特例的に、実施主体を国として、都道府県、市町村及び関係機関の協力を得て、予算事業として行うことになったもので、当町から接種券を発行することはしていない。

国と委託契約を締結した医療機関で接種が行われた。

町からは、町民への情報提供として、新聞折り込み、ホームページ、個別通知等でお知らせをし、接種を希望する方は、それぞれ医療機関に予約を取り、接種していただき、接種費用については、自己負担を原則に、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の接種費用については町が負担するといった制度であった。

だから、今回のコロナワクチンとは法的根拠と町の役割が全く異なるものとなっているので、新型インフルエンザワクチンの取扱いを前例とすることは難しいと考える。

これまでの12歳以上の新型コロナワクチンについても、接種を強制しているわけでもなく、予約制としており、小児のワクチン接種についても、当然予約制を取っているので、法的に勧奨接種となっていること、国から早めに接種券を発送するようにとの要請があったので、御家族と検討していた時間を十分にとることができることに配慮し、2月24日に接種券を対象者全員に送付した。

接種券同封の説明の通知には、強制ではないこと、同封した国のパンフレットや町のホームページの情報を参考に、接種に対して、本人、家族でよく検討していただいた上で、接種を希望される場合についての予約方法をお知らせしている。

また、基礎疾患のあるお子さんが、主治医と相談し、早くに、スムーズに予約が取れるということにも考慮して、初めて、早めに、全員に、同じ方法を手に取れるようとの考えから全員に通知をした。

2点目の集団接種についてだが、本年2月10日の厚労省の予防接種ワクチン分科会での川崎市の坂本委員の御発言の一部を抜粋し、引用されていたので、厚労省のホームページに記載された議事録の確認をした。

この坂本委員の発言については、法の第8条で勧奨接種となっていることから、行政は接種券を送るという業務を行っている。今までも努力義務というのは、過去に市民に強制した覚えもないし、どの行政機関も受けていない方に受けなさいと言った覚えもないと思う。

努力義務があるということは、受たい人が受けやすい環境を整える利便性があったが、努力義務の規定を外すときに接種を受けたい方が積極的に接種を受けられるように、国や自治体が環境を整えることが必要であるとの発言のように私は読み取った。

次に、集団接種について、国の説明会通知の中でも、接種体制の確保方法について、集団接種と個別接種の併用が想定されており、各市区町村で人口規模、地域医療体制等地域の実情に合わせて接種体制を構築している。

当町では、地域医療の現状から、個別接種のみでは、このコロナワクチン接種は希望される方全てに対し速やかに接種を行うことは難しく、12歳以上のワクチン接種についても、集団接種を核にする体制を構築し、医師会の先生方の協力の下、接種が進められている。

小児ワクチン接種についても、学校等の施設内に会場を設けた集団接種は推奨されていないが、市区町村による集団接種については、接種体制の確保方法の一つとして活用し、地域の実情に合わせた接種を進めるようにとされている。

その中で、小児接種の場合は、保護者に十分説明ができること、副反応の対応ができること等に配慮し、地勢を整える必要がある。

当町では、小児科医が必ず会場にいること、保健師・看護師が対応できること等の体制を整え、安全に接種していく計画となっている。

また、副反応への対応についても、会場内に、ベッドで横になって接種ができる会場設営やアナフィラキシーへの対応ができる医薬品等も、国の手引にある物品、医薬品を配備している。

3点目の申込時にメリット、デメリットを伝えるようにとのことだが、国が整理をしたメリットとしてワクチンの有効性、デメリットとして副反応については、個別通知、町のホ

ホームページに掲載し、情報提供を行っているので、その上で、御家族で検討し、納得した上で御予約いただけるものと考えている。

また、接種会場では、ファイザー社の説明書の資料をお読みいただき、御相談があれば保健師・看護師が応じる体制、医師による予診では、丁寧に説明を行う体制を取っていく。

そうしたことから、接種会場にいらしてから、やはり接種を希望しないとなれば、強制的に接種することは当然ないので、御理解いただきたい。

このように、5歳から11歳のワクチン接種については、丁寧に対応し、接種を希望される方に安全に接種を受けていただくよう取り組んでいく。

最後になりますが、請願には、コロナワクチンの安全性が十分に確認されていないとの記載があるが、このワクチンは、臨床試験で有効性と安全性に関して厳格な評価が行われた後に、国の特例承認を受けて使用しているものと説明を受けている。

その上で、効果の持続性を確認するため、現在も臨床試験の一部が継続されている。

また、小児用のワクチンについても、特例承認を受けており、国の予防接種ワクチン分科会では、有効性と安全性を認めた上で、そのデータはオミクロン株の出現以前の知見であることを踏まえ、オミクロン株については、小児における発症予防効果、重症化予防効果に関するエビデンスが十分でないことから、努力義務の規定を適用しないこととし、ワクチンの有効性、安全性に関する情報を国民に対して丁寧に説明することとされているので、安全性は確認されていると国では判断されていると思われる。

説明が終わり、質疑を行った。

なお、質疑は、紹介議員と健康づくり課長それぞれに対して行った。

質疑です。委員。オミクロン株の感染の抑制は期待できない。努力義務が外れたことは町民にはどう伝えるか。努力義務の規定は外れている。

健康づくり課長です。なぜ外れたかは、オミクロン株についてのデータがない。国が法的に整備しているから外れたということ。予防接種は、それぞれの意思があり、強制ではないことを説明する。

委員、問い。接種券は発送済みだが、予約の状況は。

健康づくり課長です。3月8日、3月9日には基礎疾患のある子優先の予約。10人が予約済みで、3人からの相談があった。

問い、委員。既に接種券は送られてしまっているが、具体的にはどこまで求めるのか。発送された接種券は無効にするのか。何か添付するものをもう一度送るのか。

紹介議員。打つなどは言っていないが、資料は再送付してほしい。

委員。合意を求めるため、メリット、デメリットを保護者に伝えることが、集団だと、それがうまくできるのか。医師でも、小児への筋肉注射は怖いと聞いている。誰が打つのか。一人ずつの説明は小児科医がするのか。副反応説明も、集団ではうまくコントロールできないのではないのか。

健康づくり課長です。町内の小児科医と相談して、個別接種を1か所設けた。小児科医から、小児の筋肉注射については聞いていない。ファイザー社の資料を見て、打ちたくないと思えば、そのまま帰ってもらうことも想定している。予約前と会場でもしっかり対応する。

委員。3番目のメリット、デメリットについては、5歳から11歳の安全性については触れていない。ワクチンの副反応は軽症で懸念はないが、中長期においては懸念はないのか。

答え、健康づくり課長。国以上のデータはない。国が安全性というところで特例承認をしたただとか、審議会の中で議論され判断されたというところがパンフレットに記載されていると考えている。

問い、委員。このワクチンを打つと不妊症になると、そういうことも拾い出して添付するという考えはないか。

答、健康づくり課長。厚労省のホームページにも不妊とか不育症だとかの回答も載っている。どの情報をどのように持ってきて皆さんにお知らせするかとか、どの資料を使うとかは慎重になりたい。皆さんに公平にお知らせし、納得して打ってもらいたい。

問い、委員。小児科医が対応すると言っていたが、小児科医が対応できるのか。1人当たりの説明の時間は。

答、健康づくり課長。町内に小児科が二つある。集団のときは3人の先生が来てくれる。3人の医師で100人までできると考えている。説明は、時間がかかる人とかからない人がいる。丁寧な体制を考えているが、詳細はこれから詰めていく。

問い、委員。申込時に情報を伝えるのは難しいのでは。

答え、健康づくり課長。接種券送付時、ホームページにも情報は掲載している。予約のとき、事前に予約までの時間を持ってもらって、ゆっくり検討してもらおう。不安で打っていただくのが一番心配。納得して打っていただく体制をとっていく。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論です。吉田町としては、このワクチン接種に関して、国の方針に従ってしっかりと実施していることから、現状では既に対応していると考え、請願採択には反対をする。

賛成討論です。5歳から11歳に対するワクチン接種は、あまりにも分からない状態で接種すること、接種するのは個人が判断と言われるが、個人が判断するにはあまりにもメリット、デメリットの情報が少な過ぎる。もう少し情報を伝え、正確に判断できる状態で判断してもらおう状況になるまで、ワクチン接種は慎重な運営を求めていきたい。

反対討論です。請願の1番目の項目、積極的な勧奨を控える、そして申込制とするというような申請については、吉田町では既に接種券は送付されているという状況、そして基本的には、こうしたワクチン接種について、打つ、打たないは、それぞれの各人の判断ということになるので、そうした情報を広く周知するということが行政の役割として大事であると考えている。

また、2番目の項目では、集団接種を行わないということであるが、個別の医院で接種するとなると、対応する医師、看護師等の人数も必要であるし、集団接種で医師、看護師、あるいはそうした対応する関係者の人数を多くして、集団の体制の中で進めれば、より効果的に接種が進むのではないかと考える。そうした中で、強制的、あるいはそうした圧力は、十分行政の中で配慮していただくことは当然である。

3番目の事項は、メリット、デメリットを伝えるということだが、先ほどの健康づくり課長の答弁でもあったように、申込時については、なかなかそういう状況にはないということだったが、メリット、デメリットは伝えるのは当然のことであって、新しい情報については迅速に伝えていただきたい。

全体の請願の内容についての状況について理解をすところだが、実際の対応については、私の発言のとおり、請願の内容については反対という立場で発言をした。

以上で討論を終結し、採決は起立によって行いました。

起立しない方は反対とみなし、請願第1号を採決することに賛成の方の起立を求めたところ、起立少数でした。

したがって、請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願は、不採択にすることに決定しました。

この審査結果については、会議規則第89条第1項の規定により、議長に委員会審査報告書を提出することを報告しました。

以上で、当委員会に付託されました請願第1号に関する審査についての報告を終了します。

○議長（大石 巖君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

賛成した方と反対した方の人数を教えてください。最終的な、最後の。

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） この採決は起立によって行い、起立少数ということで採決をいたしました。決定いたしました。

なお、人数の裁定によっては、そこに憶測が出る可能性がありますので、遠慮していただきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今回、5歳から11歳までのお子様への接種券のほうですね、こちら、2回接種のほうをセットで予約ができるようなもので送られていると聞いております。例えば、1回目のワクチンを接種した後、発熱などの副反応があった場合の、2回目の接種はもう既に予約が決まっているわけなんですけれども、そちらのほうの対応とかはどのようなお話になっていますか。

○議長（大石 巖君） 楠元議員、委員長報告の中身についての質疑ですので、委員長もその点についての答弁をお願いします。

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） この中に書いてあるとおり、請願で求めているとおり、私たちも、国も、特にこの町は当事者ですから、誰よりも慎重に対応していると思います。その点については御理解をしていただきたいと思いますけれども、第2回目に関しては、今回はこの請願についてはそれを慎重にやってくれということだったんですね。2回目、3回目、4回目、5回目に関しては、ここで私の中では答えることはできません。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

これから請願第1号についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

7番、三輪美由紀君。

〔7番 三輪美由紀君登壇〕

○7番（三輪美由紀君） 7番、三輪美由紀です。

5歳－11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願書について、反対の立場で討論を行います。

請願書の三つの要望についてでございます。

一つ目として、2月24日、町は国からの指示の下、情報提供として、5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の案内を一律送付いたしました。このような一律送付することは心理的圧力になるとしておりますが、しかし、接種は強制ではないことを示しています。

また、予診票には保護者の方の署名がなければ予防接種はできないことであるため、保護者の方は、打つか打たないかの判断は自由にできるのではないかと考えております。そのため心理的圧力になるとのことはないかと考えております。

また、新型インフルエンザワクチンの実施については、特例的に国が主体で実施していることであるため、町から接種券は発行していないとのことであり、国は医療機関と委託契約をしていることになっておりますことから、今回のコロナワクチンとは法的根拠と町の役割が全く異なることであり、新型インフルエンザワクチンの取扱いを前提にすることは難しいと考えております。

二つ目としまして、集団接種会場での接種についてであります。

学校等の施設内に接種会場を設けた集団接種は推奨されてはおりませんが、接種する際に、個々の意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生みがちであるということが示されておりますが、町の接種会場は総合体育館で行っており、保護者同伴としていることから、同調圧力があるということをご心配することはないかと感じております。

三つ目として、接種会場は総合体育館としておりますので、医師と予診票について面談することがあります。今回は5歳から11歳の小児ということであり、より慎重に行う必要があることと思っております。

このようなことから、町の対応は、一人一人の時間に余裕を持ち、丁寧に対応していくこととしております。

3人の医師の方で100人の接種を予定しているとのことでございます。

本文の中で、川崎市健康福祉局医務鑑、坂本 昇医師は、「実際に市民が圧迫を感じるのには、むしろ接種券が送り付けられる操作である」と述べていることがありますが、2022年2月10日、第30回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会会議議事録であります。この部分につきましては、努力義務の規定についての発言のように読み取れますということでお聞きしました。私も、この発言は努力義務をつける、つけないかの議論の中での発言と感じております。

町では既に接種が始まっているところではありますが、以上の請願の内容と町が行っている内容を確認したところでございます。

このようなことから、町では、国の定める規定に基づき接種体制を整えて行っていることから、また総合体育館の接種会場の対応についても、保健師の方、看護師の方、医師の方、そしてスタッフの方々、大勢の関係者が関わっているため、安心して接種できると考えております。

上記四つの点につきましても、町としては、国の指示の下、しっかりと対応できていることを踏まえ、請願に対して反対の立場といたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

2番、楠元由美子君。

〔2番 楠元由美子君登壇〕

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、5－11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願書に対して賛成の立場として討論します。

長引く感染症により不安な日々を送っている中で、ワクチン接種に期待をされる保護者も多いと思われま

す。厚生労働省からの情報では、米国で5歳から11歳を対象に実施された臨床試験の結果では、16歳から25歳と同程度に抗体価が上昇し、有効性が評価できるとなっております。しかし、これはオミクロン株が流行する前のデータであり、小児におけるオミクロン株に対する科学的根拠は必ずしも十分ではありませんが、新たな知見が得られた次第、速やかにお知らせしますともなっております。

また、令和3年12月23日のワクチン分科会での資料3の中での意見として、副反応のリスクに関する情報提供が非常に重要ではないか。小児は重症化しにくいというのが一般的な理解である。小児にワクチン接種をするのであれば、何のためにするのか、共通理解を持つべきではないのかとの報告もありました。

厚生労働省の資料の新型コロナワクチンを受けた後での注意点では、短時間で起こることのアレルギー反応のアナフィラキシーや、ワクチン接種に対する緊張や痛みをきっかけに立ちくらみがしたり、血の気が引いて、時に気を失うことがある。血管迷走神経反射が接種後すぐに現れる可能性があることと、接種後数日以内に現れる可能性の症状として、50%以上に接種部位の痛み、頭痛、10から50%に筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ、1から10%に吐き気、嘔吐の情報提供をしております。

現在行われている小児の定期予防接種後に、こちらのほうの副反応として発熱が出た場合、2回目の接種において、かなり慎重に、また一定の期間を空けて対応をされていると思われま

す。接種体制におきましては、万が一に備えた体制を町は確保されているとのことで、安全は考えられます。ただし、接種券の中にワクチンのメリットは多く掲載されておりますけれども、副反応などのデメリットに関する情報は限られており、ホームページへの案内となっております。ホームページへ行きますと多くの情報が見れますが、子育てに忙しい保護者の方にとってどこまで御理解いただけるのか不安を感じます。

アレルギーに敏感な小児も少なくはなく、保護者への情報提供の時間は十分に与える必要性があると考えます。

どうか慎重な運用をお願いしたいと希望します。

以上が私の意見です。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願につきまして、不採択の立場で討論を行います。

今回の請願の目的につきましては、共感できるところでもありますが、採択するに当たっては、一般的に願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかなどを基準とすることから、私はこれに準じて判断させていただきました。

請願書に記載されている1点目についてですが、町からの接種券発送が2月24日であります。請願を受理したのが2月21日の午後であり、翌日22日に議会運営委員会でこの請願について協議し、3月8日に総務文教委員会で審査しました。

請願は国民の権利であることは重々承知しておりますが、紹介議員においては、この請願の採択についての審査はいつ行うのか、町の5歳から11歳の新型コロナワクチン接種における実施予定はどのようになっているのか、これらの調査が不十分であったと思います。請願の審査をするには、提出時期が遅過ぎた内容だと思えます。

また、町では、接種券を発送する際に、新型コロナワクチン接種の有効性や安全性、接種後に通常起こり得る副反応、まれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、厚生労働省が発行した説明資料と町からの新型コロナワクチン予防接種についての説明書を同封しております。

ワクチン接種について、打つ、打たないは保護者の同意と立会いが必要であることから、圧力をかけるものとは判断しがたい。

2点目の集団接種会場での接種は行わないでについてですが、厚生労働省では、学校の中での集団接種は行わないようになっております。吉田町の集団接種会場では、副反応に対する物品、体制が整えられており、いざというときの対応ができるようになっております。

また、集団接種会場では、年齢の特性に合わせて丁寧に予診説明を行い、接種については、小児科医師を中心に行うことになっております。

12歳以上の接種と比べて、1日の接種者数を約半分にする予定で、保健師、看護師、医師がより丁寧に相談に乗ることができる体制を確保し、被接種者それぞれの持つ環境への配慮や接種の安全性を十分に確保した上で実施していく計画でありますと担当課長からの説明もありました。

集団接種会場で接種するほうが、小児科医師が必ずいることや、保健師、看護師の対応ができる体制が整っており、安全性が高いと思えます。

山口議員の一般質問の答弁では、実際の接種状況について、「個別接種並みの集団接種ができたというふうに考えております」と担当課課長からの答弁がありました。

3点目についてですが、新型コロナワクチン接種は、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、同法第6条第1項の臨時接種とみなして、厚生大臣の指示の下、市町村が主体となり実施しているものです。

市町村の主な役割としては、国が作成した情報提供資料を活用して、住民に対して情報提

供や個別通知の発送を行うとともに、新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じるものとしています。

予防接種を行う場合には、予防接種法施行令第6条の規定に基づき、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項やその他必要な事項を接種対象者に周知する義務が市町村に課せられております。

こうした中、町では、接種券を送付する際に、新型コロナワクチン接種の有効性や安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応、まれに生じる重い副反応、予防接種健康被害者救済制度について、厚生労働省が発行した説明資料を同封し、さらに町ホームページでは、公益社団法人日本小児科学会や公益社団法人日本小児科医会の小児接種に関するホームページへの外部リンクを掲載するなどの対応をしています。

「今後も引き続きワクチン接種のメリットとデメリットについて十分理解した上で接種の御判断をいただけますよう、保護者の皆様に対し、国や関係機関が作成した資料やその他のツールを活用して周知するとともに、国から発信される新たな情報についても、迅速かつ正確に提供できるよう対応してまいります」と山口議員の一般質問に町長が答弁をしております。

このように、国の特例承認を受けたワクチンを使って臨時接種として市町村で行うようにという国の指示の下、十分接種体制を確保して実施していることから、町としての対応はできていると考え、本請願の採択に反対するものいたします。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 賛成討論はありませんか。

1番、福世義己君。

〔1番 福世義己君登壇〕

○1番（福世義己君） 私は、今回提出された請願について、5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願に賛成をいたしたく表明します。

このコロナウイルスはいまだに分からないことが多く、特に新しく開発された子供用ワクチンには、いまだに動物実験さえ行われていない段階のものであります。それを多くの子供に接種することは大きなリスクがあると思います。

ファイザー社からは、1,291種類のワクチンによる副反応があったと発表されております。

また、ワクチンの成分の中には多くの化学物質の成分が含まれており、これらの成分が人体に入ったとき、どのような影響が起こるか、そのような説明も必要だと思っております。

一度接種されると、確立された治療法がなく、元の体には戻るのが難しいと言われております。

接種する、しないは個人の判断に任せられていますが、十分な判断材料の提供が必要だと思いますので、この請願に対して賛成の表明するところであります。

○議長（大石 巖君） ほかに討論はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

〔11番 河原崎昇司君登壇〕

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎昇司でございます。

私は、請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願に対しまして、不採択の立場で討論を行います。

吉田町内の新型コロナウイルス感染者が、3月22日、今日現在ですね、1,188名の方が感染をされております。ここ2か月で新規感染者が約1,000名の増加であります。大変心配になるところであります。

吉田町では、既に小児に対しての接種券は送付され、小児に対するワクチン接種が始まっております。打つ、打たないはそれぞれの各人の判断ということになっております。

また、最終的には、保護者の同意の上で接種を検討をすることができます。

また、町でも丁寧に説明、案内がされています。

よって、私は請願の採択には反対といたします。

以上であります。

○議長（大石 巖君） ほかに討論はありませんか。

5番、山口一博君。

〔5番 山口一博君登壇〕

○5番（山口一博君） 5番の山口です。

5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願書に対して賛成の立場で発言をいたします。

特に3番目、インフォームド・コンセントを高めるため、申込時にメリット、デメリットを伝えてくださいについて、ちょっとお話ししたいと思います。

厚生労働省健康局健康課予防接種室より事務連絡として、令和4年2月21日に各都道府県、市町村、特別区、衛生主管部（局）御中宛てに事務連絡が届いております。

この内容は、5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体勢の準備について事務連絡が来ております。

この中で、副反応の対応について、このように連絡が来ております。

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築については、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について、これは令和3年の2月1日付に発信されております。各都道府県、各担当局に対し、専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を確保するよう医療機関に協力依頼を行うことや、住民からの相談に対応できる体制を整備することについて依頼しているところである。

小児への新型コロナワクチン接種の開始後も、当該課長ですね、に基づき、引き続き適切な体制の確保が求められるが、各担当課にあっては、特に小児への接種に当たって、次に挙げる事項に対応できことを改めて確認の上、必要に応じ専門的な医療機関の見直し等について検討することと三つ挙げております。

1、被接種者たる小児の保護者からの副反応に関わる相談に対応可能な体制の確保。2、被接種者たる小児の副反応に対応可能な医療提供体制の確保。3、被接種者たる小児の副反応事例に対応するための各機関間の連携対応性の構築と挙げております。

請願書の三つ目にありますように、インフォームド・コンセントというの、医療現場において、お医者様が患者に対して合意を求め、お話しし合って、合意を求めて手術や治療をすることを言われております。ですので、このような町では医療体制が整っているのでしょうか。整っていればいいんですけども、整っていないまま接種をしていると私は感じております。

ですので、一般質問でもお話ししましたがけれども、慎重になってくださいと言っているわ

けで、打ってください、打たれてくださいと言っているわけではありません。メリット、デメリットをこのように伝えてもらいたいということで、賛成の立場でお話ししました。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで討論を終結します。

これから採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、この請願について採択をします。

請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立少数です。

したがって、請願第1号 5-11歳の新型コロナウイルスワクチン接種の慎重な運用を求める請願は不採択とすることに決定をいたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第34、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続審査も申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和4年第1回吉田町議会定例会の全ての日程を終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 御苦労さまでした。
○議長（大石 巖君） ありがとうございます。
-

◎議長挨拶

- 議長（大石 巖君） 令和4年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日以来、22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆さんの御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしません、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- 議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和4年第1回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分